

がことは著見なり。又九品佛堂縁起の略に『養老年中、藤原不比等淡海の草創にて、丈六の釋迦、彌陀、薬師の三尊を安置しに、其の後胤式部大輔任隆の孫式部大輔助隆・當國司にて、其の二男別府左衛門行隆も共に當所の主たるをもて、鼻祖の舊志をつぎ、彌陀六驅を増加ありて、合せて九品の本尊とせしを、尙ほ子孫別府甲斐守頼重・再興あり』と。頼重は文和三年三月十一日卒し、法諡して寂照院香峯常賢大禪門と號す』と見ゆ。

3 居城 幡羅郡別府城は此の氏の居城にして、新編風土記に「東別府村の中程、今も四方に土居の跡残り。構への廣さ東西四十間、南北三十間許、此の内に春日の社あり。社地の外は年買地なり。傳へ云ふ當所は別府次郎行隆より尾張守長清まで數代住せしが、其の子三郎左衛門顯清、天正年中忍城に籠り、家祿を失ひしより廢すと云ふ。成田分限帳に「永五百貫文、別府尾張守長吉」と載せたるは、則ち此の長清なりと傳ふれば、其の頃の家祿は推して知るべし』と。又「別府陣屋は四別府村の中程にあり、別府氏の居住の地と云ふ」とあり。

4 利仁流藤原姓 長門本平家物語に「宮崎太郎の弟別府次郎爲重」あり、宮崎條を見よ。

5 美濃の別府氏 本巢郡の別府邑より起る。土岐系圖に別府二郎行高見ゆ、廣瀬條參照。又別府城(德積村別府村地下)は廣瀬軍人と云ふ者の居城なりといひ、同所住人に齋藤八郎左衛門利基、同石見守利依、同大和守利盛ありとぞ。

6 信濃の別府氏 小縣郡の豪族にして、別府城(別府村)に據る。永享年中、小笠原政康に亡きると。根津氏配下の將に別府氏ありて、生島社起請文に見ゆ、同一氏ならん。

7 因幡の別府氏 別府壹岐守仲澄等あり。8 佐々木氏族 長門の豪族にして、佐々木系圖に「定綱一行綱(長州伊佐別府七郎左衛門尉相傳也)一義綱」と見ゆ。

9 同上鹽谷流 佐々木系圖に「鹽谷近江列官貞清一顯清(別府)一高顯(別府二郎左衛門)一高清(二郎)」と載せ、又高顯の弟に清綱あり。

10 河野氏族 伊豫國の豪族にして、河野系圖に「通信一通廣(別府七郎、左衛門尉)一智真坊(一週上人也)」と見え、また

一本に「通清一通經一通廣(別府七郎)」と見ゆ。通廣の弟(又子とも云ふ)通秀は有名なる一週上人也。又越智系圖に「通廣(別府六郎左衛門、河野六郎とも云ふ)一通朝(別府七郎、法名如道)一通高(七郎、弘安の比、蒙古合戦に筑前長州庄を賜ふ)一通榮(七郎)一通孝(孫三郎、法名乘道)」と。又通朝の弟に「伊豆房(仙阿上人)、知來坊(號一週上人、日本時宗開山)、通定(號聖成上人、栗上)」等見ゆ。而して豫章記に「通治は鎌倉へ下り、訴訟を致す處に、因窮の鉢に成りて取次ぐべき人もなし。若やとて在鎌倉する程に、綱々無力は極りければ、術計・盡き果て出家通世の志出來して、相州藤澤の道場は一週上人の御建立の地也。一週と申すは先祖通信の孫別府七郎左衛門通廣の子智真坊と云ふ也。故に不斷申し通じける。通治もゆかりの色の藤澤に參つて、薄飾の由を望み申しける。上人曰ふ、御懇の至りと雖、全く餘儀に非ざる也。故を如何にと申すに、御家の事は世に隠れなし、徒に御捨あるべきに非ず、御身一つこそ捨て給ふ共、後の悦をば殘し玉はでは叶ふべからざる也。愚僧等は桑門の隱士な

れば、一向世上の便無く候。爰に建長寺の長老南山和尚(土雲)は一朝渴仰、盡世の歸依斜ならず、殊更、鎌倉將軍御崇敬。他に異り候。縱へ御發心有る共、彼の門下などに入り給はゞ自然便有るべしと口説立て宜ひければ、慈悲の旨誠に有り難く存ずる也』云々と。また二名集に「一週上人は別府七郎通廣の男、勝壽丸越智通秀・發心して智真坊と號す、是れ時宗の祖なり。建治元年始めて遊行す。藤澤寺の開山にして、正應二年遷化せり。上人發心の故は親族に遺恨を挾む者ありて、殺害せられんとせしに、統を蒙りながら、敵の太刀を奪ひ、命を助かりし故とぞ。其の後建治中、熊野に參籠し、神託を蒙りて諸國を遊行する事を始む」と云ひ、又一書に「遊行上人は七歳、伊豫の國天台宗得智山繼教寺に登り、其の後聖道を捨て、淨土に歸す。正應二年、兵庫津の四月山眞光寺に寂す、年五十一」と見ゆ。その他、又豫章記に「通信(對馬三郎、母別府七郎左衛門尉の女)など載せたり。

11 文姓 土佐國安藝郡の室津別府より起り。一に惟宗姓と云ふ。室津の舊主にし

て、同村荒神社の棟札に「荒神御社、地頭文氏虎王丸、應仁元丁亥十一月」と録し、古城記に「室津は別府盛忠・之に居る」と。一説には安藝氏庶流と曰ふ、權太平記に「文明三年の夏に至りて、四國へは土佐の別府新左衛門尉泰親・國司の下知に従はずして、竊かに一揆を企て、所々に城郭を築きて兵を籠め、當國一篇に引亂さんとす」云々と云ひ、又畫簡集に「今按ずるに文氏は室津城主、姓は惟宗也。蓋し奥野根城主長盛と同姓なること疑ふべきなきも、但未だ分派を知らざるのみ」と(南路志等)、その他、惟宗、安藝、文等の條參照。

12 久佐賀別府氏 これも土佐にて高岡郡別府より起るか。佐伯文書に「土佐國久佐賀別府彦九郎入道跡の事、軍忠あるに依りて宛行ふ所也。早く先例を守り知行せらるべきの狀、件の如し。曆應三年十二月十九日、權律師細川定禪、聖田又三郎殿」と。

13 豊前の別府氏 築城郡の別府邑より起る。傳説には「昔百合若大臣・其の臣別府太郎を遣はして、城を此に築く、因りて築城村と云ふ」と云ひ、倉城大略志に

「築城町云々、別府太郎、次郎屋敷」と。又國志に「別府太郎次郎の屋敷跡と傳ふる所あり」と載せ、又一に「豊後國より、別府太郎國廣と云ふもの、當郡別府村楠の城に居る時、寶積寺を祈願寺とす」と述べ、又一に「楠城は永祿の頃、別府太郎、同次郎居る」など傳へらる。

14 大藏姓 筑前の豪族にして、大藏氏系圖に「岩門種輔一種良(別府次郎)一稱清(別府太郎)、弟種長(或水四郎)」と。又種長の兄、鞍手權守種宗一稱輔一稱弁(別府太郎)と見ゆ。百合若大臣の家臣と傳へらるゝ別府利部貞澄、貞貫兄弟も此の族か。

15 伊佐平氏 薩摩郡河邊郡加世田の豪族にして、鎌倉の初め、川邊平次郎大夫吉道(又良道)の四男別府五郎平正明此の地を領せしに始まると傳へ、氏は早く建久八年の内裡大番交名に、別府次郎を載せ、又建久の圖田帳に「加世田別府下司鹽田太郎光澄、千與富權司彌平五信忠、村原地頭佐女島四郎云々」とあり。又地理纂考に「武田村別府城は加世田城とも云ふ。建久の頃、別府五郎平正明・加世田を領して居城とす。正明は川邊平

次郎大夫良道が第四男なり。世々別府氏の所領にて、別府を家號とす。應永年中、別府氏勢衰へ、守護方に應ず」と。その後も多く、近く西南役に別府新助、別府九郎等あり。

16 大隅の別府氏 給羅郡四別府邑より起る。調所建治二年文書に「永富二十丁二反、御家人別府二郎長光」など見ゆるは此の氏人也。

17 上別府氏 日向記に見ゆ、一七五四頁を見よ。

18 服部氏族 伊賀國の豪族にして、別府邑より起る。服部條を見よ。

19 雜載 その他、藤樹先生行狀に「大瀧の郡主分節伊賀守の仕士別府氏」を載せ、又香宗我部記録に「百五十石別府平左衛門」見え、その他、備中、播磨、攝津、伊勢、志摩、武藏等に存す。

別浦 ベツブ 津輕に此の氏あり。
別又 ベツマタ
別屋 ベツヤ
別山 ベツヤマ 越後に此の地名あり。
別倭 ベツワ コトヤマト、及びヤマト條を見よ。

戸内 ヘナイ 土佐に此の地名あり、その

他はトウチ條を見よ。
紅江 ベニエ 堀尾山城守給帳に「百二石紅江彌次兵衛」を載せたり。

紅瀬 ベニセ
紅露 ベニツユ
紅林 ベニバヤシ タレバヤシ條を見よ。
猶ほ勝山酒井藩用人に此の氏あり。

紅屋 ベニヤ 石見に此の氏見え、又泉州堺の茶人に紅屋宗陽・名高し。

臙脂屋 ベニヤ 堺の豪商也、高山條參照。
戸貫 ヘヌキ ヒエヌキ條を見よ。建武元年四月晦日文書に「戸貫出羽前司殿」と。

戸之内 ヘノウチ トノウチ條を見よ。
邊原 ヘハラ 越後の名族にして、小野村内宮権現様札に「高一撰業・邊原殿」を載せ、領主附に「邊原式部少輔・十一町三反中」と見え。

戸原 ヘハラ ヘハル トハラ 邊春條を見よ。
戸春 ヘハル ヘハラ
邊春 ヘハル
1 調姓黒木氏族 筑後國上妻郡邊春邑より起る。領主附に「黒木末、邊春勘ヶ由。立花城に居り、十一町三反中を領す」と載せ、明覺に「天正初め邊春村高桑谷」

城に居る、云々」とあり。
而して肥後新撰事蹟通考に「親貞・邊春加賀守、玉名郡十町村、板橋村、藤田村、前原村の内、山鹿郡茂賀浦、筑後國邊春村等百二十町を領して、十町坂本城に居る。南關紀開、大友義統の書簡に「親貞事、當方に對し連々別なき覺悟の由、承知せしめ候。偏に其の方才覺故に候、感じ入り候。仍りて其の國五十町分（坪付在別紙）の事、預け置き候。知行あるべく候、恐々謹言、二月九日、義統判、邊春常陸入道殿」と。按ずるに常陸入道喜連は親貞が一族也。山鹿郡生村を領す。其の子生津津守親延は生生城に居る、因りて家號を學生と改む。又小代文書、大友宗麟の書中に天文の頃、邊春藤原守あり。

その男親行・能登守、天正十五年冬、佐々木成政に叛して、和仁親實と田中城に據る。成政・密かに圖つて親行に通ず。親行・其の詐謀に陥り、親實の侍臣堀藏人と謀して、遂に親實を殺して、火を城屋に放ち、成政に降る。然れど成政・其の不義を惡み、却つて之を賞せず。親行・流浪して終に吉地村に於いて病死す。その男次郎は一に熊市に作り、又次左衛門

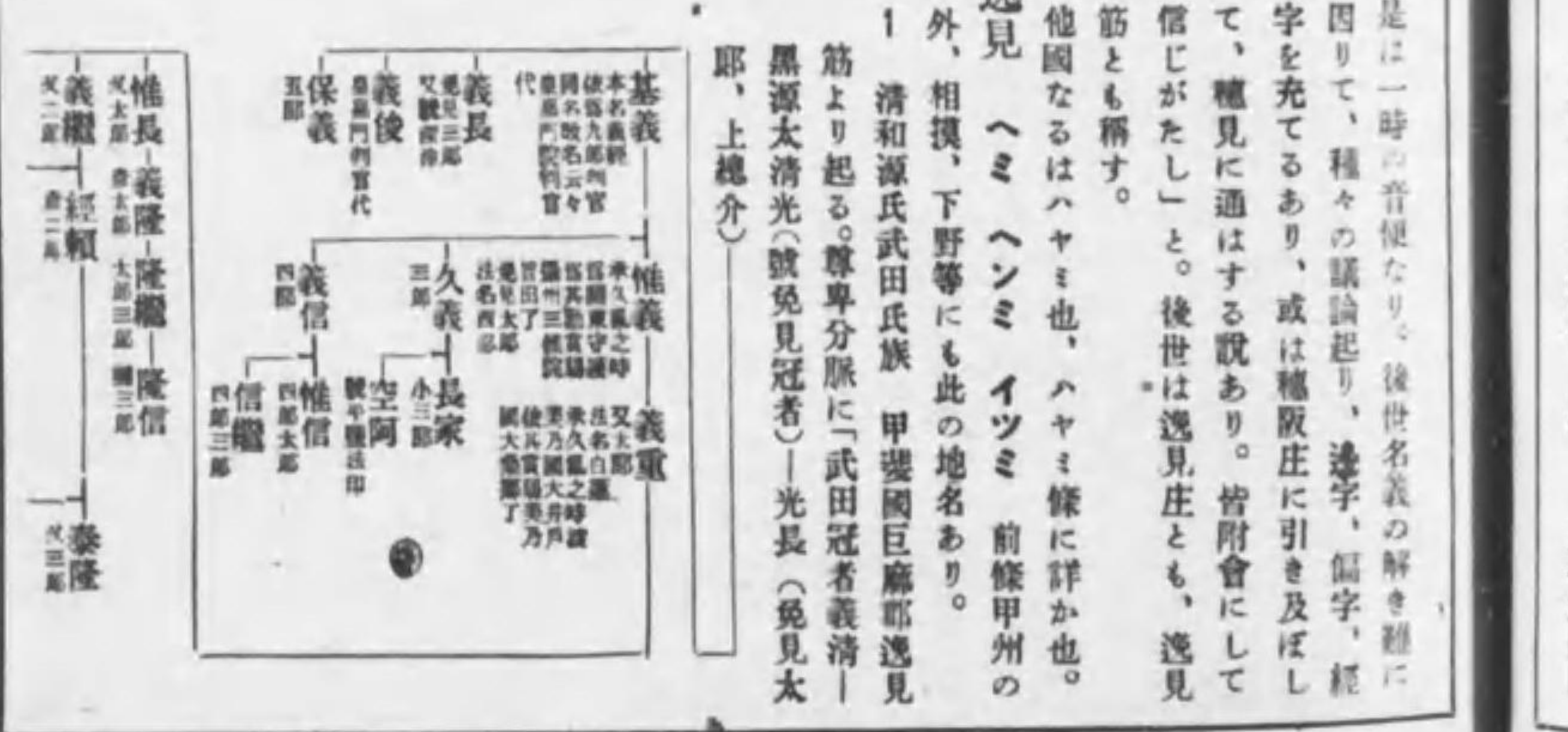
是は一時の音便なり。後世名義の解き難に因りて、種々の議論起り、邊字、偏字、經字を充てるあり、或は權限庄に引き及ぼして、權見に通はする説あり。皆附會にして信じがたし」と。後世は逸見庄とも、逸見筋とも稱す。
他國なるはハヤミ也、ハヤミ條に詳か也。
逸見 ヘミ ヘンミ イツミ 前條甲州の外、相模、下野等にも此の地名あり。
1 清和源氏武田氏族 甲斐國巨摩郡逸見筋より起る。尊卑分脈に「武田冠者義清・黒源太清光（號逸見冠者）—光長（逸見太郎、上總介）」

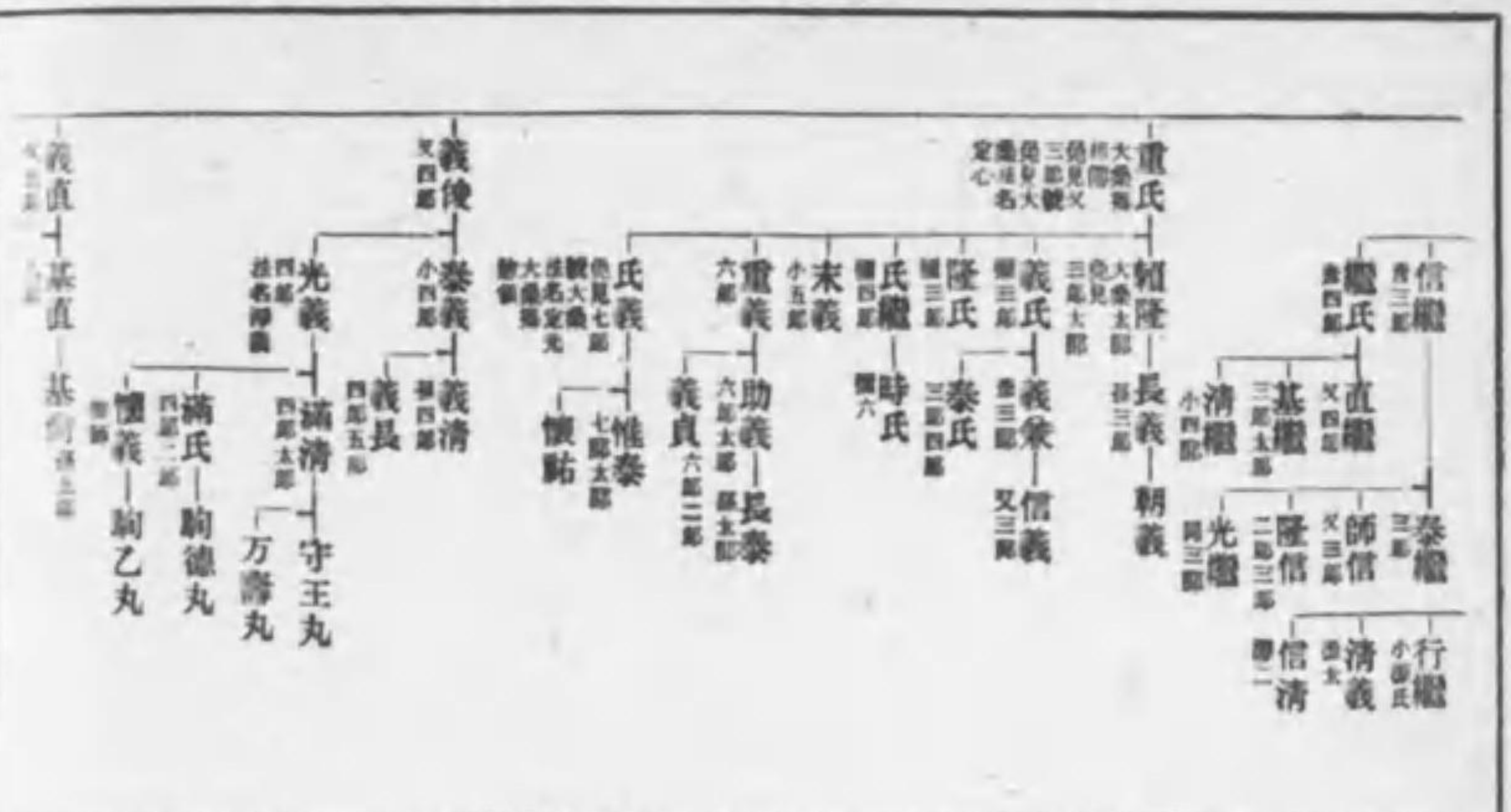
と云ふ。加藤家に仕へて三百五十石餘を領す」と。蓋し同族ならん。
筑後邊春氏居城は將士軍談に「上妻郡邊春村高桑谷施城跡（明）、天正の初、邊春勘解由・之に居る（明、今按ずるに、此の城、天正十年堤氏の爲に陥る所となり、城主邊春藤原守鎮信・死す。稻貝記に見ゆ）と載せたり。
又肥後軍記に「天正三年、龍造寺隆信・三軍をおごそかにし、筑後に御出張、山野に放火し、天地をかすめて戸原親連が戸原城をぞ圍みける。川崎氏・戸原をすくふにより、御軍はかゆかず、御逗留あり。田尻種種は筑後にても名ある弓取なりしが、龍公に通ずる故、國內大形從服す。天正九年に至り、鍋島信生公・戸原を攻められ、親連は逐電し、城も一片の煙となれり」とあるも、此の氏に同じ。

2 菊池氏族 前項氏に同じ。和仁條參照。
3 雜載 その他、増山正憲事實に邊春善左衛門を載せたり。
蛇口 ヘビクチ 南部參考諸家系圖に蛇口藏人吉政等見ゆ。
蛇塚 ヘビツカ 肥後國の豪族にして、菊池氏の族にして、菊池系圖に「（小野崎）林原

余三條參照。藤三郎武定—定氏（蛇塚九郎）と載せ、一本に「隆登—隆重（林原九郎）—定氏（蛇塚三郎）—隆香（孫四郎、安藝守）」と。また菊池風土記には「隆重—定氏（彦鶴丸、蛇塚三郎、筒突川戦死）—隆香（孫四郎、林安藝守、武重武光兩代の執權）—則勝」と、子孫林條第四十五項を見よ。又定氏は一に宗氏に作る。その他、子孫・林、中山、平山、小野、中山等の條にあり。
居城は風土記に「菊池十八外城、馬渡城・蛇塚九郎代々住」と。

免見 ヘミ 逸見氏に同じ。
速見 ヘミ ハヤミ 和名抄、甲斐國巨摩郡に速見郷を載せて倍見と註し、高山寺本には倍美に作る。國志、叢記等に「速見又倍見に作り、其の外の記録には皆逸見とせり。按ずるに、逸見は波置なり、古事記にいへる、武内宿禰の男、波多八代宿禰の裔、波美臣が賜はりし地なるか。波美は反鼻なり。又逸の字をもハヤと訓めり、構の逸勢と云へる類なり。速の字も同じくハヤと訓みたり、ハヤはハに約まり、浪速津と云ふが如し。然らば逸見、速見、共に波美の假字にて、倍見と訓み通ふべし。他邦の人ヘンミと呼ぶ者あり、反鼻の假字に似たれども、





次に諸家系圖には「義清—清光—(逸見)光長(母は信義に同じ、信義と同胞、大治三戊申八十五生、號逸見冠者、上總介)—基義(本名義經、號逸見太郎)—惟義(太郎、承久亂に關東の守護となり、勳賞として攝津國守護職を給ふ)—重義(又太郎)」とあり。

2 氏人 平治物語に甲斐源氏逸見氏を載せ、平家物語に「甲斐國には、逸見冠者義清、その子太郎清光、武田太郎信義、一、一條、板垣云々、逸見兵衛有義」と見え、又源平盛衰記にも、甲斐源氏、或は一姓の源氏と載せ、また卷十三に「甲斐國には逸見冠者義清、同太郎清光、武田太郎信義、同弟に加々美次郎遠光、安田三郎義定、一條次郎忠頼、同弟板垣三郎兼信、武田兵衛有義、同弟伊澤五郎信光」とあり。

次に東鑑、治承四年條に逸見冠者光長、建曆三年、和田一味討死の人々の中に逸見五郎、同五郎、同太郎、鹽谷三郎維時、また卷四十に逸見三郎等見え、又承久記卷三に「へんみの入道、下つて太平記卷二十四に逸見又三郎、同源太、三十四に逸見美濃入道、合弟刑部少輔、同持部助、

また「先づ一番に荒手案内者なればとて、甲斐の源氏三千餘騎にて押寄せたり。新田武藏守と戦ふ。是も荒手の越後勢、同三千餘騎にて相懸りに相懸りて、半時計り戦ふに、逸見入道以下宗徒の甲斐源氏百餘騎討れて引退くなど見え、又柏尾山正中三年三月廿五日文書、修理權大夫平朝臣の下知狀に「當寺の在所深澤郷の地頭逸見彦三郎長氏、武田八郎助政、同四郎三郎政泰、野呂孫二郎政行」等を載せたり。

次に鎌倉大草紙に「甲斐國の住人に逸見中務丞有直と云ふ者有り。古より逸見、武田、小笠原三家は、甲州の大將なりしかば頼朝の御時に、加賀見小笠原は信濃の守護となり、信州に移り給ひ、甲州半國を石澤五郎に給はり、それより代々初は本郡を知行有り、東郡は加藤、西郡は逸見給はりしを、後には一圓に武田拜領して、加藤は被官に成り、逸見は公方へ御奉公の跡也。西郡の名字の地計、知行有りしかば、いかにもして武田を絶して甲州一圓に守護せばやと、持氏公へ忠功を盡されける。今度源秀・逆心して、京鎌倉より退治成されしかば、武田守備守

入道は源秀の弟也、千葉修理大夫兼龍は智也。兩人ともに持氏の寵臣二階堂三河守は逸見縁者なれば、是を頼み、色々甲斐の事望み申しける」と。

かくて應永廿四年正月、源秀敗死し、武田信滿・本州に歸る。逸見中務丞有直、本州を奪はんとして持氏に訴ふ。持氏、上杉淡路守憲宗をして信滿を打たしめ、信滿・都留郡に之を繋ぎしも衆寡敵せず。二月六日、木賊山に入り自殺し、その弟信元、信滿の男三郎信重、右馬助信長、高野山に逃る。逸見中務丞有直は、持氏より甲斐全國を賜ひしも、將軍の承認なく、右馬助信長・歸國し、郡内の加藤入道梵玄と共に西郡に押寄せ、逸見と戦ふ事連年也(大草紙)。同二十八年九月、持氏・吉見伊豫守範直に命じて、甲州に發向し、武田八郎を退治せしむ(南方記傳)。

其の後、逸見は元の如く西郡名字の地ばかりを知行する事となれり。以下各項にあり。

3 甲斐の逸見氏 前二條を見よ。又拙著甲斐に「甲斐源氏の祖義光・甲斐守となりて本州に下向し、嘗て逸見郷に館す、これ後の逸見山の館也と。其の子義清・

逸見冠者と稱し、清和源氏系圖には「義清、號逸見兵衛」と見ゆ、其の子清光・逸見太郎、又逸見冠者、其の子光長もまた逸見冠者と云ふ。然らば光長は義光以來の逸見山の館を相續せしものにて、一族の嫡宗たりしが如くなるも、其の實然らずして、武田氏より遙に下れり。即ち東鑑治承四年九月十日の條に「甲斐國源氏・武田太郎信義、一條次郎忠頼以下」と云ひ、また二十日條に「武田太郎信義以下源氏」また十月十三日條に「武田太郎信義、次郎忠頼、三郎兼頼、兵衛尉有義、安田三郎義定、逸見冠者光長、河内五郎義長、伊澤五郎信光」等と見え、武田太郎信義を首としたるによりて知るべし。

世に傳ふ、光長信義の二人は共に清光の太郎にして同日生れしと、されど、その地位の懸隔せる點は甚だ怪むべし。蓋し信義は古代武田氏を襲ひしものにして、其の實力既に逸見氏を越ゆるに、なほ其の子忠頼等、一條、板垣、米倉、石和、一宮、奈古等、本州中心地に並り、各その地の舊勢力を併せしを以つて國內の人心を集むるを得しものならんか。光長の後は、其の子基義(本名義經)—惟義—義

重一惟長一義隆一隆信、及び惟長の弟義繼、其の子繼頼一泰隆など、分脈に見ゆ。されど大名を得ず、その衰微せしを知るべし。而して武田信義の三男兵衛尉有義・早く既に逸見四郎、又は逸見冠者と稱す、曾我物語、源平盛衰記、平家物語等に見えたり。即ち信義流の勢力の逸見の地に及びしを知るべし。なほ安田三郎義定の四男に逸見孫四郎貞長、其の男太郎清俊と云ふも見ゆ。されど後世榮えしは有義の流にして、應永の頃、中務承有直あり、系圖に『有信一有朝一有綱一有政一有直』と見ゆ。大双紙に『古より逸見、武田、小笠原三家は甲州の大將なり。四郡は逸見に給はる云々』と。後鎌倉持氏に屬し、武田と戦ひて一時本州の守護となりし事前項に述べたり。武田信元・守護となるに及び、四郡名字の地を知行す」と。

逸見郷中にて最も高き處にて數里を下視すべし。遠く望めば茶臼の形に似たりとて、茶臼山とも名づく。古傳に「逸見源太清光・此の城にて建久六年六月より崩み、正治元年六月十九日逝す。乃ち城内の鎮守八幡宮に配祀し、開源明神と號す。子孫尚ほ之に諱り相續せり」と。按ずるに甲斐源明神なるべし。子孫とは逸見光長の裔之に居るにや。清光の墓は城内の四麓に在り、置築の高一丈餘、上に五輪の石塔一基・高五尺許、頗ぶる古様なり。大八田村の清光寺に牌子を置く。東鑑に「治承四年九月十五日甲子、武田太郎信義、一條次郎忠頼以下、信濃國中山の徒を討得、去る夜、甲斐國にかへりて逸見山に宿す。而して今日、北條殿・其の所に到着す。二十四日、癸酉、北條殿、並に甲斐國源氏等・逸見山を去り、來りて石末御厨の處に宿す」とあり。今特に逸見山と唱ふる處は無し、蓋し其の地を總稱せしならん。古時は險に倚りて要害を構へて本城とし、平日の居館は便宜の地に設け、其の間一里二里餘を隔つる處もありき。所在存する者皆爾り、殊に本州は信玄の時に建びて、州中に城壁

の設けなきを以つて相誇り、他に武威を示すの一端となす風俗なれば、今時疊邊の屹として存したるは、大抵壬午以來に修理を加ふる所と云ふ。然れば逸見山の館も谷戸は本城なれども、地僻なる故に若神子の通衢に居館を構へしならん。又源太ヶ崎迹と云ふ處津金村にあり」と。又「中丸壘は中丸村内に三方断えたる孤山あり、其の行きツマリ方一町許の處、即ち本丸なり。北は原野に續き、濠壘歴然たる要害なり。里人は逸見清光の壘と云ひ傳ふ」と。又御嶽山「中宮地主魂正大明神は逸見太郎清光再建立」と傳ふ。4 武藏の逸見氏 新編風土記、秩父郡薄村屋敷跡條に「村の東邊小名小澤口にあり、小澤左近なるもの茲に居りしと云ふ。今に逸見太四郎と云ふ者・其の跡に居れり、彼れが先祖若狭守は、甲州より移りて初めて此處に住居して、今に子孫つゞけりと云ふ、されど證とするものなし」と。又同郡高松城(下日野澤村)は「村の東にありて登ること凡そ十町にして、山上平坦四十間四方許、所々堀切り等、今猶ほ存せり。鉢形北條氏邦の臣逸見若狭守の城墟なり、若狭守子孫野卷村に豊居

し、今野卷村の名主役を勤む」と載せ、野卷村條に「先祖は藏人佐と號し、北條氏邦に屬したる由にて、古文書八通を所持せり。其の文書を案ずるに、以前は甲州武田家臣にして、信玄の下知にて當郡へ來り、日野澤の内、高松城に住せしが、小田原北條に屬し、夫より氏邦が旗下となりとぞ。天正十八年御打入の時より民間に歸し、當村の里正とはなれり」と見ゆ。第九項參照。又北條氏邦の臣に逸見美作守あり、櫻澤郡末野村を領す。又男衾郡鉢形城に逸見曲輪あり、逸見若狭守の屋敷跡也。又多摩郡杉本陣屋(後ヶ谷村)は古へ逸見四郎左衛門住居せし所なりし由なり。又埼玉郡等にも在り。

又田村郡に逸見氏あり。7 相摸の逸見氏 三浦郡逸見邑より起るか。東鑑、建保の亂に、逸見太郎、同五郎、同次郎等あり、三浦黨也。此の地の豪族かと云ふ。8 三河の逸見氏 幡豆郡細井村の士に逸見源兵衛あり。9 美濃の逸見氏 第一項氏の一族にして後世最も榮ゆ。系圖に「惟長の弟又三郎重氏(法名定心)の後」とす。此の人・美濃大衆にありて、逸見大衆氏とも云ふ。其の子「源五郎重正(正重、又太郎)一太郎左衛門義高一又太郎義景一源五郎義房一源太郎義仲(源五郎)一源三郎義治一源太郎義兼一源太郎義忠(上總介)一四郎左衛門義久一小四郎左衛門義次一左馬助義助(彌吉、相摸大住郡三百三十石領)一八左衛門義持(左馬助)一八左衛門義寛一同義教」とあり。オホタハ條參照。氏人は第二項、第十項參照。又家譜に「義忠・武藏國秩父郡に移りて北條安房守氏邦に屬し、その孫義次に至りて徳川氏に仕ふ」と、第四項參照。家紋花菱、三菱の葉、丸に十文字、割花菱、十文字、菱の内花菱、丸に花菱。武鑑に

長詳は漢口主膳正直養の男にて、逸見軍人副長が養子、三千俵を領す。10 若狭の逸見氏 第一項氏の一族にて、守護武田氏に従ひて移り、又榮ゆ。應仁記に「武田方逸見駿河守」、また卷三に逸見駿河守入道、應仁略記に「武田方逸見の彈正」など見え、應仁私記に「逸見彌次郎(源義遠)」を擧ぐ。その後、永正十二年十月、丹後一色氏家臣延永源八・八千餘騎を率ゐて寄せ來る。逸見河内守、これと同心すと。而して見聞諸家紋に



逸見甲斐守長詳



逸見駿河入道

と。後に高濱の逸見駿河守(昌經、法名永善)は信長に屬す。系譜と傳記に「高濱城(天王山附近の山)は、逸見駿河守昌經の本城也。逸見氏は武田一族なれど、叛を謀り、河内守をして武田義統を攻め、反つて敗らる。後石山城主武藤上野介を亡ぼして佐分利郷を併す。天正九年、駿河守死し後繼者なし。信長三千石を武田

元朝に與へ、五千石を溝口氏に與ふ。又高濱村碎山に富城の出城あり」と。又北ノ丸(高濱村海畔天王山)も逸見駿河守の郭也と。その他、武田、澤村、丹羽、瀬尾等の條を見よ。

11 丹後の逸見氏 應仁記に「丹後國へは、武田大膳大夫・給はりて、逸見駿河守、青江、貫科、四月一日打ち入りける」と。而して加佐郡の市場城(市場村)は逸見駿河守の居城也。駿河・若州武田氏の代理として、富國に移り、設樂市場城に籠り、後一色氏に仕ふ。

12 山城の逸見氏 翁草に「一萬八千町、山城の内・逸見三郎」とあり、眞偽不明。

13 河内の逸見氏 交野五ヶ郷總侍中連名頼に「種谷村惣侍中・神主逸見志摩守義繁」を擧ぐ。

14 紀伊の逸見氏 日高郡矢田莊を領す。續風土記、同郡「土生色古城跡。字城の内」あり。逸見萬壽丸源清重の居城なり。萬壽丸は、新羅利部少輔源義光の二男、武田利部少輔源義清の嫡男・甲斐國城主逸見源太清光八代の後胤、逸見四郎太郎源清の二男なり。正平年中、後村上天皇に奉仕し、戦功に依り、富莊を賜はり、富

所に住す」とあり。子孫瀬戸條を見よ。

15 阿波の逸見氏 故城記、上郡美馬三好郡分に「逸見殿・源氏、別斐斐立引龍」と載せ、又一本に「美好郡、逸見殿・源氏、破斐二引龍」とあり。細川兩家記に逸見氏の三好山城守に従ふ事見ゆ、此の流か。

16 藤原姓 これも阿波の名族にして、故城記に「逸見殿・藤原氏、斐」と見ゆ。

17 讃岐の逸見氏 全讃史に「庵治城は逸見源左衛門・居る。今の事休寺は其の墟也」と。

18 安藝の逸見氏 藝藩通志、高田郡條に「逸見吉左衛門宅址・秋町村仁後」あり」と。その他、賀茂郡四條色の名族など多し、武田氏に從ひ移りしならん。

19 雜載 逸見甲斐守時之の男逸見出來丸は大坂城主となり奮戦死すとぞ。又信州人逸見美作守直は小笠原射禮家として名あり。その裔に安岐守直直、その男小左衛門直治等皆名高し。その他、石見、備後、備前、攝津、山城等に存し、又四南役に逸見十郎太あり。

邊見 へみ へんみ 前條に併せ云へり。その他、八戸南部藩用人に見え、又武藏、攝津等に多し。

辨 ベン 官名(左右の大中小辨)より起る。源平盛衰記に「辨入道貞憲の娘、阿波内侍」あり。その他にも多けれど、氏となりしものは未だ見ず。

卞 ベン ノシロコ條を見よ。

篇岡 へんろか 大和國山邊郡の豪族多田氏旗下の士に篇岡主殿あり。

邊牟木 へむき 薩隅の大族にして、地理纂考、河邊郡南方柳目村條に「行館趾・島津家久の行館の趾なり。今邑士邊牟木氏の宅地なり」と。

辨官 べんくワン 官名より起る。

辨慶 べんけい 幕府小給地方由緒書に、「大棟梁辨慶小左衛門、權現様御代、祖父仁右衛門儀、天正の比、召出され、地方百石を下置かる云々」と。

便々館 べんべんくワン 狂歌師初代便々館朝龍は大久保平兵衛正武(藤原姓)、二代龍包慶は幕臣阿久澤彌市也。

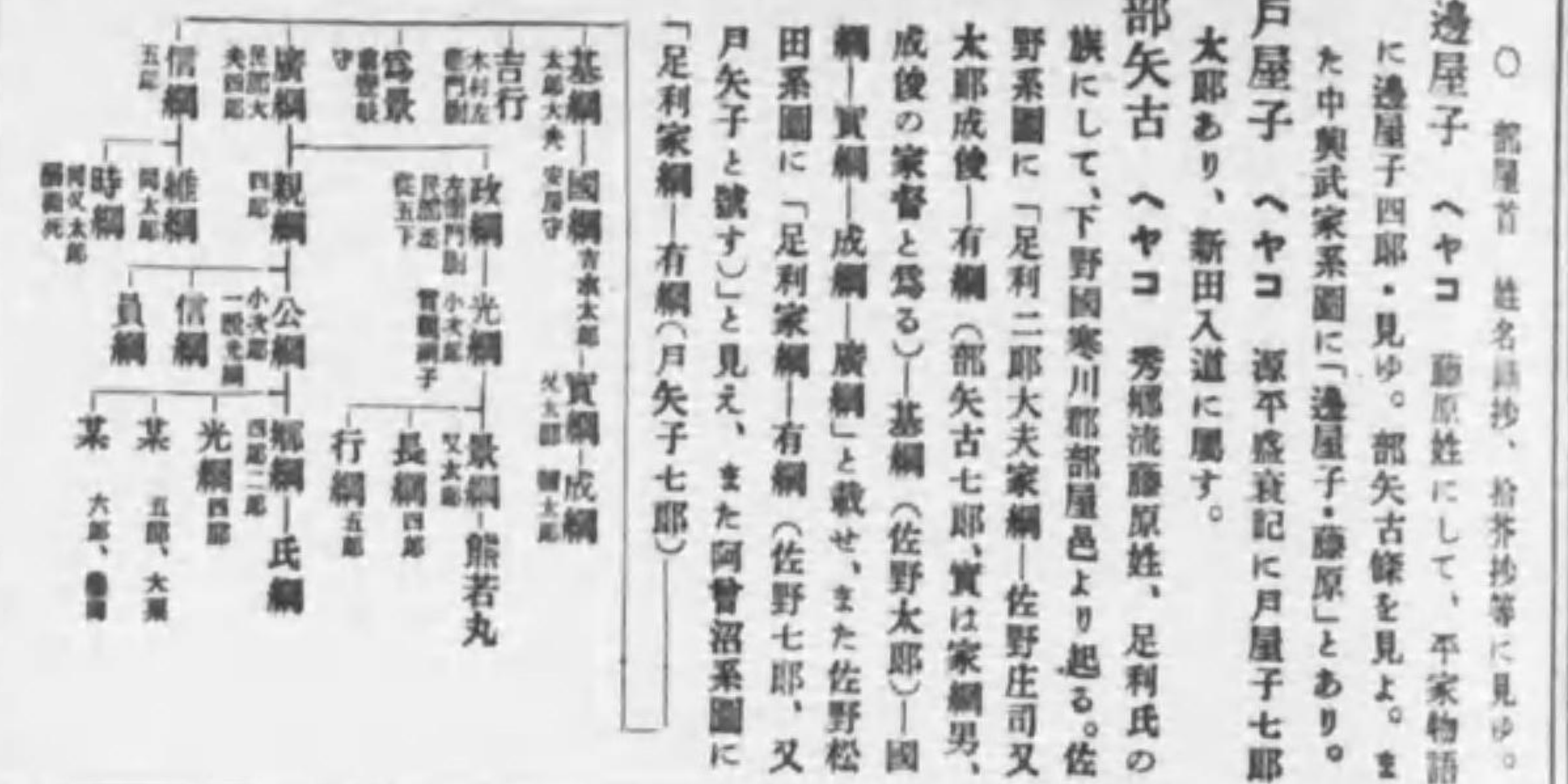
逸見 へんみ へみ、及びいみ條を見よ。この訓も多し。

邊見 へんみ 同上。

邊室 へむろ 土岐條を見よ。

戸室 へむろ トムロ條を見よ。

部屋 へや 下野に此の地名あり。



と。又下野國志に「安藤大夫家綱一有綱(戸矢子七郎)佐野、阿曾沼、木村等の祖」とあり。

氏人は前數條を見よ。又參考源平盛衰記に「戸屋子七郎(伊藤本)には戸屋子を載せず、如白本には部矢古に作り、八坂本は部屋子に作り、印本、鎌倉本、佐野本は邊屋子に作る。又一本佐野本は七郎を四郎に作る)、太郎(長門本)には太郎の上に其の子の字あり、餘本には太郎の字なし」と。而して一に下野國都賀郡鍋山布間城を戸矢子氏の居所と云ふ。

戸矢子 へやく

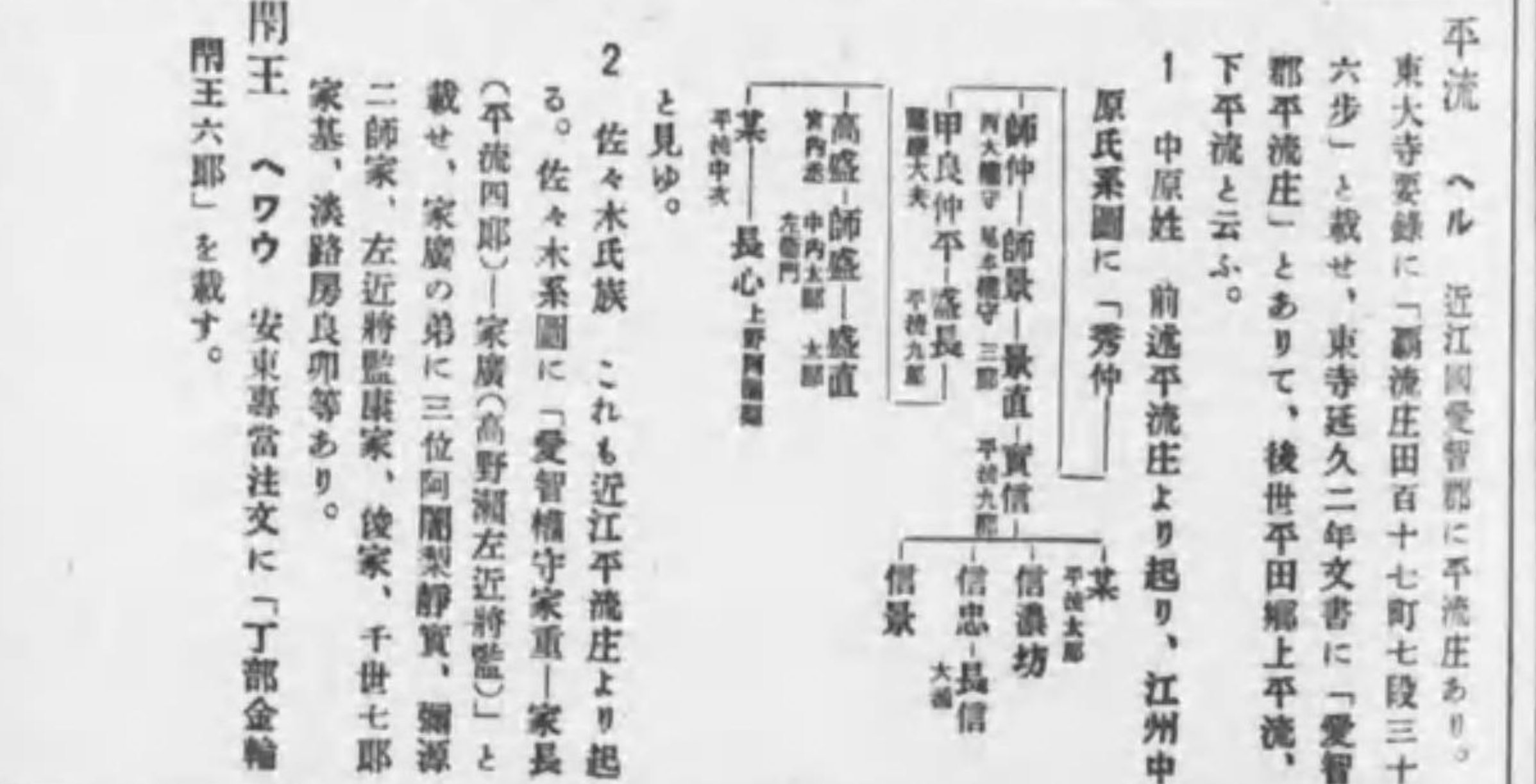
部屋子 へやく

部谷田 へやた 岩代國安積郡戸谷田(部谷田)邑より起る。應永十一年當地方大名起請連署に部谷田沙彌勝慶あり、東勝寺を菩提所とす。藤原南家安積伊東の一門かと云ふ。

戸谷田 へやた

範尾 へらヲ 日向記に「田代三方領主寛尾彦三郎」を載す。

範津 へらツ 伯耆の豪族に範津豐後守教忠あり、正平九年、汗入郡退休寺を開基す。その他はノツ條を見よ。



穂國造を繼承したものであらうか。しかし、上が國造になつてからも、治所は、やはり穂(本野原)の地にあつたと思ふ、それは後世郡家が、その地にある事によつて容易に想像する事が出来る。近世一宮附近を藤目郷と呼ぶ、これは和名抄の雀部郷の遺りであらうか、果して然らば國造と同族なる雀部臣の故地であるかも知れない。

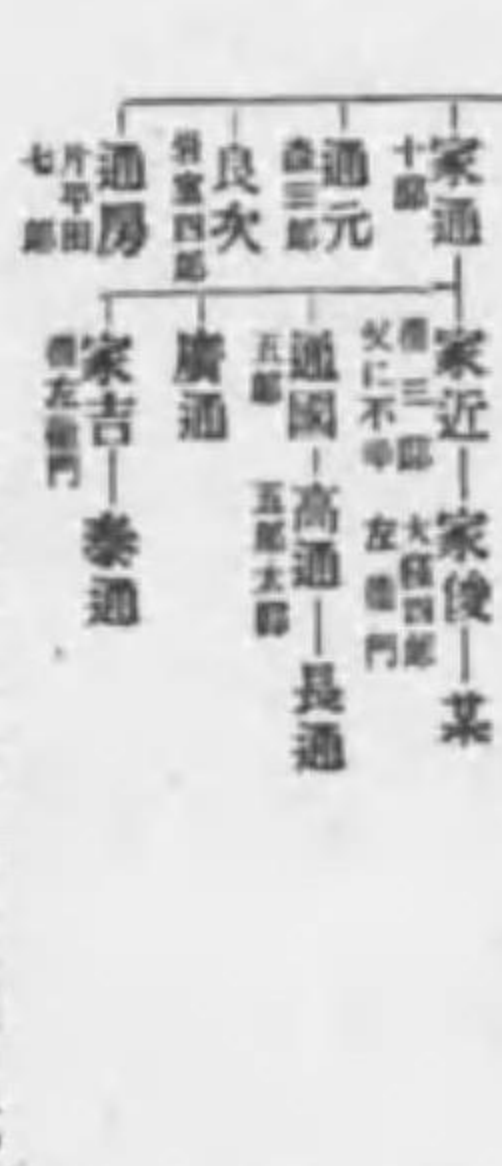
或は思ふ、後世永く穂別の一族なる草鹿部氏が一宮草鹿神社の祭祀を掌つて居る所を見れば、穂別は國造職を失つた丈で、その氏は、永く繼續して居たのであらうか、従つて草鹿神社は穂別の氏神で、後の穂國造生江臣は草鹿神社を氏神として居たのかも知れない、そして度津の地にあつて國政を執つたとも考へられる。この疑問を解く最も大切な鍵は、平安朝に於ける此の郡の大領の氏を知る事だが、何等の史料がないから未決のままに置く」と。一族に牧野氏、費氏、雀部氏等あり、各條を見よ。

4 雜載 文安年中御番帳に「三番・穂保利部大輔」見ゆ、此の族裔か。

帆

帆 帆足 帆アシ 豊後國球珠郡帆足庄(保足)より起る。

1 清原姓 豊後清原系圖に「飯田三郎大次郎次郎是次(帆足太郎大夫、惣領也)通良(六郎左衛門尉、實は是次が弟也、子無き故、之を養ふ)」



と載せ、また登氏系圖に「道資(珍珠太郎)道乾(五位二郎)貞成(帆足四郎)」とあり。なほ飯田、長野、野上等の條參照。氏は飯田、長野、野上等の條參照。久富名十七町六段・地頭職帆足六郎左衛門通貞」と載せ、又多多良八幡社記に、寛元中、帆足十郎清原廣道、永和中、帆足右京亮通經、寛正中、帆足丹波守直清等を載せ、又鏡山文書に帆足安藝守あり。

森の北一里、嶺北に在りて、藤前川の水源にあたる。國志に「天正十四年、薩將新納忠元・玖珠郡に入る、日出生、角埋の二城・降伏せず。乃ち精銳をして之を攻めしむ。帆足鑑直、之を聞き、其の妻古後氏をして城を守らしめ、且つ兵を小松野に伏せ、射ら子姪等と輕騎を率ひて急に之を伐つ。兵・薩軍の不意に出で、大に之を敗る。古後氏は容色閑雅、頗る武略あり。薩軍の來襲するや、自ら甲を擯し、兵を應ぎ、以つて出で、戦ひ、大に功あり。當時、之を夫人鬼媛と呼ぶ」と。下りて徳川時代、日出木下藩家老に此の氏見え(武鑑)、幕末、帆足萬里(文簡)あり、治績、學名共に高し。又明治に帆足熊太郎(庸平)遺あり、畫家として名高く、杏雨と號す。

2 雜載 相州兵亂記、一色直兼配下の士に帆足氏、豐隆軍記に帆足市彌太等見え、また筑後中野系圖に、帆足日向(中野條參照)、宇土藩醫に帆足氏あり、帆足通植は村井見村の次男、此の氏を嗣ぐ。

保足 帆アシ 前條氏と同一か。

寶飯 帆イ 三河國に寶飯郡あり、和名抄に穂と註し、高山寺本には寶飯、延喜式に

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

は寶飯に作る。後寶飯庄起る。その他穂條を見よ。

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

穂井

1 兒玉黨 備中國下道郡穂井田邑より起る。もと庄氏、武藏七黨の一、兒玉黨家弘の孫・庄權守弘高の子庄太郎家長。一谷合戦に平重衡を生捕りしにより小田郡草壁庄を賜はり、武藏より當國に移り、其の子孫庄左衛門四郎實房は、元弘の亂六波羅に味方し、仲時に従ひ死す。

この地は國史案寛元元年の條に備中穂太莊、熊野山同年の文書に「備中穂太莊領所」と見ゆ。氏は其の後、中國治亂記に穂井田元重を載せ、又穂井田爲資は天文年間、松山城を取り、一時本州に雄視せしも、其の子高資に至り、永祿三年三村家親の爲に攻め亡げさる。その他の事は、庄、及び穂井條に詳か也。

2 大江姓 前項の後、毛利元就の三男元清・穂井田の家名を襲ひ、伊豫守と云ふ。其の子は有名なる毛利秀元にして、甲斐守と號し、備中十八萬石を食す。其の國城は猿懸なりしか。慶長庚子の亂、秀元、其の族廣家と共に、賊款を東軍に送りけ

れば、關原の戦後、毛利輝元の封を除し、長防二州を秀元に給附して、毛利氏の祀を相續せしむ。秀元、因つて宗祀を承けしが、後に國を輝元の子秀就に譲る。その他の事は庄、毛利等の條に詳か也。

3 雜載 また備前軍記に「毛利勢穂井田元清(浮田條を見よ)を載せ、下つて天保年間、奈良奉行梶野土佐守給人に穂井田親實忠友(標助)あり、多河の人、國學者として名高し。その他、攝津、石見等に存す。なほ次條參照。

保井田 帆アシ 前條氏に同じ。

1 兒玉黨 浮田分限帳に保井田典四郎見ゆ。

2 佐伯姓 安藝の豪族也、田所、三宅等の條を見よ。

保泉 帆イツミ 下野に此の地名あり。又武藏埼玉郡に此の氏存す。

棒 帆ウ ササゲ條參照。

法音院 帆ウオンキン 鷹司信房、及び兼輔の事也。

報恩寺 帆ウオンジ ハウオンジ也。山内上杉能憲は報恩寺殿と稱す。

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

寶鏡寺 帆ウキヤウジ 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶鏡寺・御無住、御宗

旨禪、御領三百八十七石餘、寺之内小川、百々御所。御家司・杉原左近、禁裏御附人、石川利部少丞、御用人・杉原左膳」と見ゆ。

鳳家 帆ウケ 阿波國名東郡の名族也。オホトリ條を見よ。

封戸 帆ウケ フコ條を見よ。

法興院 帆ウコウキン 藤原家家の事也。

寶藏寺 帆ウザウジ ハウザウジ也。

豐藏坊 帆ウザウバウ 八幡豊藏坊住職豐藏坊孝仍、書畫に名あり。その嗣同孝雄も亦名高し。

朴澤 帆ウザハ 秀郷流藤原姓にして、陸前國宮城郡朴澤邑より起り、經家を祖とす。

寶山 帆ウザン 粟田燒陶工に寶山文藏あり。

傍士 帆ウシ ハウシ條參照。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。

寶慈院 帆ウジキン ハウジキン也。比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「寶慈院・周後大禪尼、二十四。御宗旨禪、御寺領六十一石餘、上京木ノ下町。日野故實愛公御養子、寶外山故光親禪女。御家司・藤木左衛門」と見ゆ。



寶慈院

ホウケ—ホウジイ 五三六

ホイ—ホイヤ

ホイヤ—ホウキヤ

時・陸奥守、從四位上、三月十一日出家、法名觀覺、時に五十九、弘長元年十一月廿三日死、(六十四)、號極樂寺。

(連署三代)政村・陸奥守義時四男、建長八(康元)年四月五日任陸奥守、同七月日御後見と爲り、加合列に加ふ、同十四日政所に着座例の如し。正嘉元年六月二十三日遷相摸守、文永元年十二月廿一日從四位上、同二年三月廿八日任左京權大夫、同三年三月二日正四位下、同十年五月十八日依病出家、同月廿七日卒、六十九、法名定崇。

(六代)長時・右近將監、重時二男、左近將監、康元元年七月二十日任武藏守、(國務)、十月廿四日政所に着座、但し時宗年少の間、彼代官と爲り、列形を加ふる所也。文永元年條に長時・七月三日出家、法名事阿、八月廿一日死、卅五。

(連署四代)時宗・長時卒の後事、十二月廿一日從四位上、左馬權頭、時頼三男、八月十一日以後、連列を加へしむ、年十五歳。同五年三月五日以後、御後見、號法光寺殿。

(七代)政村・文永元年より、同五年に至る、後又連署。

(八代)時宗 (連署五代)政村 文永五年條に時宗・相摸守、三月五日始めて執權と爲る、云々。正月廿九日辭、左馬權頭。政村・左京權大夫、三月五日時宗出仕の間、執權を渡して又連署。文永十年五月十八日政村出家、法名覺崇、同廿七日死、六十九。

(連署六代)義政・武藏守、重時四男、元め時景、號鹽田入道殿。文永七年五月二十日陸河守、同十年六月十七日加合列、同七月一日遷武藏守、同三月政所に着座す。建治三年條、四月四日出家、卅六、同五月廿八日善光寺參詣、弘安四年十一月廿八日鹽田にて死、四十。

(連署七代)業時・弘安六年、陸河守、正五位下、二月十四日連列事を仰せ下さる、御使・城介宗景、同廿五日評定時始めに合列に加はる。六月二十八日政所に着座す。正元元年四月十七日彈正少弼、七月廿七日左馬權頭、云々。

時宗・弘安七年三月二十八日所勞、四月四日出家、法名道果、同日酉時死、卅四。

(九代)貞時・左馬權頭、從五位下、時宗一男、母城介義景女。弘安七年七月以後、加判形。文永八年十二月十二日誕生、弘

安五年六月二十七日左馬權頭、云々。弘安十年、業時・六月十八日出家、監忍、同二十日死。

(連署八代)宣時・前武藏守、正五位下、元時忠、朝直三男。朝直は時政孫、時房の子也。文永四年六月二十三日武藏守、弘安十年八月十九日連列の事を仰せ出され同日評定始、同廿三日加判形云々。永圓寺殿、正安三年四月四日出家。

正安三年八月廿二日貞時出家崇崇、號最勝園寺入道。

(十代)師時・右馬權頭、時頼孫、宗政子也。正安三年八月廿三日、御後見を奉じ、今日評定始、十月廿五日政所始、馬廻三獻如常。

(連署九代)時村・武藏守、政村長男。正安三年八月廿二日合列の事仰せ下さる、今日評定始、十月廿五日政所始、後に左京權大夫。嘉元三年四月廿三日夜、被誅事。

(連署十代)宗宣・陸奥守、嘉元三年。應長元年九月二十日、師時、御評定所に於いて頓死、廿一日出家、廿六日死、卅七。

(十一代)宗宣・應長元年、翌正和元年六月十二日死、五十四。

(連署十一代)(十二代)時時・相摸守、時村孫、爲時子也。應長元年十月十三日、加判の事を仰せ出さる。翌正和元年執權。正和四年七月十二日、依病出家、法名道常、同十五日死、卅七。

(十三代)基時・讚岐守、正和四年七月十一日、御後見の事を仰せ下さる、同十二日評定始、同十九日相摸守に任す、べきの由、御免を蒙る。

(連署十二代)貞顯・武藏守、正和四年七月十一日合判事を仰せ下さる。後に修理權大夫。

(十四代)高時・正和五年條に左馬權頭、七月十日任執事。翌年相摸守、號日輪寺殿。嘉曆元年二月十三日、病に依りて出家、法名崇監。

(十五代)貞顯・同年高氏出家後執權、四月廿六日出家、法名宗顯。

(十六代)守時・相摸守、久時一男、嘉曆元年四月廿四日奉御後見、評定始、號赤橋殿。

(連署十三代)維貞・修理大夫、同年四月廿四日、加判事を仰せ下さる。翌二年九月七日死、年四十二。

(連署十四代)茂時・左馬權頭、熙時一男、

元徳二年七月九日加判事を仰せ下さる、評定始。

元弘三年、守時・五月十八日、山内に於いて自害、茂時・五月廿二日殿中に於いて自害。

5 六波羅探題次第

(北方一代)泰時・六波羅始也。武藏守、從五位上、號常樂寺殿、義時一男、承久三年六月十四日入洛、北方に住す。

(南方一代)時房・號大佛殿、相摸守、從五位上、時政三男、元時連、承久三年六月十四日入洛、南方に住す。以上兩人、元仁元年六月、前者は十七日、時房は十九日關東下向。

(北方二代)時氏・武藏太郎、泰時一男、母三浦義村女。元仁元年六月入洛、北方に住す。翌年修理亮。

(南方二代)時盛・掃部權助、時房一男、月日入洛、住南方。貞應元年八月廿八日任掃部權助。安貞元年、時氏・修理亮、四月二十日修理權亮、六月廿二日關東下向、寛喜二年六月十八日死、廿八。爾後暫く時盛一人。後越後守。

(北方三代)重時・寛喜二年陸河守、義時三男、三月十一日鎌倉を立ち上洛、住北

方。承久二年十二月十五日修理權亮、貞應二年四月十日陸河守、號極樂寺殿。

仁治元年條に時盛・越後守、正月廿九日關東下向、仁治三年出家、法名勝圓、建治三年五月二日京都にて死、八十一。實治元年、重時・七月三日出家、關東下向。

(北方四代)長時・右近將監、從五位下、重時二男、實治元年七月日鎌倉を立ち上洛、住北方。寛元三年十二月廿九日左近將監、同日叙留。康元元年三月廿四日關東下向。

(北方五代)時茂・重時三男、號陸奥孫四郎。康元元年、時に十六、六月日入洛、住北方。翌正嘉元年左近將監。

(南方三代)時輔・時頼一男、次男に立つ。文永元年十一月九日入洛、住南方。翌年式部丞。文永七年正月二十七日、時茂。京都にて死、年三十。

(北方六代)義宗・左近將監、長時一男、文永八年十一月二十七日、鎌倉を立ち上洛、住北方。翌九年二月十五日、式部大夫時輔・六波羅南方に於いて誅され奉る、二十五。建治二年十二月四日、義宗・出京、關東下向。同三年陸河守、同八月十七日死、廿五。

(南方四代)時國・從五位下、建治三年十二

月入洛、住南方。十月十六日左近將監、同日叙留、義政二男。

(北方七代)時村・陸奥守、從五位下、政村二男、元時遠、建治三年十二月二十三日鎌倉を立つて上洛、弘安元年正月十日入洛、住北方。二月二十一日御沙汰始之、弘長二年正月十九日左近將監、同日叙留。弘安七年、左近將監時國・六月二十日關東に召さる、日來の悪行に依る也。但し關東に入れられず、常陸國に移され、同八月出家、同十月二日害され奉。

(南方五代)愛時・修理亮、宗頼一男、弘安七年、播州より上洛、住南方。十二月三日入洛。弘安十年八月十四日、時村・關東下向。(北方八代)象時・正應元年北方に移る、總後守。

(南方六代)盛房・正應元年條に時房一時盛房一政氏一盛房・左近將監、二月四日鎌倉を立ち、上洛、住南方、同二十八日、任左近將監。翌年丹後守。永仁元年正月九日、象時・關東下向、やがて上洛、三月七日京都を立ちて關西に下向、永仁三年六月、又關東に下向、同九月十八日死。

(北方九代)久時・刑部少輔、義宗一男、永仁元年三月二十三日、鎌倉を立ち、四月四日京着、住北方。後越後守、永仁五年五月十八日關東下向、同二十九日下着。同年五月十七日、丹後守盛房・關東下向、同二十七日下着、同七月九日死。

(北方十代)宗方・左近大夫將監、從五位下、宗頼次男、永仁五年六月二十三日、鎌倉を立ち、七月六日入洛、住北方、先づ大友屋形に落付く。永仁五年宗宣。

(南方七代)宗宣・前上野介、宣時一男、永仁五年七月十日、鎌倉を立ち、同二十七日入洛、住南方、先づ播磨助貞重の屋形に落付く。正安二年北方宗方・十月四日入京、關東下着。

(北方十一代)基時・正安三年、左馬助、誠善寺、六月七日鎌倉を立つ。業時の孫、時兼の子也。乾元元年正月十七日宗宣出京、同二十八日下着。

(南方八代)貞顯・乾元元年、義時一實泰一實時一顯時一貞顯・中務大輔、七月二十六日入洛。金澤大夫殿。嘉元二年時範。(北方十二代)時範・嘉元二年、左馬助、時茂一男。建治元年備前守。二年八月十八日死、廿八。

(北方十三代)貞房・越後守、宣時二男、延暦元年十一月二十七日鎌倉を立つ。同二年越前守、十一月十八日六波羅にて死。同年正月十七日、越後守貞顯・鎌倉下着。

(北方十四代)貞顯・左馬權頭、延暦三年。(南方九代)時教・正和元年、越後守、政村孫、政長子也。

(北方十五代)時教・越後守、正和四年。(南方十代)維貞・陸奥守、宗宣子也、正和四年八月日上洛。元應二年五月二十四日、北方時教・六波羅にて死、四十。元亨元年七月三日、維貞・俄かに關東下向、御氣色不快の間、同五日上洛。

(北方十六代)範貞・元亨元年、左近將監、時範一男、十一月二十二日鎌倉を立つ。正中元年八月十七日、維貞出京、三十日下着。

(南方十一代)貞時・正中元年、越後守、貞顯一男、十一月一日鎌倉を立ち、十六日入洛、南方住。(北方十七代)仲時・元徳二年、基時一男、十二月鎌倉を立つて北方に住す。越後守。(南方十二代)時益・左近將監、時教一男、元徳二年七月廿一日、鎌倉を立つて南方に住す。

元弘三年、越後守仲時は五月八日、馬場に於て自害、左近將監時益は五月七日六波羅を落つ云々。

6 家紋 普通に三麟と載せ、太平記に三麟と見ゆ。

又神社考に「平時政・嘗て榎島(江嶋)に詣りて、子孫の清榮の事を祈る。夜一美婦あり、絳衣、朱袴、來り告げて曰はく、汝の後胤、必ず國權を執らん。若し其れ無道ならば、七世にして失あらんと。時政驚いて之を見るに、大蛇の長・二十丈ばかり、海中に入る。其の遺す所の麟三枚を護とす、所謂三麟形載れ也」と。又長倉追討記に「北條殿・三うち、同横井も是をうつ」など見ゆ。猶ほ第十三項、第十四項を見よ。

7 雜載 三河後投神社文書に「正和五年云々、北條相模守時宗」と。又兼草に「四萬五千町・相州甲州豆州の内、北條四郎時政」と見ゆ。

8 藤原南家工藤氏族 工藤二階堂系圖に「結經一祐長一祐氏(坂本北條八郎)」と見ゆ。

9 後北條氏 桓武平氏伊勢氏の族にして、伊勢新九郎長氏の後也。北條系圖に「高

時一相模守時行一小次郎行氏一小三郎時盛一新三郎行長一長氏(伊勢新九郎、稱北條氏)と載せ、豆相記にも同様(三五七頁参照)あれど信じ難し。伊勢系圖には「伊勢七郎左衛門尉貞信一七郎勘解由左衛門尉貞長一駿河守貞高一氏茂(初め長氏、早雲寺、道隆宗瑞、小田原北條祖)と載せ、また別本に「貞信一十郎貞行一伊勢守貞經一七郎備前守貞國一同貞親一新九郎貞長(伊豆の宗雲と云ふ也)」など見ゆ。小田原記にも「伊勢貞親の弟貞藤が息を新九郎長氏」とあれば、其の伊勢氏なるは疑ふ餘地なし。此の氏の出自に關しては大體、伊勢條に述べたれど、猶ほ北條五代記に「伊豆早雲平氏茂は伊勢新九郎と云ひ、今川氏親をたのみ、半人分にてありしが、武畧の侍なれば舟にて渡海し、伊豆の國を切取りしよし、老人・物語せり。此の説おぼつかなし、新九郎・後は北條早雲宗瑞と改號す。住國は山城宇治の人也。又一説には大和の在原ともあり、下國して伊豆とするがの境なる高國寺に在城あり。其の比、堀越の御所は伊豆の國北條にまします」など見ゆ。

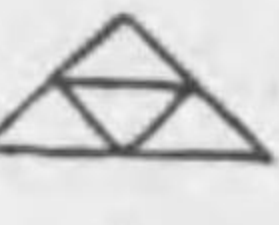
また藩翰譜に「北條美濃守平氏親は、北條左京大夫氏康の四男、左京大夫氏政の弟なり。曾祖新九郎長氏、伊豆國より起り、(北條家の系圖に記す所、各々異あり。一に曰く「長氏入道早雲は相模守平高時に四代、北條新三郎行長が子なり。母は伊勢備前守貞國が女、當時足利殿の御代なれば、北條を名のる事を憚り、母方に因つて初め伊勢新九郎と名のれり。伊豆相模を領して本姓に還り、北條と名のる。長氏・永正十六年八月十五日に卒す、云々」と。一に曰く「長氏は高時より三代の後、時盛が子、應永廿七年に生れ、元龜三年に卒す云々」と。二説共に其の家傳ふる所なり不審。小田原記を案ずるに「伊勢伊勢守貞親が弟備前守貞藤・應仁の亂を避けて伊勢の國に下る。程なく今出川殿も、北條の國司を御頼あつて、かしこに御下向あり。貞藤が息男新九郎長氏、備中國より伊勢に來りて、今出川殿に見參す。今川上總介義忠は姑賢なれば、ゆかりに付いて駿河國に下り、義忠の子氏親が時、當國高國寺の城を賜うて領す。長氏が母は、尾張國の住人横井播磨介が娘なり。横井も

南海、四海、悉くに靡き、北陸道も越後より西、東海道に取つても、駿河國より西は、無爲に屬す。北條いまだ從はねば、相模國より東の國々は命も行はれず。此の時、氏政は國をば子息相模守氏直に譲り、自らは後流齋と號し、政務の事に預らず。此の氏直と申すは、徳川殿の翌君にてまします。關白もさすが速に違犯の罪にも處し難く、大方は事の跡に依つて、追討の事あるべきなど聞えければ、徳川殿よきに計らせ玉ふに因つて、關白の心とけ玉ひ、天正十六年五月、北條の使者、初て都に上る。この時、美濃守氏規(幼名助五郎、葦山館林三崎の三城を併せ守る)をさよふたり。やがて氏政上洛あるべきよしを宣ひながら、其事なく年月を経て、事の違亂、出来ぬれば、關白大に怒り給ひ、同十八年春、天下の軍勢を催し、東海東山北陸より打て下らせ玉ふ程に、氏政父子、一族郎從を分つて、多くの城々にこめらる。

上方の大名七人に、北畠内府の軍勢を合せて五万余人、以の外に攻あぐんで、たい遠攻にする事、五箇月にぞ及びける。關白の仰を承はり、徳川殿、氏規が許に御使を給ひ、仰も關八州の城々悉くに落されぬ。然るに葦山の城のみ落されず、氏規の名譽、誠に双ひなしといふべし。爰に太田十郎氏房(氏政の子、氏直の弟、羽柴下總守勝雄と相誦して、東西の和睦、事ならんとす。早く小田原の城に入り、氏政父子、事ゆゑなからん謀を廻さるべしと仰せ下され、又氏政父子、書を賜ひて、其の城、開渡すべきよしを下知せらる。氏規、此の上はとて、城をば渡し、東西和睦の事を議す。殿下、氏規が申す旨に任せられ、伊豆、相模、武藏三箇國を氏政父子にまゐらせ、殘る所の國々うけ取て、御開陣あるべしと仰せらる。氏規大に悦び、關白の御教書をこひ、七月六日、卯の一點に遠取口より、小田原の城に入る。城中には違亂の事出来て氏直・父の命に従はず、氏規が謀も空しく成りて、氏政、同舍弟陸奥守氏輝をば誅せらるべきに定りて、同十日、氏規、氏政の介請して、返へす刀にて、おのれ

も自害せんとする所を、醫固の者、刀を奪ひ取りしかば、死する事を得ず。同十二年春、關白殿より大坂に召され、やがて國をもたふべかりしに、文祿元年十一月四日、痘瘡を患へ、三十歳にて死し玉ひぬ。其の後、關白殿、氏規を召して、河内國にして、所領を賜ふ。氏規が男美濃守氏盛、氏盛が男四人、嫡男美濃守氏信、二男熊丸早世し、三男右近大夫氏利、四男氏部少輔氏重と云ふ。美濃守氏信、家を繼ぐ。其の子久太郎氏宗に傳ふ。氏宗子なかりしかば、右近大夫氏利が子を世嗣とす、伊勢守氏治これなり、其子左京氏朝と見ゆ。又寛政系譜及び武鑑に「高時一時行一小次郎行氏—小三郎時盛—新三郎行長—新九郎長氏—同氏綱—同氏康—美濃守氏規(四男、助五郎)—同氏盛(助五郎)—同氏信(初の氏勝、太郎助)—久太郎氏宗—美濃守氏治(八平、左京、伊勢守、實は氏信の弟右近大夫氏利の二男)—遠江守氏朝(氏利の五男、初の氏副)—美濃守氏貞(相模守)—遠江守氏彦—相模守氏助(修

理亮)—遠江守氏範—相模守氏久(實は戸田采女正氏庸四男)—遠江守氏兼(實は美方從弟)—相模守氏恭(實は堀田攝津守正項養方弟)—謙吉)にして、河内狭山一萬石、明治五千四百七十石。現今子爵。家紋三鱗、角折敷の内二文字。



北條

又「氏盛—美濃守氏信、弟右近大夫氏利(二千石)—對馬守氏澄(右近大夫、二千五百石)—右近氏副(嗣なくして絶ゆ)也。14 福島流 福島正成の子、左衛門大夫綱成・氏康の甥となり、北條上總介と稱す。その後は「綱成—常陸介氏繁(左衛門大夫)—左衛門大夫氏勝—出羽守氏重(實は保科彈正忠正直四男、母は家康妹)にして遠江掛川三萬石を領せしも、嗣なく家絶ゆ。フクシマ條を見よ。又藩翰譜に「北條福島左衛門大夫平氏勝は、故左衛門大夫綱成が孫なり。綱成、元は福島と名乗つて、父祖累代駿河國今川宗徒の被官、遠江の國高天神の城にあり、綱成が父福島上總介正成、甲斐の武田と戦はんと西郡に發向し、信虎がために討

たる 綱成幼けなくして相模國に落ち來り、氏康に仕へ、寵愛淺からず、廿二歳の時、誓とり上げ、北條左衛門大夫と召され(家の系圖には、綱成・氏康の舍弟の由見ゆ、覺束なし)、武藏國河越の城を守りしに、管領上杉憲政、古河殿をかたらし、東國の軍勢八萬餘騎を引具して押寄す。凡そ二年、城中の兵糧盡きしも、瘧も、天文十五年四月二十日、氏康、其の勢八千人、これを助く、綱成かくと見るよりも、三千人を引具して、切て出で、敵散々に打成されて上杉終に亡びてけり。此の後綱成、相模國甘繩の城を領しければ、甘繩左衛門大夫とも申す。其の子左衛門大夫氏繁(康成)、父に劣らぬ剛の者、此處彼處の戦に其の高名數を知らず。その男左衛門大夫氏勝、祖父に繼ぎ、天正十八年春、松田右兵衛大夫を助けんとて、間宮豐前守、朝倉能登守等と同じく山中の城に籠る。三月廿九日寄手の多勢、まづ山中の城に押寄せ、城忽に落つ、氏綱、希有に逃れ出で、舍弟新八郎、木村三河守、堀内日向守等主從僅か十八人、甘繩の城に入つてけり。四月廿一日に至り、城を渡して、徳川殿の御陣にぞ参りたる。

北條綱成なく亡びし後、徳川殿の御家人になされ、上總國岩富の地を下し給ふ(一萬石)。慶長十六年、五十二歳にして卒し、保科彈正忠直が三男、出羽守氏重(大御所の外甥也)嗣ぐ。寛永十七年九月十一日、下總國關宿の城を給はり、二萬二千石、一説に寛永十四年に駿河國久野より關宿に移ると云ふ。正保元年正月廿一日駿河國田中の城に移り、二萬五千石、慶安元年九月十一日、遠江國掛川の城に移る、三萬石也。萬治元年十月朔日六十四歳にて卒し、世嗣なければ家をえたり。北條系圖を見るに、一に曰く「常陸介氏繁・主の氏康の嫡になされて、多くの子孫を設く。嫡子左衛門大夫氏勝、二男新八郎、三男千葉善九郎・千葉の家を繼ぐ。四男新藏繁廣、殘る二人は女子」なり。一に曰く「左衛門大夫氏勝が子新藏繁廣、其の子安房守氏長、其の子孫七郎氏平云々」と。按ずるに、左衛門大夫氏勝、慶長十六年、五十二歳にて卒し、新藏繁廣、慶長七年三十九歳にて卒す。然らば繁廣は氏勝に後れて生るゝ事四年の後なり、前の説に従ふべし」と。

廣(左衛門大夫氏勝子)―安房守正房(新藤氏長)―同氏平―同氏英―新藤氏庸―同氏應―安房守氏興―筑後守氏乾」と。三千四百石。



北條新藏

又正房の男「博磨守元氏―新左衛門氏如」にして、千石也。家紋蝶蓑、三龜甲等。武藏の北條氏 鎌倉時代、當國は北條氏の領國として、一門當國守となる者甚だ多し。下つて戦國時代、後北條氏・當國を領し、一族當國に在り。今著名なるを云へば、新編風土記に「多摩郡八王子城(元八王子村)は村の西の山上なり。天正の初、北條陸奥守氏照が築きし所なり。それまでは氏照・郡中瀧山城に在城せしが、瀧には落つると云ふ縁語あれば、いまはしとして此の城を築きて移れり。又八王子権現を城の鎮守とせしにより、八王子城と號せしと云ふ。一に神宮寺の城とも、慈根寺の城ともいへり。天正十八年落城の時、其の諸記録に異同多し。先づ其の大概をいへば、城主陸奥守氏照は小田原に籠りて、留守には本丸に横地

駿物長次、中丸に中山勘解由左衛門家範、狩野主膳入道一善、山下曲輪には近藤出羽守龍利。寄手北國の大將前田利家、上杉景勝等押向ふ。秀吉寄手の兩大将無量の城攻あらん事を恐れ、太田小源吾一吉を目付としてさし下せり」と。

又入間郡城村城(城村)は「村の南方なり。八王子の城主北條陸奥守氏照が抱の城ありし迹なりと云ふ。その高さ五丈ばかり、南は柳瀬川に望み、構堀のあと二重にあり、絶頂本丸の迹とおもはる。此の邊、下安松村長源寺、及び氏照院等にも、氏照が寄進のものなどあれば、そのかみ此の邊までも八王子領地に屬せしなるべし」と。その他、鉢形城主北條安房守氏邦、岩槻城主十郎氏房、小槻城主左衛門佐氏幾、なほ福島、秩父、比企、上田、成田等の條參照。而して構堀郡古川村に北條氏あり。新編風土記に「今村の里正を勤む。傳ふる所によれば、天正の頃、北條左京大夫氏政の愛妾あり。彼はいかなる人の子なる事を詳にせず。氏政こと寵愛しければ、懐妊の身となれり。其の頃小田原落城せ

しにより、近きほとりにゆかりの者ありしを頼んで、忍びて居れり。いく程なく一子を産せしが、ことに男子なりければ、一家を起さん事をはかりしに、ある時同國の僧・郡内下平間村の稱名寺に入院の折しも、かれ又ちなみありしかば、親子共に連れ來りて當所に土着して農民となれり。氏政自害せし時、彼の婦人に贈りし自誅の歌と國貞の刀一腰、及び婦人の所持せし櫛篋なりとて持ち傳へたり」と。また入間郡瀧野入村大野氏(名主)も、北條の後胤と傳へて系圖を所藏せり。一是を見るに、平氏國より北條久太郎氏宗、安房守氏重、大炊助照重。或は民部とも云ふ。照重より佐渡守序重、支那重、五郎兵衛政成、利兵衛積重と續き、是より大野を名乗るべき由の命あり。故に大野を以て苗字とす。其の頃は小田原に居りしが、何の頃か武州八王子に移住し、夫より又當郡の内、毛呂郷平山村に移り屋敷を構へ居住せしが、又そこをば村田和泉守と云ふものに譲りて、佐渡守代に今の村に來住して和泉次に至る。平山村には堀の内屋敷とて今屋敷跡あり。前に云ふ系圖誤り多きものにて、信じがたけ

れども傳へるまゝを出す」と。又同郡黒須氏(澁井村)・本名茶畑なり。家系を按ずるに、先祖黒須長右衛門吉永は華翁道榮居士と云ふ、茶畑三郎右衛門吉秀の養子たる由、其の實は北條長兵入道早雲が養胤なりと云ふ。家傳に「長兵、没するに臨み、子氏綱、孫氏康を召し遺言して曰く、黒須長右衛門吉永は我等養胤の子なり。懐胎の女を駿河國東郡茶畑三郎右衛門と云ふ者へ嫁せしむ。爾の時出生の子也云々」とあり。

機の城と名付しと云ふ。されど當所制勅寺へ北條相模守重時が寄附せし寛元四年の鐘銘に「武州埼玉郡飯輪郷岩付」と彫たれば、其の鳴もとより舊く、道灌當城を築きしより起ると云ふは、後人の附會の説なるべし。按ずるに古戦記等に、太田道灌・江戸、河越、岩槻、鉢形等、九ヶ所の城郭を取立て、長祿元年三月朔日經營なると、後太田美濃守資頼。當城にありし時、家人澁井三郎といひしもの、ひそかに北條左京大夫氏綱にかたらし内應せしかば、大永五年北條勢攻め圍みしにより、城主資頼もふせぎかねて、二月六日に城落れり。此の時、城兵三千餘人討死し、資頼は石戸へ引退く(足立郡石戸に古城址あり、その所か)。其の後、享祿四年の九月、資頼再び軍勢を催し、當城を攻めけるに、此度は澁井三郎もふせぎかねて見えしが、廿四日終に討死す。よりに又資頼が持城となれり。天文二年、其の子信濃守資時に譲り、其の身は世を遁る。資時もいく程もなく卒しけり。かくて美濃守三郎の城を守り、屢々北條左京大夫氏康と戦ふ。其の子大膳亮氏資に至り、父にそむきて北條氏康に屬す。三樂、こに

たまりかね、城を出て常州に懸き、佐竹左京大夫義昭に寄居す。氏資率して子なれば、北條氏政の次男十郎氏房に太田氏を名のらせ、此の城に居らしむ。天正十八年、太閤秀吉小田原攻の時、當城へも討手に向らる。五月十九日の早天より、上方三河の軍兵ども一つらとなりて押寄せたり。大手の方は淺野彈正少弼長政、同左京大夫幸長、本多中務大輔忠勝、同平八郎忠政、搦手は島居彦右衛門元忠、平岩主計頭親吉、和氣口は木村常陸介兄弟なり。北條方にて妹尾下總守某、片岡源太左衛門某など、くつきやうの覺の者なりしかば、其の口々を破られじとて人數あまた率ひて郭外へ打て出で、敵味方入亂れ、追つかへしつ相戦ふ」と。

17 上總の北條氏 建長元年、北條長時・房總三國の守護職に補せられ、山邊郡久我壑、及び下總葛飾郡岩瀨の二城を築く。その子久時、孫守時襲職し、元弘三年、鎌倉陥るや守時・之に死し、城廢す。其の三世の墓・在りと。

18 下總の北條氏 匝理郡(香取郡)に北條庄あり。又千葉系圖に「胤平は兵部少輔、北條修理大夫の婿となり、相州居住」と

載せ、また「胤賢は北條の家督を繼ぐ」など見ゆ。

19 宇都宮小田氏族 常陸國筑波郡北條邑より起る。分脈に「小田知家―知重―泰知―時知(常陸介)―道知(北條筑前守)」と載せ、二に「知家の八男時家・北條に榮き、北條七郎と稱す」と云ふ。高野條を見よ。「伊賀守時家―太郎左衛門景家―伊賀守知員―伊賀守知宗―常陸介時知(和泉守、六波羅頭人)」にして、時知は建武中興の際、北畠顯家に從ひて鎮守府引付衆たり(建武記)。その子に時綱(駿河守)、知貞(分脈出羽守、一に知貞)あり、時綱後に足利基氏に屬し、その裔・多氣城に據り、天正中に至り、太田三樂の爲に、小田氏と共に亡ぼさる。小田、高野、大澤等の條参照。

又新編國志に「北條・筑波郡北條より起る。時知の二子道知・筑波郡北條に居る。因て氏とす。筑前守たり、子貞知・出羽守、應永卅一年、笠間家朝と依上保の地を結城氏朝に付く、足利持氏の命を以つて也。地は舊山入氏族の食邑なり。子時光・駿河守、嘉吉元年、上杉清方に從ひ結城城を攻めて、秋庭三郎、頼貞坊等を

獲たり」云々と。

20 北條案主 鹿島嗣官也、カシマ條参照。
21 上野の北條氏 北條四郎政村の孫内匠頭政時・當國後閑に居る、後閑條を見よ。
22 秀郷流藤原姓 江戸幕臣にして、寛政系譜に安兵衛高明(寛文)より系あり。家紋丸に立木瓜、丸に洲濱。その男甚兵衛高道也。

23 越後の北條氏 エチゴ條を見よ。
24 大江姓毛利氏族 越後國三島郡(刈羽郡)北條邑より起り北條城に據る。毛利丹後守大江時元の男毛利治良の後也、その歴代は當邑專稱寺過去帳に見ゆ、「治良―某―長廣―某―道元―實廣―光廣―輔廣―廣春―高廣―景廣」なり、詳細はマウリ條を見よ。十二代景廣は北條丹後守長國(一に丹波守)と稱す。
長國は智勇の士にて、謙信に仕へて軍功甚だ多し。景勝景虎争亂の際、景虎に與し殺害に遇ふ。北越軍記に「北條丹後守長國は安藝守と申す者の子にて、武勇勝れ場數甚だ多し。謙信をもとき候程の弓取にて候。跡目論の時相果て候」と云ひ、越後治亂記に「天正六年、相州北條家より三郎殿へ加勢、毛利安藝守が嫡子丹後

守を案内にて押寄せたり。此の安藝守は本苗毛利、越後北條の城主にて謙信公の仰せに依つて在名を名乗る。其の後、關東御手に入つて、上野國前橋の城に於ては、小田原殿に紛れける故、本苗を名乗りける」など見ゆ。
北條城(佐橋庄北條村)は此の北條氏の居城にして、一族石田氏も當城にありき。又丹後守は古志郡大野城に據る。而して上杉系圖に「謙信様御一門衆御養子上杉三郎殿(政景、景虎とも、北條三郎殿の事、上田長尾義景の御甥也)と、こは小田原北條にて、謙信様御分城持大將衆・北條安藝守、北條丹後守」とあるは此の流也。
25 信濃の北條氏 水内郡飯山城主に北條氏・見ゆ。

26 清和源氏武田氏族 武田系圖に「大井陸奥守信明(住信州)―信丁(號北條大和守)―昌盛(中務少輔、伊豆守)、弟信直(彦太郎、陸奥守)、弟信弘(號落合)」と載せ、諸家系圖纂には「信丁―信弘(上總介、落合)、弟信直、弟昌盛(中務少輔、伊豆守)」と見え、又信丁の弟「明仲(大和守、號北條)」とあり。オホキ條参照。
27 葛山氏族 大森葛山系圖に「吉富」菅沼

三郎入道忠茂(六郎北條六郎)と見ゆ。

28 遠江の北條氏 遠江條を見よ。

29 尾張の北條氏 横井條を見よ。

30 六波羅北條氏 第五項、及びロクハラ條を見よ。又若狭國守護職次第に「陸奥守重時朝臣・六波羅北條、寛喜三年より御拜領、御代官原小次郎兵衛尉廣家」と。

31 志摩の北條氏 的屋の醫師に北條道益あり、その男道可、その男道有、その男讓四郎は讓亭と號す。その弟立敬、家を嗣ぎ、讓亭は儒を以つて福山侯に仕ふ。

32 河内の北條氏 讚良郡飯盛城(四條村北條)は飯盛山上に在り。北條高時の族僧正憲法・建武元年、此の地に築きて叛旗を翻せしも、正成の陥入るゝ所となる。後正平廿三年四條暖の役、幕軍此の地に據る。又徳川時代、北條侯・當國狭山に居る、第十三項を見よ。

33 長門探題 ナガト條を見よ。その他、土居、得能、厚東、大内、河野等の條参照。

34 長門の北條氏 阿武郡萩城は往古北條上野前司直元の居城と傳ふ。此の郡を領せし人とみえ、大井村八幡宮傳記にも北條某と云ふ名あり。

35 讃岐の北條氏 南海通記に「北條香川

民部少輔云々」と。

36 河野氏族 伊豫國風早郡北條邑より起る。河野系圖に「風早大夫爲綱―親孝(北條、二男たりと雖、氏長者に申成す)―親經(一に北條大夫、從五下、氏長者)と載せ、豫章記これに同じく、親孝(北條大夫)は又一に親經(北條新大夫)に作る。次に越智系圖には「浮穴新大夫時孝―爲綱(風早大領)―親孝(北條大夫)―康孝(北條六郎大夫)―經孝(北條大夫、正岡祖)、弟孝門(北條四郎)、弟安清(北條太郎大夫)、弟高久(北條十郎大夫)」と見え、なほ康孝の兄「親經―親清―盛家―信家(北條三郎大夫)、弟家重(北條四郎大夫)、弟盛定、弟基盛(北條九郎、改家)」とあり。

37 清和源氏 土佐の北條氏也。吉良條を見よ。

38 宇都宮氏族 豊前宇都宮大系圖に「景房―信景、弟北條家正」と見えたり。又當國津郡に應永正長の頃、北條時直、その男時光等ありたりとぞ。

39 鎮西探題 鎮西、九州、博多等の條を見よ。

40 肥前の北條氏 深江文書、正和三年のものに「前上總介(北條政顯)」、また後藤

家記録に「九州探題北條武敏修理亮、東妙寺文書、文保二年に北條遠江守など、皆第一項の族人也、その他多し。又大村藩に在りて、時行の裔と云ひ、又氏政の後と稱す。

41 筑後の北條氏 御原郡乙橋城は、正安二年七月、北條越後守光時・鎮西探題となり、當城に居る(北條九代記)とぞ。

42 阿曾北條氏 アソ條を見よ。満願寺年代記に「建長卯、北條六郎殿時定、阿蘇下向」と。

43 薩隅の北條氏 地理纂考に「鹿兒島郡高加木神社は木村時勝建立といふ。系圖を按ずるに、時勝は北條高時弟泰家三世の孫なり。泰家・熊野の神を奉じて薩摩國那谷院に來る。時勝・後に那谷院を去つて、此の高加木山に移り、當社を建立し、木村を氏とす」と見ゆ。

44 雜載 その他、幕臣に北條源五右衛門氏英あり、家紋丸に軍配扇。又常陸の國學者に北條時隣あり。また儒者北條二郎十伸は蟬堂と號す。又俳人に北條圃水、近き世、詩人に關所北條直方等皆名あり。又備前、美濃、攝津、山城等に存す。

寶幢寺 ホウドウジ ハウドウジ也。康正

造内理段引付に「二貫文・寶輪寺領、但州播州兩所段錢」と。

芳野 ホウノ ヨシノ條を見よ。

防門 ホウモン バウモン條を見よ。猶ほ東鑑卷三十六に防門少將清基を載せたり。

保谷 ホウヤ ホヤ條を見よ。

棒屋 ホウヤ 假面譜に棒屋孫十郎、見ゆ。

津谷 ホウヤ (9)

蓬萊 ホウライ 次條氏に同じ。

蓬來 ホウライ 大和、尾張、武藏、下野等に此の地名あり。

1 熊野別當族 熊野別當系圖に「滿増—滿眞(別當法印)—滿順(蓬萊、權別當法眼)—滿有(法橋)—滿守(法印)—滿意(法眼法印)—滿基」と載せ、又滿有の弟に淨滿(法眼)、滿秀(法眼)等あり。

2 荒木田姓 伊勢内宮祠官にして、權滿・宜家筋書に「蓬萊(もと洞)」と載せ、又皇太神宮地下權滿宜、内人物忌家系に「副地祭物忌交蓬萊(荒木田、乙加豆知命四十四代親房後裔)」とあり。

寶來 ホウライ ハウライ

母衣 ホエ ホロ條を見よ。

保尾 ホヲ ヤスヲ條を見よ。

穂門 ホカド ホト 和名抄、豐後國海部郡に穂門郷あり。

保川 ホカハ ヤスカハ條を見よ。

保苺 ホカリ 穂刈氏に同じ。

穂刈 ホカリ 同上。

穂刈 ホカリ 武藏の豪族、丹黨の一にして、秩父丹五基房の二男新里丹二大夫恒房の孫由良三郎左近光綱の裔なりと。光俊を祖とす。

その他、信濃に此の地名あり。

穂刈 ホカリ

帆刈 ホカリ

言 ホキ 姓名録抄に見え、姓氏録、卷末にもあり。一本・唱に作る。

保木 ホキ 藤原姓なり、ヤスキ條を見よ。

穂北 ホキタ 和名抄、備中國下道郡に穂北郷を收めて、保伊多と註す、穂井田條を見よ。又日向國兒湯郡に穂北郷あり。

1 平島氏族 日向國穂北より起る。平島系圖に「平島三郎太郎資通—三郎資成(稱穂北郡司)」と載せ、日向記、處世世繼・これに同じ。又日向記に穂北佐々津殿を載せたり。

2 藤原姓 石清水社參司に此の氏あり。

前喜山 ホキヤマ 土佐國長門郡前喜山邑

より起る。當國の豪族にて、一條家に屬せしが、香宗我部親泰に降る。

朴 ホク ハク エ ホク

1 百濟族 承和三年紀に見え、眞宗連を賜ふ。「其の先百濟國人也」と載せたり。

2 雜載 又土佐國高知唐人町に、朴氏あり、長曾我部氏征韓の際、歸化來朝せし朴好仁の裔にて、其の子を秋月長次郎と云ふ(南路志)。又薩摩苗代川に朴氏ありて、朴榮眞、卜榮安等見ゆ、ノシロコ條に詳か也。その他、武藏等にも見ゆ。

ト ホク ト家とはト部氏にて、吉田、萩原、錦織、藤井等の諸家は雲上に列せらる。

北 ホク キタ條を見よ。又北家はフヂハナ條に在り。

朴井 ホクキ エノキ條參照。

北郷 ホクガウ 島津氏の族、忠宗の子資忠、北郷を稱して、子孫・島津家に仕ふ。詳細はキタガウ條を見よ。その他多し。

樸川 ホクカハ

朴木 ホクキ ホホノキ條を見よ。

ト藏 ホククラ

穆佐 ホクサ 和名抄、日向國諸縣郡に穆佐郷を收む。

朴澤 ホクサハ

朴田 ホクタ 讃岐に朴田庄あり。此の氏の事はエノキダ條參照。

穂口 ホグチ

北藤 ホクドウ キタフヂ條を見よ。その他、北村季吟の門に北藤浮生(併人)、また荒木又右衛門從者に、北藤喜兵衛(武兵衛)等、名高し。

卜部 ホクベ ウラベ條を見よ。

朴室 ホクムロ エムロカ。

朴本 ホクモト エノモト條を見よ。

保倉 ホクラ ヤシロ條參照。

北陸 ホクロク ホクリク

○ 北陸宮 後白河帝の御孫、以仁王の御子也。巻頭皇室御系圖參照。又木曾宮、今屋敷など稱し奉る。義仲の奉ずる所なりしが故に、義仲失敗の後、嵯峨に住み給へり。九里愛媛君云ふ、「北陸宮の御所跡は、越中國下新川郡宮崎村元屋敷字城山拾番地の壹同拾番地の貳で、即ち宮崎城跡の一部である。拾番地の壹は六百七拾九步、拾番地の貳は壹步で計六百八拾步である。形状は上下二段になつてゐて、段の高さは約四間ある。上段に御所、下段に御所の外郭を設けたのであるが、宮崎城が築かれたとき、御所を本丸にあて

たが故に、今日尚ほ本丸と呼んでゐる。上段は拾間に八間、下段は貳拾間に參拾間ある。此の下段の南の隅に二間に三間の高臺がある。周圍の石羽取が現存してゐる。治承四年五月、以仁王が、源頼政にすゝめられて平家を襲さんことを謀られたが、はかりごとが洩れ、宇治より南都にはしり給ひ、流矢にあたつて、同月の二十六日光明山の前に薨せられた。こゝとは、編年集成、皇代紀抄、歴代皇紀、本朝皇胤紹運錄等、皆云ふところである。源平盛衰記に、此の以仁王には御子の宮等が多くあらせられ、奈良にも一人居られた。此の宮を王の御乳人讃岐前司重秀が、北國へ具し奉りしを、義仲が越中の宮崎に御所を造つて、御元服を加へて置き奉る。世に此の宮を木曾が宮とも、又還俗の宮とも申し奉つたと云つてゐるが、同書の參考本に、伊藤本、八坂本等も、宮崎に御所を修理して置き奉つたとあると云つてゐる。

併し玉海には、此の以仁王の御子の宮を、北陸の宮とも、又加賀の宮とも稱してゐるが、加賀の宮とは誤りで、大日本史に、義仲が第を越中宮崎に造營して置き奉つ

たと云ふ説を採つたのは至當である。祐沼廣身所藏の北陸見聞録に「義仲が假歸の兵を驅り促して、越中國宮崎へ屯せしとき、其の地の剛の者・宮崎太郎、同次郎、同三郎等と示し合はせて、以仁王の王子を北陸宮と稱し奉り、總大將といたままらせて、八幡山の社殿近く御所を構ふ」とある。宮崎の南なる山を、八幡山と呼びしことは、松岡夜話にも見えて、往時の山名であつたのである。又松平侯爵家所藏の越中名跡考に「義仲が北陸宮を奉じて義兵を擧げし時、三郎屋敷に御所形の城を構ふ」ともあるが、想ふに御所は、八幡山の宮崎三郎が屋敷に構へたもので、後に三郎屋敷とも、又古城陸とも呼ぶところである。三州志、古城考の宮崎城の條に「御所を造營せしは、此の城地」と云つてゐる。又内閣文庫所藏の越中志、及び越中舊事記に「宮崎三郎屋敷に古城がある。宮崎の南方なる山上で、治承の亂の時、以仁王の御子の御所を造つたところである」と云つてゐる。併し今の二の丸、及び三の丸と呼ぶところは、後世増築したもので、當時御所は斯くまで廣大なりしものではなかつたで

にか、内記國良と云ふ者。當社の神職となり、大和國次は十世の孫なり」とぞ。又斐瀨村日光神社の神職星氏は、寛保の頃、大和某と云ふもの、當社の神職となる、丹下吉廣が祖父なりなど見ゆ。

5 雜載 その他、筑後宇都宮系圖に星周防守親隆を載せ、又秀康贈給帳に「百五十石星右京」見ゆ。又武藏、陸前等に存す。又星亨は江戸の人徳兵衛の男角之助也、父の死後、その母横須賀の醫師星泰順に再嫁す。角之助、從ひて星氏を冒す。長じて政治家として立ち、通信大臣となり、又東京市會議長たりしが、伊庭想太郎に刺殺さる。

保司 ホジ 保の司たりし職名を氏とせし也。常陸の保司氏は國井條を見よ。

星相 ホシアヒ 阿波の豪族にして、細川讃岐守持隆家人に星相右衛門兵衛あり。

星合 ホシアヒ 1 村上源氏北島氏族 伊勢國志都郡星合邑より起り、星合城に據る。國司の一族にして、北島系圖に「大河内」親忠十親泰(また頼房、實は國司村親三男、星合氏祖也)とある後にして、星合系圖に「顯

泰—滿雅—教具—政福(政具)—頼房(初め星合城に居り、後に大河内城主と爲り、男具種を以つて星合城主と爲す。以上オホシカウチ條を見よ)—具種(參議、從四位下、長門守、元は具房、大永六年に父の跡を繼ぎ、軍將となり、天蓋の馬符を授かる、軍功あり。領知は頼房の舊領の如し。諱字を賜ひて、具種と號す。元龜三年十一月九日卒、法名天壽、一に具祐)

—教房(又十郎、侍從、母は瀬江左衛門佐義藤の女。天文廿三年、星合城主と爲り、星合侍從と號す。國司具教より諱字を賜ふ。本氏北島なれど、祖父頼房・初め星合城に居りし故、星合を稱す。此の外、國司の家來に星合左衛門と號する者あり、是れも星合郷より出身せし者也。彼の末葉、散じて諸國に在り、頼房一流は徳領、外に星合氏を許さず、永祿五年七月十五日卒、廿五歳、法名天晴)—女子(正親町院伊與局)、弟(彌十郎(早世))と。

2 田子地氏流 又頼房の弟「具泰・采女正、童名龜壽丸、元は勝藏。實は田子地教賢の二男、母は國司具教の女。永祿五年、教房卒して星合家新結に依り、同十年、具泰二歳にして、祖父具種の子と爲り、

1 星川臣 武内宿禰の裔、波多臣の族にして、大和國山邊郡星川郷より起る。古事記、孝元段に「波多八代宿禰は、星川臣云々の祖也」と見ゆる後にして、天武紀に星川臣麻呂・出づ、此の氏人にして、壬申の功臣、大業を贈らる。

2 同上巨勢流 巨勢男柄宿禰の男にも星河建日子あり、前項氏と關係あるか。巨勢條參照。

3 星川君 正倉院天平十四年文書に「星川五百村(因幡國高草郡古海郷戸主星川君虫麻呂)なる者あり。隣國伯耆會見郡に星川郷あれば、それと關係あらん。

4 星川連 大同類聚方に見ゆるのみ。

5 星川朝臣 星川臣の後にして、天武紀十三年條に「星川臣云々、姓を賜ひて朝臣と曰ふ」と見ゆ。姓氏錄、大和皇別に收め、「星川朝臣。石川朝臣と同祖、武内宿禰の後也。敏達天皇の御世、居に依りて、改めて姓を星川臣と賜ふ、日本紀に合す」と載せたり。

6 伊勢の星川氏 員辨郡に式内星川神社あり。星川村に鎮座す。

7 武藏の星川氏 都筑郡星川郷は星川臣のありし地なるか。新編風土記、橘樹郡

星合城主に補せられ、矢野、星合、大淀等を領知し、星合代々の家傳、馬符を請取ると雖、幼少たるにより多子地教賢を軍代と爲す。元龜三年十一月、具種卒して、具泰、大河内に移り、祖父遺跡生津、村松、大河内、多子地等を加倍す。天正十四年十一月、具教逝去し、田子地大河内・和州吉野に遷居し、同十三年、尾州に徙りて織田信雄に仕ふ」と。

その後は「具泰—具教(伊左衛門、虎之介)—基頼(虎之介)—具貞(助之丞、實弟)なり。また具教の弟に、太郎兵衛尉具通、十二郎安登、兵九郎東來、助之丞具幾等あり。家紋・具種は三引兩、具泰は圓内三引兩、具教は三星。寛政系譜には「具泰—具教—伊左衛門基頼—攝津守顯行—支書親祇—宮宮親一」等を載せ、家紋・瓜の内に十六葉菊、五三桐とあり。千石。又中興系圖に「星合・村上源氏、本國伊勢、紋三引兩、三星、北島右中將政良男式部」と見ゆ。

3 雜載 その他、伊勢の侍星合左衛門あり、瀧川條を見よ。又土御門家家に星合氏、武藏等にも存す。

星井 ホシキ 豐前國田川郡の豪族にして、

卷に「星川氏。相傳ふ先祖は鎌倉將軍家朝臣、飛脚を業とせしものなりしが、菅生村の星川と云ふ所に居住せしゆへ、在名を名乗れりと云ふ。小田原北條家分國の頃、軍陣を走廻りもありしといひ傳ふれども、させる證なし」と。

8 源姓(一に藤姓) 奥州の星川氏にして、參考諸家系圖に「姓不詳、或は源、或は藤原、紋七曜。星川左馬介(先祖より代々新波氏に仕ふ。天正十六年八月、新波氏没落の時、歸降す)—惣助吉長(又吉村、百六十石)—惣助吉堅」と。紋一に龜甲内七曜也。

9 因幡の星川氏 星川君の族裔也。

10 伯耆の星川氏 第三項參照。賀茂神社源賴朝の神領註文に「伯耆國星川莊」を載せ、伯耆合戰記に星川支藩允なる人見ゆ。猶ほ次項參照。

干川 ホシカハ 前條氏に同じ。神邊方に「伯耆國會見郡手間の山本の里人。乾川上與麻呂」なる者見ゆ。

保志黒 ホシクロ 東鑑文治五年九月二十日條に「小山下野掾政光入道郎等保志黒次郎、水代六次、池次郎等、同じく旗、弓袋を

て、應永正長の頃、星井景山、その男則政等あり。また武藏にも現存す。

保志岩 ホシイハ 備前に此の氏あり。

墓志岩 ホシイハ 同上。

星尾 ホシヲ 武藏に此の氏存す。

保志賀 ホシガ 流江安室記に「作州勝南郡飯岡の城主保志賀藤内」を載せ、鷲山麓に墓ありと。次條氏に同じ。

星賀 ホシガ 前條氏に同じ。鷲山城は飯岡村に在り、星賀光重の據る所也と。

星加 ホシカ 伊豫に此の氏あり。

星角 ホシカド 丹波國多紀郡に星角莊ありて、丹波志に「味問は古へ星角莊と稱す」と。

星河 ホシカハ 次條氏に同じ。

星川 ホシカハ 和名抄、大和國山邊郡に星川郷を收めて保之加波と註し、次に武藏國久良郡にも星川郷を載せて保之加波と訓じ、新編風土記に「今都筑郡に上星川村あり、橘樹郡に下星川村あり、共に郡城に近き地なれば、則ち此の郷名の村名に變ぜしにて、郡界・後に改まりしこと知るべし」と。次に伯耆國會見郡に星川郷を收む。その他、伊賀、伊勢、紀伊等にも此の地名存す。

ホシコ—ホシタ

賜ふ。勳功の賞に依り、下賜の由、銘を加へたる所也」と。ホシナ條参照。

星子

ホシコ

星越

ホシゴシ 和名抄、佐渡國羽茂郡に星越郷を收め、保之古之と訓ず。萩野氏曰ふ「羽茂本郷の錦月の里に星越の地あり、今も保之古衣と稱す」とぞ。

星坂

ホシサカ 水無瀬家雜掌に此の氏見ゆ。

星崎

ホシザキ 尾張國に星崎郷ありて、武藏等に此の氏存す。

星嶋

ホシジマ 武藏に此の氏存す。

星田

ホシダ 源姓 河内國星田庄より起る。家紋丸に三星、水車。寛政系譜、未勘源氏に收め「次郎右衛門正種(千姫取次役、後江戸に歸る)―次郎左衛門正種(作右衛門、千姫取次役)―新藤正勝」等見ゆ。

2 藤原姓

紀伊國有田郡の名族にして、元河島星田の住人、普代島山家老なり。藤原姓遠藤氏星田系圖(紀伊國有田郡德田)に「天御中主尊(六月五日)天兒屋福命―大職冠藤原足公―基經―種子―基照(三位中納言)、弟基昌(左近小監、遠藤苗祖、越中國射水府に在りて、磯波、

ホシタ

射水、新川、結實の四郡を給ふ)―徳慶(出家。延喜の朝、越中新川郡友杉邑に七堂伽藍を造營して勅號の額を賜ふ。館定山宗眞院極性寺)―十六代の者、家系、兵亂の爲相知れず)―基道(彦太良、民間に養育され、同國新川の館に住す。勇猛力量あり。應仁亂に左近小監細川勝元に味方して、屢々戦功あり。九月十五日粟田口に討死。弟基定は三寶院醫官、六月九日討死。妹は長尾三良五郎室、その妹は武田基綱妻)―基齊(兵庫介、越前廣場の合戦に討死)、弟基憲(主殿、兄に勝る、家聲を墜さず)―基宗(左京亮、後半人して新川邑に住す。妹は神保上野守室也)―基量(佐太良、世濟耕転。妹は富田堅介妻、その妹は神保長二郎妻)―基長(安太郎、弟に基行、幾之丞あり)―基秀(熊五郎、左京、尋常山觀瀾山に狩遊、此の時武田左馬介信元に仕ふ。後信元と、もに紀州島山播磨守に仕ふ。妹は島山基延母)―昌親(父に隨つて紀州にあり、河州星田邑に轉住、島山伊豫守の懸情により、自今以後姓を改め、星田と號す。此の時、同道は神保茂昌、富田平之進等、他の四人也)、弟基俊、五年五月

ホシタニ—ホシナ

二十日、河内合戦討死、星田寺(葬る)と。以下紀州星田氏・小生は星田十五世に當る。藏する所、島山系圖、平家系圖、島山由來記各一卷、并に島山戦記二册あり(星田義量氏)と。その他、島山條を見よ。

又續風土記、有田郡德田村地主に星田平八を收む。その他、島山條参照。

3 雜載

その他、攝津、武藏等に存す。

星谷

ホシタニ ホシノヤ條を見よ。

千種

ホシタネ 千種の誤か。

干鯛

ホシダヒ

星出

ホシデ

干泥

ホシドロ

穂科

ホシナ 和名抄、信濃國高井郡穂科郷を收め、保之奈と註す。又東鑑に保科御厨を載せ、又後に保科七郷見ゆ。

星名

ホシナ 前後數條参照。

1 諏訪氏族

次條に併せ云へり。

2 構姓

新波家氏の室は、星名三郎構守隆の女にして、貞數を生む、尊卑分脈に見えたり。新波、大板等の條を見よ。

3 雜載

その他、攝津、武藏等に存す。

保志奈

ホシナ 保科條を見よ。

保科

ホシナ 信濃の大族也、前數條参照。

1 諏訪氏族 信濃國伊那郡保科の豪族にして、諏訪神氏系圖に「諏訪爲盛の子盛行、其の子行遠(保科四郎大夫)」と載せ、前田家本に「神大夫盛行」とあり。



2 清和源氏井上氏族 信濃國高井郡保科邑より起ると云ふ。尊卑分脈に「時田太郎光平―桑洞二郎光長―同五郎清長―矢井守太郎忠長(光盛の子と爲りて井上を相傳す)」と見ゆる太郎忠長は、又保科太郎と云ふ。東鑑、元暦元年七月條に「保科太郎・御家人となる」事見ゆ。されど盛衰記等に見ゆる星名黨と云ふは多く諏訪神家流の保科なるべし。又中興系圖に「星名・清和源氏」とあり。

3 氏人 源平盛衰記に信濃武者星名權八を載せ、又「星名黨は井上九郎に従ふ、信濃國住人」と見え、次に東鑑卷二に保志泰三郎、二十一に保科次郎、承久記卷三に星名次郎等を載せたり。

ホシナ

ホシナ

ホシナ

總の内に一萬石を給ふ」と。正直の長子正光(童名甚五郎)、二男正重(親貞)を設け、後に家康の異父同母の妹、久松佐渡守の長女を妻とし、男子二人、女子四人を設く。長子正光、家を繼ぎて、從五位下、肥後守に任ず。關が原戦には遠江國濱松の城を守り、後再び高遠の城を賜ふ、三萬石也。寛永八年十月、七十一歳にて卒し、幸松丸(秀忠の三男、母はお靜の方、淨光院殿)其の家を繼ぎ、從四位下肥後守正之と稱し、寛永十一年侍從に任じ、十三年七月二十一日、出羽の國山形の城を賜ふ、二十萬石也。次項を見よ。次に正直の三男彈正忠正眞は家康の外甥なり。元和元年の夏陣に奮戦し、寛永七年五月十九日大番頭、慶安元年六月二十日、大坂の城番、所領元一萬石、二萬石と成り、上總の飯野を領す。その後は寛政系譜、及び武鑑に「正眞―越前守正景(彈正忠)―兵部少弼正賢(正詳)―主殿正殿(弟)彈正忠正昭(正壽)―越前守正宜(正富、號桂山)―彈正忠正率(越前守)―能登守正徳―能登守正丕(彈正忠)―彈正忠正登―正昭(一統之助)―と。上總飯野二萬石(明治七千五百石)。



會津松平分家 保科(飯野)

現今子爵。家紋並九曜、槐の葉。
6 松平氏族 徳川秀忠の三男幸松丸、前條保科正光の養子となり、保科氏を冒し正光と云ふ。前項參照。又内藤氏云ふ「正之朝臣の母は神尾氏、二代將軍の寵を得て正之を孕む。御臺所の妬忌を恐れて、深く之を秘し、正之を神尾氏の家を生む。見性院殿・迎とりて之を養ひしを、甲州の士を擣み、正光に仰せて、正之を養はしむ。見性院は家康公の妾、穴山氏、おつまの方」と。
又藩翰譜に「寛永十三年、山形二十萬石、正保元年正月十一日、奥の會津に移り、二十三萬石、同二年四月二十一日從四位下左少將、慶安四年夏、左大臣家(大猷院家光)かくれさせ玉ひし後、將軍家御幼穉の内、天下政務の事を預り聞きたまひき。是は左大臣家の御遺命とぞ聞えける。承應二年十月十三日、正四位下右中將、寛文九年四月廿七日致仕、同十二年の十二月十七日、六十四歳にて卒せらる、嫡子長門守世を早う去り給へば、二男尻

前守正經に家讀る」と。正之は土津靈公と諡し、水戸義公、備前芳烈公と并て、三公と稱せらる。
その後は、武鑑に「正之―筑前守正經(侍從)―弟肥後守正容(左中將)―肥後守容貞(少將、兄久千代丸正邦は早世)―肥後守容頌(左中將)、弟(親貞佐容章)―(駿河守侍從容登)―肥後守容住(侍從)―肥後守容宗(少將)―(弟)肥後守容敬(中將)―肥後守容保(中將、實は松平攝津守義建六男)―余九慶(實は水戸中納言慶徳弟)と見ゆ。容保―容大にして、奥州會津(岩代)二十三萬石、現今子爵。家紋丸に三葵、花葵。徳川、及び松平條參照。
7 清和源氏戸賀崎氏族、これも信濃發祥にして、荒川氏元が七代島氏の二男島正・伊奈郡保科に住し、此の氏を稱すとぞ。
8 下野の保志奈氏、東鑑卷二、養和元年閏二月二十三日條に「小山七郎朝光郎等保志奈三郎」、また文治五年條に保志黒次郎(ホシナ)を領す等見ゆ。
9 越後の保科氏、上杉景勝家臣に保科主馬介・見え、又佐州役人附に「源姓・保科季右衛門」を載せたり。
10 三河の保科氏、額田郡山崎村の士に保

11 甲斐の保科氏、清和源氏井上頼季の後なりと。

12 その他、上總、下總、武蔵、羽前、攝津等に存す。

星野 ホシノ 三河、因幡(智頭郡)筑後等に此の地名あり。

1 藤原南家 熱田大宮司族にして、三河國寶飯郡星野莊より起り、尊卑分限に「熱田大宮司」―季兼―季範―範信(星野式部丞、上野介)―範清(本名範行、上西門院藏人、左衛門大夫、號星野左衛門大夫)



と載せ、又「範信の兄範忠の男、忠季の弟清範・大宮司となりて星野といふ」と。アツタ條を參照せよ。分脈と少しく異也。

2 氏人、東鑑卷四十一、四十五に星野出羽前司季義を載せ、下りて太平記卷二十四に星野利部少輔、三十五に三河の星野行明を載せ、拙著三河に「正平十五年(延文五年)、當國守護仁木義長の守護代四郎彈正左衛門、五百餘騎を率ゐ、矢作に出で、島山岡清下向の道を塞ぐ。八月吉良治部大輔・四郎兵衛助に加勢し、矢作に陣を張りて海道を塞ぐ、之に依りて、大島左衛門佐義高・當國守護職を賜はり、星野、行明等の加勢を得て、四郷を破る。四郷・伊勢に落ち、吉良氏降る」と。

その後、長享元年常徳院江洲勅座着到に「五番衆・星野宮内少輔」を載せ、又二葉松等に「行明城(牛久保町行明字末廣)は星野日向守先祖代々の居城也」と云ひ、又賀茂郡「高村山城(足助村)は星野利部左衛門正頼の據所也」とぞ。又徳川時代、儒者に星野小平太頼あり、東里と號す、此の族か。

3 大江姓、前條氏に同じ、大江、熱田、萩、千秋、行明、長山等の條を見よ。

4 尾張の星野氏、愛知郡古井村の士に星野又右衛門吉次(人物志)あり。又織田信雄分限帳に「朝明、奴加太百貫文・星野某」を載せ、又下郷宮は、星野新左衛門の知行と見え、又安西軍策に星野越中守(秀吉方)等あり。下つて寛文の頃、星野勘左衛門は、三十三間堂に射て天下に名を擧ぐ。又福島條に星野加賀あり。

5 賀茂縣主、上賀茂社々家の一也。
6 宇多源氏、伊賀發祥の名族にして、家紋丸に柏葉打邊、七曜。寛政系譜に「彌右衛門虎榮―四郎兵衛房濟」の後、織右衛門清益より系あり。その他、小左衛門等見ゆ。

7 河内の星野氏、交野郡松都村の名族にして、星野利部左衛門常陸介親忠の子能末は、本願寺運如の徒となる。

8 丹後の星野氏、竹野郡成願寺城に據りし豪族にして、天正年間、星野周防守あり。三家物語に「成願寺の星野因幡等は細川を引うけて、各々うちまけ亡ぶ」と見ゆ。

9 安藝の星野氏 高田郡の豪族にして、藝藩通志に「星城は高野、桂、二村の間あり。星野市兵衛居り、後に長屋下野、別館とす」と見ゆ。又安西軍策に載せ、又幕末、星野良徹の男文平公實は善山と號す、勤王家、贈正五位也。

10 紀伊の星野氏 横風土記、李惠郡大俣下番村、舊家南角兵衛條に「其の家傳へ云ふ、其の祖を星野源六左衛門といふ。南朝に仕へ、後落人となり、和州桑原村より當村に來り、代々居住す。夫れより居地の字を星野平といふ。源六左衛門五代の後、故ありて星野の氏を南と改む。五代孫南新左衛門は九鬼大隅守に從ひて高麗に出陣す。其の子角兵衛・北山一撥に功あり、淺野氏より北山組の鐵砲組頭を命ぜられ、其の子八左衛門より代々地士にて、數代大莊屋役を勤む」と。

11 豐前の星野氏 次項氏の一族にして、田河郡位登莊位登八幡宮神像銘に「位登莊地頭職星野九郎調朝臣實旨」を載せ、調氏系圖に「星野正實は筑後福丸城に居りて、菊池氏に屬せしが、正平中、大友氏の破る所となりて、周防に出奔す。大内氏・厚く之を待遇し、豐前國莊を興ふ

因りて縁の星野氏と稱す」と。第十三項参照。元龜天正の頃には星野親實あり。12 調性 筑後の豪族にして、生葉郡星野邑より起る。種々の説あるも、古代調氏の後也。されど諸系圖・源姓とするもの多ければ、暫く之に従ふ。

13 清和源氏 前項に同じ。黒木由來記に「黒木大藏大輔源助能の二男、星野谷の城主となり、代々星野を以つて氏とし、姓・源を用ふ」と云ひ、熊野社記に「文治中、黒木助能云々、男子を産む、星野伯耆守胤實と云ふ」と。又樋口系圖に「星野胤實云々」など見ゆ、クロキ、ヒダチ等の條参照。又將士軍談に「諺に嘉祿年中、星野八郎・始めて星野を領す、爾後一族繁榮」と。

而して星野系圖に「源助能(童貫宿願太郎、後藏人、又大藏大輔。黒木庄を領して猫尾城に居る。多田藏人行綱の男也。初め薩州に在り、後黒木を領す矣。以上は家記に見えず。室は薩州島津忠宗の女、繼室は待宵小侍從。家記には「山門郡瀬高庄にて千町、及び黒木六町を領す」と。黒木六町とは堅八里、横三里、村數二十一、今の高八千石に當るとぞ。又共業紀

勝五に「筑後國黒木助能は黒木、星野、川崎を領し、二男元真は星野を領して、星野氏と號し、世々星野に居る。天正中、中務大輔吉實に至りて絶ゆ」と。一定原(川崎三郎、川崎庄を領して、犬尾城に居る、母は島津氏女)と載せ、家記には「采地千四百餘町」と見ゆ。

次に定原の弟「胤實・星野氏の始祖、幼名八郎丸、後に中務大輔、母は待宵小侍從、京都樋口小路産也。猫尾城主黒木助能・文治二丙午年、京師に勤す。素と笛に巧也。曾つて禁廷に奏樂あり、助能・階下に在りて横笛を吹く。帝觀感の餘り調性を賜ひ、且つ官女小侍從を賜ふ。助能歸國、小侍從・胎むあり、從ふ能はずして、樋口次郎太郎實安の家に在りて、男子を生む。實安・之を養育して、樋口八郎丸と稱す。其の後、小侍從・黒木に造り、助能の室となり、胤實も母の故を以つて助能の子となる。初め徳大寺實定・小侍從に私通す、胤實は實定の男也。或は傳ふ、後鳥羽帝の皇子にして、故ありて、實定に託して子と爲すと云ふ。

堀河帝の時、封を胤實に賜ふに筑後星野を以つてす。嘉祿丙二戌年十一月、星野

に來り、館を大星野に構へ、且つ星野山中に内城、高岩の兩城を築く。其の後子孫繁茂、生葉、竹野の兩郡を領す。將士軍談に「星野家代々、白石内城の兩城に依る」。又曰ふ「樋口次郎太郎・高岩城を築きて、十龍館に居る」と。その妹・母は小侍從、肥後和仁城主某の室、其の弟定善は黒木四郎なり」と。

次に胤實の子「胤實・右近大夫、本星野館に居り、後に星野を弟實隆に譲り、延壽寺村に福丸城を築き、移りて福益館に居る」と云ひ。家記には「吉實の代、福丸城を築き、福益館に居る」と。又「胤實の弟實隆は樋口次郎太郎の養子と爲り、十龍館に居る」と。

胤實の後は、その男「鎮能(民部大輔)一鎮行(宮内少輔)一元行(八郎)一元實(志摩守)一元親(民部大輔)一親實(下總守)一鎮忠(志摩守)一鎮種(中務大輔、高島城を築く)一實世(下總守、福丸城に居る)一職泰(伯耆守、福丸城に居る)一元康(伯耆守、本星野館に居る。家記には元安に作る)一鎮康(下野守、石垣村中に中山城を築く。家記には「鎮安に作り、本星野館に居る」と。その弟實房は樋口實行

の養子也)一吉實(中務大輔、福丸城に居り、生葉郡、竹野郡、東郷五百町を領す。此の時に當りて、豊後大友氏、肥前龍造寺氏・互に九州を争ふ。吉實・剛將、獨立して兩家に屬せず矣。龍造寺隆信・黒木の領地を掠略す。星野と黒木とは同族なるが故に、吉實・猫尾城に據りて拒守し、二男正實をして福丸城を守らしむ。大友氏・偽りて援兵と稱し、竹尾外記なる者をして入城せしむ。猫尾城・兼計に陥り、吉實を害す。故を以つて黒木家・遂に龍造寺氏に屬す」と。

次に吉實の男「親忠(常陸介、生葉郡妙見城に居る、驍勇の將なり。天文元年、山陽の大内義隆、毛利元就・數萬兵を率ゐて來攻、三日にして城陥り戦死す)一正實(伯耆守、福丸城に居り、肥後菊池氏に屬す、云々と。第十一項参照、時代合はず)一高實(伯耆守、福丸城を守り、福益館に住す)一實信(九左衛門尉、福益に居り、天正中小早川隆景侯に仕へて二千石を賜ひ、後立花宗茂、次に加藤清正侯に仕へ、祿二千石を賜ふ」と。家記に「父子共に肥後にて病卒し、子孫今猶ほ彼の地に在り」と。

次に親忠の弟「重實(家記には鎮實と作る、右衛門大夫、正實の周防に逃る、後、大友氏に屬し、大生寺村立石城を攻め、城主間註所氏を逐ひ、其の城に據る)一繼泰(家記の一本・鎮泰に作る。中務大輔。蒲池氏の男、母は重實の女。重實戦死後、大友氏の命により、星野家統を襲ひ、白石城に居り、後に福丸に移り、肥後勝山にて戦死)一鎮虎(右衛門大夫、白石城に居る、龍造寺氏・夜襲、守る能はず、去つて豊後に到り、大友氏に寄る)、弟鎮胤(中務大輔、福丸城に住し、後に竹野郡夢生村に内山城を構ふ。又移りて星野高取城に居る。此の時、高實が曾つて領する所の千餘町の地を有す。家記に「生葉郡五百町、竹野郡東郷五百町」と。而して島津義久侯に屬し、天正十四年、筑前高島井にて戦死)。弟鎮元(民部大輔、兄と同時に討死)と。

次に鎮胤の男「鎮之は幼名長虎、父鎮胤、筑前に出陣の時、本城を守らしめ、老臣星野右衛門佐をして輔翼せしむ。同列の老臣星野高角・妹川に居り、樋口越前守・星野に居る。鎮胤の戦死後、右衛門佐・謀反す。小早川氏と鍋島氏と計りて右衛

謀反す。小早川氏と鍋島氏と計りて右衛

門佐を誅し、鎮之も亦領地を失ひ、後に鍋島侯に仕ふ」と。家記に「子孫・肥前に在り」と見ゆ。

14 氏人 太平記に星野大藏大輔永能を載せ、又鎮西要略に「正中中、星野氏・二品親王に從ひて勤王す」と云ひ、又文中三年條に「六月、此の時生葉陣衆・星野實好の城を伐つ（或は曰ふ、星野實好は宮方）、城殆んど危し、菊池肥前守等來援す。星野・殺つて島津、伊東を破り、二千餘人を得て捷つ」とあり。その後、應永四年、星野氏・菊池、少貳、千葉、大村等と兵を擧げて大内氏と戦ふ（要略）。また理盡抄に星野孫六、應永戦覽に星野常陸介親水、星野虎松丸、鏡山文書に星野中務少輔等見ゆ。又嘉吉中上格すと。又小野村内宮棟木に「大永三甲申云々、大名分の衆・星野殿云々。生葉郡の内、星野領分、一星野、一妹川、云々」と載せ、蒲池物語、大永五年に星野正實・見ゆ。又肥前軍記に「筑後國住人星野親忠、大友の催促に從はず、義經を忿る」と云ひ、陰徳記、大友語に「義長・星野伯耆守の先祖を討つ」など見え、大内氏實録

に「大内勢・生葉郡大生寺城を攻め、天文三年九月十八日、之を拔き、城將星野常陸介親忠兄弟を斬る」と。又同註所家譜に「福丸城主星野氏（正實）に城を抜かる云々」と載せ、また「星野中務大輔吉實は秋月に屬す」と。又陰徳記、永祿十二年に星野源次郎、同民部大輔等見ゆ。又小河文書、宗麟判書に星野四郎三郎、四國城前集に星野民部大輔、樋口宗保覺書に星野鎮胤、九州記、治亂記等、永祿十年に星野一開あり。

15 居城 傳へ云ふ。嘉祿年中、星野八郎藤原種實、始めて星野を領せしむ。又同村一内城城跡は星野實・築く。又「同村高島城は星野鎮實築く」。又「千代久村四城は耳納山中、屋形千代久兩村の界にあり。星野伯耆守の所築と云ふ（集、實）」など多くを載せたり。16 藤原姓 前述筑後星野氏は一に藤原と云ふ。17 武藏の星野氏 入間郡福岡村天神社の神職等に見ゆ。18 奥州の星野氏 新編會津風土記に「耶麻郡入田村の星野宮五郎兵衛は空海作の三像を光徳寺佛として、此に安す」と。その他、田村郡等、猶ほ多かるべし。19 桓武平氏 越後國刈羽郡の名族にして、平清盛の後裔と傳へらる。柏崎の星野藤兵衛は一時星とも稱し、家紋・木瓜・裏桔梗也。現今輝興君・學界に名あり。その他當國に多く、明治に星野恒先生あり、漢學、史學に長じ、次に現今星野彦四郎君亦名あり。20 雜載 その他、泉本多藩中老、島原松平藩中老、安中板倉藩川人等に見え（武藏）、又京極殿給帳に「百人扶持・星野采女」を載せ、又高遠藩士に星野常富あり、葛山と號す、儒學、兵衛等に通ず。その

り一族繁榮し、同村高岩城に重忠、忠親、同郡鷹取の城に重忠の曾孫重種、竹野郡石垣山中城に重安、同郡夢生村内山城に右衛門大夫、星野村白石城に伯耆守正實（大永年中、菊池氏部下、後白杵安壽守の臣竹生外記に亡ぼさる）あり。その他、中務大輔吉實（筑前船屋郡高島居の城主）、丁虎等見ゆと。

而して福丸城は、星野氏累世の居城にして、鎌倉時代より、生葉郡の内三十二ヶ村五百町歩の地頭職なりしが、大友氏・筑後を領するに及び、筑後の大名衆と稱して大友の幕下に屬す。天正年中、大友氏の勢威衰ふるに及び、秋月種實と連合して歎を島津氏に通じ、天正十四年八月、星野中務少輔鎮胤、民部少輔鎮之の兄弟、筑前船屋郡高島井城にて立花宗茂に攻め圍まれて戦死し滅亡す。將士軍談、竹野郡條に「夢生村内山城跡は耳納山中にあり、東西五十四間、南北二十五間（集、及び寛延記。但し寛延記に或は星野右衛門大夫・之を築く、而して別に内山城を載せ、後小舟中將の臣星野大耶家次・之を築く云々。此の説、信じ難しと）。星野右衛門大夫（系圖に鎮

星野重安の築く所也（集記）」と見ゆ。次に生葉郡「延壽寺村福丸城、同村山上城跡、福丸城跡・東西十二間、南北三十間（集、是れ福益館か）、山上城（是れ福丸城か）、並に星野高實の所築なり」と云ひ、次に「屋形村村見城跡は山上にあり。星野伯耆守（記に高實）・之を築く。系圖に星野親忠・之に居ると。太平記大全に「延元四年、大友・來りて明見城を拔く。菊池・之を聞き、馳來りて之を攻むるや急、戸繼兵部、眞海宮内大夫・之に死し、城陷る」とあり。次に「星野村高岩城跡は東西二十間、南北十五間（集）星野重忠・之を築く（集、寛記）」。「同村白石城跡は東西五間、南北十五間（集）、重忠の甥正實・之に居る。伯耆相善らず、常に戦闘あり。系圖には胤實の築く所」と。「同村鷹取城跡は東西四十二間、南北十間、重忠の曾孫重種の居城也（集、寛記）」。「同村木星野館は星野胤實・之を構へて、代々居る（系圖）」。

又同村一内城城跡は星野實・築く。又「同村高島城は星野鎮實築く」。又「千代久村四城は耳納山中、屋形千代久兩村の界にあり。星野伯耆守の所築と云ふ（集、實）」など多くを載せたり。16 藤原姓 前述筑後星野氏は一に藤原と云ふ。17 武藏の星野氏 入間郡福岡村天神社の神職等に見ゆ。18 奥州の星野氏 新編會津風土記に「耶麻郡入田村の星野宮五郎兵衛は空海作の三像を光徳寺佛として、此に安す」と。その他、田村郡等、猶ほ多かるべし。19 桓武平氏 越後國刈羽郡の名族にして、平清盛の後裔と傳へらる。柏崎の星野藤兵衛は一時星とも稱し、家紋・木瓜・裏桔梗也。現今輝興君・學界に名あり。その他當國に多く、明治に星野恒先生あり、漢學、史學に長じ、次に現今星野彦四郎君亦名あり。20 雜載 その他、泉本多藩中老、島原松平藩中老、安中板倉藩川人等に見え（武藏）、又京極殿給帳に「百人扶持・星野采女」を載せ、又高遠藩士に星野常富あり、葛山と號す、儒學、兵衛等に通ず。その

同母弟長良（東郷）家を嗣ぐ。又加賀藩給帳に「百石（紋丸内花菱）星野市郎大夫」を載せ、伊勢の備者に星野熊嶽あり。また攝津、山城、美濃、信濃、越前、江藩（星野權之助）、志摩、伊勢、筑前、肥前等にも多く、丸に三柏を紋とするあり。星屋 同母弟長良（東郷）家を嗣ぐ。1 藤原姓 相模國高座郡星谷邑より起る。2 武藏の星谷氏 荏原郡瀬田邑の名族にして、先祖は鎌倉の住人にて、いつの頃にか、此地に來りしとなり。されば鎌倉の地名を氏とせしなり。系圖も傳へたれど其の詳なることを載せず（新編風土記）。3 雜載 その他、會津縣斗戸村の名族たり。干場 ホシバ 星場 ホシバ 星原 ホシハラ 星見 ホシミ 武藏國入間郡の名族にして、新編風土記に「勝樂寺城は勝樂寺村の長の方山上にあり。土人の傳に、星見小太郎が住せし所なりと云ふ。三ヶ島堀之内村百姓政右衛門が家の舊記に、豊後入道伏見小太郎・勝樂寺村りうかいの城主たりしと云ふ、

伏見は則ち星見にや。又云ふ、さにはあらざ、山口太郎と云ふ人住めりと、太郎は武藏七郎の支流にて、東鑑にも見えたる人なり」と。伏見、山口等の條参照。

千屋 ホシヤ 太平記卷三十一に千屋左衛門大夫・見ゆ、勤王の士也。

鱒矢 ホシヤ 美作の名族にして、鱒矢又七等あり。

星山 ホシヤマ セイザン 駿河國富士郡に此の地名あり。又藤原に星山氏あり、もと朝鮮星山の人、金海・島津義弘に従ひて歸化し、星山仲次(嘉入)と稱す。

乾脇 ホシワキ 大和の豪族、イヌキ條を見よ。

本代 ホシロ 和名抄、伊賀國山田郡に本代郷を收む。

保末 ホスエ ヤスエ 常陸、下野等に此の地名存す。

保住 ホスミ ホヅミ條に詳か也。

細 ホソ
1 山川氏裔 江戸幕臣にして、山川喜介(兼木村重家臣、後三河流瀆)の男四郎兵衛直一(字喜多秀家)より出づ。その男市郎兵衛直成也。家紋根葉に雪。
2 雜載 また永享以來御番帳に「一番・

細下野左京亮見ゆ。
細合 ホソアヒ 京都の儒者に細合八郎左衛門卿あり、斗南と號す。その男三彌孝は張庵と號す。

細井 ホソキ 河内、三河、上野等に此の地名あり。
1 藤原姓 三河國幡豆郡細井邑より起る。太郎右衛門勝重(初め喜三郎)此の地にありて、此の氏を稱し、松平清康に仕ふ。其の子喜三郎勝明(金兵衛)、其の男新五郎勝宗(喜三郎)、その弟喜八郎勝久なりと。

されど三河志、幡豆郡細井村條には「細井左馬助・世々此に居住す。後磐海郡古井に移り、細井彦左衛門は、永祿中六名村に移る」と載せ、又二葉松に「磐海郡高木城(平貴村高木)は細井左馬助守世(吉良家)・居住す。後高木善四郎清秀の城となる」とあり。同族か。勝久の後は寛政系譜に「勝久(金兵衛、家康に仕ふ)一金兵衛勝吉一同勝武一金五郎勝行(子孫千八百石)、また勝吉二男「佐次右衛門勝茂一同勝郷(子孫千二百石)等を收む。家紋丸に銀地酸草、根莖に雪、五角の内」に銀地酸草。



細井豐前守

2 藤原北家水無瀨家 水無瀨家の庶流と云ふ。家紋丸に井桁、銀地酸草。寛政系譜に「細井次兵衛安勝」より系あり。
3 宇都宮氏族 細井廣澤(次郎太郎智慎、字公護)は山城嵯峨の人、初め辻辨庵と云ふ、掛川藩士支佐の男也。その先、八田知家の裔なりと云ふ。學高く、書に名あり、贈從四位、その男知文は九皇と號す。

4 紀姓 河内國細井郷より起る。紀長谷雄の孫雄文・當地に隱れ、子孫氏とす。二十世孫岑克に至り、三河に徙る云々。その男克成、孫雄貞、玄孫正長の男甚三郎徳民・平洲と號す。尾張國知多郡平洲邑の人、尾州家儒臣にして、その名甚だ高し。

5 清和源氏 これも第三項と同様、もと山城豐喜郡の人にして、源三位頼政の末孫・細井頼貞入道了信の後なりとぞ。現代は其より二十三代、家紋は鳩酸草。
6 桓武平氏 大和國廣瀨郡の豪族にして、平尾盛(馬見村大字平尾)に據る。大和志

に「平尾村城・細井左近」とあるもの此れ也。左近は國民郷士記に細井左近丞と載せ、大和志料に「中世・疋相、平尾、安部、大塚、大垣内の五村を細井戸庄と號すれば、細井氏の稱は蓋し、これに出づ。安部の淨土寺傳に據るに、左近・名は忠行、桓武帝三十一代の後胤、入道して行尊と號す。即ち淨土寺の本願にして、天文中の人なり。至徳の長川流鏑馬日記に細井戸殿あり、疑らくは其の先人なるべし」と。ホソキド條参照。

その後、元和中、細井武春は大坂城に入る、簡井條参照。
7 安藝の細井氏 賀茂郡の豪族にして、通志に「細井信濃宅址・上三永村上殿にあり、茶臼城の家人」と見ゆ。
8 雜載 その他、幕臣に「善右衛門政高—同政次」等あり、家紋九曜。又讃岐に細井左京大夫源秀光あり。又元祿、武州豐島郡代官に細井九左衛門・見え、又土佐國長岡郡四野地色の郷士に此の氏あり、中藏頼直は天文曆學に精し。
又江戸の書家に細井治郎兵衛庸(竹岡)、また錦城細井知雄(長羽)等名あり。又加賀藩給帳に「四百石・紋角切角内輪違」細

井次郎一を載せ、秀康給帳に「二百石・細井又兵衛一見ゆ。又歌人に細井藤十郎真雄あり、昌阿と號す。又狩野派畫家に細井水茂も名高く、又津山藩士細井兵治は塙一得と號す。又石州流茶人に細井一敬、その門細井定橋・共に名あり。又武藏、伊勢、志摩、加賀等にも見ゆ。

保曾井 ホソキ 伊勢國三重郡の古族にして、名勝志に「曾井城址は曾井村字四垣内に在り。本村に保曾井物語なるものを藏す。其の記に云ふ、天平元年七月、構速足・多度大神宮に奉仕し、惠を近隣に施す。朝廷之を賞して北勢四百五十五邑を給し、姓を保曾井と賜ふ。七世忠利・曾井と改姓す。壽永二年、曾井忠秋・源頼朝に屬す。忠秀に至り、志村と改姓し、歴世之に居りしが、元龜元年八月、忠春の時、織田信長に攻められ、自殺して城廢すと。五鈴遺響に、文中・志村左衛門居住の事を記す。他書見る所なし。暫く之を記す」と。
細井戸 ホソキド 大和國廣瀨郡細井戸庄より起る。家紋丸葛、井筒、五三桐。至徳元年の大和武士交名に細井戸殿を載せたり。細井條第六項参照。
寛政系譜には細井氏と同様、藤原姓、水無瀨

細入 ホソイリ
細海 ホソウミ ホソミ條参照。
細梅 ホソウメ
細江 ホソエ 和名抄、近江國犬上郡に細江郷を收めて保曾江と訓じ、次に遠江國葵原郡にも細江郷ありて保曾江と註す。その他、近江、飛騨等に此の地名存す。
1 佐々木氏族 近江國坂田郡細江庄より起る。この地は石清水宮縁事抄、保元三年十二月三日左辨官下文に「宮寺領・近江國細江庄」と見ゆる地にして、此の氏は佐々木成頼の後、吉綱の裔・重直の男直綱を祖とすと云ふ。氏は京極分限帳に細江彌次兵衛、江流記に細江秀時、淺井三代記に細江左馬助、同甚七郎等多し。但し淺井郡にも細江村あり。又京極殿給帳に「百二十石・細江彌次兵衛」を載せたり。
2 雜載 津山分限帳に「七十石細井久右衛門」を載せ、又武藏、伊勢、志摩、攝津等にも在りとぞ。
細尾 ホソヲ 下野に此の地名ありて、津和野藩士に此の氏・見ゆ。

り。阿波守と兵部少輔兩人・成敗として、國に在りて勳功の輕重に依つて恩賞を行ふべき旨仰付らる」とあり。
次に太平記には卷九に細川云々、十四に細河阿波守和氏、また細河陸奥守顯氏、刑部大輔頼春、同式部大輔繁氏等見え、諸國朝敵蜂起の條に「讃岐より高松三郎頼重・早馬を立て、京都へ申しけるは、足利の一族細川備前守定輝・去月二十六日、當國豐田庄に於いて、旗を揚ぐる處に、諸國、香西・これに與みして、則ち三百餘騎に及ぶ。云々。藤橋兩家、坂東坂西の者共、殘る所なく定輝に關する間、其の勢・已に三千餘騎に及ぶ」と。
又卷十六に「細川備前守定輝、同刑部大輔頼春をば、東國の事、心元なしとて返さる」と云ひ、又細川陸奥守顯氏を載せ、卷十九に「尾張守の副將軍細川出羽守・五百餘騎にて府の城より打出づ」と。また「細川鹿草が五百餘騎云々」など見え、三十四に「細川相模守清氏、舍弟左近大夫將監、同兵部大輔、同掃部助、同兵部少輔」等を載せ、三十六に「清氏叛逆の事、付相模守子息元服の事」に「將軍の執事、細河相模守清氏、其の弟左馬助、

猶子仁木中務少輔、三人共に都を落ちて、武家の怨敵と成りにけり」と。南朝に屬せし也。
又難太平記に「細川相模守・御不審の時云々」、「細川清氏事、實には野心なかりけるにや」など多く、次に明德記に「細川の武州入道常久、舍弟右京大夫頼元、同淡路守滿春」など見え、「明德三年壬申正月四日、内々御評定有つて、細川右京大夫頼元には丹波國を給す」と。
次に應永記に細川右京大夫頼元、嘉吉記に細川讃岐守成之、又「寶徳元年、義政元服、細川勝元加冠」とあり。
次に御評定着座次第に「延文三年十二月三日、管領・清氏朝臣。應安六年正月、同七年正月等に武州頼之朝臣。また管領武州。明德二年四月二十日、右京兆頼元朝臣、また管領右京兆。同三年、管領右京兆（依爲咫尺一人騎馬供進歩儀）。同四年正月十一日、室町殿にて之を行はる、管領右京兆」など見え。
次に永享以來御番帳に「一番・細川左京亮、細川天竺三郎、細下野左京亮。永享比より文正に至る三職・細川右京大夫持之（弘通寺）。御相伴衆・細川阿波入道常

秀、細川刑部少輔持有、細川淡路守滿俊。御供衆・一番細川淡路入道全了。一番衆・細川讃岐守持常、細川淡路中務少輔持親、細川右馬頭持賢。一番衆・細川治部少輔氏久、細川下野守持春。永享三年、伊勢守貞經亭、三條坊門万里小路え御成、一番々頭・細川淡路入道全了。文明十二三年比、御相伴衆・細川九郎殿（政元）、細川兵部少輔殿（勝久）。國持外様衆・細川民部少輔、細川刑部少輔。外様衆・細川中務大輔（准國持之）。御供衆・細川右馬頭入道、細川下野入道、細川兵部少輔、細川民部少輔、細川讃岐九郎、細川淡路守。慈照院義政公東山え御移の已後、御部屋衆・細川治部少輔政信」など見え。
次に文安年中御番帳に「公方様御供衆（文安年中）、一番・細川淡路治部少輔、下野與三郎、細川下野左京亮、外様衆（次第不同）細川駿河守、細川陸奥守、細川完草。三管領・細川右京大夫。諸大名衆御相伴衆・管領右京大夫、細川讃岐守（阿波守護）。外様大名衆・細川右馬頭入道、細川安房守、細川備中守、細川和泉守、細川淡路守」を舉ぐ。
次に長祿寛正記に「細川右京兆勝元、細

川讃岐守、同淡路守等を載せ、また「光院殿の時、細川岩橋院、安源寺、管領にて云々」と載せたり。
次に應仁記に「惣大將管領代細川讃岐守成之、同兵部少輔勝久、同淡路守成春、同阿波守勝信、同刑部少輔勝吉」と載せ、「細川一門には讃岐守成之、兵部大輔勝久、右馬頭入道道賢、中務少輔政國、民部少輔教春、淡路守成春、阿波守勝信、刑部少輔勝吉、仁木兵部少輔成長、同土橋四郎政永」と云ひ、又「勝元の猶子六郎殿を大將と仰ぐ」と。卷二に「勝元の伯父右馬頭入道」等を舉ぐ。
而して勝元方條起の條に「去る程に、島山政長は奥郡に忍びて有けるが、便宜の兵を催し、勝元の方へ参らる。遊佐、神保は粉川寺より馳参る。勝元・大いに悦び勢の多少を知らんが爲に、先づ着到を付るに、勝元の手勢・攝州、丹州、土佐、讃岐、其の外、諸國被官等、馬廻衆・六萬餘騎、同讃岐守成之、阿波、三河兩國を將ひて八千餘騎、同備中守・四千餘騎、同淡路守・三千餘騎、同和泉守・二千餘騎、同下野守・二千餘騎、同右馬頭・二千餘騎、他家の衆には斯波右兵衛佐義

教、五百餘騎、島山左衛門將監長、紀伊、河内、越中、國を催せば五千餘騎、京極大膳大夫持清・出雲、飛騨、江州を率して一萬餘騎、赤松次郎政則・播磨、備前、美作の勢五百餘騎、富樫介・五百餘騎、武田太膳大夫國信・安藝若狹の勢三千餘騎、其の外、官軍、公方近習外様諸國の同心被官六萬人、都合十六萬一千五百餘騎と記しける」と。細川氏の全勢時代也。
又應仁私記に故管領右京大夫殿（細川勝元）、細川阿波守（源勝信）、細川右馬頭（源持賢入道道賢）、細川下野守（源藤春）、六郎冠者（細川勝之）、細川六郎（冠者勝之）など載せ、又應仁略記、應仁別記、應仁廣記等に多く見ゆ。又明應に細川右京大夫、同六郎等あり。轉つて海東諸國記に「細川殿・國王殿の西に居る、世々島山、左武衛（斯波）と相遇に管提と爲る。源持之死し、子の勝元・嗣ぐ。時に未だ使を我に遣はさず。勝元・山名源教の女を娶り、而して子無し。教豐・其の幼子を以つて、屬して養子と爲す。其の後、教豐・諱を國王に受け、黜けられて外州に居る。其の子義安等二人・國王に侍す。教豐・二子をして還を國王に請

はしむ。二子、其の父の性惡にして、還つて、豊を起すを恐れ、之が爲に請はず。乃ち勝元をして之を請はしむ。勝元・國王に請ふ爲に、遂に還るを得たり。是を以つて教豐・甚だ勝元を徳とす。
勝元・子あるに及びて、其の養ふ所の教豐の子を僧と爲す。教豐・怒り、乃ち勝元と仇と爲りて相戦ふ。教豐の外孫大内殿、及び女婿一色殿、土岐殿等、兵を擧げて之を助く。勝元・國王を扶け、天皇を其の陣内に移し奉り、大小の羣臣・細川に従ふ者衆く、京都二條以北を焚き、壑して之を守る。相持して今に六年、勝元・年四十餘矣」と。
「又持賢あり、文明二年庚寅使を遣して來朝し、書して細川右馬頭源朝臣持賢と稱す。持賢は乃ち勝元の父持之の弟也。持賢・子無し、勝元・其の家の後に於いて別室を作り、典職と號して持賢を置き、而して之に師事す。年老い、或は云ふ、已に死す。
又細川勝氏あり、勝元の從兄弟なり。文明二年庚寅使を遣して來朝す。初め上松浦郡久野能登守藤原朝臣頼永・高蘭書記を遣はして來朝す。時に我世祖・方に請

して信を日本國王に通せんとし、風水險
遠を以つて、諸酋使に因つて使問を爲さ
んと欲す。時に館に在る者、則ち壽闐・
其の中に於いて精や事を解く。遂に命じ
て書と禮物とを授け、以つて國王に送り、
又禮曹に命じて、書して大内殿を諭す。
賴永・護送、兼ねて禮物を致す。文正元
年丙戌五月、命を受けて去る。庚寅乃ち
來り、壽闐言ふ、其の年六月、上松浦に
遷り、船を修し、行裝を備へ、丁亥二月、上
松浦より國都に發向す。都中に兵起り、
海賊・充斥して南海の路を梗ぐ。北海に
從つて往き、四月の始め若狹州(備前臥
可沙)に到り、馳せて國王に報す。國王、
兵を遣はして之を迎ふ。然れども盜賊・
縱横、或は間道に從ひ、或は留滯、備に
難苦を經、凡そ六十日にして、國都に達
するを得、書と禮物とを國王に致し、東
福寺に館す。國王・方に細川殿の陣中に
在りて、山名殿と相持して未だ修答に暇
あらず。戊子二月に至つて答書を受く。
國王・更に議し、答使なかるべからずと。
又勝氏に命じ、方物を備へ、使に勝氏を遣
はし、自ら書を爲り、心苑東堂等を遣は
し、壽闐・館に來る。壽闐又言ふ、大内

に書と禮物とを處するに、人をして傳送
せしめしが、海賊の爲に據む所となると。
其の言ふ所、多く浮浪、盡く信すべから
ず」と。
次に常徳院殿様、江州御動座當時在陣衆
着到に「三職・細川右京大夫政元。御供
衆・細川右馬助、細川民部少輔、細川上
總彦九郎、細川淡路次郎。外様衆・細川民
部大輔(和泉守護)、細川五郎、細川伊豫
守、細川土佐(九郎太郎)。一番衆・細川
淡路善九郎、細川天竺源命丸、細川下野
宮内少輔。東山殿様懸候人數・細川淡路
治部少輔」と載せ、又長享年後兵亂記に
「天文六年、細川右京亮晴元・佐々木定頼
と婚姻、山科河原(山城宇治郡)に於い
て、三上、下笠、後藤、百々木、澤、波
多野、池田、これを請取る」など見ゆ。
4 分裂 細川兩家記(一名二川分流記、
又正祿間記と稱す)に「抑も世間のあり
さまを問見るに、その道ならぬ事多し。
諸法を專に行すべき僧形は兵具を帶し、
又弓箭をむねとすべし大俗は、群衆の兩
流に立入り、坐禪の意に心かけ、誠にお
もしろき時節なり。さる間、此の類、爰
に有り。細川右京大夫政元(後徳大心院)

と申すは、都の管領も給ひ、天下の覺
えかくれなし。しかれども細川の流れ、
二つなるべき故やらん。四十の員におよ
ぶ迄、夫婦の語ひなき間、御子ひとりも
ましまさず。當はまほうをおこなひて、
近國、他國をうごかし、又或る時は津々
浦々の御船遊びばかりなり。然れば家の
子をとなしゆ詭言し、或る時、皆々相談
し、悉くも九條關白殿(尙經)すゑの御子
を申しうけさせ給ひて養子とし奉る。則
ち政元のをさな名に相かはらず、聰明殿
とぞ申しける。光陰をくりければ、程な
く御盛人なり。御元服有りて、九郎殿(澄
之)と號して、各々湯仰・申されける。
又政元・何とか思召しけん、御心中あい
かはり、能々物を按ずるに、我が家は一
門中より持たずしては、あしかるべしと
思召し、阿波國にすみ給ふ細川讃岐守・
御出家あつて、慈雲院と申す、此の御孫に
六郎澄元(後に眞乘院と號す)とあり、こ
れを養子にし、我が家を譲らばやと思召
し、攝津國守護代に美(樂)師寺與一元一
を御使にて、阿波國へ差し下さる。與一
は長つて、いみじくし、兵庫の浦より船に
のり、輪島、明石を打ながめ、鳴戸の渡

を清き過ぎて、あはか國へつき、慈雲院
殿へ此の由・申上げければ、入道殿・聞
召し、いかゞとて暫く御思案有りけれ
ども、與一・武略をめぐらし、漢家、本朝
の例を色々申されける間、斟酌ながら御
領事ありければ、與一・御返事給ひて、
時の面目ほどこし、都へ上り、此の由申
上げられければ、政元・御悦び限りなし。
かゝりける所に、政元余り物狂はしくお
はします間、御内、とさまの人々、此の
分にてはいかゞせんとかなしみあへる折
ふし、藥師寺與市つく、あんど出しつ
ふ、赤澤宗益と云ふ法師を相かたらひ、
政元を誅し奉り、阿波の六郎澄元を、そ
の上にあがめ申さばやと語りければ、か
の宗益・同心する。されば、ある文に、好
事・門をいでず、惡事・千里をゆく云
ふことはりにや有りけん、つゝむとすれ
ど、この事はの願はれければ、叶はずし
て宗益は伏見、竹田口へきり上る。頃は
永正元年甲子九月初めに、與一・淀の城
へたて籠りける。然らば京田舎のきやう
てん物云ひ取々なり。然りとはいへども、
政元の御内衆、與一・弟の與次を初めとし
て、御屋形様へ參り、評議をなし、則ち

諸勢を罷し、淀の城へおしよせて、川と
も堀ともいはず、責められける。城の中
にも爰をせんとし、戦ひけれども、誠寄
手は國々の勢ども一つに成つて、荒手を
入れかへ責むるほどに、城中には爰かし
こにて、五人、十人づつ討死する程に、
さのみはいかゞでこらへつべし、九月十八
日申刻、終に城落ちにけり。
與一は、今一度むほんくわだてばやと思
ひ、川のほとり、蘆の中へたるむといへ
ども、因果の道理にまかせ、生處となり
都へ上り、船橋に一元院とて與一・世に
在りしとき立てをきたる寺へうつり、色
々の物語共して、一首の歌にかくばかり
『めいどには能わか衆のありければ、おも
ひ立ちぬる旅衣かな』と、したしきかたへ
文ともつかはし、最後のとき申す様、皆
々御存知のごとく、我は一文字好みにて、
藥師寺與一、なのりも元一、此の寺も一
元院と名付けたり。されば腹をも一文字
に切るべしとて、腹一文字にかき切り、
朝の露とぞ消えにける。上下萬民をしな
べて皆涙をぞ流しける。
去る程に、弟の與次は御かん有つて、此
度の恩賞に桐のたうの御紋を下され、三

郎左衛門と改名をさせ、兄の與一が跡を
賜はりて、攝津國上下守護代となり、榮
花にはこれり。されば昔も君の仰に従ひ、
源義朝・父爲義の首を取り給ふなり。い
はんや末世の以下の侍なれば、主の下知
に隨ひて、兄のたて籠る城を責むる事こ
とはりなり。同二年乙丑夏の頃、六郎澄
元の御仰のためとて、藥師寺三郎左衛門・
御使にて阿波國へ下されける。御約束の
事なれば、澄元御上落、御供には三好筑
前守之長、高島與三等を召連れさせ給ひ、
御上落有りければ、京童ども是を見て、
是こそ細川の二つにならんずるものとみぞ
と、さゞめごと申しける。
さる程に九郎殿へ丹波國をまいらせられ
て、かの國へ下し申されければ、彌々む
ねんに思食しける所に、覽のわざにてや
候らん、政元・四十二歳の時、永正四年
丁卯六月二十三日夜、御月符の御行水・
有りし所を、御内の侍・福井四郎、竹田孫
七、新名と云ふ者どもが、藥師寺三郎左
衛門、香四又六(元長)兄弟同心して政元
を誅し奉る。然れば都は、しるもしらぬ
も是はさて何と成り行くべしと覺へずと
さはぐ事、中々申す計りもなし。さる間、

此の頃は近國を切りとらんとて、丹後國へ赤澤宗益を御免あつて、此の外軍兵を相添へつかはされける。河内國へは攝州上下國衆立てられて切取る。大和國へは宗益の弟福王寺、又喜島源左衛門、和田源四郎・つかはされ、切取つて有るといへども、政元御生害の事、風聞しければ、國々諸陣破れて、國々にて大將分の人々、腹を切り討死する、其の數三千餘人と申す。しかしながら、此のたくみは藥師寺三郎左衛門、香四又六兄弟談合して、丹波に御坐す九郎殿を御代にたて、天下を我等がまゝに、ふるまふべきたくみにより、彼の三人を相かたらひ、政元を誅し申すなり。

愛にては叶はじと思食し、その夜に近江の甲賀へ、三好筑前守之長、御供にて落行き給ひけり。案のごとく九郎殿を都へ上せ奉り、細川の家督にすへ申す。香四又六、藥師寺三郎左衛門・天下を我等がまゝにふるまふ所に、やがて五十日計有つて、同八月一日に澄元、三好筑前守之長・調備にて、甲賀の谷山中新左衛門を御頼みあり京へ切上る」云々と。永正四年八月朔日、澄元の兵・遊初軒を圍み、澄之を自殺せしむ。翌年、高國・上落して澄元と争ふ。又永祿記に細川六郎、細川右京兆等を載せ、永祿六年諸役人附に「光源院殿御代當參衆、永祿六年五月、御供衆・細川中務大輔輝經、細川兵部大輔藤孝、御部屋衆・細川宮内少輔隆是。外檢衆大名在國衆・細川六郎」など見ゆ。

景徳寺葬。四代 和氏・公頼長男、彌八。阿波守、康永元(興國三)年九廿三頓死、四十七、法名道倫、道號竹溪、號補陀寺。廟・阿波國、新後拾、新續古作者。五代 清氏・和氏長男、彌八。左近將監、阿波守、伊與守、相摸守、從四下、執事(延文二丁酉十月)、貞治(和)元壬寅七廿四、讃州白峯城討死。○昌氏・清氏男、阿波守、八郎太郎。六代 頼春・公頼男、和氏弟、三河國生、九郎(源九郎)。利部大輔、讃岐守、從四下、藏人、阿波守、正平七(觀應三)壬辰閏二廿(廿四)四條大宮時(七條河原)討死、四十九。家臣町田、筒井、湯淺、河端の四士自殺。法名祐繁、道號寶洲、號光勝院、廟・阿波板野郡萩原光勝院(阿波志)。七代 頼之・頼春の嫡子、嘉暦元年三河國生、童名彌九郎。右馬助、四國の總管、從四位下、右馬頭、武藏守、相摸守、管領職(貞治六より康暦元まで)、號武州管領、康暦元(四十四)出家、法名常久。「人生五十愧無功、花木香過夏已中、満室音響掃羅盡、去尋(疎)風(臥)清風」。

足利氏柱石の臣、領國十三、明徳三年壬申三月二日卒、行年六十四、曰永泰院、新後拾遺、續古作者。八代 頼元・頼春第四子、頼之養子、聰明三郎、五郎、本頼基。從四位下(上)、左京大夫、右馬助、管領(明徳二より同四まで)(二代)、明徳三年丹波守護、應永四年五月七日卒、行年五十五、法名梵榮道、號春林、號妙觀院。號寶勝院、新後拾、新續古作者。九代 満元・頼元男、(母則祐律師女)、童名聰明五郎、義満の名を賜ひ満元(満基)と云ふ。右馬頭(助)、從四位下、右京大夫、管領(應永十九より同二十八まで)(七代)、應永三十二年十月十六日卒、行年四十九、法名道觀(歡)、道號悅道、岩栖院。新續古作者。十代 持元・満元男、童名聰明五郎、義持の名を賜ひ持元と云ふ。右馬頭(助)、從四位下、右京大夫、武藏守、永享元年(正長二)七月十四日卒、行年三十一、法名常秀、道號玉峰、號性智院。十一代 持之・満元二男、童名九郎。中務少輔、從四位下、右京大夫、義持の名一字を賜ひ持之と云ふ。管領(永享四より

嘉吉二まで)(八代)、嘉吉二年八月四日卒、行年四十三、法名常喜(道喜)、道號春岳、號弘源寺。新續古作者。十二代 勝元・持之男、童名聰明六郎(五郎)、義勝の名一字を賜ひ勝元と云ふ。從四位下、右京大夫、武藏守、管領(初度、文安二より寶徳元まで、第二・享徳元より寛正五まで、第三・應仁二より文明五まで)、文明五年五月十一日、正三位、卒、行年四十四、法名宗實(崇法)、道號仁榮、號龍安寺。領國十一、讃岐、伊豫、土佐、淡路、攝津、和泉、大和、伊賀、丹波、近江、備中。後花園上皇・桐御紋を賜ふ。十三代 政元・勝元男、文政元年生、童名聰明九郎、義政の名一字を賜ひ政元と云ふ。從四位下、右京大夫、武藏守、管領(文明十八七二、翌日辭)、永正四年六月二十三日卒、行年四十二、法名宗興、道號雲關、號大心院。(以下二流)十四代 澄之・政元養子、幼名源九郎(九郎)、實九條關白尚經(一に政基)男、文龜二年七月元服、丹波國を授く。永正四年管領、同八月朔日自殺す。

十五代 澄元・政元養子、童名六郎、實四州下屋形讃岐守之勝の子(義春男)、永正二年乙丑入洛、元服、義澄公・諱字を賜ひ、名澄元。四年從四位下、右京大夫、管領、五年澄元還阿波、十七年六月十日罹病卒、行年三十二、法名宗泰、道號宗榮、號真樂院。十六代(十五代) 高國・政元養子、實民部少輔政春子也、六郎、民部少甫、從四下、右京大夫、武藏守。法名道永、後改稱桓(常桓、常祐)、道號松岳、三友院、管領(大永元十二月)、享祿四年六月四日、其の族晴元と攝州天王寺にて合戦、高國敗北、八日尼崎にて自害。十七代(十六代) 植國・高國息、母右馬助政賢女、六郎。法名宗康、號了然、清源院、大永乙酉年冬十月二十三日卒、時二十八。十八代(十六代) 晴元・澄元男、童名聰明丸、義晴公・諱字を賜ひ、六郎晴元と名づく。從四位下、右京大夫、管領(天文元、十七復任)、永祿六年三月一日攝州宮田村卒、行年五十、法名一清、道號心月、號龍昇院、院在天龍寺。十九代(十七代) 氏綱・實右馬頭伊賢之嫡子(一に政賢男)、六郎、右京大夫、法名

勳公(勳公)、號悟峰、見桃院、權高國遣跡、某年十二月二十日、城州流城にて卒。二十代(十七代) 昭元・晴元嫡男、母佐々木定頼女、聰明六郎、一名信長、(延元)、芥川城元服、義昭・諱字を賜ひ、昭元と名づく。從四位下、右京大夫、文祿元年五月(天正廿年十一月)七日卒、法名清雄(維公)、入道清遊、道號英豪、大龍院。繼田系圖に信長妹、細川右京大夫昭元室、三子を生む、一女は秋田城介に嫁し、河内守を生む。二女は比丘尼、慶光院と號す。三男四品侍從讚岐守元勝と。

○ 元勝・昭元男、母繼田信長妹、讚岐守、一に頼範、六郎、從四下、侍從、豐臣秀頼に仕ふ、號有義、落城後洛西龍安寺、晚年大和高取。寛永五年十月七卒、四十八、法名高懸、道號顯宗、旭照院。

6 下屋形略語 阿波屋形とも云ふ。

一代 登春・頼春三男、元弘元參河生、下屋形祖、九郎。左近將監、領阿波國、義登賜諱字、貞治六四七(永和二四廿四とも)卒、三十八(四十八)、了證、道號右麻(古麻)、號寶勝院。

二代 滿之・登春弟、阿波守、第廿九項を見よ。

三代 義之・登春嫡男、讚岐生、從五下、兵部少輔、讚岐守、應永七十六卒、四十五、法名常長、道號天祐、號寶光院。

四代 滿久・義之養子、實阿波守滿之男、兵部少輔、右馬助、讚岐守、從五下、永享二九二八卒、四十五、法名常延、道號齡聖、號心華院。

五代 持常・滿之三男、兵部少輔、讚岐守、從五下、義之の嗣となる。寶徳元三十六卒、四十一、法名道安、道號普翁、號桂林院。

六代 成之(久之)・滿久男(兵部少輔教祐の子)、持常養子、六郎、兵部少輔、讚岐守、阿波、讚岐兩國を領す。從四位上、寛正三年四月管領、四年拔金胎寺城、入道道空(道室)、永正八九十二(九)卒、歳七十八、道號大川、號慈雲院、賜桐紋、室町四殿の一、三管領の次。

七代 政之・久之男、九郎、兵部少輔、早世、法名天藏、號永元院。

八代 之勝(義春)・久之男、阿波國生、彦九郎、讚岐守、從五下、明應三、十二廿二卒、二十七、法名道仙、道號心岩、號久昌院。

九代 之持・之勝次男、九郎、從五位下、讚岐守、永正九廿一卒、號最勝院。

十代 持重(持隆)・之持男、阿波國生、從五下、讚岐守、天文廿一八十九、家臣三好之康の爲、見性寺にて自害、法名常顯、道號仙岳、號德雲院、室大内分女(將衛記)。

○ 氏久・之勝三男、阿波生、阿波國司、下總守、從五下、弘治元乙卯五二四卒、五十四、法名道重、道號慶源、號華光院。

十一代 眞之(眞元)・持隆庶子、母岡本美濃守女、六郎、掃部頭、天正十年卒。

7 典義家 滿元三男持賢の後にして、細川系圖に「持賢・始めて右馬頭に任じ、自ら其の家を立つ。而して其の家を繼ぐ者は、世々典義に任ぜらるゝ也。典義は大樹參内、或は社參、凡そ渡御の時、御太刀を持つ云々」と。

初代 持賢・滿元三男、彌九郎、右馬助、右馬頭(嘉吉三六五、但後年文安六以令)、從五下、從四下、應仁元五月土佐兵を率ゐて東軍に屬す。應仁二戊子十月七日(二十七)京都卒、法名道賢、道號芳門、號崇禪院、歌人。

二代 政國・實持春男(實阿波守弟)、成成賢猶子、持賢家督。右馬頭、從四下、文明十七、六十出家、明徳四八廿四京都卒、

六十七、法名道賢、法號大福、號龍昌院。

三代 政賢・政國養子、實和泉守次男、右馬助、小侍所、永正八八廿四、船岡山合戦羅漢橋(小川にて)死、法名照公、法號大輝(天輝)、長慶院。

四代 澄賢・政賢男、彌九郎、右馬助、母讚岐守義春女、某十一日阿波卒、法名秀公、法號蘭英、號龍華院。

五代 晴賢・澄賢嫡男、彌九郎、右馬頭、母讚岐守義春女、某年二月七日江州葛川卒、法名高公、法號繼天、瑞雲院。

六代 尹賢・實安房守甥、政國孫女を娶り、政賢の家督を繼ぐ、七月廿四日河内國平聖自殺、法名光雲、法號江月、桂芳院。

○ 藤賢・尹賢男、四郎、右馬頭、天正十八七廿三京都卒、法名宗圓、法號清月、春光院。

○ 元賢・藤賢男、主水、三浦四兵衛。

8 奥州家 陸奥守顯氏の裔也。

初代 頼貞・俊氏二男、小四郎、八郎四郎、法名義阿、中先代の時、相州河村山自害、號長興寺。

二代 顯氏・頼貞男、小四郎、兵部少輔、陸奥守、從四下、小侍所、觀應二卒、勝鬨寺、新後拾遺、新續古作者。

三代 業氏(經氏)・顯氏男、實は別氏男、八郎四郎(八郎太郎)、兵部大甫、陸奥守、從四下、號龍樹寺、新後拾遺、新續古作者。

四代 滿經・業氏男、陸奥守、從四下、引付頭人。

五代 持經・滿經男、中務大甫、陸奥守、引付頭人。

六代 成經・持經男、中務大甫、陸奥守、引付頭人。

七代 尙經・成經男、小四郎、中務大甫、陸奥守。

八代 尹隆(尹經)・尙經男、小四郎、中務大甫、陸奥守、從四下。

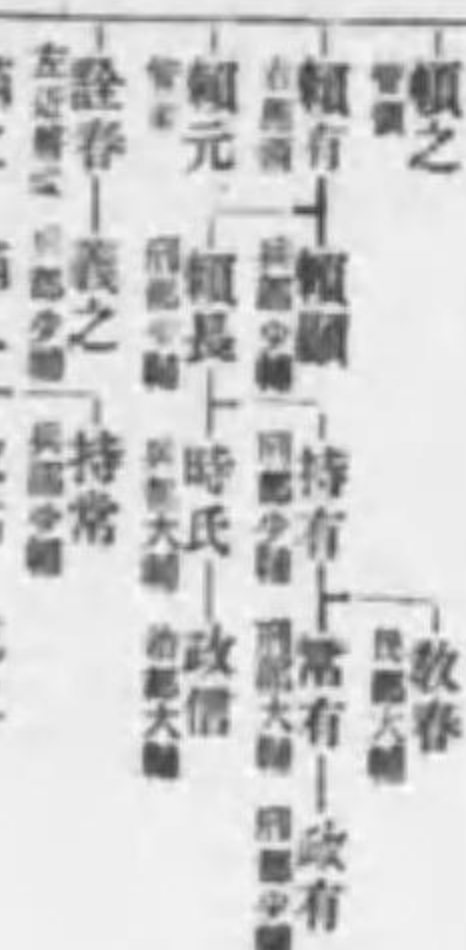
九代 晴經・尹隆男、三郎四郎、中務大甫。三河の細川氏 當國は此の氏の發祥地にして、額田郡細川城(細川村御前田)は細川公岐守頼春、同武藏守頼之の古城と傳ふ。後松平少目(和泉守兼元)據り、子孫大給に移る。

又永享十二年五月、一色氏反亂により、細川公岐守成之・當國守護を賜ふ。御津大明神享徳元年十月十五日、鐘銘に「當庄刺史細川兵部少輔源朝臣成之、大願主藤原政家」と載せたり。子孫第六項を見よ。

10 寶飯の三細川氏 傳へ云ふ、御馬城(御津村御馬字西)は往昔高師直・當所を領し、應安年中に至り、細川右馬頭頼有築城すと云ふ。其の後兵部少輔頼顯、刑部大輔頼長、兵部大夫時氏、治部大輔政信まで數代居城。次いで外戚酒邊河内守時重・文明中擾亂の時、今川義忠の爲に陥落すと。

又茂松城は一に高坂城と云ふ、御津村豐澤に在り。往昔蒲冠者・三河守となりて在城すと傳ふ。後足利義滿の頃、細川頼有・當城を築く。永和明徳の比は同舍弟頼顯、頼長、次に兵部大夫時氏等あり。又永享享徳の比は細川讚岐守成之入道道空・幕下の土細川治部大夫に命じて在城せしむ。世に寶飯郡の三細川と云ふは、兵部少輔勝久・御津庄に、治部大輔政信・當城に、民部大輔教春・居所未詳なりと。應仁中、外戚酒邊時重・之を守る。文明擾亂の時、今川治部大輔義忠に攻められ、時重出奔して壘居る。後牧主計在城す。又御津新宮城は御津村廣石に在り。細川兵部少輔助久の居城にして、文明長享の頃、今川義忠に攻められて落城。後天文

中牧野氏に属す。天正年中、長澤松平康忠の領地となり、須兼山田長門守晴政に居城す。野口城に八幡村野口字割地に在りて、文明中、細川民部大輔教春・居ると云ふ。後印貝長藏、板倉主水重茲の屋敷ありなど云へど、未だ詳かならず。又當郡に細川氏系圖ありて、「頼春」



11 細川松平氏 松平親忠の二男源二郎兼元・細川城にあり。其の子源二郎親世、又兼正、その男細川源二郎又左近親乗也。又大給にありしを以つて、大給松平と呼ぶ。大給條を見よ。

12 近江の細川氏 江北記に「伊吹正(細河殿)、今井十郎(細川殿)」と見ゆ。
13 丹波の細川氏 山名氏清伏誅の翌元中九年(明徳三年)、細川頼元・當國を賜ふ。傳へて高國に至り、八上城主波多野補高、自立して州主となる。これより細川氏の

八代 元常・元有男、十郎、右馬助、利部大輔、右馬頭、播磨守。
17 淡路の細川氏 當國も此の氏の領國にして、淡州家、これを治す。
初代 師氏・公頼男、頼春弟、彦四郎、淡路守、播磨助、從五下、法名雪林、豊材院、廟淡路、曆三年頃入國(常磐草)。
二代 氏春・師氏男、左衛門佐、淡路守、兵部少輔、播磨助、正五下、號松柏院、新後拾遺作者、元中四年卒。
三代 滿春・氏春男、淡路守、右(左)馬助(頭)、號寶珠院。
四代 滿師(滿俊)・滿春男、淡路守、號心香院。
五代 持親・滿師の男、中務少輔、淡路守、號瑞雲院。
六代 成春・持親男、彦四郎、淡路守、御供衆、應仁國勢三千にて東軍に應ず、文明十七年卒。
七代 尙春・成春男、彦四郎、淡路守。
三原郡養宜館(八木、養宜大土居)に據り、永正四年まで、七代百六十八年に及び、三好氏に奪はる。
康正造内程段引付に「三貫文・細河左京亮殿、淡路國津名郡内段錢」と載せ、

威令・國內に行はれず。第五項參照。又守護代は内藤氏也、ナイトウ條を見よ。
14 攝津の細川氏 應安七年、細川頼之・本州守護を發ね、子孫に傳ふ。其の家臣藥師寺、秋庭氏等守護代として當國を治す。又康正段錢引付に「三貫五百文・三條帥殿御家領、攝津細川庄、段錢」と。
15 和泉の細川氏 大内義弘敗滅後、當國は細川氏の領國となり、北半は細川滿元の領となり、南半は頼長の有に歸す。されど和泉守護と云ふは、頼長の後裔なり。頼長六世元有、細川高國に屬し、享祿六年敗死して、其の領土は晴元の有に歸す。晴元は大永中より堺に居を占め、本州一圓を領し、三好長基を守護代とす。又享徳二年九月十四日、細川常有・當國吉見庄を賜ふ事見え、又康正造内裏段錢引付に「三十貫・細河利部少輔殿、泉州平國段錢、五十四内皆濟」とあり。又大島郡東村(百舌島村)は永正年間、細川高國が深井城を攻むる際、築きし藥なりとぞ。

16 泉州府君 前項、及び第二項を見よ。當國半國守護職也。
初代 頼有・頼春次男、頼之弟、泉州府君親

18 阿波の細川氏 當國は此の氏の一根據にして、下屋形これを治し、一に阿波屋形と稱す。第六項を見よ。又延元二年、頼春・阿波郡秋月城に據り四國を領す(阿波志)と。
代々、勝瑞城に據る。第二十項を見よ。又その滅亡は三好家成立記に見え、又阿州將衛記に「細川置岐守持隆、或る時、家老三好一族を呼び集め申しけるは、義冬公・當國に久しく置き奉る事ははしく存ずる也。各々智略を以つて、義冬を一度天下にすへ申し度念願なり。如何これ有るべきと申されければ、何れも同心の處、三好豐前守義賢一人、此の儀に同ぜず、剩へ氣色をかへ、持隆を散々に削る。持隆は云ふに及ばず、座中皆案に相違すと思へり。持隆、此の儀を口惜しく思ひ、先づ義賢を討果して、憤を散ぜんとして、近習の侍共に密かに内談したまふに、四宮與吉兵衛と云ふ者、義賢に返忠して告げしらせり。これに依つて義賢・思案して、近習の者

也、播磨助、右馬頭、利部大輔、推田を稱す。(讃岐十郎、宮内少輔)。明徳二年九月九日卒、六十、勝妙院。
二代 頼長・頼有男、利部大輔、(松法師、九郎)、應永十五年八月廿九日、和泉半國の守護職。應永十八年五月二十二日卒、岸和田城主、法名全公、道號能岩。
三代 持春・頼長男、利部少輔、(九郎)、應永二十二年十一月十日、和泉國々衛職半分領。永享十年九月二十七日卒、號最勝院、法名紹公、道號心得。
四代 教春・持有長子、利部大輔(九郎)、寶徳二年四月二十七日卒、號等觀院、法名弘道、號警翁、道號春巖。
五代 常有・持有二男、播磨守、(彌九郎、利部少輔)、文明十二年十月七日卒、號瑞高寺、法名通泰。長男九郎頼常(右馬助)次男政有也。
六代 政有・常有男、(初頼次、五郎)、和泉守、利部少輔、相伴衆、文明十二年四月二十四日卒、法名道賢、道號大陸、號慧勝院。
七代 元有・政有男、播磨守、利部少輔、(利部大輔)、享祿四年二月二十一日卒、法名誠公、道號雪義、號善法寺。

を以つて申しけるは、右に持隆、尙てたまふ事を當分同心仕らざる儀を迷惑に存ずるよし、持隆の機嫌のよき様に申しなし、扱其の後、手勢また近き所の一族をひそかに呼びよせ、勝瑞近在々に隠し置き、かの四宮を以つて持隆へ申しけるは、北の河原にて御道通成され候へ、種々たばかり申す故、持隆は逆心とは思ひもよらず、天文二十一年八月十九日に、見性寺の前へ出でたまふ。義賢・隠し置きし人数一度におしよせ、持隆を取りかこみ問の聲をあぐ。持隆・兼ねて無勢のうへ、供の者ども落散り、防ぐべきやうなく、爲ん方もなかりけるに、星合彌三郎、蓮池清助と云ふもの二人、踏止まりて持隆を見性寺へのけにけり。義賢が弟一存・込入つて持隆を直に討取るべしとしけるを、清助、押隔つて防ぎける中に、持隆切腹、星合介錯しける。此の二人のもの常々持隆の厚恩もなかりし者どもなれども、義を守り、二人ともに立腹をぞ切りける。
一、持隆の外戚腹に、六郎とて幼少なる男子有り。義賢・申しけるは、持隆を討ち奉る事は身の災を運れんが爲なり。六

郡殿に恨なし、主君にあがめんとて、膏て置けり。細川六郎掃部頭眞元・是なり。此の眞元の母は富國四條村岡本美濃守が女なり。持隆の死後に、義賢・眞元の母を妻として、男子二人まうく。一男彦次郎長治、次男は孫六郎存保と云ふ」と。
 眞元・一に眞之に作る。故城記に「細川屋形・細川讃岐守持隆子掃部頭眞之・細河、源氏、五七桐タウ」と。また「穴吹城・細川掃部頭」を載せたり。その後、眞之は、天正十年十河存保に襲はれて死す(阿波志)。頼春より十一世なりと。三好家成立記には「細川掃部頭種替の御合弟云々、江彦治部、本木新左衛門、江村兵衛、露口兵庫など云ふ者ども、大將として攻めければ、力なく天正十年一月八日、仁字山の奥、美岡と云ふ所にて自害し給ふ」と見ゆ。三好條參照。
 又眞之の男、長は讃岐守隆之、次子は源三郎允之なりと。
 19 麻植の細川氏 後藤捷一氏云ふ「吉野朝の頃、細川頼春の子頼有は川田村附近を領して、以下數代、に居城す。
 一代 頼有・細川頼春の子頼之の弟、十郎、掃部頭、右馬頭、明徳二年九月二日卒。

二代 頼長・頼有二男、刑部大輔、播磨守、藤原院と號す。
 三代 持春・利部少輔、九郎、最勝院。
 四代 教春・民部少輔、刑部大輔。
 五代 常春・播磨守、彌九郎、刑部少輔、文明十二年十月七日卒。
 六代 政有・刑部少輔、九郎、最勝院と號す。
 七代 元有・刑部少輔、享祿四年六月、細川高國自害の時戦死す、善法寺雲溪獻公。
 八代 元常・播磨守、萬松院義晴、及び義輝に仕へ、天文二十三年六月十六日卒、佛恩院實翁眞公、所領は惣て三好氏に襲はる。川田城は土肥氏・之に代り、井上城と稱す」とぞ。
 20 岡屋形 讃岐の細川家也。初め尊氏叛するや、細川頼朝律師定源・富國に在りて兵を擧ぐ、高松條參照。その後、頼春・其の志を繼ぎ四國を定む。南海通記に「細川頼春・四國大將軍に任ずる記。延元二年丁丑春、帝京都を出させ給ひて、和州吉野へ遷幸します。是よりして、尊氏痛・京都に在て自ら天下の成敗を行はる。去る程に細川利部大輔頼春は細川定源が遺を繼いで、四國の兵衆を統攝すへしとて、尊氏補より四國の大軍を擧ひて、

阿波國へ下向し、勝浦郡勝瑞の邑に安居す。其の地勢を檢校するに、吉野川の大海濱を左にし、中富川の激水を右にし、豐饒險固兼備たる疆域也。頼春・此の所に居を占めて國中を領掌し、將軍家の命を奉行す。同國の守護人・小笠原阿波守、并に坂東、坂西、海部、秋月の諸將等、將軍家の命を以つて、頼春の幕下に屬し、勝瑞に來集して門前に駒を繋ぐ事案し。讃州の橋家・三木、寒川の氏族、藤家、詫間、香西の氏族、伊豫の河野、宇都宮、土佐の郡司、安岐、本山、吉良、大比羅、其の外、高岡、幡多の兵將・皆將軍家の命を受けて頼春に屬す」と。
 その後、細川清氏・官軍に屬せしが、頼之・之を討つて四國を定む。爾來、富國は阿波と共に長く細川氏の領土たり。全讃史に「岡屋形は岡村に在り。延文の時、細河右馬頭頼之・阿の勝崎より此の邦に來りて、岡華人城に入り、其の地理を閱するに風景絶勝也。新館を行樂城の側に築き、又鎮守神を四方に置きて、四方権現と謂ひ、社稷を八方に安じて、八方鬼神と謂ふ。而して四國の政を聽く。

六世孫義春の子澄元・管領政元の義子と爲りて岡屋形・遂に廢す矣」と。岡條參照。
 寛政譜には「頼之・讃岐國寒川郡上勝瑞城に住す。弟頼有・讃岐十郎、惟田と號す。讃岐國香川郡下勝瑞の城に住して、阿波、讃岐、伊豫の内を領す」と見ゆ。
 21 清氏裔細川氏 南朝に歸順せし細川清氏の裔と稱する細川氏也。全讃史に「高屋城は阿野北高屋雄山下に在り。綾在顯高任・之に居る。正平十七年春二月、南朝將軍細河清氏・此に次し、數月にして竟に此に戦死す。其の迹を三十六と曰ふ。清氏腹胎の臣三十六士の墓所也」と。
 又「岡弘城は石田四村に在り。細河掃部助弘氏・應永の時、之に城き、子孫・世々之に居る。石田の領主也。其の七世孫に左兵衛尉矩弘なる者あり、濳かに足利を滅すの志あり。而して其の志を伸すを得ず矣。織田氏の興るに及び之に屬し、而して其の志を伸ばず也。其の子を岡弘と曰ふ、歳十三。一夕夢に鳩峰八幡祠に謁し、神より射法の秘を授かる。覺れば則ち枕頭に神一枝あり、祠して之を奉ず。小十九間八幡・是れ也。岡弘・脊力人に

題す。暫公に事へて、其の城邑を侵つ。文祿元年十二月、小倉山に遊ぶに、老嫗ありて之を撓び、磐石を以つて擲つ。(其の石・今猶存す)。又二童子あり、之を困めんと欲す、執つて之を池に投ぐ(曰是迹池是也)。元和二年秋九月、眞田幸村・坂府を亡ひて此に至り、岡弘氏に寄食す。二年にして男あり、眞田備左衛門之親と曰ふ。之親に女あり、岡弘の孫大夫・之を娶り、其の後、姓・眞田氏を冒す」と載せたり。
 一に弘氏は満之の裔なりと。長町條參照。又「白山城は白山に在り、往古・細河掃部、之に居る」など見ゆ。
 22 讃岐の細川氏 前二項を見よ。その他、全讃史に「仁保城は仁尾浦に在り、今の覺城院の地・是れ也。細河土佐守頼弘・之に居る」と載せ、又九十九山城は豊田郡室本上に在り、細河安房守・之に居る」など多し。
 23 豫州家 西讃府志に「江前神山城は細川伊豫守の居と云へり」と。豊田郡九十九山にて、前項九十九山城に同じ。而して琴引八幡宮の享徳元年臨時祭事記に細川伊豫守信之あり、又天文二十年の種札

に「伊豫守氏頼」と署すれば、此に細川屋形の一族の居りしこと疑なく、長享元年常徳院江州陣着到に「外様衆細川伊豫」と録するものと同家かと云ひ、土人は、天正中、氏政の時・落城と傳ふるとぞ。
 24 伊豫の細川氏 南北朝時代、細川氏は屢々富國を攻めて、南朝忠勤の士を苦しめたり。河野、土居、土肥、得能、越智等の條を見よ。又顯氏の男式部丞繁氏は正平中伊與守たり。その他、前項參照。
 25 土佐守護代家 遠州家也。刑部少輔頼元の男遠江守頼益・康曆の頃、富國守護代となりて下向し、香美郡田村に居る。弓馬の名譽、和歌の達人にして、新撰古今集に其の詠を載せらる(尊卑分脈、南略志)。
 初代 頼益・頼種孫、頼元男、彦二郎、遠江守、康永十年五、出家、法名常隆、四十三、號桂昌院。
 二代 満益・頼益男、三郎、遠江守、治部少輔、土佐國守護代、正長二十七、出家、法名常復、卅八才、號惠雲院。
 三代 持益・満益男、三郎、遠江守、民部少輔、守護代、應仁元二十、死、四十九、法名常珍、號觀音寺。

四代 勝益・持益男、三郎、治部少輔、守護代、永正亂上落。
五代 政益・勝益男、三郎、遠江守。
六代 國益・政益弟、中務少輔。

26 十市家 土佐國十市に在りし豪族にして、文龜の頃には重隆、享祿の頃には實明、また利部少輔家俊等あり。永正の亂、家俊・勝益に従つて上洛す。また頼之十代の孫定輔に息二人あり、嫡男備前守入道家桃、父の家を襲ぎ、次男豐後守頼和は池の領主、栗山城主也。共に長曾我部國親に降る、詳細は十市條を見よ。

27 綾氏族 日向の細川氏にして、地理纂考に「北俣の義門寺は綾郷領主綾美濃守義門の頼むる所にして、其の龍が城は、綾氏の所居」なりと。而して綾氏系圖に「義門は細川小四郎と稱し、日向國富莊を領し、號して細川政所と曰ふ」と見ゆ(地理志料)。日向記に「延元元年正月、肝付八郎兼重父子・數百騎を率ゐて、細川氏の政所國富莊内南加納を燒き拂ふ」とあるは、これ也と。綾條參照。又日向記に細川殿とも見ゆ。
27 備後の細川氏 明德以後、次項細川滿之、その男基之・山名氏に代りて守護を

は後の細川俊也。第三十九項參照。
32 若狭の細川氏 太平記卷三十六に「若狭國は相摸守(清氏)近年管領の國にて、頼宮四郎左衛門(藤原)兼ねて在國したりければ、小濱に究竟の城を構ふ」と、頼宮條參照。長樂寺に、文和四年守護清氏の寄進狀、その臣右衛門尉義幸狀あり。
33 越前の細川氏 太平記卷二十七に「越前國云々、當國の守護代細河利部大輔、八本光勝」など見ゆ。
34 越中の細川氏 三州志、新川郡條に「佛性寺は高野郷佛性寺村に在り。相傳ふ、細川曾十郎居たりと。曾は一に宗に作る。又備中守に作る。或は云ふ、新波武衛義康に六家老あり、鹿草出羽、二宮某、織田大和守、朝倉彈正、甲斐左近、細川某也。此の内、越中へは鹿草、二宮、細川、下るとあり。然れば此の細川は其の族ならむ。細川は越中五大將の一人にて、高野郷を領せるか。成政の爲に城・落されて湮記と云ひ、一説、元暦の亂に平清盛公の公達方の息男・當才なるを越中守盛嗣に命じて越中の山林に匿す。其の後成長して、平左衛門信正と號す。信正・佛性寺城主左四郎元貞を追ひ、武威を近郷に振ひ、

35 信濃の細川氏 諏訪の名族也、當郡に細川の地あり、關係あらん。諏訪志料には「細川義季に三子あり、三男三郎義有、その男右近將監義秋、その男彌三郎元義、その男駿河守頼顯、代々三河國細川郷に住す。その男三郎に三子あり、長男家を繼ぎ、後山城長岡に移る、長岡氏の祖也。二男を三監と云ふ、從二位法印細川支旨の嗣法たり。三監の男を榮仙法印と云ふ、法嗣を繼ぎ、終に小沼郷(今は木の間に作る)に分坐す。寛永初年、若宮に移住し若宮法印第一世と稱す」と見ゆ。
36 出羽の細川氏 最上郡小國城主にして永慶軍記に「天正八年の比、小國領主細川三河守も、天童頼澄の舅なりければ、天童に力を合せ、山形より退治せらる」と。藏條參照。
37 岩磐の細川氏 會津の細川氏は物江條を見よ。又田村郡等にも存す。
38 房總の細川氏 安房國平群郡平群村天

29 備中守護家 天授中、義滿・細川頼之をして當國守護を兼ねしめ、應永中、その弟滿之・職を襲ぐ。
初代 頼之、第五項を見よ。
二代 滿之・頼春の末子、阿波守、兵部少輔、備中守護、應永十二乙酉二十五卒、法名常春、道號陽中、號心鏡院。
三代 基之・滿之男、公部大府、阿波守、新羅古作者。

四代 頼重(滿重)・基之の弟、五郎、兵部少輔、上總介、下總守、嘉吉二壬戌三十七卒、法名常琳、道號玉岩、號華藏院。
五代 氏久・頼重男、九郎、治部少輔、上總介、長祿四五・廿四卒。
六代 勝久・氏久男、一に頼重男、九郎、兵部少輔(大輔)、上總介。
七代 政春・下野守政春男、母右大臣公冬公女、九郎、民部少輔、安房守、從五下、贈從四下、永正十二年、將軍義隆・當國守護とす。永正十五年正一卒、法名道直。
八代 時國・政春男、八郎。
九代 通政、政春の男、元龜元年、字喜多直家の爲、鴨方に攻め殺さる。
十代 通重、通政の男、下野守、天正三年、

子孫四世相傳と云ふ。然れども此の事蹟書なし」と見ゆ。
又「竹内堡は高野郷竹内村領に在り。細川曾十郎館述と云ふ。按ずるに佛性寺支堡か」と。
神社大權部に細川氏見よ、又子孫系圖一「胤名の妹は細川織部正の妻」とあり。
六項元常の嗣となり細川氏を冒す。或は云ふ、藤孝は「義晴將軍の落胤なり」と。剃髮して幽齋と云ふ。足利、織田、豊臣に歴仕し、丹後宮津十二萬石を領す。其の子忠興、第八項輝經の養子となりて細川氏を冒す。織田豊臣に仕へ、關ヶ原役後、豊前國津城三十九萬九千石を領し、其の子忠利は、肥後熊本五十四萬石を領す。
寛永細川系圖に「元有(利部少輔、善法寺)一藤孝(播磨守、仕萬松院、光源院)一藤孝(兵部大輔、剃髮して、名を支旨と改め、幽齋と號し、三位法印と任ぜらる。實は三淵伊賀守入道宗薫の子也。細川利部少輔元常・之を養つて子と爲す云々。元龜四年七月、藤孝・信長の命を受け、山城淀城を攻めて之を抜く。城主岩成主税頭・討死す。信長、感狀を賜ひ、賞するに山城長岡郡桂川四地を以つてす。因つて長岡を以つて號となす。其の狀に「今度、信長に對し、忠節を拙せられ候、誠に神妙の至に候。城州の内、桂川を隈

發採せしが、嘉吉に至り、山名氏に復す。
備中守護家 天授中、義滿・細川頼之をして當國守護を兼ねしめ、應永中、その弟滿之・職を襲ぐ。
初代 頼之、第五項を見よ。
二代 滿之・頼春の末子、阿波守、兵部少輔、備中守護、應永十二乙酉二十五卒、法名常春、道號陽中、號心鏡院。
三代 基之・滿之男、公部大府、阿波守、新羅古作者。
四代 頼重(滿重)・基之の弟、五郎、兵部少輔、上總介、下總守、嘉吉二壬戌三十七卒、法名常琳、道號玉岩、號華藏院。
五代 氏久・頼重男、九郎、治部少輔、上總介、長祿四五・廿四卒。
六代 勝久・氏久男、一に頼重男、九郎、兵部少輔(大輔)、上總介。
七代 政春・下野守政春男、母右大臣公冬公女、九郎、民部少輔、安房守、從五下、贈從四下、永正十二年、將軍義隆・當國守護とす。永正十五年正一卒、法名道直。
八代 時國・政春男、八郎。
九代 通政、政春の男、元龜元年、字喜多直家の爲、鴨方に攻め殺さる。
十代 通重、通政の男、下野守、天正三年、

毛利氏に降る。
滿之は上房郡井の山に治所を置き一州を支配せしが、文明明應頃、勝久の代、衰へて豪族割據す。その後、政春・守護となり、鴨方城に據る。秋庭(守護代)、上野(守護代)、莊、穗田、高橋、宇喜多等の條を見よ。又備中巡禮記に「苅穂城は四油野村に在りて、細川三郎の所據」と云ふ。
30 因幡の細川氏 天竺條參照。
31 丹後の細川氏 諸庄郷保徳田數目録帳に「竹野郡吉里保二十九町三百五十四歩、細川讚州、加佐郡口保五町七段・細川讚州」を載す、古くより當國に領土の在りしを知るべし。その後、應仁記卷三に「丹後國へは武田云々、一郡は細川典範、給つて、同名天竺孫四郎亂入す」と。その後、天竺討死し、一宮左京亮を下す。また加佐郡田邊城(舞鶴町)は、天正年中、長岡(細川)藤孝・當國を得、當郡八田に城郭を營む、これ後の田邊城也。或は云ふ一色館跡につき、之を起すとも云ふ。慶長五年關ヶ原の役、西軍・藤孝を當城に攻む、兩月抜けず、關ヶ原決戦の前四日、藤孝・城を出て西軍圍を解くと。こ

寛永細川系圖に「元有(利部少輔、善法寺)一藤孝(播磨守、仕萬松院、光源院)一藤孝(兵部大輔、剃髮して、名を支旨と改め、幽齋と號し、三位法印と任ぜらる。實は三淵伊賀守入道宗薫の子也。細川利部少輔元常・之を養つて子と爲す云々。元龜四年七月、藤孝・信長の命を受け、山城淀城を攻めて之を抜く。城主岩成主税頭・討死す。信長、感狀を賜ひ、賞するに山城長岡郡桂川四地を以つてす。因つて長岡を以つて號となす。其の狀に「今度、信長に對し、忠節を拙せられ候、誠に神妙の至に候。城州の内、桂川を隈

る四地の事、一職申し請じ候。全領知。相違あるべからざるの狀・件の如し。元龜四年七月十日、信長朱印、細川兵部大輔殿」と。

その兄藤英・三淵大和守。弟紹察・大徳寺僧、號玉甫。弟元仲・南禪寺悟心院長老、號梅印。弟某・長岡伊賀守、豐前國にて病死。妹は若狭大守武田宮内少輔信重に嫁す。建仁寺十如院長老永雄の母、號宮川。

藤孝の男忠興・與一郎、越中守、從三位、參議、永祿中、光源院殿の命に因りて、中務大輔輝經の養子と爲りて、其の家を繼ぎ、其の役を勤めて、大外様衆と號す。天正八庚辰、信長・丹後國を賜ふ、慶長五庚子、家康公・丹州を改め豐前國、井に豐後國二部を賜ふ。

その弟興元・頼五郎、支藩頭、江戸にて病死。其の弟妙庵・豐前にて病死。其の弟孝之は中務少輔、制置して休齋宗と號する也。妹は吉田左衛門尉卜部兼治の妻。其の妹は木下右衛門大夫正俊の妻、病死。其の妹は長岡伊賀守の妻。其の妹は長岡興九郎の妻、興九郎は中院中納言通勝禰の子也、忠興・長岡氏を授く」と。

又三淵氏系圖に「其の先・尊氏公の落胤なりと雖、傳々不詳。某(掃部頭)一晴員(伊賀守、制置、號宗憲)―藤孝(兵部大輔、細川利部少輔元有、養つて子と爲す。因りて細川と號す。舟橋家譜に「環翠軒完尤の女・將軍義晴に幸せられ、既に身あり、三淵宗憲に賜ひ、男子を生む」と。是れ所謂の細川兵部大輔藤孝也。是より先、宗憲に男大和守藤英ありて家を繼ぐ。故に藤孝・細川氏の家を繼ぎ、此の家を去る。譜大いに誤れり矣(丸山可澄考)」と。又熊本年代恒覽に「細川元常の弟晴員の子藤孝・洛東阿時に生る」など見ゆ。長岡、三淵等の條參照。

又藩翰譜に「細川參議源忠興(越中守を兼ぬ)は、陸奥守義家朝臣四代の孫、廣澤判官代義實が二男、細川二郎義季十二代の後胤、兵部大輔藤孝が嫡男なり。世に傳ふる所、藤孝・實は公方の御子なりしを、三淵伊賀守・申し乞ひて、佐々木が一族長岡の家を繼せければ、長岡兵部大輔と申す。室町殿に咫尺して、奉公の勞を積みしかば、細川の管領・家康を讓りて、細川と改め名のるといふ。藤孝・實は三淵伊賀入道宗憲の子、細川掃部守元

常に養はれ、公方萬松院殿(義晴)、光源院殿(義輝)、兩代に仕へ奉る。其の子忠興また幼き時、光源院殿の仰として、細川中務大輔輝經が家を繼ぎて、大外様の衆となさる。系圖に曰く「永祿年中、光源院殿の仰を蒙りて、輝經が養子となりて、其の家を繼ぎ、其の役を務む」と云々。按ずるに、忠興・永祿六年に生れしにや、光源院殿の御事ありしは永祿八年の事なれば、忠興が輝經の嗣たるといふ事は、僅かに二三歳の時の事なるべし、又按ずるに中務大輔輝經は、細川二郎義季が孫、八郎頼貞九代の孫にて、光源院殿御供の衆なりしなり」と。

永祿六年諸人附に「御供衆・細川兵部大夫藤孝、御部屋衆・三淵伊賀入道宗憲」を載せ、又藩翰譜に「永祿八年正月十九日、光源院殿・三好松永等がために弑せられ給ひ、御第一乘院門跡覺慶をば取籠め奉り、鹿苑寺の周圍は討れ給ひぬ。兵部大輔藤孝が謀にて、一乘院殿・春日山を踰えて、近江國に落ち、義昭と申し奉る。當國佐々木義賢入道承直を頼み、次に若狭の國へ御供申し、武田大將大夫義統を頼ませ給へども、國小しきに勢少なければ、そ

其の功を賞して、丹後國を藤孝にぞ賜はりける。同十年の夏、織田殿・明智光秀が爲めに討れ給ふ。明智は忠興が舅なりければ、やがて丹後に使たてしも、忠興父子・大に怒つて、返答にも及ばず、急ぎ秀吉の許に使たて、共に心を合せて、光秀を誅すべきよし腹狀して、軍勢を催す。程なく光秀誅せられ、藤孝・都に上りて織田殿父子の御跡を弔ひ、これより入道して支旨と稱し、幽齋とは號しけり。志津岳の軍に、忠興・秀吉に方人し、小牧の陣に、北畠の勢と戦ひ、紀伊の根來を攻められしには、藤孝忠興父子向へり。秀吉・關白に任せられし時、忠興侍從從五位下し、越中守を兼ね。筑紫關東の軍に従ひ、朝鮮に押渡つて、所々の戦に名を顯はす。

太閤薨じ給ひ、かの家の奉行等、加賀大納言利家を勤めて、徳川殿失ひまらせんと謀る。忠興が嫡男與一郎忠隆は、大納言の娘を妻としければ、縁故に就て親しかりし程に、忠興大納言を固く諫めてければ、此の賞として、忠興・豊後國杵築の城を加へ賜ふ(五萬石)。慶長五年の秋、奥の上杉・謀反の聞えあつて、徳川殿・御

發向、忠興・御跡を慕ひて馳せ下る。此の隙を窺ひて、大坂の奉行等、奥に下りし大名等が妻子を、一々に取つて質とせんとて、まづ最初に忠興が妻子を城中に迎へんとす。かの妻・女なれど、さる者の娘なり、使者・度々に及べども、更に其の催促に従はず、さらばとて、軍兵を差向く。忠興が妻・家人等に防ぎ矢射させ、自ら十歳になる男子、八歳になりし女子を刺殺し、家に火かけさせて、自害す(細川家傳に、家人に防失させしといふ事なし。夫人は大坂の人数に、矢一筋も放つ可らず、上を犯すの罪となりなんと、固く戒め自害して死したりと見ゆ)。丹後には藤孝入道・宮津の城を棄て、田邊の城に立籠る。かくて丹波但馬の軍勢・雲霞の如く押寄せ、十重廿重に取巻きて、火水になれと、攻めけれども、入道ちつともひるまず、防ぎ戦ふ。此の時、烏丸の右大將・勅使として大坂に行き向ひ、輝元三成等に、勅諭を傳へらる。夫れ和歌は我邦の風として、天地開け初めしより、此のかた百王の令に至るまで、其の道永く傳はれり。然るにいま、古の事をも、歌の心をも知れる人、忽ちに失

2 越後の細越氏 沼垂郡杉原城又水原(水原町)は、杉原氏の居城にして、後に一時細越將監・城代となるとぞ。

3 清和源氏 陸中國閉伊郡遠野の地土にして、多田氏の裔と云ふ、奥南舊指録に見えたり。

細坂 ホソサカ 武藏に此の氏存す。

細嶋 ホソジマ 日向に此の地名あり。又武山先祖覺書に細島大夫殿・見ゆ、秀吉家臣なりと。又武藏にも此の氏あり。

細田 ホソダ 武藏、磐城、陸前等に此の地名存す。その他にも多からん。

1 首藤氏族 家譜に「首藤五郎左衛門尉公清の後裔にして、代々甲斐國に住し、細田助三正時は信玄に仕ふ」と見ゆ。家紋下藤の内に萬字、三頭左巴。又中興系圖に「細田・藤原・紋藤内萬字」と載せ、寛政系譜に「正時—助右衛門吉時—小兵衛重時—長七郎時徳」など見ゆ。又現今甲府に細田武雄氏あり。

2 壽家細田氏 金右衛門時房—伊左衛門時矩—五郎三郎時昭—助左衛門時久—丹波守時以—丹後守時敏—主水時行(彈正)—備前守時富(畫家として名あり、榮之と云ふ)にして、その門田田榮昌、田榮理

は共に浮世輪師として名あり。

3 清和源氏細川氏族 遠江の名族にて、加右衛門康勝・家康に仕へ、二百六十石を領す。家紋丸に萬治、永樂錢。寛政系譜に「康勝—清康康政—同康次」等見ゆ。

4 清和源氏小笠原氏族 信濃發祥、小笠原長清の末裔にて、細田内藏頭を祖とす。又高遠の新衆に細田左京進・見ゆ、此の流か。

5 藤原姓 越前發祥なりと云ふ。

6 奥州の細田氏 田村大膳大夫清顯公家中に細田右衛門大夫清信あり。而して田村那清水館(守山村細田)は田村氏の臣・中塚右衛門大夫清信の居館なりしが、天正十七年六月、嫡子細田建殿之助春友と共に、二階堂氏の爲に落城すとぞ。

7 武藏の細田氏 多摩郡の豪族にして、應永の頃、細田河内守忠次は柿木の地頭たりき。其の子孫・河内守某・瀧山城主大石某が家老となり、天正十七年五月歿す。又新編風土記、足立郡巻に「細田山城は大針村の東方にあり。細田山と云ひ、小高き所にて二町四方程なり。古細田某、住せし所なりと云ひ、城跡とは傳ふれど、全く嘗のあとなり。細田某はいつの頃の

人なりや評ならず」と。足立郡の此の氏は、下り藤を家紋とし、又埼玉郡等にも存す。

8 雜載 その他、安西軍策に細田源光を載せ、又秀康備給帳に「百五十石(御鷹匠)細田甚九郎」、また堀尾山城守給帳に「五十石細田三郎左衛門、四十石三人扶持細田徳左衛門」等を載せ、又薩隅、能登社家、越中、攝津等にも存す。

細辻 ホソツチ 明治に細辻昌雄あり、博物學に通じ、歌を善くす。

細津守 ホソツモリ 細津守連なる氏・拾芥抄に見ゆれど、恐くは細津守の誤ならん。ヨサミ條を見よ。

細戸 ホソド 秀郷流藤原姓、山川三郎重光の子(兄か)朝村(細戸十郎)の後也と云ふ。一に細戸、細戸等に作る、各條に詳か也。又鎌倉大草紙、結城分捕交名に細戸織部あり、「細木家人河侯の首を取る」と。

細永 ホソナガ 菊池風土記に「市成之古城・原村奥山城、在番年々替る。警固重き所、深葉山の近所、十八外城の内。菊池家没落以後、菊池庶孫細永藏人と申す者數居す。其の子同又次郎の代、遊園の留守を窺ひ、豊後より徒黨の多勢、押懸けて機討に

致す。弟共十郎討死、これに依りて又次郎、原村の内尾村(今細水村)に引出で、其の後居住の者これ無し」と。

細沼 ホソヌマ 武藏國足立郡大和田に此の氏在り。

細根 ホソネ

細野 ホソノ 伊勢、岩代、陸奥、日向等に此の地名存す。

1 藤原南家 伊勢國安濃郡細野邑より起る。長野氏の族にして、興國中、長野藤房・南朝に屬して奮戦自殺し、その男豊藤・出奔せしにより、北畠顯能その邑を雲林院出羽守と共に、細野掃部助に分ち與ふと云ふ。ナガノ條に詳か也。爾來、細野城に在りて、また長野氏に屬す。その裔、弘治中、伊豆守藤光に至り、安濃城に移る。五餘遺響、伊勢名勝志に據るに「城は安濃村宮前に在り、弘治中藤光、此の地に移り、その男九郎左衛門藤藤教に至り、城池を修理し、工商來聚して繁富の邑なりき。今廢城より、古瓦、陶、兵具の類を穿出すことあり」と。

三國地志には「細野堡・按ずるに、細野雅樂頭居守、其の男九郎衛門・繼いで保つ。安濃堡・按ずるに、弘治初年、細野

伊豆守居守、九郎右衛門・繼いで守ると見ゆ。

また「安濃郡安濃津城・按ずるに、弘治年中、伊豆守細野藤光・初めて築き、永祿十一年、其の男九郎右衛門尉・繼いで此にあり。天正十一年、上野介織田信包・城主となり、同十二年、信包・長野氏の子となり、上野城へ移り、細野藤教・又此にあり、同年又信包こゝに移る」と。

而して勢州四家記に「安濃郡細野工藤家」を載せ、長野の興力とし、「永祿十一年二月、信長細又勢州發向あり、云々。工藤家を攻めんとて、安濃津まで打入りぬ。先づ細野九郎右衛門が城・細野を攻らる。細野・剛者たるにより落城せず。然る所に、分部左京亮、川北内匠助・長野に叛き、信長公の幕下につく」云々と。この時、織田氏に屬し、天正八年二月に至り、藤教・信包と隙あり、信包の兵・來り攻む。父藤光、及び家士等多く誘殺され、遂に安濃城を火にして亡命し、後豊臣秀吉に仕ふと云ふ。その他、長野、工藤、天部、分部等の條參照。

又大和赤埴系圖に「新左衛門尉澄安・北高滿雅細に奉仕し、伊勢阿坂城に於いて、

細野左衛門・長野三郎と號して軍功あり」と。

2 近江の細野氏 天正藩生家臣に細野九郎右衛門・見え、又京極殿給帳に「三百石細野助之進、百五十石(右筆)細野彌兵衛、百五十石細野喜右衛門」等を載せ、また田中家臣知行割帳に「三百七十石細野五兵衛」あり。

3 上野の細野氏 倉賀野十六騎に細野對馬守、細野但馬守あり。

4 清和源氏 佐州役人附に「清和源氏・細野儀左衛門」と見ゆ。

5 雜載 東鑑卷十六、十七に細野四郎兵衛尉、十七に細野兵衛尉を擧げ、下つて安西軍策に細野原二郎左衛門(武田方)、また堀尾山城守給帳に「三百石細野作左衛門」等見ゆ。又伏見役人(書記方、盜賊改下役)細野幸次郎あり。その他、尾張の學者に細野要齋、また攝津、美濃、武藏、甲斐等に存す。

細迫 ホソハサマ ホソセコ 安西軍策に細迫氏見ゆ。また細迫源右衛門(元春方)あり。

細淵 ホソフチ 武藏に此の氏あり。

細部 ホソベ 職業部の一か。蓋し細部の

誤ならん、ヨサミ條を見よ。
細堀 ホソホリ 岩磐地方に此の氏存す。
細見 ホソミ 和名抄、伯耆國會見郡に細見郷を收め、その他、尾張、丹波等に此の地名存す。

- 1 紀姓 尾張國知多郡細見邑より起り、紀氏系圖に「(矢田)右衛門佐之泰の子掃部助之滿(細見)」と載せ、浦上系圖には紀見に作る。又細田系圖には「尾張守行高—左衛門佐之泰—之滿(號細見右近大夫、一本に掃部助)—昌勝(河内守、和歌所興孝弟子、一本に浦上)—光信(河内守、法名宗高、新撰菟波作者)、弟則宗(號浦上美作守)」とあり。又細田家譜に「正泰の妹は細見河内守家盛の室、之盛弟之滿は細見右近大夫之滿と稱す」と。
氏人は尾張志に「細目邑の士細見河内守家盛」見ゆ。而して細目城(細目村)は「往古細見河内守の居住の地なるべし、後水野下野守信元・居城とす。其の跡今は松林となる、風宮大明神の永正五己巳年の棟札に當城の事見えたり」と。
- 2 丹波の細見氏 天田郡細見村より起り、細見城(細見辻村)は細見長助、同山城守等の居所也。又船井郡の鎌谷城(鎌谷

村)も細見河内守の居城と云ひ、多紀郡草山本郷城(草山本郷村)には細見將監・據るとぞ。

丹波志、氷上郡條には「細見氏・東芦田村芝添と云ふ所に住む。本家細見喜兵衛は古へ別所氏家臣なり」と。又「細見將監・子孫和田具村支野瀬石。天正の比、此處に武藏と云ふ山伏有り。細見將監・子孫鹿嶋村。多紀郡草山本郷村城主なり、後鹿嶋村に住す」と載せ、又「細見河内守・子孫下三井庄村梶谷。元船井郡鎌谷の城主也。末孫源入して此處に住す」と。又「細見氏・子孫中山村。東の在中に今惣兵衛、細見氏系圖取持す。祖父の代、廣瀬村え斐子と成り、不縁にして飯の時、持飯りしとなり」と云ひ、又「細見將監・子孫春部庄中山村、廣瀬村の分れ也、遠藤と云ふ」とあり。猶ほ船越條參照。
又「細見氏・梶原村。先祖は船井郡鎌谷の城主細見河内守也。末孫藤山松平紀伊守殿に用人勤たり。同源左衛門代に源入、此處に住す」と見ゆ。
また天田郡條に「細見氏・子孫友瀨村。源内、富右衛門、此の兩家丹後竹野郡より出づるるなり」と。又氷上郡條に「細

見氏・子孫春日部庄廣瀬村、細見氏系圖・彦之丞所持す、又天田郡條に「細見六之助・子孫免原下村」、細見長助・子孫細見辻村、辻村中牛村入組の所、谷の中に城跡あり。城跡は古城の部に出ず。細見山城守・子孫細見辻村、家系は人王八代孝元天皇の末、紀姓なり」と。此等によりて、第一項と同族と稱せしを知るべし。

- 3 丹後の細見氏 前項、及び小倉條を見よ。
- 4 雜載 その他、攝津、山城、武藏等に存す。
- 細海 ホソミ 武藏に此の氏あり。
- 細村 ホソムラ 同上。
- 細目 ホソメ 尾張、美濃に此の地名存す。
- 1 平姓
- 2 陸前の細目氏 當國の豪族にして、伊具郡館山城に據る。封内記に細目修理を載せたり。
- 3 雜載 その他、武藏等に存す。
- 細梅 ホソメ ホソウメ
- 細森 ホソモリ
- 細谷 ホソヤ ホソタニ 遠江、常陸、上野、陸中、羽前、備中等に此の地名存す。
- 1 清和源氏新田氏族 上野國新田郡細谷

邑より起る。新田系圖に「又太郎武氏の男・細谷太郎國氏(氏國)、同三郎知信(下細谷三郎)」などを載せたり。母は國田太郎藤原宗明の女也と。國氏の後は、その男「秀氏(細谷又二郎)—秀國(右馬助、義貞に従ひ、後に藤屋義助に屬して、曆應二年九月、越前府城にて打死)—房清(義興自殺の後、出家法名念道)—清房(兵庫助)—保房(又四郎)—爲房(刑部丞)—實房(刑部丞、北條氏康家臣)—實遠(三河守、武州鴻巣庄三河島十七貫五百文を領し、併せて五拾七貫文の地を領す。大永元年正月廿四日、足立郡大崎村に等覺寺を建立)—實實(三河守、太田十郎氏房に屬し、武州岩槻城にて、春日左衛門尉、河合出羽守と共に三家老と稱す。天正十八年小田原没落後、氏房の墓前にて自害)—實光(源左衛門、秀忠に召され、大阪町典力)—實勝(善兵衛)—實信(善之助、子孫本多中務大輔家臣)、弟實永(郷右衛門、火消役典力)—實政(郷大夫)—實陳(平次兵衛)なりと。
又爲房の弟「邦房(兵庫助)—邦氏(兵庫)—邦通(五郎兵衛)—廣通(丹丁、大道寺駿河守に仕へ、松枝打死)(新田旗譜)と

云ふ。
氏人は太平記卷十四に「當國の一族には細屋右馬助」と載せ、又十四、十九、二十等に細屋右馬助の事見え、延元三年五月、越前國にて、右馬助秀國・千餘騎にて、勝茂城(奥本に勝原)を攻め落さんと攻めたりしが、鹿草兵康助が後詰の勢三百餘騎と相たかひ利を失ふ、云々」とあり。勝茂城址は舟橋に在り(名勝志、越前拾遺)とぞ。又廢城考に「川口城は指中村に在り、延元中、細谷右馬助、此に據る」と云ひ、又富士系圖に「大宮司忠次・母は細谷右馬助秀國女」と見ゆ。
2 佐藤氏族 これも上野發祥にして、家紋丸に左一巴、左三巴。佐藤嗣信の男義信の後也と云ふ。寛政系譜に「九兵衛定利—彌次右衛門定景—彦左衛門定廣」等見ゆ。
3 武藏の細谷氏 第一項參照。又高麗文書に細谷利部左衛門尉を載せ、又總社御蹟司の一稿に細谷氏(總社誌)あり。
4 雜載 その他、丹後國與謝郡に細谷城(同村字細谷)あり。又河内國交野郡の名族に此の氏ありて、領主久良氏に仕ふ。細谷善兵衛は長尾村を開墾す。

又京極殿條に「武藏人共持、細谷國兵衛」、越前國に細谷武内、銀座由緒書に「細谷太郎左衛門(江戸住居仕罷在候)」など見え、又武藏、攝津、岩盤、近江等に存すとぞ。
細屋 ホソヤ 前條參照。
1 清和源氏新田氏族 上野の豪族、細谷氏に同じ。
2 雜載 その他、田中家臣知行割帳に「二百石・細屋久三郎」を載す。
細矢 ホソヤ 阿波の學者に細矢庸雄あり、忌部神社考を著はす。又攝津、武藏等にも存す。細谷條參照。
細山 ホソヤマ 武藏國横樹郡に細山邑ありて、此の氏・當國に存す。又峰須賀藩文書有功の士に此の氏・見えたり。
穂田 ホタ 和名抄、安房國平群郡に穂田郷を收めて保多と註す、後に保田邑あり。又その他、備中等にも此の地名存す。
1 兒玉黨 備中國の豪族にして、下道郡穂田邑より起る。安西軍策に穂田治部大輔元清、また「猿懸の穂田爲實」など見ゆ、ホキダ、及び庄條に詳か也。
2 毛利氏族 元就の男元清・此の家を開く。マウリ條、及びホキダ條を見よ。

ホタカ—ホタカ

3 石見の穂田氏 瀧摩郡大家本郷大嶽城主に大江信濃守光廣あり。石見志に「毛利元就—穂田元清—秀元—光廣」と見ゆ。穂太 備中國に穂太庄あり。富多 和名抄、瀧摩國日置郡に富多穂あり。保田 ホタカ ヤスダ條を見よ。又尾張、安房に此の地名あり。甫田 ホタカ ホテイ條を見よ。菩提寺 ホタカ 河内に菩提寺庄、その他、伊賀、伊勢、美濃、丹波等、此の寺名多し。穂高 ホタカ 信濃國安曇郡に穂高庄、又高井郡に此の地名存す。○安曇姓 信濃國安曇郡穂高庄より起る。式内名神大社穂高神社の鎮座地にして、其の神裔と傳へらる。當社祭神については種々の説あれど、海神綿積命の子穂高見命かと云ひ、俗説、仁明天皇々子物草太郎・造管と云ふ。此の氏は當社の舊神職にして、阿曇宿禰後裔穂高忠尚の後也と云ひ、元龜四年仁科盛棟狀に「穂高伊賀守」見ゆ。保高 ホタカ 上野に保高山ありて、奥州

ホタカ—ホチナ

田村家臣に此の氏あり。保立 ホタカ 武藏に此の氏存す。穂谷 ホタカニ ホヤ條を見よ。帆玉 ホタマ 牡丹花 ホタンクワ 牡丹花は扶桑隱逸傳に「具平親王の逸孫也」と云ふ。早く隱俗を出でて宵柏と稱し、又自ら牡丹花と云ふ。喜んで書を讀み和歌を誦す、兼て連歌を善す。自然齋宗紙に従つて學ぶ。又常に五岳に遊んで詩を作るを解す、其の出る時は必ず牛に騎る。乃ち牛角を塗て金色となす、觀者怪笑すれども自若たり。老いて攝津池田に隱る。類して夢菴と云ふ。長松花樹・燈を環る。又四時の花を以て次第に裁う、故に其の軒に榜して弄花と曰ふ。酒を好み、香を愛し、花を併せて三愛となす。永正七年の秋、帝・夢に牡丹花を見る。乃ち藤原實隆に命じて、帳殿に召見し親しく唱和す。帝・甚だ悦び給ふ。既にして復幽栖に歸り、野服葛巾嚙味して樂む。後攝津の亂を避けて泉南に徙り、大永七年四月卒す、年八十四。保地 ホチ 保知名 ホチナ 佐々木氏の族にして、佐々木系圖に「古志左衛門左衛門義信—貞信—

ホチノ—ホツケキ

保知名三郎左衛門、法名本覺—直高(五郎左衛門、法名本覺)、弟時直(次郎左衛門)—義直(次郎)と見ゆ。輔治野 ホチノ フヂノ條を見よ。保津 ホツ ホウツ 丹波國桑田郡に保津莊ありて、木工寮式に「凡丹波國瀧瀬津雜材直井村功錢」云々とある瀧瀬津は保津を言ふか。源平盛衰記に保津莊司・見え(遠藤條參照)、又康正二年造内程引付に「參貫文・結城越後殿、丹波國保津保段錢」と。その他、大和等にも此の地名存す。1 丹波の保津氏 僧文覺は幼時、丹波保津莊司青木入道道善に養はる(遠藤條參照)。2 清和源氏 中興系圖に「保津・清和、賴光の裔、三郎光重・之を稱す」とあり。3 穂積姓 大和國十市郡保津邑より起る。國民郷土記に「保津志摩(穂積物部内色註命の後也)と見ゆ。法花 ホツケ 法華 ホツケ 俠客に法華丈助あり。法橋 ホツケウ ホフケウ條を見よ。法華經 ホツケキヤウ 尊卑分脈に「賴親—荒加賀賴房—左衛門尉賴俊—陽明門院列官代賴風—同判官代賴安(法華經太郎)と號す。」賀州南粟田保居住、法華經持師者、

ホツケシ—ホツケツ

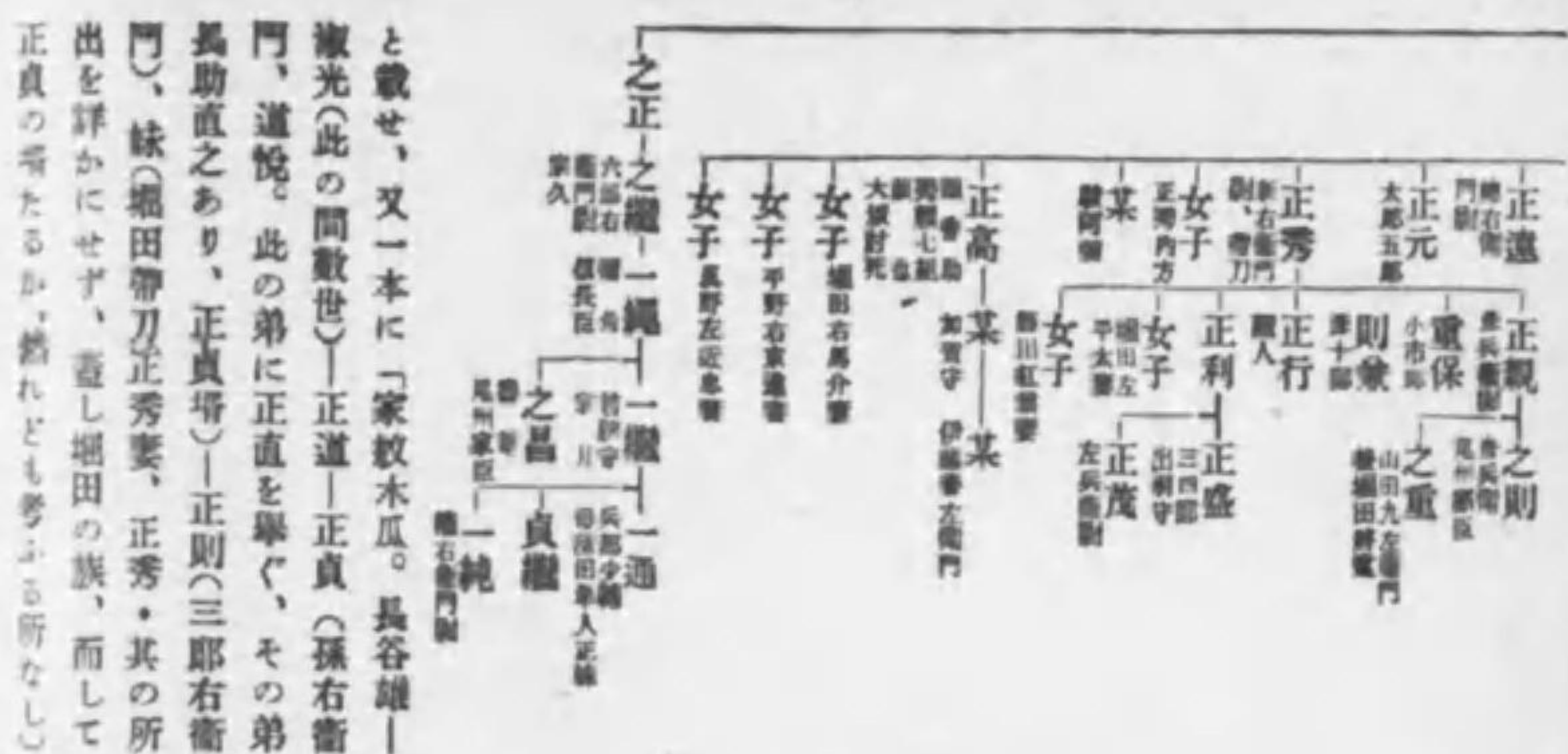
天下名譽武勇の遺業—法備上元信實(日本源朝武勇)—法橋玄實(一天第一武勇健兵)—甲斐上原昌實—弁公重實」と載せ、又玄實の弟(右馬助仲房(大和守)—親實—親房(大島冠者)など見ゆ。又下總に法華經寺(葛飾郡中山)あり。法華寺 ホツケシ 大和、伊賀、尾張、駿河、武藏、近江、信濃、越後、因幡、讃岐、日向等、此の寺名、地名甚だ多し。1 法華寺御所 比丘尼御所の一にして、雲上明覽に「法華寺・五十君・十五。近衛前關白忠熙公御子。御宗旨律、御領二百二十石、南都法華寺村、御里坊梨木町、御家司水野木工」と見ゆ。2 大和の法華寺氏 添上郡の豪族中坊氏麾下の將也。法花寺 ホツケシ 同上。法華津 ホツケツ 伊豫國宇和郡の豪族にして、法華津浦より起る。清原姓にして清家と稱し、法華津城に據り、法華津殿と呼ばる。四圍寺家十五將の一にして、法華津播磨守範延、その男彌八郎前延等あり。永祿中「土佐一條兼定・兵を伊豫に指向く、播磨守則延・馳加はる」と。また天正二年、則延・土佐に攻入る事等、諸書に見ゆ、猶

ホツケ

後ツケ條參照。堀田 ホツケ ホリタ 尾張、羽後等に此の地名存す。1 堀田の堀田氏 鎌倉以來の豪族にして、堀田四引付に「一番・堀田和泉房」、また豐後國田原に堀田三郎を擧ぐ。又筑後山門郡に堀田遠江守あり「八町を領す」と。又文祿四年、生業郡高田村檢地帳に堀田勲左衛門を載せ、又大村藩に見ゆ。2 美作の堀田氏 古城記等に據るに「堀田勲左衛門正利は、津高郡堀田賀茂の出生にて、中納言秀秋の老臣稻葉内匠頭に仕へて五百石を領し、秀秋薨没後、江戸府の家人となる。その子加賀守正盛、その子筑前守正俊」と云ふ。然るに今の家系には本國尾張と見ゆと論ぜらる、第五項參照。平岡、及び小早川條參照。又勝北郡小吉野庄「美野村古城は堀田加賀守・居る」と云ふ(東作志)。3 伴姓 石見の名族、出羽系圖に「孫四郎大祐—堀田孫八郎(刑部尉)」と見ゆ。4 美濃の堀田氏 平野庄山王社の社人に此の氏あり、中川、平野等の條參照。その他にも多し。5 紀姓 津嶋七苗字の一にして(津嶋、

ホツケ

大橋等の條參照)、豪族也。傳へ云ふ、堀田尾張守之高(行高、行義の子也)、中嶋郡堀田村に移り、其の子彌五郎正泰・四條頼朝死。其の子修理大夫之盛(正盛)なりと。堀田芳實系圖に「修理大夫元盛—正重(尾州住、號堀田)—正純(堀田兵部)—加賀守正統—加賀守正員—新左衛門尉正秀(屬總田備後守)—勲左衛門正利—加賀守正盛」と載せ、また一本には「浦上祖)行義—之泰—之盛—正純—正通—正秀—正利—正盛」と載せたり。又堀田系圖には「中納言淑望の弟淑光(參議)—式部大夫文利—藏人忠道—伯耆守成任(紀雜色)弟紀伊守家俊(改教忠)—彈正少弼宗信—大藏大輔宗雅—宮内少輔定綱—紀伊守俊文(千載風雅作者)—紀伊守俊重—阿波守重遠—阿波守重満—左衛門督(尉)行義—尾張守行高—左衛門佐之泰—修理大夫之盛—修理大夫之時(次郎)弟正重(堀田祖、尾張守、彌三郎、居住尾州津嶋、新續古今作者)—兵部大夫正純」



正親(伏見城中地震死) 弟正利(藏人、勘左衛門) 正盛(正信)とあり。
寛政の家譜には「長谷雄一淑光一式部大輔文利一藏人忠道一紀伊守家俊一彈正少弼宗信(北陸道御追捕使)一太政大臣宗雅(木工頭)一宮内少輔定綱一紀伊守俊文一紀伊守俊重(三郎)一阿波守重遠(河内守)一阿波守重滿(鎌倉右府に仕へ、下總地羽地頭)一左衛門尉(曾)行義一尾張守行高(初め之高、右衛門佐、正應二年、勅勅を蒙り、大橋肥後前司貞豊が所領尾張國中嶋郡に譲せらる。貞豊・行高に其の女をめあはせ、同郡堀田村を附與す)一右衛門尉正泰(彌五郎、右衛門佐、堀田と稱す。後醍醐天皇に仕ふ。正平元年七月、津島社内に高良明神の社を建つ、彌五郎殿と稱す。同四年四條院戦死) 弟右衛門佐正泰(一に春日井郡矢田に住して、矢田彦七郎列官と云ひ、その弟左衛門尉之家は安富氏を繼ぐと)一修理大夫之盛(或は正盛、彌三郎、文中元年死。弟に安富左衛門督盛家、細見右近大夫之満、山法師端禪等あり)一修理大夫之時(次郎) 弟尾張守正重(彌三郎、堀田を稱す。愛知郡津島村住) 左京大夫正時、弟兵部

大夫正純(正綱)と見ゆ。
又尾張志に「中嶋郡堀田村堀田氏。武内宿禰裔。左衛門督行義の子尾張守行高。堀田村に住む。その男彌五郎正泰、その男修理大夫之盛」と載せ、津嶋村堀田尾張守正重、同將監(信雄臣)、同次郎左衛門、同勘左衛門正利、同圖書助、同加賀守(三宅村地頭)、同彌三郎等多く見ゆ。また豊鑑巻三で、堀田圖書助等を載せたリ。
津島神社舊神職、神官に堀田氏あり、蓋し宗族なるべし。津嶋、大橋等の條参照。又神子方にも此の氏見ゆ。又富岡の學者に堀田治右衛門方裔あり、恒山と號す。恒山先生碑に「堀田氏、その先、紀氏より出づ、尾張の人、考正央、世々本藩に仕ふ」と。
6 堀田侯 前項、及び第二項参照。家譜に「右衛門佐正泰(後醍醐天皇に仕ふ)、弟右衛門佐之泰一修理大夫之盛一尾張守正重(彌三郎、堀田祖)一彌三郎正純(正綱)中嶋郡北嶋、有堀、丸瀨、甲山を領す、十三郎)一加賀守正道(彌三郎)一孫右衛門正貞(彌三郎、正定)一帯刀正秀(彌三郎、新右衛門)一勘左衛門正吉(正利)一

出羽守正盛(三四郎)一上野介正信」と見ゆ。
而して藩論譜に「堀田加賀守紀正盛は、武内の大臣三十五代の孫尾張守之高が後胤なり。之高が子尾張守正重・尾張國津島に住す。其の孫加賀守正道が時に至つて、堀田備後守信秀に屬す。正道が子孫右衛門尉正貞が子勘左衛門尉正利は、加賀守正盛が父なりけり。正利・初め金吾中納言秀秋家に仕へ(五百石を領せり)、稍葉佐渡守正成が娘を娶とす。正成・金吾家を去りし時、正利同じく彼處をさる。其の後、佐渡守正成が妻春日の局がゆかりに就き、正利、正成と共に御家人になつて、御書院の番衆となる。大坂の合戦に高名し、又御使番になされ、其の子加賀守正盛・幼きより左大臣家に仕へ、双なき寵臣なりしかば、元和九年十二月十六歳にて叙爵し、次第に身を起して藤あまた給ふ。正盛が母は春日局の生みし子にはあらず、佐渡守正成が前妻の生みし所ともいひ、また妾の生みし所ともいふなり。寛永九年二月十七日、正盛が父正利死す、年五十九才なり」と。又嵯川古文書に「堀田加賀守・父勘左衛門、内室

佐渡守盛也。春日殿とは眞盛、先親の娘也」と見ゆ。
正盛は寛永八年五月廿一日、御小姓組の番頭、十二年二月、宿老の職となり、同十月廿二日武藏國河越の城、三萬石、十五年正月十一日、信濃國松本の城、七萬石、一説に此の時十萬石、十七年十二月廿九日に侍従、十九年正月十一日、下總國佐倉城に移り、十二萬石、慶安四年四月廿日、家光薨去の日、正盛腹切て殉死す、年四十六歳。正盛・男子五人、嫡子上野介正信、二男は尾坂淡路守安元が養子となりて、中務少輔安政といひ、三男久太郎正俊(後備中守)、四男虎之助(後對馬守正英)、五男右馬助(後に南部山城守が養子、内藏助正勝といひ早世)也。此の年八月、嫡男上野介正信・遺領を襲ぎて、十萬石、其餘、久太郎・一萬石、虎之助・五千石、右馬助・三千石也。正信・萬治三年十月八日、一封の諱書を上り、江戸を去りて、佐倉の城に引籠る。よて、十一月三日、所領を收公せられ、息帯刀正職、別に俸米一萬石を賜ひ、寛文八年十二月廿七日叙爵、豊前守に任ぜらる。その後は「正職(正休、また正晴、

7 佐倉侯 加賀守正盛が三男、備中守紀正俊は外曾祖母春日局が養子として、將軍家綱・隱生の七夜より仕へ、春日局卒して後、其の所領を讓られ(三千石)、父が遺領と共に一萬三千石たり。萬治三年二月廿三日、奏者の事を司り、寛文七年六月、上野國安中の地、一萬八千石を領し、十年二月廿二日、少老、延寶六年七月十日執政、所領加へ、三萬八千石に至り、綱吉の時、大老に進み、諸政を更張す。剛直憚らず、善政多し。然れど四代



佐倉家 堀田川

河別命—豐韓別命(穗積氏、安部氏、阿閉臣、伊賀臣等七族の遠祖也)と載せられたと信じ難し。

5 穗積家 以上の外、景行紀四十年條に「弟橘媛、穗積氏、忍山宿禰の女也」と見ゆ。此の忍山は、古事記成務段に「天皇、穗積臣等が祖建忍山垂根の女、名は弟財耶女を娶り給ふ」とある忍山と同家か。然らば第一項氏に同じ。此の忍山は伊勢の地名ならんと云ふ。

6 後世大和の穗積氏 保津條を見よ。
7 攝津の穗積氏 島上郡に穗積郷(保都美)あり。穗積臣又は其部曲なる穗積部のありし地なるべし。而して後世、穗積城(中穗積)あり、而して大館日記に穗積紀兵衛尉長頼・見ゆ、此の地の聚族か。

8 肥後の穗積氏 大同類聚方に「安滿久差薬は、肥後國天草郡高家の穗積吾人家方」と載せ、一本に「天草主穗積の家方」と見ゆ。

9 伊勢の穗積氏 穗積の忍山は當國の人にして、布氣神社は其の祖神を祀るかと云ふ(第五項參照)。又朝明郡に式内穗積神社あり、又東鑑に穗積庄・見ゆ。
10 上野の穗積氏 本國類に「佐位郡從田

位上穗積明神)を載せたり。

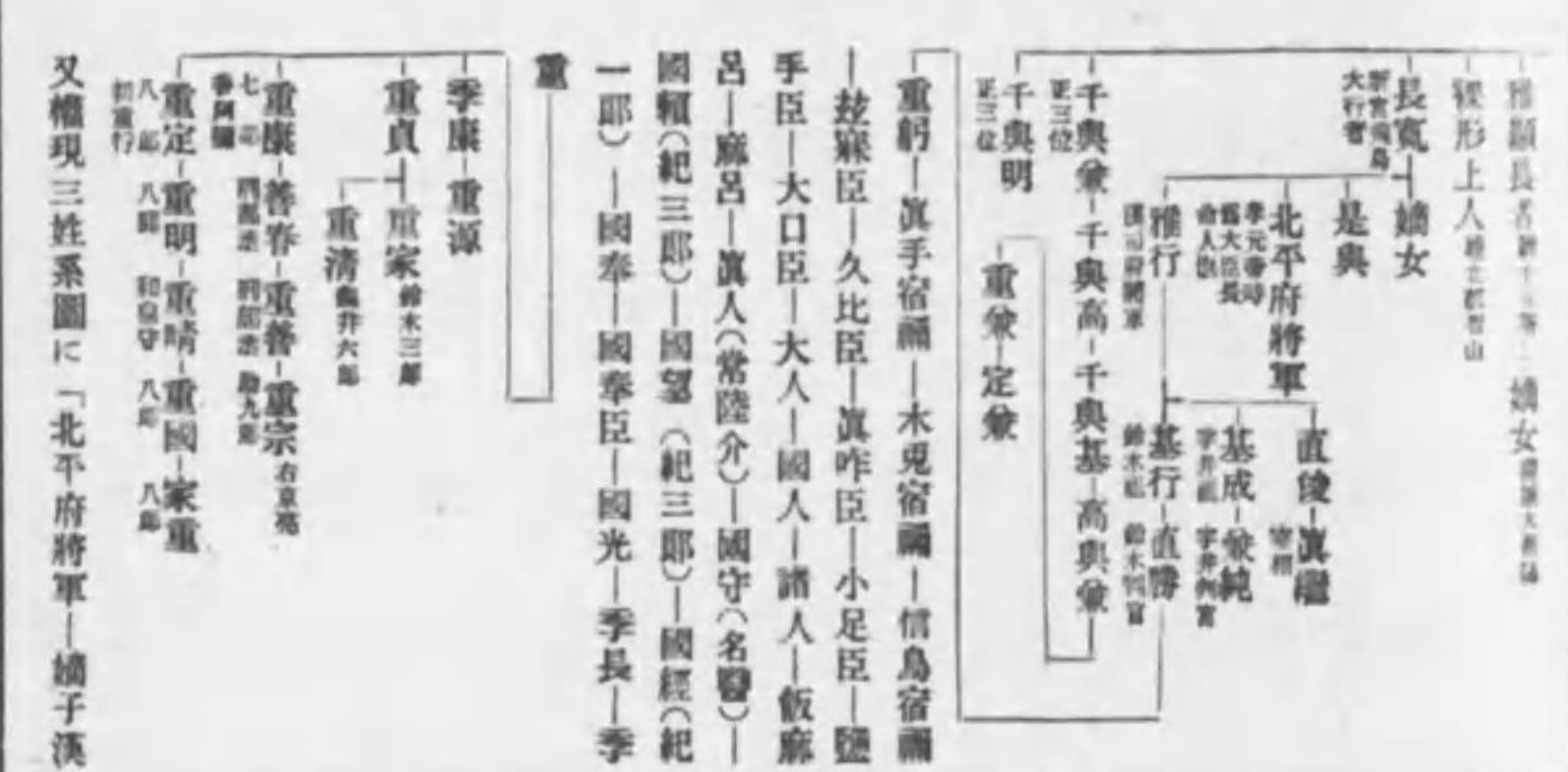
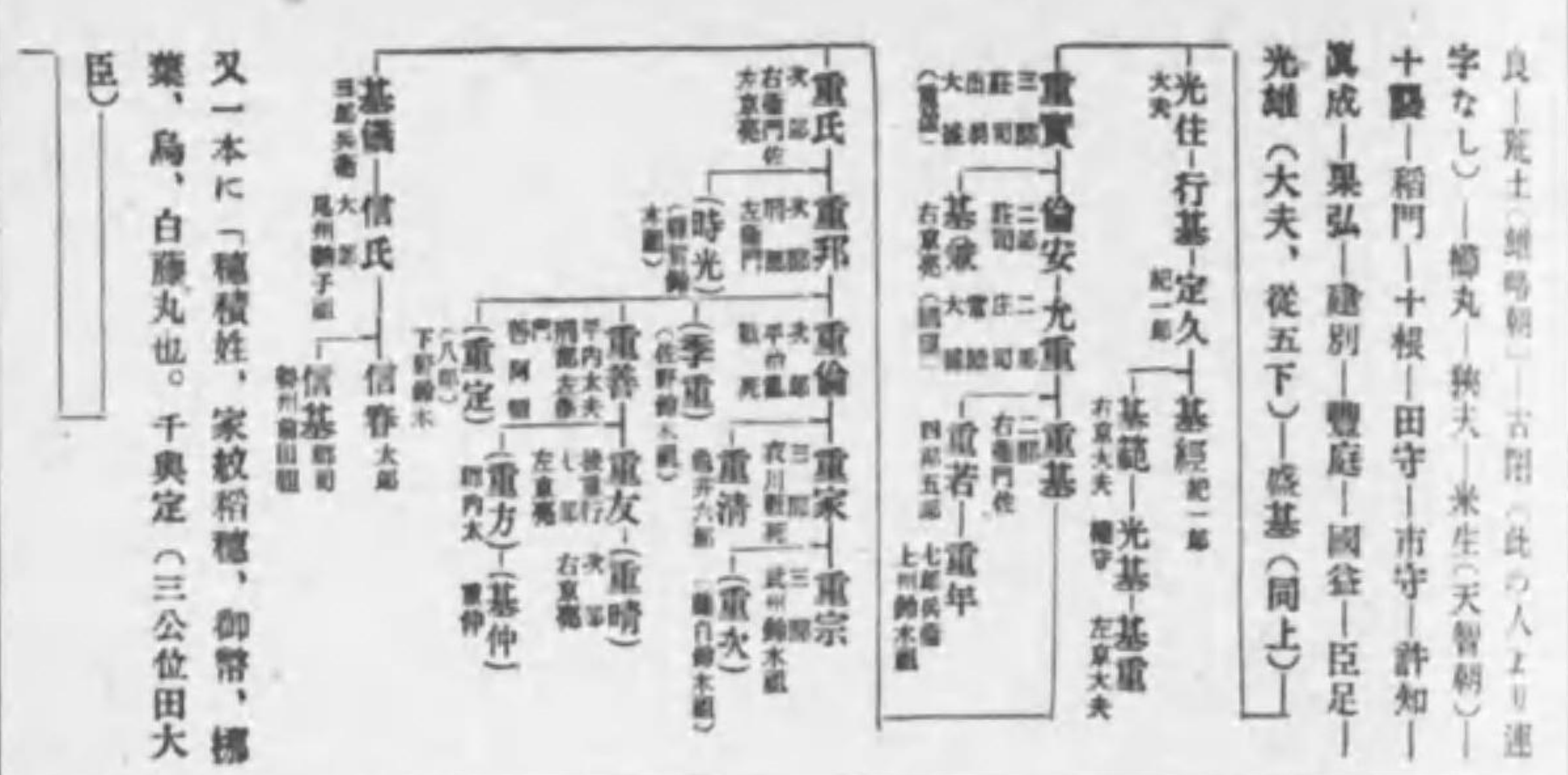
11 近江の穗積氏 物部條參照。
12 美濃の穗積氏 大寶の當國栗栖田里戸籍に、穗積實など載せたり。また當國に穗積郷あり、穗積部條參照。

13 越中の穗積氏 官令納穀交替記に「擬大領穗積氏」あり。延喜九年の人也。
14 紀伊の穗積氏 スマキ、ウキ、ウドノ、エノモト、クマノ等の條を見よ。榎本、宇井、鶴殿、鈴木、龜井の諸氏、皆此の裔と稱するも詳かならず。龜井家譜には「出石心—内色許男—大水口—建忍山—大木別乘根(一)に出石心—大水口—大木別—大藤枝利—枝股垂根、弟建忍山宿禰—穗積大賣布) —穗積直津臣—阿米臣—十能寸(木)臣—(韓末須臣)—鎌子臣—押山—錦弓—祖足(二)に忍足)—古閉—男萬—美美廣—忍萬呂—息嗣—財廣—水成—豐庭—國興—基行—良氏」と見ゆ。

又穗積系圖に「押山—巴提—福良且(副將軍、大禮冠、弟荒龍、摩禮)—金岐(弟花子の男錦弓)—祖足—咋(小乙下、美濃國穗積郷に居る、孝德天皇御宇奉仕)—百足(弟に五百枝)—虫廣(直廣肆)—山守(務大肆)、弟老(副將軍、式部少)—美美

麻侶(奉齋熊野神宮)—兄方呂—果安(年預長官)—牛万呂(弟に建足)—豐庭—國益—光雄、弟直勝(從六下、左衛門少志、鈴木莊司)

と載せ、又一本に「大水口—忍山—穗積臣—大賣古臣(以下臣を省く)—手伎利—伊久—布都—千連—味前—都々久—鹿雄—野海—重戸—名草—白館—押山—錦弓—某(推古朝副將軍)—喻—百足(弟に百枝)—依子—澤足—矢上—蒲男—咲子—千與定—韓真人—三保—保良—漢廣—基行—直勝—基義—基政—重政—國行—國重—國望—國奉—國光—重連—重邦—重倫」とあり。
又一本穗積系圖(割置内は一本鈴木系圖)には「出石心—大水口(熊野神宮邑牛鼻大明神)—宇井氏、鈴木氏、榎本氏、三家の大祖也)—大木別—大藤枝利—枝股垂根—石別麻連(以上命)—穗積臣眞津速公—同八意連(以下同、連を略す)—十能木若達(建)—廣川(此の人の兄に采女臣、雄依連を載せたり)—家由—正賢—奈比



又一本に「穗積姓、家紋稻穂、御幣、標葉、烏、白藤丸也。千與定(三公位田大臣) 又權現三姓系圖に「北平府將軍—嫡子漢

ホツミ—ホツミ

即ち今の穂積氏の始祖也」と。
 16 陸前の穂積氏 青葉山の城主に穂積玄蕃武成なる者ありしと云ふ。
 17 雑載 その他扶桑略記、天徳四年に穂積長氏、官史記に同保正、關大曆に石見目穂積秋重等見ゆ。下つて徳川時代、徳島須賀藩用人に存し(武藏)、又播磨の儒者に穂積伊助以貫あり、又本居門國學者に穂積重胤、明治に男爵穂積陳重、同八束の兩先生(伊豫守和島藩士)、又現今穂積重遠博士、皆名聲高く、その他、備前、岩鷲、武藏、山城等に見ゆ。
 八日朝日 ホツミ 日用重寶記に此の訓見ゆ。穂積氏に同じかるべし。又ヤフミと訓ず。
 八月一日 ホツミ ホツム 上野に存す。穂積條参照。中興系圖には「八月一日(ホツム)源姓」と載せたり。
 秀實 ホツミ 日用重寶記に此の訓見ゆ。穂積氏に同じきか。
 保積 ホツミ 播磨別所氏家臣に保積經廣あり。別所條参照。
 穂積部 ホツミベ 穂積臣の私有部曲也。
 1 尾張の穂積部 和名抄、當國丹羽郡に穂積部を收む。

ホツミヤ—ホテイ

2 美濃の穂積部 和名抄、當國本巢郡に穂積部を載せ、牛布里大寶二年戸籍に「中政戸穂積部安倍」等二戸、外母に二人を收め、三井田里同年戸籍に一月、外母に一人、妻に三人、寄人に二人、また栗栖田里戸籍に妻に一人、妾に一人を載せたり。
 3 伊勢の穂積部 延喜式、朝明郡に穂積神社を載せたり。其の他は穂積條第九項を見よ。
 4 攝津の穂積部 和名抄、嶋上郡に穂積部(保都美)を收む。
 後世島下郡に屬し、今豊島郡にあり。上中下の三色となる。
 5 播磨の穂積部 和名抄、播磨國賀茂郡に穂積部を收む、穂積條参照。
 6 上野の穂積部 本國帳に「佐位郡從四位上穂積明神」を載せたり。
 八月一日宮 ホツミヤ ホツミノミヤ 神戸市内在住八月一日宮三千年氏は元吉岡氏なりしが、君の代に至り八月一日の誕生なるが故に改稱せしとぞ(江口良橋氏)。
 布袋 ホテイ ホタイ 尾張國丹羽郡に布袋色あり。而して武藏に此の氏存し、又浪華の使者に布袋市右衛門あり。

ホテイ—ホトハラ

母袋 ホテイ
 穂門 ホト 和名抄、豊後國海部郡に穂門部を收む。
 保止 ホト
 甫戸 ホト
 葆東 ホトウ 石見に此の氏あり。
 葆藤 ホトウ 石見に此の氏も見ゆ。
 佛 ホトケ 畫家に佛佐吉實道あり、美濃國竹鼻の人、覺翁と號す。
 佛木 ホトケギ 武藏に此の氏在りと。
 程嶋 ホトシマ 越後に此の地名あり。
 程田 ホトダ 上野に保渡田の地名存し、駿河沼津の醫師に程田玄規あり、又石見、武藏、攝津等にも存すとぞ。
 程塚 ホドツカ 武藏に此の氏あり。
 程戸塚 ホドツカ
 程野 ホドノ 羽後に保土野の地名存す。
 程原 ホドハラ
 保土原 ホドハラ 藤原南家二階堂行政の次男行義を祖とす。岩代國岩瀬郡保土原邑より起りしにて、保土原系圖によれば「その祖を三河守滿種と云ふ。その子中務大輔直種、その子三河守盛種、その子三郎貞長、小作田の役に戦死す。貞長の男左衛門尉行有、天文中、兵部大輔と稱す、性、和歌を

ホナ—ホナミ

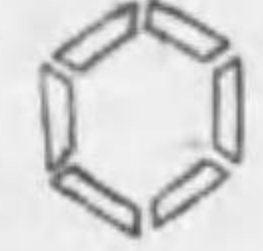
好み、嘗て「准」に屬して學習し、其の奥秘を受く。その子左近行藤、後に江南書と稱し、又文學を好み、詩賦を嗜む。その男某・山城と稱す云々」と。其の館跡・堀池と覺しきは、皆水田となりて四方をめぐり、本城と見ゆる高所も田となれど、方五間ばかりの芝地を残し置き、古墓碑二基たてり。此の館は村の東なるが、又茂林院の境内を山城館と呼び、江南齋行藤の弟の居れる所とつたへらる(白河古事考)。
 保名 ホナ ヤスナ條参照。中興系圖に「保名・清和源氏、本國越後、小國保名」と載せたり。
 保永 ホナガ 武藏に存す、ヤスナガ條参照。
 穂永 ホナガ 武藏に此の氏存す。
 補永 ホナガ 神道學者に補永茂助君あり。
 穂浪 ホナミ 筑前國に穂浪郡あり、和名抄・五郷を載せ、内穂浪郷を收めて、布奈美と訓ず。貞觀十一年文書に「十月十五日、書生、穂浪常吉」云々とあるは、此の地名を讀ひしならん。その他、秋條を見よ。
 穂波 ホナミ 堂上家の稱號にして、藤原北家、勳條寺流なり。勳條寺權大納言經廣

ホナカハ—ホフイム

の二男経朝を祖とし、其の子一晴宣、尚明十尚孝一經條一經朝一經武一經治一經度一經藤一を経て、現今子爵也。徳川時代は御藏米三十石三人扶持、明治二百五十四石餘、賞百石。給御門之外。寺は立本寺享保院。外條。
 骨皮 ホナカハ 應仁記卷三に「目付骨皮左衛門道源」を載せたり。
 鋪野 ホノ 武藏に此の氏あり。
 保野 ホノ 石見に此の氏あり。
 保延 ホノベ
 市橋 ホバシ
 帆柱 ホバシラ 筑前國遠賀郡に帆柱山あり。
 穂原 ホハラ 三河、岩代等に此の地名存し、又美作の古族に見え、穂原左近佐綱と云ふ人ありたりと云ふ。
 法安 ホファン 先祖尾張此壺城主、高田左京也。その子川口三郎右衛門法安の子孫、治工となり、法安を家號とす、安藝の名族也。タカダ條第四十一項を見よ。
 法印 ホフキン 僧正に相當する僧位なれ



穂波



御合印

ホフエ—ホフキ

ど、後には神社關係の寺院に住する神佛混濁の修験者、山伏を指す。諸國に多し、又大和山邊郡多田氏配下の土に、法印四法あり、これ等は殆んど氏の如くなれるもの也。
 法會 ホフエ 近江國栗本郡に法會庄あり。長束、片岡、下物、下寺、以上五村を云ふ(輿地志略)。
 法榮 ホフエ 駿河國志太郡小川村に永正の頃、法榮長者と云ふ人あり、子孫長谷川氏と云ふ。
 穂深 ホフカ 羽前山形兩所宮社家に此の氏あり。
 法界寺 ホフカイジ 山城に此の寺院あり、又美作に法界寺庄見ゆ。
 法木 ホフキ 上總國周津郡(君津郡)法木邑より起れるか。天羽郡島海文書、里見義頼花押書に「其方の人衆、小原方、右衛門佐人衆へも、目前に中島にて檢すべく候。此の度、恩足治部少輔手代に、鶴見信濃守を相立て候。久留里よりは、法木右京亮、波多野左京亮、其の外形の如き者相立て候」と見ゆ。又武藏等に存す。
 法吉 ホフキ ホホキ 和名抄、出雲國島根郡に法吉郷あり、神魂命の御子字武加比比賣命の御座せし地也と。

ホフキ—ホフキシ

法貴 ホフキ 武藏に此の氏存す。

法貴寺 ホフキジ ホウキジ 大和國式下郡の豪族にして、式内池原朝霧黃幡比賣神社(天神社)の別當寺法貴寺(法起寺)より起り、法貴寺氏人とも長谷川黨とも稱す。

法起寺舊記に「三十壽本願、法貴寺氏人、元祖在氏陸奥守廣遠朝臣也。法貴寺石塔は外島廣淵と有之、系上の如し。金剛寺、佐味、福岡氏等も、當寺氏人系、これ有る也。法貴寺坊舎(慶長より乃ち明治年中、坊舎十二ヶ院也。實相院、角之院、塔之坊、池之坊、鐘樓坊、彌陀院、花園院、金剛院、千萬院、新坊、公文坊、長衆坊、寶藏坊。同家(突家)・藏福寺(在原氏寺)、勸音寺(外島氏寺)、(小坂村にあり)安樂寺(吉田氏寺。南都大衆院殿・一代隱居寺也。大石塔有之)、雙福寺(唐古村にあり)。同承仕・善後、善覺(沙汰方先祖)、善良、善行。

同社役・別當徳市(曾禰市)、大福宜、小福宜、左近、右近、小神子。同氏人(法貴寺氏人、元祖は在氏、平朝臣、委細の系圖は南都興福寺千手院に之れ在り)・齋宮、丹波、奥谷、下河原、新堂、外島(元祖廣淵、千萬寺廣淵石塔、移し置

善行。同社役・別當徳市(曾禰市)、大福宜、小福宜、左近、右近、小神子。同氏人(法貴寺氏人、元祖は在氏、平朝臣、委細の系圖は南都興福寺千手院に之れ在り)・齋宮、丹波、奥谷、下河原、新堂、外島(元祖廣淵、千萬寺廣淵石塔、移し置

ホフクワ—ホフケウ

く也)、唐古、雨、庄村、東、中、吉田、小坂、福村、佐味等。(寛文十二年之を記す、快流代)と。

又大和志料に「法貴寺壘は川東大字法貴寺にあり。法貴寺氏之に據る。國民郷土記に「法貴寺丹波守(城跡を今丹波山と云ふ)、法貴寺丹波守」と、即ち此れにて、今尙ほ其の地を丹波と字せり。氏・其の出づる所を詳かにせざるも、御兵士引付に「法貴寺一黨分、備前庄、小林庄、法貴寺散所、同絲井衆、絲井庄」と載せ、段錢日記に「小林庄(法貴寺一黨給主)、絲井庄(長谷川一黨)」と見ゆれば、亦長谷川氏の一黨なるべし。古老の口碑に「往昔、在原業平・齋宮女王を携へ、此の地に逃來り、長谷川黨に投じ、其の庇護に藉り、河内高安に赴けり」と云ひ、其の遺跡と稱するもの尙ほ存在せりと見ゆ。その他は長谷川條を参照せよ。

法光 ホフクワウ 桓武平氏小早川氏の族にして、小早川系圖に「備後守貞平一時則(法光遠江守)」と載せたり。

法橋 ホフケウ ホツケウ也。もと僧位にて、法眼の次、律師に相當す。此の僧位を賜ひしもの、稱號の如く之を稱す、法橋顯昭(歌人)、法橋全成(頼朝弟)の如し。

ホフケム—ホフシヤ

又根來衆徒に法橋頭三位あり、これ等は世襲せしものか。又伊賀に「法橋千日の有教」(その男治右衛門)あり。又御酒屋正法院書上に「一類共・横井入道、法橋宗清」など見ゆ。

法元 ホフケン ホフゲ 薩隅日の名族にして、日向記に法元二郎太郎、慶長大島奉行に法元仁右衛門等見ゆ。平姓とも藤姓とも稱すとぞ。知人に法元辰二君、又兒瀧郡穂北に法元茂美君あり。又武藏に存するは彼の地より移れるなるべし。

法師 ホフシ 新編常陸國志に「法師・戸村本佐竹譜、近習士の内に法師氏あり」と云ひ、又内外兩宮兵亂記に「宇治方の將・法師武者宗本」見ゆ。

法成寺 ホフジヤウジ

1 藤原北家 尊卑分脈に「道長・法成寺殿と號す」と載せたり。
2 高木氏族 肥前の豪族にして、龍造寺系圖に「季家—覺勇(長瀬阿闍梨)—家永(法成寺二郎)—高家(同孫次郎)—孫太郎、弟孫六郎」と見ゆ。
3 雜載 近江國坂田郡に法性寺庄あり、朝妻、世繼、字賀野、顔戸、長澤、高澤等を云ふ。

法性寺 ホフシヤウジ

1 藤原北家 尊卑分脈に「忠通・法性寺殿と號す」と載せ、又保元物語に「法性寺云々」、源平盛衰記に「後法性寺關白兼實公」等見ゆ。

2 同上勸修寺流 尊卑分脈に「坊城大藏卿爲房—四條參議親隆—參議親雅—同親房—顯雅(參議、大藏卿、號法性寺、弘安四薨)—雅藤(權中納言)—雅俊(參議)—雅遠(參議)—顯藤(左中將)、弟顯任」と載せ、又雅藤の弟「顯相、追定雄(右京權大夫)—雅俊(參議)—雅賢」と見ゆ。

3 同上後二條殿流 尊卑分脈に「師通(關白)—三條源重相家政—權中納言雅教—參議雅長—左中將家信(室町)—雅平(法性寺左中將)—信平(宮内卿)、弟親家(右中將)—親康(從三位)—親長(從二位)—親春(左兵衛)—親繼—親平」と載せたり。親長の弟康長(左中將)は南朝の忠臣にして、太平記卷三十一に法性寺の左兵衛督、三十二に法性寺左兵衛督康長等見ゆ。又親春の弟「親忠(左中將)—親教(左中將)、弟親信(從二)—親豐」等あり。

法勝寺 ホフシヤウジ 山城法勝寺は、初

ホフシヤ

ホフシヤ—ホフチヤ

ホフチウ—ホヘ

め白河皇子覺行、承徳二年、親宗、法勝兩寺の檢校に補せられ、康和元年、法親王と爲り給ふ。我が邦、法親王の名、此に初まると云ふ。又備前に備前内法勝寺領あり。

法城寺 ホフジヤウジ 但馬國出石郡法城寺より起る。法城寺準人佐國光は刀鍛冶として名あり、又尼子氏の最後上月城に據れる士に法城寺理安・見ゆ。

法釋寺 ホウシヤクジ 豐前國田川郡の豪族にして、應永正長の頃、法釋寺伊賀守あり。

法專 ホフセン 武藏に此の氏存す。法泉寺 ホフセンジ 甲斐、常陸、羽前、周防等に此の寺名、地名あり。

○ 大江氏族 羽前國村山郡法泉寺邑より起る。法泉寺太郎四郎宗廣あり、サガエ、オホエ等の條を見よ。又中興系圖に「法泉寺・大江、大膳大夫廣元十三代太郎四郎宗廣・之を稱す」とあり。

法道寺 ホフダウジ 藝藩通志に「廣嶋府鍛冶屋町法道寺屋・先祖三郎左衛門、天正中より此に居りて世々治工たり。今の市左衛門まで七代」と。
法定寺 ホフヂヤウジ 近江に法定寺庄、若狭に法定寺安賀郷・見ゆ。

法住寺 ホフチウジ 堂上家の稱號にして、藤原北家也。尊卑分脈に「師輔—爲光(號法住寺太政大臣)」と載せ、源平盛衰記に「法住寺云々」と。藤原條參照。

法福 ホフフク 越後に法福寺あり。

法福井 ホフフクキ 因幡國に法美郡ありて、和名抄に波不美と註す。

法樂寺 ホフラクジ 上野、播磨等に此の地名あり、又長祿寛正記に法樂寺民部丞、同左衛門尉等見ゆ、譽田若黨にして討死す。島山條參照。

法輪院 ホフリンキン 源平盛衰記に「法輪院荒土佐」を載せたり、僧兵の稱號也。

法林寺 ホフリンジ 岩代國耶麻郡遠田村館跡は法林寺秀綱の後裔・葛西三郎義貞住し、後遠田五郎長綱領せりと傳ふ(新編會津風土記)。カサイ條參照。

法隆寺 ホフリユウジ 大和の大利也。編士記に「法隆寺普門院、善光坊」等見ゆ。

法領田 ホフレウダ 大和の名族にして、北家與力に法蓮十郎・見ゆ。

穂鏡 ホヘ 地名か。○ 穂鏡君 仁賢紀四年條に「蚊鳴穂鏡君」

穂保

なる者見ゆ。
 穂保 木ホ 次條参照。
 1 清和源氏土岐氏族 美濃國の豪族にして、土岐系圖に「頼貞―頼遠―氏光（今峯右馬頭）、弟氏直（穂保）」と見え、新撰志に「土岐系圖には、彈正少弼頼遠の子穂保修理亮氏光・細目に於いて討死と見えたり」と。
 2 雜載 その他、文安年中御番帳に「三番・穂保判部大輔」を載せ、武藏等にも存す。

保々 木ホ

1 美濃の保々氏 前條、及び次項参照。新撰志に「大湫村宗昌寺は、金城山といひて、臨濟宗、細目村大仙寺の末寺なり。慶長十年、村人保保氏創建し、其の法名をもて、寺號とす」と見ゆ。
 2 清和源氏土岐氏族 美濃發祥の氏族、前條及び前項参照。家譜には「土岐美濃守頼忠の二男右馬頭之康・多藝郡鷺巣村に住し、鷺巣氏を稱し、その後民部則康・細川氏を冒し、その子長兵衛則貞・保々に改む」と云ふ。家紋水色桔梗、九枚笹の丸に龜甲の内花菱。丸に桔梗、根柢。寛政系譜に「則貞―石見守貞廣―牛左衛門

門、千五百石

門、千五百石―左門貞高―十左衛門貞長―牛助貞忠等見ゆ。
 3 伊勢の保々氏 朝明郡保々邑（神風抄保々御厨）より起り、保々越前守は保々城に據る。三國地志には「中野堡、按ずるに備前守朝倉（或は保々詮眞居守、數世住す）」と。朝倉條を見よ。
 4 雜載 又武藏等に此の氏存す。

甫々

甫々 木ホ 前二條参照。藩藩通志、賀茂郡條に「甫々彌左衛門宅址は中島村にあり、所傳なし。其の他寺尾屋敷とよぶあり」と。
 保母 木ホ 三河の氏族 深溝松平定政の孫、忠政の男元勝・保母氏の祖也と云ふ。松平條参照。

穂稜

穂稜 木ホク（？） 興福寺玉林院の院主にして、五十石を領す。明治に至り還俗して、穂稜俊香と稱し、名門の故を以つて男爵を授けらる。

朴木

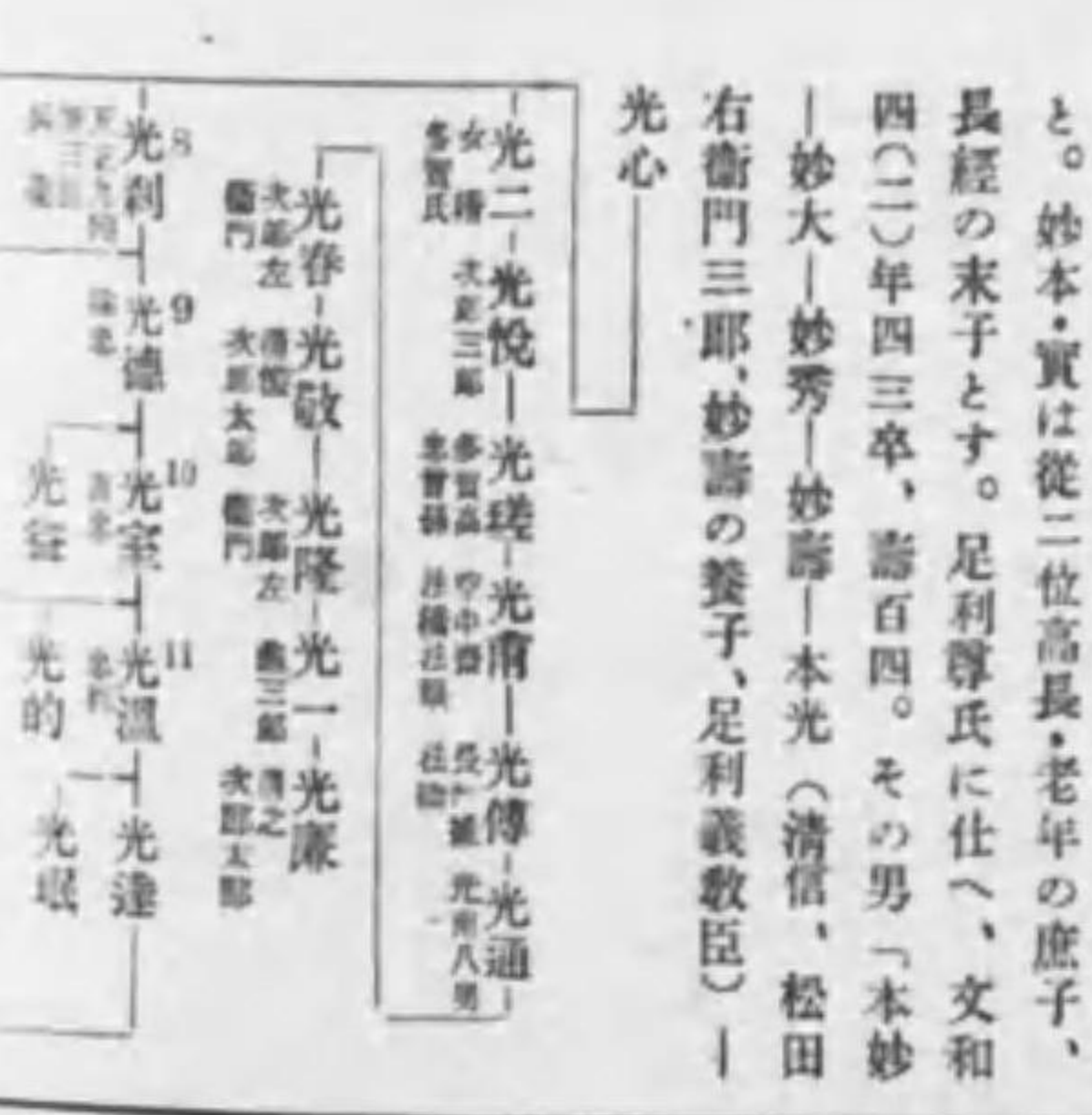
朴木 木ホノキ 伊勢の豪族、北高家臣朴木藏人少輔は、飯高郡大石村御所屋敷に據る。又武藏等にも存す。

朴春

朴春 木ホハル 武藏に此の氏ありと。母末 木マツ 百濟族なり。帆前 木マヘ 現今東京に此の氏あり。保美 木ミ 朝倉抄、上野國葛野郡に保美

郷を收む。

保見 木ミ ヤスミ條参照。
 1 大友氏族 大友系圖に「能直―田原十郎泰廣（庶流保見）」等載せたり。
 2 藤原姓 佐州役人附に「藤原姓・保見 篤八」を擧ぐ。
 本阿彌 ホンアミ
 1 菅原姓 刀劍鑑定の家元にして、その祖妙本は五條季長の弟長春・藤盛して妙本阿彌と稱するに始まる。温知柳營秘鑑に「本阿彌家の元祖は妙本と云ふ者也。本姓菅原氏也。松田を以つて名字とす」と。妙本・實は從二位高長・老年の庶子、長經の末子とす。足利尊氏に仕へ、文和四（二）年四三卒、壽百四。その男「本妙―妙大―妙秀―妙壽―本光（清信、松田右衛門三郎、妙壽の養子、足利義教臣）―光心



光常 光忠 光勇 光純 光久
 光澤 光勢 四郎三郎
 光順 光祐 六郎三郎
 光一 光盛 忠明 忠道 道太郎
 光山 光顯
 光五郎 三郎
 光五郎 三郎

光二（宗春）は佐々木氏の族にして、多賀豊後守高忠が二男片岡次大夫の男、光心の女（妙秀尼）の女婿となり、光利、生るゝに及んで別家す。光悦は書を善くし、書に秀で、又漆器蒔繪に巧也。寛永十四年二月三日歿、年八十一、光悦寺に葬る。又小給地方由緒書に「御腰物奉行支配・本阿彌光伯・権現様御代、先祖光味、知行百石」と見ゆ。
 2 羽仁氏族 安藝の本阿彌氏也。羽仁、吉井等の條を見よ。
 3 雜載 その他、秀康卿給帳に「三百石本阿彌」を載せ、又京極殿給帳に「二百

石本阿彌七兵衛一等見ゆ。
 本位田 ホンイタ セトキガ條を見よ。
 本一揆 ホンイツキ 榛谷條を見よ。
 本院 ホンキン 堂上家の稱號、藤原北家也。尊卑分脈に「時平（本院と號す）―敦忠（本院と號し、又枇杷と號す）」と載せたり。
 本因坊 ホンインバウ 圍碁の家元、その祖算砂は加納氏、京都寂光寺の僧日海・信長、秀吉に謁し、徳川時代、五十石十人扶持（寺には朱印廿九石）、後禁中にも召され法印に叙せらる。二世算悦は杉村氏、法名日縁、三世道悦は石見の人丹羽氏、この時より僧衣を脱して江戸に居る。四世道策も石見の人山崎氏、琉球人と關む。九段棋所、棋聖の稱あり。五世道知は幕臣神谷氏、九段棋所。六世知伯は井口氏、六段。七世秀伯は佐藤氏、六段。八世伯元は小崎氏、六段。九世算元は間宮氏、名人、棋所。十世烈元は山本氏、准名人。十一世元丈は宮重氏、准名人。十二世丈和は戸谷氏、名人棋所、道策以來の名手。十三世丈策は元丈の嫡子、上手。十四世秀和は土屋氏、准名人。十五世秀悦は秀和の長男、六段。十六世秀元は秀和の三男、四段。十七世秀榮は秀和の二男、林家十三世を襲ぎ、後復籍す、

上手。十八世秀甫は新撰氏・秀榮の叔父也、准名人。十九世秀榮は十七代と同人、叔父秀甫の死後、家を襲ぐ。二十世秀元は十六世の重襲。廿一世秀哉は田村氏、秀榮の門、現今名人たり。
 本賀 ホンガ 藤原姓 家紋本文字、五松、九枚笹。藝者の書附に「百俵五人扶持、齒醫、本賀徳順、今以同高、寄合本賀徳順」と載せ、寛政系譜に「徳順貞保―同貞居―同貞玉」等見ゆ。その他、セトキガ條参照
 本郷 ホンガウ 三河、遠江、伊豆、相模、武藏、安房、下總、常陸、美濃、信濃、岩代、陸奥、羽前、若狹、越後、播磨、安藝、周防、筑後、日向等に此の地名存す。郷里の制より起りしなれば、猶ほ多かるべし。
 1 村上源氏 若狭國の豪族にして、大飯郡本郷より起る。その祖「左京大夫朝親（美作守）は村上源氏にして、右大臣師房の男攝津守廣綱より四代美作男秀定の男美作守親光の子也」と云ひ、その後は、本郷系圖に「清和源氏。朝親―有泰―虎王丸―左近將監泰朝―隆泰―左近將監貞泰（美作）―左衛門大夫家泰―同詮泰―兵庫助持泰―宮内少輔政泰―治部少輔泰茂―同信富（美作守、義輝に仕ふ）―藤三郎

頼泰一勝右衛門勝吉一勝三郎泰勝一傳四郎勝乘」と見ゆ。
 又寛政系譜に「美作守朝親（左近大夫親廣、若狭守護職）一左近將監有泰（虎王丸）一虎王丸祐泰（美作守）一左近大夫泰朝（美作守、將軍輔經に仕ふ）一美作守隆泰（備三郎、藏人）一左近大夫將監弘光（虎王丸）、弟典三郎貞泰（美作左近將監、貞聰、尊氏に仕ふ）一次郎家泰（美作左衛門大夫、昭覺）、弟彌治三郎信泰（美作左近將監）、弟美作守泰光（四條頼討死）一と。次に家泰の男（新三郎詮泰（初滿泰、虎丸、美作左衛門大夫、貞祐）一兵庫介持泰（信親、三郎）、弟宮内少輔政泰（乙若丸、大内義弘謀叛の時、堺討死）、次に持泰一宮内少輔政泰（典三郎、左衛門少尉）一治部少輔泰茂（新三郎）一典三郎信富（泰富）一勝三郎頼泰（織田信長に仕ふ）一勝右衛門勝吉（重泰、二千三百石）一勝三郎泰勝（長泰）一伊左衛門久泰一新五右衛門政泰（實は松平大和守家臣本郷新五左衛門親泰の男）」と見ゆ。
 氏は太平記卷四十に本郷左近大夫將監詮泰を載せ、次に康正段引付に「二十貫三百文・本郷美作殿、若州本郷段」と

あり。又作者部類に「源朝泰は若狭本郷の人、其の地頭職にして、貞應中卒す」と。代々文武の藝に秀で、藏人隆泰、左近將監貞泰、左衛門詮泰等、各々歌集あり。又永享以來御番帳に「一番本郷美作入道、本郷三郎」を載せ、又文安年中御番帳に「公方様御番衆、一番・本郷美作入道」その後、常徳院殿棟江州御勤歴當時在陣衆着到に「一番衆（若州）本郷宮内少輔政衆、東山殿様御候人衆・本郷兵庫助」等見え、また永祿六年諸役人附に「外様諸衆・本郷典三郎、本郷又三郎秀方、一番・本郷下總守信弼（中澤支藩允）、本郷治部少輔信能」等を挙げ、又大館日記に「大御所御御走衆、飯川彦九郎、本郷三郎」など見ゆ。
 又若狭國官社私考に「山田村の舊藩に「當社文明三年、本郷領主、本郷判官源政泰、再建」と記せるものありとぞ。政泰は、志に家傳を引いて「本郷地頭、出自未詳」として、本郷源朝親・貞應年中卒、子有泰、子虎王丸、次に泰朝、子隆泰、子貞泰、子家泰、子詮泰、子持泰、子政泰」と序いで、政泰が傳に「初め典三郎と稱し、美作守に任ず。文明十六年、宮内少輔に

任ぜられ、長享元年、叙從五位下、二年に叙從五位上、三年任左衛門少尉、又檢非違使となる。長享元年、將軍義尙・將に佐々木高頼を伐たんとして、江州に發す。政泰・從軍一番隊に列す、佐々木征伐記に見えたり。將軍義種、政泰をして、悉く本郷を領せしむ、勳功あるを以つて也」と註せり。
 將軍家譜に「政泰・初、扶養云々、永正七年四月、義尹（足利義尹朝臣、初名義材、後義種と改め給へり）・本郷扶養をして、若狭國本領を安堵せしむ、大内義興、之を執し申すに依りて也」ともみゆ。
 政泰が祖朝親より、世々本郷の領主にて、同所に城を構へ住す。家泰が時に、當郡長岡保、三方郡三方郷を併せ領しけるが、政泰が世に衰へたりけるを、此度再びもて直して、本領を全く賜ひたりしなり。但し文明三年の頃は、政泰いまだ本領安堵せざりつるほどなるを、舊藩に本郷領主と記せるは、後の身がらをもてめがらし記せるなり。政泰再建して、ことさら崇めたるも、もとの如く本領の本郷（舊名大飯）を領まほしき所願す、其の地に主とある神社なりしが故なるべし。此の

神・今も本郷八村の生土神として祭れるを思ひ合すべし。かくて政泰の子泰茂、子信富まで十二代相繼いで、本郷を領たりしなり。此の子孫、農民となりて、今もゆきぎきて本郷に住めり」と。
 その居所邊城は尾内村と上下村との間にあり。傳へ言ふ「始め山下に在る時、本郷扶養・之に據る。永正七年四月、惠林院義種公・大内左京大夫義興の執養に依り、扶養をして此の處を安堵せしむ。是れ本領たるに依つてなり。其後、治部少輔泰榮・城を山上に移して、邊の城と名づく」と。天正年中に至つて亡滅す、土人・御館と稱す。
 家紋は見聞諸家紋に



と載せ、寛政系譜に「丸に杏葉、永樂錢」武鑑に二千石、



本郷大和守泰行

2 藤原姓 前項氏と同一か。幸久氏系圖に「景耀・元久二年生、母は本郷の公文

藤原守朝の女」とあり。
 3 加賀の本郷氏 富樫記に「本郷興春坊、云々、切腹の面々、已上世人と聞へけり。其の外殘る給人、大將政親、本郷駿河守が童・千代松丸計り也。將駿河守・申さるゝは、前代未聞の見物哉」など見ゆ。トガシ條に詳か也。
 4 甲斐の本郷氏 巨摩郡本郷邑より起る。又八代郡にあり、脇條參照。論は第八項を見よ。
 5 相摸の本郷氏 鎌倉郡に本郷邑ありて、鎌倉年中行事に本郷土佐守・見ゆ。
 6 武蔵の本郷氏 江戸に本郷（今本郷區）あり、湯島本郷の意なり。而して深谷記、上杉普代臣に本郷九郎右衛門・見ゆ。
 7 下總の本郷氏 葛飾郡本郷邑より起りしか。小金本土寺過去帳に「本郷孫四・永正」見ゆ。
 8 清和源氏武田氏族 奥州の豪族にして、本郷系圖に「義清（武田判官、刑部三郎。信州佐久郡森山住）、義氏（吉岡少輔）、義成（同三郎太郎、治承五年、源義經公に仕へ、奥州宮城郡丸田澤長命館民部左衛門の養子と成り、衣川合戦の時討死す五十二歳）、義政（同式部少輔）、女子（福六

館主掃部妻、女子（岩切館主内膳妻）、義家（分家丸田澤郷内地、此の代始めて本郷氏と名乗リ云々也）、愛氏（同左大夫）、氏成（本郷左衛門尉、長命館家老役）、政安（同民部）、安成（同左京、母は郷六館主水女）、安徳（同左京大夫）、徳光（同式部、元弘三年、北畠中納言源顯家公に仕へ、軍用金奉獻、後泉州阿部野合戦に討死）、行成（掃部介、延元三年五月二十二日討死、清全明月大居士）、清春（同左京）、春行（左京介、會津芦名家合戦に討死）、政光（同四郎左衛門）、成氏（同四郎左衛門）、定光（同四郎左衛門、天文廿二年八月廿一日合戦に討死）、政光（同四郎左衛門）、光長（同市郎左衛門）、光政（同二郎左衛門、分家）、女子（郷六館主に嫁す）、女子（岩切館主民部に嫁す）、春長（同四郎左衛門）、春定（同三郎左衛門、分家す）、定安（早世）。
 天正十三年、伊達政宗公奥州合戦所々館々落城、長命館も落城、家老役を止めて士民と成り、右系四代前焼失の所、今年相改め、子孫に傳へ置く者也。右改め置く者也。奥州宮城郡丸田澤郷本郷四郎左衛門（花押）、慶長十九年正月元旦」と見

の妹は河州顯證寺昭寧室。其の弟は早世六歳。其の妹伊勢顯證寺准意室。其の妹は興正寺昭紹室。以下弟妹は次代に在り。

第十三代 光圓・光昭二男、正僧正、大僧正、法名良如。慶長十七壬子十二月七日誕生。其の女は播州本徳寺昭澄室、御母九條前關白忠榮公の御息女。その妹早世、其の弟早世、右三人は御母同。其の妹は御母八條智仁親王の息女。次に光圓の弟圓從は播州富田光昭寺相續。其の弟光想は越前國本淨寺。其の妹は越中勝興寺准教室。其の弟昭尊は法名准悟、越本行寺、早世廿一歳。其の妹は肥後國順正寺慶尊室。其の弟昭澄は法名准圓、播州英賀本徳寺。其の弟圓周は越中勝興寺住持。其の弟昭嚴は法名准良、河州惠光寺住持。

3 移轉 初め大谷に在りしが、文明三年、近江國大津近松に移し、七年に至り、山科に遷住す。當時、一向宗、法華宗の二教、民間の信仰を得て、聲威相當り、其の力、漸く他宗を壓するに足る。後益々富強を加へ、儼然として武家の強敵たり。猶ほ後柏原天皇の時、天下大亂久しく續き、朝廷・武家して即位の禮を行はせむ

れず。此の時、實如(光俊)其の料を禁中に進め奉り、大永元年に至り、其の典を擧げさせ給ふ。此の勳賞として、上人に紅衣を賜はり、青蓮院門跡の執奏を被り、其の嗣澄如(光俊)始めて權僧正に任じ、澄如の子顯如(光俊)更に青蓮院門跡の准位を賜ふ。是より本願寺の門跡は一種の貴爵となれり。此の門跡は、仁和寺に始まる。宇多天皇・當寺に入らせ給ひしより、御門の跡と稱せしより起ると傳へられ、又跡職と云ふに同じく、一寺の主を云ひしとも云ふ。兎に角、中世法親王入室の寺のみを門跡と稱し、皇族に准せられし也。かくて本願寺の尊貴。此處に極まり、世人・門跡と俗稱するに至る。但し眞宗中、別派にも門跡を稱するは、恐らく蓋稱かと云ふ。

かくて益々強盛なりしかば、武家諸氏之を觀るに、一敵國のごとく、猶ほ一向宗は帶妻傳子にして、他宗と頗る趣を異にするを以て、古來屢々排撃に遇ひしが、天文元年に至り、遂に武家(佐々木氏)并に法華宗徒の爲めに襲撃せられて、山科本願寺・毀滅さる。澄如・遷けて播州大坂に移る、これ石山本願寺也。

石山本願寺は大坂城本丸の地也。一に石山御堂とも、大坂御坊とも、又石山城とも云ふ。明應五年、蓮如上人・此の地に本願寺別院を設く、當時にありては純然たる寺院たりしなるべし。天文元年に至り、本山なる山科本願寺が法華一揆等の爲に焼かれ、全宇盡く烏有に歸するや、澄如上人・此の地に退きて、淨土眞宗の本山とす。城構へとなりしは此の時ならんか。其の後、細川氏以下、攝河泉の諸豪族と兵火を交へ、終に織田氏と戦ひて、天正八年勅旨によりて和し、紀州鷺森に移る。

信長記に「抑も大坂は凡そ日本一の境地也。其の子細は奈良境、京都程近く、殊更淀、鳥羽より大坂城戸口まで舟の通ひ直にして、四方に節所を拘へ、北は賀茂川、白川、桂川、淀、宇治川の大川の流、幾重共なく、二里、三里の内、中津川、吹田川、江口神崎川引廻し、東南は上高嵩、立田山、生駒山、飯盛山の遠山の景氣を見送り、麓は道明寺川、大和川の流に新ひらき淵、立田の谷水流合ひ、大坂の腰まで三里、四里の間江と川とつゞひて、津々と引きまはし、西は津と川とつゞひて、

日本各地に申すに及ばず、其上、高麗、南蠻の舟・海上に出入、五畿七道、これに集り賣買利潤富貴の溥也。隣國の門家、馳せ集り加賀國より城作を召寄せ、方八町に相構へ、真中に高き地形有り、爰に一派水上の御堂をこうくんと建立し、前には瀧池の水・一蓮託生の蓮を生じ、後には誓の舟をうかべ、佛前に光明を輝かし、利劍・即ち是の名號は傾城の怨敵を治め、佛法繁昌の靈地に在家を立て、臺を並べ、軒を繼ぎ、福祐の煙・厚く運し。此の法を尊み遠國、波島より日夜朝暮佛詣の輩・道に絶えず。家門長久の處に思はざる天覽の所爲來りて、信長公一年、野田、福島に御取詰め候云々。大坂も、こう津、丸山、ひろ芝、正山を始として、堀城五十一ヶ所を申し付けて櫓籠り、構の内にて五萬石を所務致し、運を天道に任せ、五ヶ年の間、相守る」と。

又安西軍策に「大坂石山の本願寺顯如上人」云々など、諸書に多く、天正八年、勅命により石山を織田氏に附し、紀伊國鷺森、又和泉國貝塚に移寓し、十三年攝津國中島天滿に轉じ、十九年、今の地京都六條に移る。

4 本願寺 一は四本願寺、云々。顯如の男光昭・父の譲りを受け、家を嗣ぎ、その後、其の兄光壽・徳川家康の助けによりて、一派を立つ。これより東西に分れ、本派、大谷派の二となれり。

靈上明覽に「本願寺御門跡・文永九年、御本寺を京師東山吉水の北大谷に創建す。第八世蓮如權大僧都の時、江州近松、及び城州山科に移り、第十世澄如僧正の時、攝州石山に移り、第十一世顯如御門主の時、紀州鷺森、泉州貝塚、攝州天滿等の所に移り、天正十九年、復た京師六條に移る。(本願寺・初めて江州近松に移り、後京師六條に移る。其の間所々御移住ありと雖も、宗祖の御廟墓は崇んで大谷に存せり。其の後、慶長八年第十二世准如御門主の時、宗祖の御廟墓、並に歴代御墳墓等を盡く洛東島邊野に移し、舊を以つて大谷と稱す。吉水は今洛東圓山に在り。此の水により、凡そ此の邊古へ總べて吉水と名づく。大谷舊地は、慶長年中、同所知恩院に屬す、故に親鸞聖人の御廟墓の跡は、今現に同院内崇泰院の後園に在り)と。

又「開山親鸞聖人(天兒屋根命二十二世

の苗裔、大徳記澄如公十八世日野有範朝の息也。九條月輪關白實公の御別殿御養子と爲る。龜山帝・紫雲殿を賜ひて御堂と爲し給ひ、勅して本願寺と號す)——如信上人——覺如權大僧都——善如權大僧都——粹如權大僧都——巧如權大僧都——存如權大僧都——蓮如權大僧都——實如權大僧都——澄如僧正——顯如大僧正(正親町帝・御門跡に任ぜられ、且つ菊御御杖、脇御門跡、院家、坊官等勅許あり)——教如大僧正(東本願寺開基、系列に在り。母は細川右京大夫晴元女、教光院殿と號す。顯如御門主の一男也。初め新御門主と稱し、御家督たりしと雖、故ありて退去、所々御經歷後、再び歸つて、本願寺の北殿に閑居す。慶長四年六月、復出で、京師衣櫛下立賣南(今に其の所を名づけ、門跡町と號す)に住居し、慶長七年、創めて御堂を今の地に建つ)。

弟顯尊權僧正(母同上。正親町帝の御宇、顯如御門主の願に依り、二男顯尊を以つて、本願寺の脇御門跡に任ぜらる、興正寺御門跡是れ也)。

弟准如大僧正(母同上。顯如御門主の三男たりと雖、宗祖以來歷代御相承の例の

如く、御讓状あるに依り、後陽成帝の御
慮を経て、勅命に依りて本願寺第十二世
續家正統御相續となる。一良如大僧正
寂如大僧正一住如大僧正一滿如大僧正一
法如大僧正一文如大僧正一本如大僧正一
廣如大僧正一德如大僧正一明如大僧正一
と。

又「御領三百石余。六條、俗稱四六條。
御宗旨眞宗。本願寺御門跡光澤・七十二、
前大僧正法印・號廣如、開山より二十代。
同新御門跡光威・四十二、前大僧正法印、
號德如。同新々御門跡光尊・十八、前大
僧正法印、號明知」と。次は光端にして、
明治に至り伯爵を賜ふ。大谷條參照。



押御印

「院家在勅・攝州名醫教行寺安養院權少僧
都法眼、攝州小濱毫攝寺勝解院權少僧都
法眼、江州種村本行寺上善院權少僧都法
眼、勢州桑名法盛寺法敬院權少僧都法
眼、尾州名古屋製善寺泥洹院、御境内明
覺寺、深達院、其の餘の院家、枚舉に遑
あらず、故に之を略す。

坊官・下間法印、下間利部補法印、下間
大進法印、下間大藏補法眼、下間中將法
橋、下間大貳法橋。諸大夫御家司・島田
陸奥守。御家司・島田右兵衛少尉、富島
頼母。同格、島田大和介、平井支齋。御
用人・上原數馬、岡田多仲、鈴木沖見、
川那部一學、横田内膳、池尾主水、磯谷
典膳、林藤馬、永野監物、逸見將監、村
井内藏助、林田大學」と。

5 東本願寺 本願寺十一世顯如上人(光
佐)の長子教如上人(光壽)の創建、慶長
七年の事也。初め顯如・織田氏に抗せし
が、教如・最も激烈なりしかば、信長に
忌まれ、講和の後、身を退くの餘儀なき
に至れり。かくて豊臣秀吉・其少弟光昭
を立て、法嗣とせり。既にして慶長五年、
徳川家康・大に西軍を關ヶ原に破り、京
師に入るや、教如・出でて迎ふ。家康・
これを喜び、別に一寺を六條に起さしむ。
此より海内の門徒・分れて東西に屬し、
殆んど本支の分別なきに至る、故に世俗、
これを東派、前者を西派と云ひ、明治に
至り、大谷派と稱す。
雪上明覺に「東本願寺御門跡・宗親親覺
聖人第十一世顯如御門跡の一男、教如如

門主・慶長七年、御分派を爲し、關東の
御取に依りて、御堂を七條烏丸に創建
す。故に教如御門主を以つて開基と爲す。

○教如大僧正一宣如大僧正一塚如大僧正
一常如大僧正一一如大僧正一眞如大僧正
一從如大僧正一乘如大僧正一達如大僧正
一顯如大僧正一現如大僧正」と。
又「御宗旨眞宗、七條、俗稱東六條。東
本願寺御門跡光勝・五十三、開基より十
代前大僧正法印、號嚴如。同新御門跡光
榮・十九、前大僧正法印、號現如」と。
その次は光演にして、明治に至り伯爵を
賜ふ。大谷條を見よ。



印御押

印合御

「院家・濃州願證寺權少僧都、攝州華王院
權少僧都、泉州眞宗寺權少僧都、江州慈
敬寺權少僧都、阿州願得寺權少僧都、攝
州本泉寺權少僧都、其の餘の院家は枚舉
に遑あらず故に之を略す。
坊官・下間治部補法眼、下間宮内補法印、

下間氏御補法眼、下間大藏補法橋、御家
司・栗津主計大允、淺井御刀、森川左中、
藤井修理、石原駿河。御用人・松井外記、
笹岡監物、横田志津馬、苗村典禮、野崎
一學、川那邊左近、宇野玄蕃、山本半兵
衛、宇野相馬、平井木工、橋本平學、稻
波求馬、和田主殿、磯邊主馬、打田數馬、
石原兵部、尾崎掃部」と。

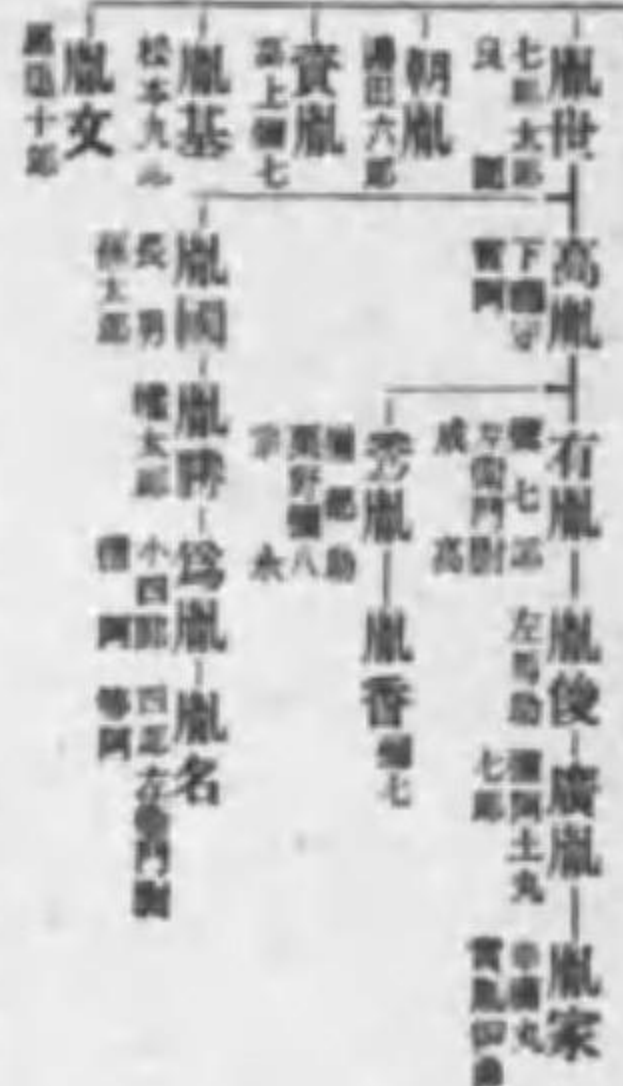
本家 ホンケ モトイへ
本權田 ホンゴンタ 東鑑、建久四年條に
「上總小野田郷の人・本權太國際を伊豆の大
島に流す」事見ゆ。

本司 ホンシ 河上流姫社正文書に「河
上座主兼天山本司權律師」を擧ぐ、こは職
名也。されど筑後高良山鏡山系圖に「大祝
保續の五男良摩麻呂連成の次子光麻呂を本
司氏と號す」と。稻員、安雲等の條參照。
こは職名を氏とせし也。又采地簿に「神管
兩本司氏領、三町づゝ」と載せ、又永祿十
三年檢地帳に本司藏人等見ゆ。
盆子原 ホンシハラ 石見に此の氏あり。
本陣 ホンジン 家職を氏とす。
本莊 ホンジヤウ 次條氏に同じ。
本庄 ホンジヤウ 攝津國原郡に本莊あ
り、東青木、田邊、北畑、小路、中、津知

「比」打出、森、津知、三條、深江、藤屋
の諸邑を云ふ。葦原郡に同じ。その他。尾
張、武藏、羽後、越後、丹波、丹後、因
幡、出雲、美作、紀伊、阿波、伊豫、土
佐、豊前、豊後、肥前、肥後、日向等に此
の地名存す。猶ほ多かるべし。
1 兒玉黨 武藏國兒玉郡本庄より起る。
(加美郡に及ぶ、本莊は單に莊とも云ふ、
今本莊町、本莊とはもと若泉庄の義に由
ると云ふ) 庄條參照。
その出自は武藏七黨系圖に「庄權守弘高
一家長(庄太郎)一家次(本庄二郎左衛門)
一朝次」と載せ、また家次の弟(時家(本
庄二郎)と見え、又史料本に「朝次(太
郎新左衛門)時次(太郎左衛門)」



庄新左衛門時次、又新左衛門時次、左衛
門時、三郎左衛門入道等見ゆ。
又新編風土記、兒玉郡本庄宿條に「系圖
に見玉庄太夫家弘の子庄權守弘高、弘高
の子を庄太郎家長と稱し、その子本庄二
郎左衛門家次、其の子大瀧左衛門時朝次
と云ふ。東鑑に此の朝次を本庄新左衛門
尉と書きたれば、始めは本庄と號し、後
秩父郡大瀧へ移り住して改め嶺へしなら
ん。又家次の弟を系圖に本庄三左衛門時
家と載せ、東鑑には四郎左衛門時家と記
せり。皆當所に住して此の邊を領せしな
るべし。又遙の後、成田分限帳に「永四
千貫文・本庄越前守長英」と見えれば、
是も彼の末流にて連綿として當所を領せ
しこと知るべし」と。
忍城土に本庄越前守あり、この長英の家
也、成田條參照。その他、庄條第三項に
本庄城の事ありて此の氏の事多し。
2 桓武平氏千葉氏族 下總國海上郡本城
(本庄)邑より起る。東系圖に「海上胤景—
胤長—胤胤(本庄七郎)と見え、また千葉
支族系圖に「海上次郎胤方—東七郎胤胤
(本庄とも、法名妙覺)」



3 羽後の本城氏 由利郡本庄邑より起る。最上分限帳に「高四萬五千石・本城豊前守、九十騎、弓五十、鐵砲二百二十、鎗五百四十」と見ゆ、赤尾津、楯岡等の條に詳か也。

4 桓武平氏秩父氏族 越後の豪族にして、色部氏と同族也。米澤鹿子に據るに「秩父進次郎行長・後新左衛門と號す。建長七年、鎌倉將軍の嘉嘉を承け、越後國阿加比、瀨波郡小泉庄の本庄地頭職となり、武州秩父郡より當國本庄の地に下向して築城、氏を更めて本庄と稱す。行長十一世孫本庄越前守爲則、永正中居住、其の子大和守房長也」と見ゆ。一書には「足利持氏の代に、畠山頼忠の舍弟式部大輔頼重・奥州探題として二本松に下り、後に最上の本庄に引移り、本庄と云ふ。頼重の嫡子頼長の時、磐前郡の住人高橋四

耶と云ふ者惡逆、よりに頼長、之を討ち、恩賞として下越後一郡を拜領す。其の子美作守家長一三河守慶長一慶秀」とあるは採り難しと云ふ。また一に「畠山重忠の弟重宗の玄孫左衛門尉行長(越後小泉庄地頭)の十一世孫大和守房長(弟に小川紀四郎長實あり)の男繁長」など見ゆ。

氏人は長尾景虎公御家中侍に「本庄越前守時長」謙信様御分城持大分衆に「柄尾城主本庄美作守。本庄彌太郎(本庄城主時長子、本庄彌次郎事、長尾義景の甥、景勝様より御紋竹に雀を拜領す)。本庄越前守重長。本庄清七郎」上杉景勝様侍衆「(本庄重長嫡子は上田義景御嫡の子)本庄豊後守。(本庄重長二男)・本庄出羽守」等見え、また謙信家臣本庄美作守慶秀など見ゆ。

岩船郡村上城は一に本庄城とも云ふ。村上町に在りて、往昔春日右衛門尉光明・居住、後本庄氏(また本城)の居所となり、更に村上氏・此地に封を受く。又里本庄城は里本庄村に在り、房長の持城也。又浪澤城(浪澤村山中)も本庄家長が持城なり。北越軍記に「本庄孫次郎繁長

は後に越前守と申し候。是は謙信一門にて、大和守房長が子也。胎内にて父に別れ、十三歳に一族小川紀八郎、鮎川因幡守が逆心を討ち平げ、氣象剛強、無双の兵也。元龜、天正の頃、繁長と新發田因幡守治長とを鬼神の如く申し候。永祿十一年、一旦謙信公に背きしか共、隆參の後は以前の如く奉公し、景勝家督争の時、一塵働き候。後羽州大寶寺家督の事に附き、越後を立退き渡人せしが、景勝公會津へ移られし時歸參し、福島城に死去仕り候」と見ゆ。

これより前、天正中、出羽國庄内の領主大寶寺義興に男子なきにより、本庄家長の次男千勝丸を養子にせんと呼び取りしが、義興・その後、實子出生に付、千勝丸を本庄へ返し遣はさんとす。これによりて天正十九年、大寶寺と本庄と合戦して、繁長・討ち勝つて、義興を討取り、本意の如く、千勝丸を庄内へ入城させしが、此の時、景勝へ伺はずして、大寶寺義勝を上洛させ、秀吉に御禮を申上げさするに付、景勝・無興、不届なりとて機嫌宜からず。文祿四年八月に、繁長・越後を立退き候也。

又村上寺社集覽抄に「愛宕山・當所あたご山は、本庄家・始めて造立せらるゝ所なり。其の故は本庄越前守重長・浪澤より天文九庚子年、此の境に移り代り、近隣を悉く併せ領して聚營を構へらる。これによつて所を本庄と唱ふ。弘治の始め、重長・夢の告有るにより、則ち愛宕大権現を當山のいたゞきに勧請し、國家武運を守らしむ。息出羽守家長も相共に信誠有りし也。然るに慶長三年戊戌、當國の刺史上杉實門景勝・豊臣關白秀吉公の命に依りて、陸奥へ國替有つて會津の城に移らしむ。此の時、本庄も幕下なれば付隨ひ、奥の福島領主となれり」と。

5 古志の本庄氏 前項參照。柄尾城主にして又本城氏とあり。美作守慶秀その名跡を襲ぎ、謙信に仕へて功をたつる事屢々なり。略風土記に「上杉謙信十三歳にて、春日山の難を連れて、柄尾へ下向し、本庄慶秀を頼み、暫らく世の形勢を窺ひ、やがて運を開き、後所々の敵徒を誅伐し、國中一統しけるは、偏へに慶秀が忠節による所也とて、謙信・生涯は重く用ひられたり」と見ゆ。天正六年、景勝、景虎・家督争ひの際、其の子清七郎と共に景虎に屬す。柄尾城は享徳の頃、城主黒崎某(刈和城主黒崎皆方の弟)にて、永正の頃は榎尾佐渡守景冬、天文中より本庄氏の居城となり、慶長三年、堀氏入國の時、神子田基昌を當城主とす。又美作守は一時大野城主となり、又菅窺武鑑に「戸中の城主本城清十郎」を載せたり。

6 藤原北家 冬嗣の後と云ひ、一に第一項氏の後と稱す。即ち家長が九世宗満・義滿に仕ふ。其の五世宗長の次男宗誠なりと。その後は系圖に「左馬介宗威一太郎兵衛宗正」



と見ゆ。宗資は將軍綱吉が母の弟也。道矩の後は「和泉守道倫(望直、金三郎、實は松平駿河守信堅孫)一 大和守道堅(實は牧野内膳正康周二男)一 大和守道信(實は松平備前守正温二男)一 山城守道揚(實は松平伊豆守信復三男)一 織部正道利(信達、伊勢守、實は松平丹後守弟)一 河内守道昌一 安藝守道實(實は松平伊豆守信明四男)一 近江守道美(宮内少輔)一 陽之進(壽巨)」にして、美濃國高宮一萬石、(明治三千二百五十石)、現今子爵。



次に實訓(實は佐野信濃守勝由の二男)

の後は其の男(宮之助資昌(豐之助)―大隅守資尹(定八郎、實は酒井左衛門尉忠寄四男)―伯耆守資承(豐後守、實は松平備前守正温三男)―大隅守宗允(資貞、後主殿頭)―弟伯耆守宗發(侍從)―伯耆守宗秀(實は美方令弟)―伊豫守宗武(宗義)にして、丹後宮津七萬石(明治一萬七千六百六十石)。現今子爵。家紋九目結、藤葉、檜扇。松平條參照。

7 齋藤氏族 能登の豪族にして、文安年中御番頼に「一番・本庄孫左衛門尉、四番・本庄次郎左衛門入道」を載せ、また常徳院江州勅座着到に「一番衆・本庄孫次郎、四番衆・能登本庄次郎左衛門尉貞永」等見ゆ。而して見聞諸家紋に



とあり。

8 清和源氏新田氏族 越前の豪族にして、星合系圖に「新田義頼に二子あり、二男は越前國本庄に居る」と載せ、中興系圖に「本庄・清和源氏、本國越前、新田越後守義頼末葉」と見ゆ。

9 信濃の本庄氏 水内郡割ヶ嶽城(又割ヶ嶽)に在り。此の宮に於て、源朝の源朝を諱められて、舊主先帝の御追念をも休め進らせり。御器量にて御座すとて、吉野の新帝、登極の後、則ち宣下せられ、征夷將軍に成し進らせらる。去る正平七年に、赤松律師則祐・暫く事を謀つて宮方に參ぜし時、此の宮を大將に申下し進らせたりしが、則祐・忽に變じて、又武家に參ぜしかば、宮・心ならず京へ上らせ給ひて、召人の如にして御座有りしを、但馬國の者共、盜み出し奉つて、高山寺の城へ入れ奉る。本庄平太、平三、御手に屬して、但馬丹波の兩國を打隨ふるに勝かずと云ふ者更になし。總がて播磨國を退治せんとて、山陽道へ御越有りしに、則祐・三千餘騎にて甲山の麓に馳向ひて相戦ふ」と。これを云ふ也。その後、應仁記卷三に本庄氏・見ゆ。

ホムシヤ

ケ嶽)は村上義清舊臣本庄越前の籠りし地なりしが、永祿四年、武田氏・之を陷る。

10 清和源氏土岐氏族 美濃の豪族にして、永享以來御番頼に「一番・土岐本庄福壽丸」文安年中御番頼に「一番・土岐本庄民部少輔、在國衆・土岐本庄伊豆入道」等を載せ、また新撰美濃志に本庄民部少輔等見ゆ。

11 藤原姓 近江國神崎郡の豪族にて、第一項氏の族とも云ふ。輿地志略に「本庄村。建武の比、本庄次郎左衛門藤原滿宗・功士也、代々此の地に住す」と。また「本庄次郎左衛門藤原滿宗・神崎郡本庄村の産士也。足利高氏の時代、佐々木に仕へ忠功有り。天文、永祿の比まで子孫相續し、本庄孫次郎則雄、子與太郎等、功あり。佐々木滅亡の後、與太郎・豐臣秀吉に仕へ、本庄將監と號す。福島左衛門大夫の典力と成り、秩祿五千石を領す。慶長五年、岐阜の城にて功有り、福島正則家絶えて後、筑後久留米に行き、有馬氏の武臣と成る。出雲尼子家の武臣本庄越中守久利も此の氏族也」と云ふ。又京極殿頼頼に「三百石本庄孫右衛門」

を擧げたり、此の族ならん。又武鑑、丸龜京極藩重臣に見ゆ。

12 丹波の本庄氏 當國の豪族にして、村雲庄々司の家と云ふ。出自に關しては、一に畠山重忠の末孫と云ひ、丹波志、多紀郡卷には「本庄氏・姓未考、眞南條上村、權兵衛家傳、先祖・何れの比より眞南條に居るや、家傳不詳、後酒井氏に改む」と。

南北朝の頃、本庄平太、同平三あり、延元元年、仁木頼章・丹波に在りて、氷上郡高山寺城に據りて叛す。同二年、江田行義・澁かに丹波に逃れ、安達本莊氏と謀を協せ、兵を當城に起して吉野に應ず。興國六年秋野朝忠また當城に據りて官軍に應ぜしも、足利氏に攻められて降る。後正平六年、但馬人・陸良王を奉じ當城に據る。本庄平太、同平三・之を奉じ、但馬丹波を定め、進んで播磨に至り、赤松則祐と青山に戦ひ、平太平三戰没して陸良王・河内に走り給ふ。

太平記卷三十四に「此の比、吉野の將軍の宮と申すは故兵部卿親王の御子、御母は北畠准后の御妹にてぞ御座ける。御幼穉の時より文武二道何れも進して見えませ

谷武、梅津氏、本庄氏、三株より初め、其の後に七株と成り、今に其の俗名を子孫傳ふ。今七株一統と云ふは右三家の門也」と載せ、又「本庄兵庫・子孫上新庄村。先祖は文喜年中より傳ふ、古城主也、森山に住す、慶長の比の人也」と。又「本庄氏・柏原石田町。先祖本庄六郎大夫と云ふ、所の根元也。今七代目大橋屋彌七郎、分家多し。古分家中村に在り」と。

13 清和源氏井上氏族 これも丹波の豪族にして、赤井系圖に「滿實一家光十一世孫赤井又右衛門氏家―長正(本庄左京亮、於天田郡波津卷)―直家」と見えたり。

14 丹後の本庄氏 竹野郡の地侍にて、與謝郡本庄より起りしか。又本庄城あり、山内條參照。

15 美作の本庄氏 眞島郡本庄より起りしか。康正遺内段錢引付に「一貫六百卅三文・本庄能登殿・作州本庄段錢」と見ゆ。

16 桓武平氏土肥氏族 藝備の本庄氏ならん。土肥實平三世孫小早川景平の男守茂を本庄美作守と云ふ。小早川條參照。又安西軍策に本庄新兵衛尉(吉田參)等を擧ぐ。備後の本庄氏 御調郡本庄村より起る。藝備通志に「本庄某宅址は本庄村にあり、

本庄氏の所住といふ」と見ゆ。次項參照。又本庄重政・高治寛文中、沼隈郡に關田を經營し、松水邑を起す、世を益する甚だ大也。

18 大宅姓(紀姓) 石見國邑智郡本城邑より起り、本城とも、本庄とも見ゆ。その系圖は高橋條を見よ。又本城系圖に「高橋盛光八世孫(三三三三頁參照)久光・備中守、本城に移住し、公方より屋形號を賜はりて本城石見守と稱す。その男本庄清光は伊豫守、本城々主、永正四年將軍足利義種の入京に隨從す。妻は熊谷勝直の女、或は出雲千家の女と云ふ。其の子重光は大九郎、備後に居る。其の弟盛光は本城彈正左衛門、尼子の侍大將、天文九年藝州討死。

其の弟常光は本城、須佐の高矢倉城、銀山山吹城、出雲大原郡鐵城、岩城等、數城の城主。初め尼子に、後毛利に従ひて戦功あれども、毛利尼子の勝敗は己が心に有るなど誇りて、永祿四年大津陣屋にて父子五人亡ぼさる。子孫後に在り。其の弟家光は高橋九郎左衛門。其の弟昌光は高橋次郎左衛門、常光と共に討死。其の妹は福屋包吉の妻。其の弟は僧となり、山口

瀧法泉寺住。其の妹は武田藏人の室也。次に常光の子隆光は初め尼子の軍奉行、邑智郡賀興寺にて毛利利の爲に攻られて自刃す。其の妹は白鹿城主松田兵部大輔の室。其の弟隆任は本城大藏左衛門と云ひ、父と同時に討死。其の弟親光は本城兵部大輔と云ひ、同上。其の弟春光は本城四郎次郎、同上。其の弟義重は出羽新四郎と云ひ、父の死後、尼子に、後又浮田に仕ふ。其の弟春政は高橋右近允と云ひ、後に本城御左衛門と云ふ、父討死の時、乳母に懐かれ、嚴島に通居、十八歳、吉川元長に仕へ、文祿四年朝鮮陣に傷いて死す、年四十二、子孫・吉川家臣也。其の妹は今田左衛門春信の室。其の妹は鈴木三叔の室也。

權三郎。其の弟吉介は岸長兵衛の養子。其の妹は中村良庵の室也。次に春光の子詮光は本城次郎右衛門、寶永五年卒、妻は田公基右衛門の女。其の弟彌右衛門、小右衛門、周達(祖傳座元)等、又妹は波多野彌兵衛の妻、其の弟光時は本城大介と稱す」とぞ。

手に入る。後に至り、雲州陣の時、本庄は首を刎ねらる」と。
石見志に「田所村本城の本城々主本城越中守常光(又本庄經光)・大宅大人十五世の孫高橋師光(貞光)・朝貞(久光)・本城氏祖(清光)二男常光・山吹城主、出雲高矢倉城主、初め尼子方、後毛利方、永祿五・元就に討る」と載せ、又瀨摩郡(銀山)山吹城主本城越中守經光は高橋光盛の後、本城清光の四男也。初め尼子に、後毛利氏に隨ひ、元就の爲に殺さる」と。又邑智郡高原村和田の別當城主は本城越中守常光、同郡藤樹城主本城石見守(高橋參照)等見ゆ。
19 源姓 阿波國勝浦郡本庄邑より起り、故城記、勝浦郡分に「本庄殿・源氏、紋丸中四目結十六」と載せ、又峰須賀藩文武有功の士に見ゆ。
20 綾氏族 讃岐の豪族にして、綾氏系圖に「羽床七郎時實(資長)右馬七郎長基(高資)本庄右馬四郎、法名明順(資氏)同七郎、弟盛高(彌四郎)」と載せたり。猶ほ藤、藤原、羽床等の條を見よ。又當國小松庄に本庄城あり、能勢、和田等の條參照。

21 宇都宮氏

宇都宮氏の領には本庄宮内少輔あり、又宮内丞に作る。應永五年、大友氏鑑に屬す。22 筑後の本莊氏 五條家大永八年文書に伊賀守(本莊親善)を載せ、又本庄中務少輔、本庄伊賀守等多く、又久留米藩儒に星川本莊一謙あり。

23 菊池氏族

一木菊池系圖に「左近大夫則隆の弟に本庄三郎」を載む。またその後「武時(本庄藤太)」と見え、肥後國託麻郡に本莊あり、關係あるか。

24 雜載

その他、花山院家諸大夫に見え、又書家に本莊宮内少輔道芳、石州流茶人に本莊信右衛門宗敬(正勝)、その男信右衛門宗尹(重正)、その男馬三郎宗云(證寛)等皆名高し。又備前の名族なりと。又大阪の實業家に本莊一行あり。

本城 ホンジャウ モトシロ

前條氏とも通じ、又下總、上野、羽前、筑前、日向等に此の地名あり。
1 大宅姓 石見の本城氏也、前條に詳か也。安西軍策に本城太郎兵衛等見ゆ。
2 越後の本城氏 これも前條を見よ。相州兵亂記に「上杉景虎先陣本城左衛門大夫」を擧ぐ。

3

又備前、備中、備後、山吹、武藏等に存す。又武藏、姫路酒井藩番頭用人に此の氏を載せたり。

本床 ホンシヤウ

常徳院江州助産着到に「東山殿職候人数・本床孫左衛門尉」を載す。本庄に同じ。

本成 ホンジャウ

備前に存す。本宿 ホンシユク モトジユク條を見よ。

本松齋 ホンシヨウサイ

遠州流挿花の家元、初代本松齋一得は淺草常林寺日寛、二世は幕臣佐藤文次郎(雲平、淨徳)、三世は尾州藩士山本金十郎忠之、四世は糸商安田保次郎高道、五世は宮下源次郎也。又初代一得の門一伯(松兼善)は一甫派本松齋の祖(工藤氏)、三世本松齋一餘は幕臣豊津健之助、四世一餘は幕臣宇都野金右衛門巴鶴、五世一餘は田安家臣宿谷穀之助、六世一甫は森川家臣海野一耶右衛門、七世一甫は芹田勝藏、八世一甫は遠田注、九世一甫は福村直道、十世一甫は服部氏也。
譽田 ホンダ 以下數條參照。
1 河内の譽田氏 當國の豪族にして、志紀郡譽田莊(古市郡譽田村)より起る。

その他は稍葉條を見よ。

13 伊勢の本田氏 一に本多氏に作る。飯高郡の豪族にして、船江城に據る。勢州四家記に本田左京亮、船江の城の守護にして、三河後風土記に「船江の城主本多左京亮も、城を開いて、養生に渡すのみならず、其の家人と成つたりけり」など見ゆ。猶ほ舟木條参照。

船江城は三國地志に「本多左京亮、數代居守、豊太閤の爲に没せらる」と云ひ、名勝志に「船江城址、船江村にあり。永祿天正の際、北島氏の臣本田美作守、其子親康(一説に親康の父を右京亮と云ふ。右京亮の父を美作守とし、三世に作る。今暫く北島物語、伊勢兵亂記に従ふ)之に居る。時に親康、尙幼なり、叔父右衛門尉、其の家政を攝す。永祿十二年、織田信長、師を出し、阿坂城を攻む。道、此の地を通ぐ。乙部藤政曰ふ、船江は要害の地、諸士の會する所なり。敵、此に來る、是れ本を斷つ計なり。宜しく之を山際拒ぐべしと。城兵森衛右衛門、中西清右衛門等出で、小金塚に迎へ撃つて、大に之を破る。翌夜、信長の兵復た進む。空門右衛門尉、弁兵を出す。

敵兵、備へあり、遂に敗らる。北島氏亡ぶるに及び、親康・織田氏に屬す。天正中、信雄に従ひ、羽柴秀吉に抗し、又甥に款を秀吉に通ず。和成るに及びて、遂に其の領地を失ふ。其の子千勝丸・蒲生氏郷に仕へ、九助と稱す(多藝録、伊勢兵亂記、五鈴遺響)と。

14 攝津の本田氏 保元二年三月十六日、本田太八郎あり、四成郡(住吉郡)粉濱村を開發すと傳へらる。

15 赤松氏族 上月系圖に「上月左近將監滿秀一右衛門佑秀(播州)に出で、阿州に入り、姓を本田と改む)一八郎左衛門尉信氏(氏を吉浦と改む)一信貞」と載せたり。尼子氏の最後上月城に據りし士に本田平十郎あり。關係あるか。

16 肥前の本田氏 少貳氏配下の將に本多氏・見え、又大村藩に本田氏あり、藤原石川氏の裔と云ふ。又觀洲本田章三は儒者として名あり。

17 藤原北家 宇都宮略系圖に「道兼(兼家二男)本田八郎、正二位、右大將、關白、右大臣」と見ゆ。

18 菊池氏族 菊池森田系圖に「則隆(菊池左近將監、左衛門大夫、父本田對馬守

政則、延久二年、肥後守に任じて、城を菊池郡染川村に築く」と見ゆ、キクナ條参照。

19 藤原姓 薩隅の大族にして、一に桓武平氏千葉族と云ふ、第五項参照。傳へ云ふ、嶋津忠久、建久四年頼朝の仰を蒙り、薩摩の國の守護職を賜ひしが、其の身は大番役に從つて、都に在る。こと凡そ三年、まづ郎等本田次郎を、薩摩の國に下し、國務の沙汰せしむ。同じき七年、本田・上洛して、忠久を迎へ國に下る。

忠久まづ當國出水の山に着きて、莊内に移る(薩摩傳)と。而して出水郡木幸禮城は文治二年、本田貞親の築く所と云ひ、地理纂考に「木幸禮城。文治二年、嶋津忠久・薩隅日三國の地頭職に封せられ、家臣本田貞親・先立つて山門院に下り、賊を平げ當城を築く」と見え、又同地竹林城も本田貞親の居城と傳ふ。

爾來、島津氏の重臣にして、御家老記に「忠久公(文治二年丙午より、嘉祿三年迄四十二年)・本田氏、酒匂氏。忠時公、左衛門尉藤原重頼、忠宗公・本田左衛門次郎親兼入道道意、入道慈順。氏久公・本田信守重親。元久公・本田次郎左衛門

家臣代官守氏親の諸子、朝の郡守左衛門、後に忠親)本田信濃重頼。忠國公・安子。久豊公・本田信濃重恒。忠國公・本田因幡守國親。立久公・本田三郎五郎宗親。忠昌公・本田次郎左衛門尉親尙。勝久公・本田因幡守兼親、本田利部少輔千親、(忠憲)。義久公・本田下野介親貞入道三省、本田六左衛門尉親正、本田參河守正親、本田與左衛門尉公親。義弘公・本田源右衛門尉親高」などと載せたり。その他は以下三項を見よ。

20 大隅の本田氏 前項氏は久しく大隅國守護代にして、地理纂考、噺歌郡清水郷條に「文治二年、島津忠久・三ヶ國の封に就いて、家臣本田貞親を大隅の守護代とす。貞親より九世信濃親安に至り、世襲して同郷清水郷を治所とす。親安の子董親に至り、謀反して日向國に走る」と。

その居所は弟子丸村清水郷にして、初め治安元年、稅所萬知・贈於郡を領して子孫世襲せしが、島津忠久・封に就きし際、家臣本田貞親・當國の守護代となりて當城を治所とす。されど稅所氏、守護の命に應ぜずして屢々交戦す。貞親より十代本田董親に至り、勢甚だ大、恣に近境を併

せ、其の子孫は城に據るに從ひて、父が勢を恃み、天文十七年三月、一族本田實親が居所郷城を攻む。よりに島津貴久・其の將伊集院久期に命じて董親父子を伐しむ。董親防げ能はずして降を乞ひ、幾程もなく又叛く。同年七月再び久期に命じ、遂に城を拔きしかば、董親父子、日向國庄内に奔りしとぞ。

又貞親の裔に親治・見え、又弟子丸村北辰妙見社大永三年三月廿四日棟札に「願主本田因幡守兼親・兩度興起焉」と。又姫城村の姫木城は上代單人女曾の舊跡とか云ふ。後世本田氏の一旗本田實親、天文十七年、本城に據りしも伊集院忠期に攻められて降る。董親日向へ出奔の後、島津貴久・一族島津右馬忠將を大隅の地頭とし、清水郷を治所とせしめ、伊集院忠明を姫城の城主とす。

又給良郡邊邊城は元弘の頃、邊邊孫太郎・據りしが、舊記に據るに「延文三年二月、島津氏久の執事本田信濃重親・當城にあり。高山國明(一説直顯)・其の執事野元藤次秀安をして、當城を圍ましめ、後和を結ぶ」とあり。一に看初城に作り、文明の頃には肝付兼固・據りしと云ふ。

又肝付郡市長瀬新川村の大宮神社は、島津忠久が薩隅日守護職に稱せられ家臣本田次郎貞親・先立つて下るの時、島山重忠の下知にて、島津の守護神として建立すと傳へらる。

又養刈郡牛根郷(大隅郡、今肝付郡)鹿村(松ヶ崎)入船城は一に牛根城とも云ふ、牛根、池袋等の居城なりしが、天文の頃、小川尾張武明(紀氏、平山の庶流)の領となり、更に本田紀伊董親に移りしが、董親、後に牛根を以つて肝付氏に與ふ。

21 薩摩の本田氏 第十項氏の族にして、隈之城郷宮里村宮里城は、舊記に「宮里郡司孫九郎久俊」と見え、又天正四年の舊記には「宮里領主平田平二郎」、同八年には「宮里地頭本田東市正」等と載せられたれば、是等の居城なりけん。

又島津藩第一の崇敬社・諏訪宮の大宮司は此の氏にして、三國神社傳記に「諏訪大明神大宮司本田氏」と載せ、その記録に「九代忠國公御代、永享十年本田信濃守氏親・書付け置きし書に云々。五月七日、氏親在列」と見え、又「居頭社役本田、云々」又「鹿兒島諏訪御佐山の御祭の次第、寛正六年云々。本田治部少輔宗

忠の家紋なり。此度の戦に、正忠・最初御方に参りて、勝軍しつ、吉例なり、賜はらん」と仰せありて、これより御家紋とはなされたり。されば「岡崎隨念寺に、自贖し玉ひし御畫像に、立奏の紋を畫がれき、今にあり」と申すなり。また徳川殿の御時、高力攝津守忠房が母に、伊奈の本多の事、尋ね仰せられしに、「三河國の本多は伊奈を以つて嫡流とす。されば昔より當國に其の數多き本多の人々、伊奈の本多の外に、一城をも領し候ものは、さふらはず。二郎三郎どの、御時に、祖父にて候者にこそ、紋をば望ませ玉ひし御事も候つれ」と申しといふ。忠房の母は、正忠の孫にて、忠俊が娘なりき。○ある人のいひしは、上野國新田の庄に、ふるき目貫、髪振、小刀の柄に、葵の丸の紋あり。これに因つて思ふに、葵の丸は、初めより新田の家紋にやあらんといふ事あり、是また一説なれば、こゝに附す。次郎三郎殿うせ玉ひ、贈大納言家(廣忠)繼がせ玉ひしに至つて、正忠・常に御方に組す。其の子助大夫忠俊・父に繼ぐ。永祿三年五月、今川治部大輔義元、尾張國に向はれし時、忠俊が嫡子忠俊光忠、

徳川殿に隨ひて大高の城にあり。是より後、水野下野守信元は、織田殿の御方として、三河國を併せんとす。忠俊の子修理亮光忠、伊豫光典、並に家臣戸田・丹波、小栗、遠大夫等、眞先に進み戦ひて、敵餘多打取て、「石が瀬や、小川の水の早けれど、いなびかりには、及ばざりけり」といふ歌を敵前に建しといふ。同六年の春、一向専修の門徒等、叛きし時、忠俊・吉田の城に備ふべしとて、小坂井、精塚の要害を構へ、其の後、光忠・所勢によりて、舍弟彦八郎忠次・父が跡をつぐ。光忠、光典兄弟・吉田の城を攻取るべき事を謀り、忠次に隨ひ、岡崎に参りて、斯と申す。徳川殿大に悦ばせ玉ひ、精塚、喜見寺、二箇所の要害を攻られ、忠次先陣を給りて御軍を出され、吉田城を攻めらる。城中の者共、其の戦はかん／＼からず。忠次・從者戸田小栗を使として、城の大將小原肥前守が許に申す事、數度の後、小原・終に城を去つて、駿河國に歸る。此のとし永祿七年六月、忠次が功、最も大なりとて、忠次、並に光忠、光典、戸田、小栗、各所領の地を下し給ふ。元龜三年六月、近江國勸川の戦

に、忠次・酒井左衛門尉忠次と陣を同じくし、天正元年三月、足助伏地二つの城を攻め、同三年五月、長篠の合戦に、武果城を攻落し、其の後、忠次死して、康俊繼ぐ。關東に移らせ玉ひし時、彦八郎康俊・下總國小篠の地五千石を領し、慶長元年五月經殿助に任ぜらる。關が原の戦には後陣に從ひ、軍終て後、三河國吉田の城を守る。明年西尾城に移り、二萬石。同八年從四位下上げられ、大坂の兵起りし時に、康俊嫡子下總守俊次・近江國膳所崎の城を守り、嫡男下總守俊次二男、美作守忠相等、皆功あり。元和三年、膳所崎の城に移り、三萬石。同七年康俊卒して、嫡子下總守俊次・家を繼ぐ。寛永十三年、伊勢國龜山の城に移り、五萬石」と。慶安四年四月四日、俊次・再び膳所に移り、七萬石を領す。その後は寛政系譜、武經等に「下總守俊次(淨有)一兵部少輔康將(覺齋)一隱岐守康慶(實は康將の兄經殿頭康長の男)一下總守康命(康明、康程)一弟主膳正康敏(俊普、大助)一下總守康恒・隱岐守、實は本多伊與守忠統長男、號退齋)一下總守康政(忠節、實は本多伊與守忠統九男)一隱岐

守康作(方之助忠恒、實は酒井左衛門尉忠寄二男)一主膳正康匡一隱岐守康完(實は康恒の孫、忠憲の男)一下總守康誠(兵部大輔)一隱岐守康誠一弟主膳正康續一康虎にして、近江膳所六萬石(明治二萬六千三百石)。現今子爵。家紋丸に立葵、本の字及び丸に本の字。



膳所本多

2 神戸の本多家 前項康將の二男「伊豫守忠恒(一萬石)一同忠統(大乾、駒之助、號荷蘭、拙翁、神戸一萬五千石)一丹後守忠永(上總介)一同忠興(實は忠永の兄兵部少輔忠篤の男)一伊豫守忠實(實は忠永三男)一伊豫守忠竹(本多隱岐守康完弟、丹後守忠敬)一伊豫守忠都(忠康)一同忠實」一忠恕一忠録にして、伊勢神戸一萬五千石(明治六千六百七十石)。現今子爵。



膳所家本多

忠實の弟甲馬忠憲は國學者にして、華陽と號す。

3 藤原北家後通流 關白重通の子顯忠より出づと云ひ、本多系圖に「藤原氏、大織冠鎌足一淡海公不比等一房前一直賴一内麻呂一冬嗣一良房一基經一忠平一師輔一兼通(關白、太政大臣、忠義公)一顯光一顯忠一兼家一兼助一光助一助俊一助清一清家一兼滿(二條兵衛)一光秀(中務)一助秀(豐後國本多に居り、初めて本多を以つて稱號と爲す)一助定(右馬允、藤氏將軍に仕へて、尾州橫根郷、並に粟飯原郷討志村を賜ひ、其の時御教書を賜ふ)一助政一定通(弟に定正あり)一定忠一定助一助時一助豐一忠豐(平八郎、吉左衛門、清康君に奉仕す。清康君・扇の指物を以つて忠豐に賜ひ、屢々軍功あり。天文十四年、三州安祥繩手にて先登戦死)一忠高(平八郎、相傳扇指物、廣忠公に奉仕し、三州安祥繩手にて討死年二十二)一弟忠眞(肥後守、東照大權現に奉仕、屢々武勇を勵み、元龜三年、三方原合戦に討死)一忠高の男忠勝(平八郎、中務大輔、大權現に奉仕)と見ゆ。又寛政系譜に「兼通一左大臣顯光一因幡守顯忠一右馬允兼家一同兼助一左兵衛光助一中書助俊一右馬允助清一兵庫頭清家

一二條兵衛兼滿一右馬允光秀(中務、買茂社職)一同助秀(中書、豐後國本多に住す)一右馬允助定(尾張住)一外記助政一右馬允定通一右兵衛定忠一右馬允定助一平八郎助時(三河國住)一左兵衛助豐(平八郎)一吉左衛門忠豐(平八郎)一平八郎忠高一中務大輔忠勝(鶴之助、平八郎、家康に仕へ大功を立つ)一忠政(播磨姫路十五萬石)と。平八郎忠勝は參河十六將の一にして、藩輪譜に「中務少輔藤原忠勝は、九條右大臣師輔公十二代の孫、藤原助秀が後胤なり。助秀・初めて豐後國に下り、本多といふ所に住みしかば、本多とは名のりてけり。助秀が男右馬助助定・將軍尊氏廟に隨ひ参らせ、尾張國橫根粟飯原の地頭になさる(助定の時、志村某を討つて参らせしに因つて、御教書を成されて、其の功を賞せられしといふ)。助定より六代助時が時に至り、初めて三河國に來て、源藏入殿(長親)に仕ふ。助時の子助豊が子忠豐、忠豐が嫡男平八郎忠高、二男肥後守忠眞といふ。忠豐・天文十四年、安祥の戦に討死し、同十八年二月、又安祥攻めに、平八郎忠高・敵の矢にあたつて死す。

肥後守忠真も、永祿四年に石瀬の戦に高名し、元龜三年十二月、三方が原の戦に討死す。

中務少輔忠勝、之れ平八郎忠高が子にて、是も初めは平八郎とぞ申ける。永祿七年夏五月、徳川殿・吉田の城を攻めらる。忠勝・生年十七にて先駆し、始めて高名しけり。忠勝一番に牧野宗二郎と鎧を合すと、いひ、又は鶴殿石見守と鎧を合せしともいふ。此の日、蜂屋半之丞・手負ひて死したり。一説に、永祿三年五月、徳川と大高の城を守らせ玉ひし時に御供し、同五年、今川が侍大将小原肥前守、三河國長澤に入りし時、忠勝十五歳にて敵の首を取といふ。又同六年、牛久保にて、駿河の城所助之進と鎧を合せ、此の年、牧野宗二郎と吉田下塚にて鎧を合せ、同七年土呂一揆の時、櫓を越えて鎧をあはせしといふと。

而して二葉松等に頼田郡大平村古城、三ヶ所在り。多門越中(本多忠勝の臣、味方原討死)、同傳十郎(本多氏家人、長嶺岩村陣に武功、二の澤と云ふ所に城有り)、柴田左京、同傳三郎、後世知三郎云々」とあり。

又磐津郡土井屋敷は本多廣孝。中野郷屋敷は本多利部左衛門出生。又「小川村城、本多惣左衛門……正信」など載せたり。

その後、永祿十二年三月五日、掛川の合戦に先駆し、元龜元年六月二十八日、姉川戦に忠勝・先陣に進み、三萬餘騎の中へ駆け入つて、縦ざま横ざまに切て廻る。同三年六月三方ヶ原戦に忠勝が振舞ひ、敵味方の目を驚かす。武田方より見付の坂に榜を建て、「家康に過たる物は二つあり、からのかしらに本多平八」と。この謠は、信玄の近習杉右近助がよみしなり。「此の程は戦國の最中なれば、外國の物は、世にめづらしかりしに、三河武者十人に七八人、背の上に薙髪を装ひしを見て、かくは讀みしなり。からのかしらとは、薙髪の手をいひしなり」(藩翰譜)。また信州村上が子孫の家、忠勝の村上源吾國清に送りし狀ありとぞ。

また長嶺の役、小牧の役、皆功大なれば、秀吉も「一人當千の兵とは、忠勝をこそいふべけれ」と感じ、天正十八年、北條が國々・既に降りしも、上總下總は大事の所なればとて、忠勝をして、關南・城を守らしむ。又秀吉東山道に下りし際、

忠勝を下野國宇都宮陣に召し、佐藤忠信が着せりし冑を取出し、當時忠勝ならでは此の冑きるものなしとて賜ひしとぞ。

同年家康・關東移封、「井伊、本多、榑原、大久保などは、よのつねの家人に准ずべからず」と秀吉の命ありければ、上總國大多喜城を給ひ、十萬石、一説に五萬石を領す。關ヶ原戦終り、慶長六年二月伊勢國桑名城、十萬石を賜ひ、大多喜五萬石を二男忠朝に賜ふ。忠勝・十七歳の時、初めて軍し、大小の戦ひ五十七度、終に一度の不覺なく、同十四年四月、所領を嫡子忠政に譲り、伊勢國にこもり、十五年十月十八日、六十三歳にて卒す。男子二人女子二人、姉は眞田伊豆守信幸が妻、妹は奥平大膳大夫家昌に嫁したり。その男侍従美濃守藤原忠政は、元和三年、播磨國姫路の城に移り、五萬石を加へ、合せて十五萬石を領し、同八年八月十日五十二歳にて卒す。忠政・岡崎三郎信康の女に添ひ、男子三人、女子二人まうく、皆家康の外曾孫たり。嫡子中務少輔忠朝(初名、平八郎)は、秀忠の女天樹院にそひ、女子一人をまうく、備前少將光政の室是なり。忠朝三十一歳にて父に

先だち、元和五年五月七日に卒す。

忠政の二男侍従兼甲斐守藤原政朝は叔父出雲守忠朝討死して、其の男入道丸。僅に二歳なりしかば、忠朝が世嗣となり、大多喜五萬石を領す。兄中務少輔忠朝・早世後、元和八年また父の家を繼ぎ、姫路十五萬石を領し、叔父忠朝の領土は入道丸。後の内記政勝に譲る。政朝・四十一歳、寛永十五年十二月七日卒す。其の時二人の男、猶ほ幼なれば、嫡子十五歳に及ばん頃、我が所領を返し與へよとて、又我家の事をも政勝に譲る。内記政勝は初め寛永八年、播磨國にて、別に所領を玉ひ、四萬石を領し、同九年叙爵、同十五年に政朝が跡をつぎ、明十六年冬、大和國郡山城に移り、政勝が本領をば、其の嫡子八郎兵衛勝行に與ふ、大和にて四萬石也。同十七年に政勝・四品、寛文三年侍従、甲斐守政朝が嫡子政長・既に成人して、中務少輔に任じ、二男政信は監物に任ず。かゝりしかども、政勝は彼等が父の遺領をも返し與へず、承應二年十月九日に至り、政長に三萬石、政信に一萬石を與ふ。蓋し政勝が嫡男勝行・早世後、かれが領せし四萬石をわかちならん。

その後、監物政信・寛文二年四月二十日に卒し、子なかりしかば、政勝又我が三男をして其の嗣とす、肥前守忠英・是なり。同十一年十月、政勝卒するに及び、政長が本領十五萬石を盡くは與へず、我が并せ領せし地(十九萬石)三つが二つを政長に(十二萬石)、其の一を我子出雲守政利に譲る、六萬石也。政長は政勝が譲りを請け、大和國郡山城に住し、幾程なく、延寶七年四月二十四日に卒す、四十七歳。是も子なければ、侍従頼元(水戸松平刑部大輔)の二男を以つて嗣とし、平八郎政武と云ふ(政武は、美濃守が外曾孫なり)。同年六月二十六日、陸奥國信夫郡福島に移され、所領をも加へられしかば、此の時初めて政朝が普領せし程の地をば領す、十五萬石にして中務少輔に任ぜらる。その後寛政系譜、及び武鑑に「忠朝の弟甲斐守政朝(忠氏、忠郷、侍従)―内記政勝(侍従)―中務大輔政長(勘右衛門)―中務大輔忠國(侍従、平八郎、政武、政義、實は松平刑部大夫頼元の二男、福島十五萬石、後姫路)―吉十郎忠孝(越後村上、嗣なし)―中務大輔忠良(侍従、

忠勝、實は肥後守忠英嫡子、村上五萬石、三河刈屋、古河)―中務大輔忠政(美濃守、石見濱田)―中務大輔忠盛(平八郎、忠休、實は眞田正忠信弘六男)―中務大輔忠肅(忠丘、三河岡崎に移る)―同忠典(實は忠盛男)―同忠顯(實は松平左京大夫頼謙次男)―美濃守忠孝(忠祥、中務大輔)―中務大輔忠民(美濃守、實は松平讚岐守頼忠弟)―平八郎忠肇(同姓肥後守忠朝四男)と見ゆ。忠民―忠直―忠敬にして、三河岡崎五萬石(明治二萬千三百五十一石)、現今子爵。家紋丸に立葵、一本杉、丸に本の字、本の字。



岡崎 本多

4 山崎本多家 その祖監物政信は、甲斐守政朝が二男、幼にして父に別れ、兄中務少輔政長と共に、従弟内記政勝が許に在り、承應二年十月九日、政勝所領一萬石を割き與ふ。寛文二年四月二十日卒し、男子なければ、政勝が三男忠英を嗣とす。叙爵して肥前守、後に肥後守たり。寛政系譜、及び武鑑に「監物政信(七幡次郎)―肥後守忠英(政貞、實は政勝五男、肥前

守、播磨山崎)一肥後守忠方(監物、平七郎)一同忠辰(初め政成)一大和守忠幾一肥後守忠可(實は有馬日向守孝純二男)一大和守忠居一肥後守忠敬一弟肥後守忠嗣一貞吉にして、播磨山崎一萬石(明治六千六百八十石)、現今子爵。



岡崎分家 本山 多崎

5 大多喜本多家 忠勝の二男出雲守忠朝の後也。生年十九歳、關が原合戦に、島津が陣に向ひ、慶長六年春、父が領せし大多喜五萬石を給ふ。大阪夏の陣、百里といふ馬に打乗り、歩武者二十餘人を引具し、敵の陣を懸破り、思ふさまに戦ひ、年三十四歳にて打死す。一心寺に主従十人の墓あり。其の墓は男甲斐守政朝が妻、男子は侍從政勝(内記)なり。父討死のとき幼なりしかば、甲斐守政朝・父が家をつぎ、寛永八年父の遺領を譲られ、明十六年十二月、大和國郡山城に移り、十五萬石、みづからの所領四萬石をば、嫡子八郎兵衛勝行に譲る。勝行程なく死し、寛文十一年十月朔日、政勝も五十八

歳にて卒し、二男出雲守政利・父遺領の内六萬石を領し、延寶七年、播磨國明石の地を給ひしが、後に罪ありて除封となる。

6 白川本多家 美濃守忠政の二男能登守藤原忠義は秀忠の命にて、寛永四年播磨にて所領四萬石を賜ひ、同八年一萬石の加恩あり。寛永十六年十二月、遠江國掛川城七萬石を賜ひ、正保元年正月十一日、越後村上城十萬石に移り、慶安三年六月九日、陸奥國白川の城に移り十二萬石、其の後開發の田一萬五千石を加へ領す。寛文二年十一月、所領を子息等に分ち、入道して鈍齋と號し、延寶四年九月二十六日に卒す、七十五歳也。嫡子下野守忠平・家をつぎ、十萬石、二男三男の事は次に在り、四男吉左衛門忠晴、五男遺酒久忠尚は共に、二千五百石づゝをゆづられ、忠尚後に忠晴が所領をあはせ領す。忠平の後は「下野守忠平一弟能登守忠常一信濃守忠直(實は忠義の男彈正少弼忠晴の長男)一唐之助忠村(嗣なし)、弟喜十郎忠烈(郡山五萬石)」、また嗣なく、家絶ゆ。

「長門守忠利(三河舉母)一山城守忠次(實は毛利侍從綱元二男)一長門守忠央(所領没收)一兵庫頭忠由一三津助忠福(賢宗)」也。

8 泉本多家 忠義の三男越中守忠以も父の遺領一萬石(石川郡淺川)を分讓されしが、寛文四年五月十八日、二十七歳にして卒し、嗣なければ、弟吉左衛門忠晴を世嗣とす。忠晴は忠義が四男、叙爵して彈正忠に任ず。その後は「彈正少弼忠晴(三河伊保一萬五千石、遠江相良に移)一越中守忠直(信濃守)一彈正少弼忠通一越中守忠如(忠恕、時之助、實は忠直の五男、儒者、號靈山、冲翁、陸奥泉)一彈正大弼忠壽(侍從五千石加封)一越中守忠誠一河内守忠知(彈正少弼)一越中守忠徳一弟能登守忠紀」と見ゆ。その後は「忠紀一忠伸一忠彦(篤)忠晃」なりと。陸奥泉二萬石。現今子爵。



岡崎分家 泉・本多家

9 土井本多氏 一に本田に作る、本多外記助政の男定正より分る。其の子彦三郎正吉一豊後守正經一同秀清一明徳の年替

海郡土井郷を領す)一修理大夫清重一豊後守信重一同廣孝一同康重也。當流本多系圖には「藤原、家紋丸之内立奏。光助一助俊一俊通一助忠一助行」と載せ、助忠の弟「助清一清家」家光(二條兵衛、寛永十八年書上系圖)一助秀(豊後國本多え配流、其れより本多と名乗る)一助定(右馬允、尊氏將軍より志村以下の凶徒、相續むべきの由、御教書を下され候。今に伊勢守忠利所にこれ有り。其の後亦勳功あるに依りて、尾州横根郷、粟飯原郷を下され候。證文今に忠利の所に有り兩通證文のうつし末に書く)一助政一定正(弟に定通あり)一正吉(彦三郎、弟定吉あり)一正經(豊後守)一秀清(豊後守、法名心賢)一清重(修理大夫、法名淨運)一信重(彦三郎、法名道哲、清康様御代、享祿二年三州下地合戦の時、御油繩手にて討死、年二十二)一廣孝(彦三郎、豊後守、越前守、法名道楚、廣忠様より廣字を下され候)と見ゆ。

定が後胤なり。子孫、三河國に移り、助定が五代の孫豊後守秀清が代に及びて、出雲守殿(長親)に隨ひ參らす。安祥殿の御時(清康)享祿二年、御油繩手の戦に、廣孝が父彦三郎信重・生年二十三歳にて討死す。其の子、贈大納言(廣忠)家の御諱字を賜はり、彦三郎廣孝と申し、後に豊後守と申す。當時國中の者共、多くは御敵と成りたりしに、廣孝・終に二心なく、和田、佐崎、上野等の合戦に、常に軍の先をかけ、奉公の勞、戦鬪の功・年を積み、度を重ねぬ」と。

し、頼がて此の城に移り住み、城近きとて盡くに攻取る。廣孝が取る所、既に七千餘貫也。同十二年春、遠江國掛川城を攻め、彦三郎康重・生年十二歳、父に隨ひて高名し、廣孝・久野城に住す。長篠の合戦には、父子・嵩巢を攻め落し、武田亡びし年の秋、廣孝、康重、大久保七郎右衛門忠世と共に甲斐國を打ち、明天正十一年、廣孝叙爵、右兵衛佐に任ず。同十八年上野國白雲城二萬石を給ひ、慶長二年十二月二十七日、七十歳にて卒す。同四年、嫡子康重・叙爵、豊後守、慶長六年二月岡崎城五萬石を給ひ、十六年三月二十三日、五十歳にて卒し、嫡男伊勢守康紀・父に繼いで、豊後守に任ず(童名彦三郎)。元和九年九月二十五日、四十五歳にして卒し、其の子伊勢守忠利、正保二年正月十一日、遠江國横須賀の城に移り、同年二月十日、四十六歳にて卒し、その子越前守利長・父につき五萬石、二男彦八郎助久(内膳)四千五百石、三男兵庫利明・二千石也。利長・後罪あり、天和二年、出羽岩瀬一萬石、その嗣助芳に至り、享保二年加封、信濃飯山二萬石となる。

寛政系譜、及び武鑑に「利長―若狭守助芳(實は彦八郎助久二男、越後糸魚川、飯山二萬石)―豊後守康明―弟伊勢守助有―伊勢守助益(豊後守、相摸守、實は本多左京利紀の長男)―(若狭守助之)―豊後守助受―同助賢(修理大夫、助利、實は戸田采女正氏教二男)―同助籍(助實、相摸守、實は養方弟)―豊後守助成(右馬允、伊勢守)と見ゆ。又「助成―助龍―助實―助順―實方」とあり。信濃飯山、二萬石(明治一萬九千九百七十石)。現今子爵。



飯山 本多

10 鬼作佐流 家譜に「準人正時の二男佐左衛門信正より分る。信正・頼田郡欠村に住し、信忠、清康に仕ふ。その男次郎大夫重正(重信、重基、次郎九郎、作左衛門、頼田郡大平村住、元龜三三十一死)―孫左衛門重富、弟作左衛門重次(八藏、作十郎、高分)、弟與十郎重定(久次郎、藤平)、弟九藏重玄」と載せ、一に「正時―正助―信正―重正―重次」に作る。然るに譜系系圖には「作左衛門重次(大坂

討死)、弟作左衛門(兄の家を嗣ぐ、本多能登守家也)」と見ゆ。

藩論譜には「本多飛騨守藤原成重は、作左衛門重次が子、本多右馬助助定が後胤、三河國徳川家譜代相傳の御家人なり。作左衛門重次・生年七歳にて、贈大納言家に仕へまらせしより、徳川殿の御時に至つて、度々の高名敷を知らず。永祿八年、三河國盡く御手に屬しければ、此年三月七日、始めて奉行職を置かれて、本多作左衛門重次、高力與左衛門清長、天野三郎兵衛康景の三人に仰せて、其の職を掌らしめらる。此の時、三河國にて歌に、佛高力、鬼作左、どちへんなしの天野三郎兵衛と謗ふ。重次は、おそろしげなる男の、おのが云ひたき事をば、ありのままにうちいひ、如何にも思慮あるべき人とも見え、かゝる職務に堪ふべき者にあらずと見えしに、心正しく直ぐ、しかも民を使ふに慮ありて、訟を聞きわか事、明らかかりしかば、人みな徳川殿の御計ひを感じまらせしとなり」と。元龜三年冬、三方が原の戦に、重次馬射られて落ち、敵十騎が中に取りこめられしも、敵取りかへて一騎をつき落し、其

の馬を取つて打乗り、濱松の城に馳せ歸りて見参すとぞ。天正十二年、小牧陣の時、重次・伊勢國星崎城を守る。秀吉・信雄と中直りし、信雄に就きて於義丸(秀康)を養子とする時、重次が子仙千代丸・石川伯耆守敷正が子と同じく、附添ふ。

於義丸は家康の二男、生れ落つるや、重次とりて養ふ。よりて獨り子にて愛しける仙千代丸をつけし也。その後、仙千代をよびもどし、甥の源四郎富正を進め、又秀吉の小田原征伐の時、岡崎城に入りしも之を迎へざりしにより、秀吉の怒を買ひ、北條亡び、家康・關東知行の時「昔本多が秀吉をたばかつて、おのが子を取返し、此の度また秀吉が下向の時、對面すべきよし使者を遣つて、言葉をつくせども、終に参らず。彼といひ、是といひ、其の料輕からず、かゝる者を召仕はれん事、然るべからず」と、大に怒りければ、僅に上總國古井戸三千石を給ひ、慶長元年七月十六日卒、年六十八、上總國望野郡倉波密藏院に墓あり。此の重次が其の妻に送りし手紙の文に「一筆申す、火の用心、お仙泣かすな、馬こやせ」と(お仙とは嫡子仙千代の事なり)、千古の名題文とし

て人口に膾炙す。其の子は飛騨守成重、童名は仙千代丸、成人して丹下と稱し、天正十三年文書に本多丹下殿とあり。重次籠居後は、成重も出仕を止めらる。慶長十八年に至り、越前國丸岡の地を賜ひ、秀康の男忠直の家(附けらる。創業記に「慶長十八年、越前の家老今村掃部介、清水丹後守、相論の事ありて、二人共に配流せられ、越前の福井をば、本多伊豆守に仰下され、今まで今村が領せし丸岡の城をば、本多丹下に玉ふ」と。四萬三千三百石餘を領せしなり。伊豆守といふは、むかし成重が身代りに都へのぼりし、源四郎富正が事なり。元和九年、忠直配流の後、再び將軍家の家人となり、年老いて子息淡路守重能に家を譲り、入道して土庵と號す。重能は慶安四年十二月七日卒、六十二歳。其の子飛騨守重昭、延寶四年正月十五日に卒し、其の子作左衛門重益(家)を繼ぎ、飛騨守に任ず。元祿八年、家臣争論の事ありて封を除かる。淡路守重能―飛騨守重昭―同重益―作左衛門成興(重勝)―親貞成明―作左衛門成色―鏡次郎成連―左源太重賢(成憲)にして、重益に至る

迄、四萬六千石を領す。その後は二千石也。又重次の兄孫左衛門重富の子伊豆守富正(源四郎、忠勝)は松平忠昌に仕へて、四萬五千石を領す。第二十三項參照。11 四城本多家(定政(定正)の男定吉、その男彌八郎(助持)の後にして、その男角勝(彌八郎)忠正、三河四城に住し、その男彌八郎正定、弟彌七郎正行、十三郎助俊。正定の男「佐渡守俊正―正信(彌八郎)―正純」にして、下野宇都宮十五萬五千石を領す。一に「定助―正時―正助―忠正(正道)―正定」とし、一に「助政―定政―定吉―正明―忠正」など見ゆ。

又二葉松等に據るに、磐海郡小川城(小川村)は本多宗左衛門の居城也。明應年間、松平親忠・賀美子となす。子孫佐渡守正信(始名彌八郎)、同三彌、此の地に出生すと云ひ、又「土井村古屋敷・本多彦次郎信重の嫡男豊後守廣孝居住、神君より貝福、駒場、永良を賜ふ」と云ふ。藩論譜には「本多佐渡守藤原正信は、豊後國の住人本多助秀が後胤なり。助秀が男助定、其の六代の孫忠正、三河國に移りて、其の男正定、始めて安祥二郎三郎

る。正信が計ひにて宇治路ひらけて、徳川殿・事故なく、終に三河國に歸り入らせ給ひぬ。

初め正信・累代一向専修の門徒にて双なき其の方人なりければ、他の人々は罪免されしかど、正信は終に國を去りてけり。是より先き、畿内、東海、北陸の國々、一向専修の門徒等、此處、彼處に蜂起して、世には是を一向の一揆とぞいひける。加賀の國は、殊に其の徒の多かりし程に、正信を迎へて、一方の大將とは仰ぎたるなり」と。

關東移封の時、上野國八幡の地を賜ひ、一萬石を領す。家忠日記には相州甘繩とす。關が原の戦、終つてのち、天下悉く家康に歸せし事、正信が功、莫大なり。秀忠・將軍の宣旨蒙りしより、正信は關東の執事として將軍に隨ひ、嫡男上野介正純は家康の執事として駿河に在り、父子相並びて天下の權を取る。されど地を領する事、僅に二萬餘石と云ふ。元和二年六月七日、七十九歳にて卒す。藩翰譜に「大御所・正信を見給ふこと朋友の如くにて、將軍家は長者を以つて待せ給ふ。正信も又常に大御所を呼びて大殿といひ

將軍家をば若殿と呼ぶ。軍國の機事に至りて其の謀る所言葉多からず、一言二言にて盡せるよし。諷諭に長ぜる人と見えき」と。世に墨の上の孔明と稱す。

正信に男子三人あり、嫡男上野介正純、二男安房守政重は加賀國にあり、三男を大隅守忠純といふ。上野介正純・年十九より家康に仕へ、終に執事の職に至り、下野國小山の地に、近江の地を添へて、三萬二千石を領す。大坂の役、起りしより、豐臣氏の亡ぶるに至るまで、正純が謀・最も大也。元和二年家康・薨じ、正純・江戸に行きて將軍家の執政たり。元和五年、下野國宇都宮城、十五萬石を領し、政務を輔くること、凡そ二十三年なりしが、元和八年、出羽の最上の亡びし時、使して山形城に向ひ、父子忽ち御蒙りて、此所より同國由利の地に流さる。子息正勝は父に先立ちて卒し、正純は七十三歳、寛永十四年三月十日、配所にて死し、正勝が男忠右衛門・家綱の時に召出さる、三千石也。正純の罪は定かならず。運く傳ふる所は元和八年四月十七日、家康の遠忌に依り、秀忠・日光に詣り、踏路・正純・宇都宮城を宿所とす、此の時賦せん

とする企ありと告げ申す人ありしかば、其の夜密かに城を出で急に江戸に歸り、其の年の秋配流せらるといひ、又これのみならず、擅に己が城を修築し、又家康の時より根柢業といふ足輕の兵百人を附けしを、城修築の役に充てんとせしに、隨はざりしより、一日の中に悉く斬つて捨つ。此等に據ると傳へらる。將軍暗殺云々の事は、謠言に過ぎず。「忠左衛門(正之)―外記正芳―近江守正康―平藏正安―彌八郎正命―小彌太正峯―駒之助正收―三千石也。

12 大隅流本多氏。次に正信の三男大隅守藤原忠純は、大坂合戦の功により、下總國榎本一萬石の上に、下野國皆川を加へて二萬八千石を領す。寛永八年十二月十三日卒、年四十六歳。子主税助政隆繼ぎ、大隅守と稱す。同十五年七月卒、二十六歳。子犬千代繼ぎ、同十七年五月、五歳にて早世しければ、家絶ゆ。

13 山谷流本多家。正信の弟正重の後也。正重・初は三彌、後に三彌左衛門と云ひ、猶ほ勳氣を蒙り、山家に引き籠りしより、再び召されし時、山谷左衛門と載せ、自らも常に山谷左衛門と書す。一向兼徒

に加はりて計時に立籠り、永祿六年十一月二十七日、大久保七郎右衛門尉忠世と戦ひ、七年春、彈ゆるされて元の如く召使はれ、味方が原長藤の戦に功ありしも、天正中、尾張に至り、六年七月、信忠の播磨國神吉城攻めに、瀧川左近將監一益の足輕大將となつて城を攻め、十二年九月十三日、加賀前田利家の足輕大將として末森の城の後巻し、佐々成政と戦ひ、十五年四月朔日蒲生氏郷の軍奉行となり、慶長元年に至つて、元の如く徳川氏に仕へ、關が原戦に軍中の檢使たり。元和二年七月下總相馬郡にて一萬石加増、明三年七月三日、七十三歳にて卒す。男子二人、長男平四郎正氏・文祿四年八月自殺、年二十六。次男千介正包・十七歳慶長十三年六月死。因りて長坂重吉の男源十郎を養つて子とす。豊前守正實・これなり。寛文十二年二月卒、八十歳。廢絶録に「一萬千石、其八千石を子の正實に賜ひ、三千石を收めらる」と。

その後は「豊前守正實―伯耆守正直―伯耆守正永(豊前守、侍従、上野沼田四萬石)―遠江守正武(實は神原大膳久政二男)―伯耆守正矩(豊前守、實は正永弟

三左衛門正方男、瀧河田中四萬石)―伯耆守正珍(堂五郎、紀伊守、侍従)―紀伊守正供―伯耆守正温―豊前守正意(遠江守)―豊前守正寛―弟紀伊守正誦―正憲―正復にして、田中四萬石、後安房長尾四萬石(明治一萬八千九百三十九石餘)、現今子爵。



田中本多

14 三河雜載 額田郡欠村城(欠村)は本多肥後守忠具の居城也。忠具は味方原に於て戦死す、前に云へり。又加茂郡「九久平城(九久平村)は鈴木市兵衛、及び本多中務等居住す」と見ゆ。又三遠記に「永祿七年、田原へ向ひ玉ひ、戸田吉兵衛降参す。頼て本多豊後守して守らせらる」と。本多忠利の子修理亮光忠は、永祿七年六月、渥美郡池尻の地を賜ふ。又家康家臣に本多甚七郎・長祿に戦死す。又本多百助信俊は天正十年に卒す。又實飯郡藤東村藤東明神主に本多出雲守光臣あり、國內神社記をものす。又碧海郡大頭大明神社に本多氏ありて、當社石駒大は慶長十五年に本多豊後守藤原

15 清川姓 清川忠寸の裔・野條越前守(改源氏)―越前成宣―彦兵衛利友・本多美濃守忠政の烏帽子子となり、其の氏を冒す。家紋丸に立葵、丸に本の字。寛政系譜に「彦兵衛利友(八十郎)―甚兵衛利之―藤三郎利直」等見ゆ。

16 遠江の本多氏 本多百介は當國濱名郡宇志邑に生る、後野地城主となる。その他、第十項、及び濱名條を見よ。

17 武藏の本多氏 本田條を見よ。又新座郡十二天村名族に存し、又埼玉に見え、又富澤記録に本多内藏、本多彌太郎等あり。

18 房總の本多氏 小金本土寺過去帳に本多豊前守を擧ぐ。その他、本田條を見よ。

19 清和源氏新田氏族 家傳に「大島藏人義綱(義繼の事なるべし)の後也」と云ふ。家紋丸に鳩殿草、五三桐。久米次郎義一の時、外家本多を冒す。その男傳左衛門安通より系あり。

20 下野の本多氏 佐野記に「都賀郡榎本城主本多大隅守」見ゆ、榎本美濃守の誤りなりと。

21 奥州の本多氏 田村家臣に本多、本田兩氏あり。又大沼郡入谷地村館述は、應永の頃、本多平藏某・住せしとぞ。又耶麻郡猪苗代麓山神社の神職本多典頭あり。新編會津風土記に「先祖は義住とて、此の社の神職となり、權大夫と稱す。義住が遺孫内記義易が世まで社領許多あり。蒲生氏の世、慶長十九年、猪苗代城代岡越後といふもの耶麻宗を信じ、神佛をあたどり、社領を没收せしにより、義易・此の地を去つて、安達郡高玉村に住

し、本田氏と稱す。元和二年猪苗代に歸り、内野村に住せり。今の喬宜は義易が七世の孫なり、大在家村に住す」と見ゆ。又氣仙郡船戸村の郷士に、本多新八郎あり、海防を説き、砲術を學ぶ。

22 加能の本多氏 第十一項参照。羽咋郡末森城には天正中、本多氏據り、佐久間盛政の攻むる所となる事、末森記に見え、又三州志に「天正八年、柴田勝家・加州賊を攻撃の時、佐久間盛政・加州車の山より竹橋へ出で、夫より末森を攻む。堡主本多三彌、西郷新太郎等、防ぐ能はず、走つて加州島越の弘願寺に入るを、盛政・尾撃せしこと本記に出せり」と。

又河北郡鳥越城條に「文明長享の頃、此所に向宗旨の弘願寺あり。釋賊の兇魁也。天正八年、盛政・末森の守將本多三彌等を尾撃して、弘願寺に入るとあり。又今年勝家・陷いる諸城の中に鳥越あり、七國志に見ゆ」と。

又江沼郡山中、黒谷條に「天正八年若林長門・勝家の爲に殺され、其の殘黨山中城に保みしは、此の城に初めより、本多彌八郎等の賊徒と共に據るゆへとなり。彌八郎は即ち佐渡守正信なり。永祿十年

加州の賊魁と朝倉氏と和睦し、越前方の黒谷、榎屋、大聖寺の三城に火を放ちて、之を廢すとあり」と。

下つて加賀藩給帳に「五萬石(紋丸内立葵)本多周防守、壹萬石(内三千石與力知、紋同、人持)本多利部、參千石(紋同、人持)本多主水、千石(紋同、人持)本多求馬佐」と。周防守の子孫・本多政以は明治に至り男爵を賜ふ。

23 越前の本多氏 第十項富正の裔にして、秀康彌給帳に「三萬六千七百五十石(内壹萬六千八百石與力)、御普請典頭・本多伊豆守」と載せたり。富國丸圍城は結城秀康入國の時、其の老臣今村掃部氏定・之を守りしが、忠直の時、氏定・同僚本多富正と幕府に訴訟し、罪を獲て刑せられ、本多飛騨守成重・之に代り、食祿四萬石を領す、成重・後に幕府に歸り、富正は郎を武生に置き、四萬五千石を領す(後被封二萬石)、以つて明治維新に至り、本多副元は男爵を賜ふ、その嗣子を副良と云ふ。猶ほ松平條参照。

その他給帳に「三千二百六十石(内千二百六十石與力)本多左門、八百石本多新兵衛、四百石本多長次、六百石本多七左

24 水野氏族 尾張豊前にして、後豐臣氏に仕へ、高取城主となる。本多系圖に「大和國高取城主。利久(因幡守、從五位下、尾張岩倉の住人也。織田信安に仕へ、其の後、秀吉公に仕へて、和州高取を領知し、二萬五千石を給ふ。水野中右衛門、後に本多太郎左衛門と號す)一利朝(本多中右衛門、因幡守、從五位下、戒名利生院殿月秋同春禪定門。慶長十五庚戌閏二月八日卒)一女子(加藤平内泰直の母、其の妹(三浦右兵衛利治の母)、其の弟利長(本多左京、從五位下、因幡守。母は榎原左衛門尉の女、雲龍院殿空休道天居士、寛永十四丁丑七月十三日卒、四十歳)一男子(號入道、二歳死)、其の妹・母は板倉周防守重宗女、九鬼大和守妻。其の妹は内藤若狭守の母」と。

又利朝の弟「光吉(本多外記、戒名泰岩淨安居士。其の弟に秋田孫介盛吉あり、尾州三井郷地頭、家紋花輪違とあり)一吉興(本多外記、法名釣竿。妹は渡邊平太夫の妻)一女子(並河太左衛門の妻)、其の妹(女三宮に仕ふ)、其の妹(佐々木意閑の妻)、其の妹(寺本作兵衛の妻)、

其の弟(矢野十左衛門)其の妹(高水十左衛門の妻)、其の弟(中條半六)、其の妹(女五宮に仕ふ)と見ゆ。

而して藩輪譜に「因幡守源俊政は太郎左衛門尉某が男也。太郎左衛門尉も後是因幡守に任ず、名は政武と言ひしとなり。其の系譜を見れば覺束なし。(頭註に「一に利朝に作る。又恩榮録には、慶長五年本領安堵の部に、因幡守正武とあり。案ずるに、太郎左衛門尉は利久、其の子因幡守正武、後に利朝と改む。俊政は諸書に所見なし」と)初め太郎左衛門尉、大和納言家の老として、大和國高取の城を領す、二萬五千石のよし、大和記に出づ。城主譜等に三萬石とあるは非なり。文祿四年、中納言秀俊(秀長の男)失ひ給ひし後、太閤の御家人と成てけり。慶長五年の夏、因幡守俊政・徳川殿に従ひて奥に向ふ。同七月、大坂の軍起ると聞え、東國の御方として海道の先陣打て戦ふ。大坂の奉行等・高取の城を取らんとす。本多が跡に留め置きし家子、那從等、城中に立籠つて敢て渡さず。程なく上方の軍敗れしかば、遂に城をば落されず。其の子左京俊長・父に繼ぎ、叙爵して因幡

守になされ、寛永の末に至つて卒す。併綱なければ家絶えたり」と載せたり。

25 尾張の本多氏 第一項以下参照。又知多郡横根城(横根村)は、尾陽雜記に「豐後國本多郷の住人本多助秀の子、本多右馬允助定・尊氏將軍に仕へ、尾州粟飯原郷の志村某を討ちとり。御教書を以て尾州横根郷を賜ひしよし」しるせり。

26 近江の本多氏 蒲生家臣に本多三彌あり、蒲生姓を賜ふ。

27 百濟姓 河内の本多氏にして、英田郡枚方城(枚方町枚方)は、豐臣氏家臣本多内膳正政康の居城也。元和年間、大阪落城と共に廢す。この本多氏は枚方の名族百濟王より出づ、善光寺開創の本多善光と同流なりと。

28 鎮西の本多氏 本田條を見よ。

29 豐前の本多氏 藤原姓にして、系圖に「助秀一助綱一助俊一政俊一政廣一政忠一助一政範(天正中卒)一助孝一政良(里正)一政孝一政家一近直(支賀、延寶七年卒)一近政(享保十九年卒)一政重(明和三年卒)一俊政一政嗣一政明一政盛(威大夫)一政延一政整一健末」と載せ、史談に「助秀は謙足二十何代の孫の助秀といふ。

豊後の本多に來りて本多を氏とせしが如し。本多氏の尾永井に來たりしは、助秀七代の孫政範にして、政範が尾永井の創草の主なれど里正となりしは、政範の孫の政良なり。庄屋となりて四代目に、主賀居士近直・領主の非政を鳴らす。

30 續載 福井松平藩老臣、前田藩老臣の事は前に云へり。その他、姫路酒井藩老臣、六郷藩用人、松平近江守用人等に見ゆ。又飛鳥井家雜掌に在り。又大和志に「覺禪山の山中に巨巖あり、就いて五百羅漢像を造る。傍に石燈籠あり、勅して慶長十一年、本多後政創立」と。又津山藩分限帳に「七石三人扶持本多祐造」を擧げたり。

又石州流茶人に本多左京宗鶴(幕臣)、宇都宮藩士本多由次郎は父の仇鈴木忠左衛門を斬る。又膳所藩士山本隆左衛門の男吉之丞(隆助)業行は、祖父の原姓を冒し、本多小三郎と云ふ。勤王の志士にして生野銀山の義舉に加はり、京に獄死す、贈正五位。又鯖江藩に本多謙藏、攝津山城、伊勢、美濃、豊前、備前、播磨、武藏等に在り、又子爵に本多辰男あり。本堂 ホンダウ 新なる地名は封る地に在

り。

1 清和源氏和賀氏族 羽後國山本郡(仙北中郡)本堂邑より起る。陸中和賀氏の庶流なりと云ふ。家傳には「頼朝の子千鶴(伊東祐親の女の腹)・死せずして、鹽田平右衛門尉(一に南部光行)これを養育し、南部の和賀に住し、和賀の御所と號す。其の三男・本堂に住す、子孫よりて氏とし、天照大御神の靈夢により代々伊勢守と號す」と云へり。

又寛政呈請には「千鶴のちに、式部大輔忠頼と稱し、陸奥國和賀に住し、和賀の御所と號す。三男伊勢守忠朝(式部大輔)母は鹽田(或は小田島)某の女、承久二年、仙北本堂城を陥れ、之に據る。四代式部丞忠義・正中二年死、法名義寛」と。又新編常陸國誌補に「頼朝の姪兒島に謫せらるや、伊東祐親の女に通じて男子を生む。祐親・之を遠國に送り、人に託して鞠育せしむ。後に忠頼と曰ひ、陸奥和賀郡に居る。其の三子忠朝・仙北郡に徙り、本堂の地に居る、因つて本堂氏と稱す」など見ゆ。されど大日本史、既に之を疑ひて、卷百八十、頼朝傳に「本堂家譜に云ふ、頼朝

の子千鶴・實は死せず、子孫本堂氏と爲ると。その事尤も曖昧、得て考ふべからず」と。又南部士譜に「本堂氏・太祖・和賀より分る。本堂伊勢親永は公義御旗本となりて、八千石を領し、次男源右衛門親相は信直公に仕ふ」と云ふ。家紋石疊。これ等に比ぶれば、奥州和賀氏の族なるや明白なりとす、和賀條を見よ。

2 清和源氏頼朝流 されど暫く家譜に據るべし。その系圖に「頼朝—忠頼(千鶴)—伊勢守忠朝—忠政—忠義(式部丞)—少輔太郎義次—伊勢守義胤(少輔太郎、應永中、足利持氏に従ひ、南部氏と共に功あり)—義章—源太郎義通—源大夫久通—伊勢守義安—伊勢守義房—同義親(北浦城主戸澤氏と戦ひて、北浦野討死、年四十四)—同頼親(金澤城主と野口に合戦討死、四十四)—同朝親(成岡城主成岡正と共に、庄内三郡城主義氏と合戦、戦死)—同忠親(和賀氏とも稱す)—同茂親」と。氏は最上家譜、慶長七年軍役に「本堂源七郎・四百人」と載せ、その他戸澤、最上、六郷等の條參照。伊勢守忠親は天正十八年、豊後秀吉の小田原征伐の際、之に謀

し、八千九百八十石の朱印を賜ふ。十九年、蒲生氏郷に従つて九月を攻め、其の子

謀を通じ、城に據つて堅く守る。是の年小野寺義通が領内に於て一擧起る。茂親・六郷政業と共に伐ちて是を平ぐ。同六年六月、その舊領を購じて、常陸國新治郡の内、志筑十八村八千五百石を賜ふ。その男源七郎愛親・八千石(弟伊織親澄、五百石)を領し、交代寄合衆たり。その男「五郎八支親(源七郎)—源七郎伊親—主計苗親(實は月川支蕃達富四男)—親貞豐親—伊豆守親房(大和守、實は板倉佐渡守時清四男)—内藏助親庸—親道—親久—親雄にして、常陸志筑、一萬五千石、一に一萬百十石(明治千九百五十石)。現今男爵。家紋八雲、毘龍體。



本堂

その老臣に高橋、横手、桂並、田邊、山田等あり。

3 秀郷流藤原姓 小野寺系圖に「遠江守信道(正中三年)、弟道政(本堂駿河守)」と見ゆ。小野寺、大森等の條に詳か也。

又中朝系圖に「本堂・源朝」と載せたり。4 佐々木氏族 加地氏の族也。

5 雜載 その他、戸澤藩家老に存し、又參考諸家系圖に本堂道育親通等多く、又武藏、攝津等に存す。本多見 ホンタミ ホタミ 中興系圖に平姓とす。

譽田屋 ホンダヤ 泉州堺の茶人に譽田屋宗宅(德齊)あり、珠光の弟子、又譽田屋徳興あり、家康に仕ふ、その女徳泉は綾屋の母也と。本地 ホンチ 伊勢、志摩地方に此の氏ありと。次條氏の後か。

品通 ホンチ ホムチ 品運部(品治部、譽津部)より起り、又地名となれり。品運君 丹波道主家の一族にして、古事記、開化段に「息長日子王。此の王は、吉備品運君、針間阿宗君の祖」と見ゆる後

なり。息長日子王は品運部を起し給ひし譽津別王の、傳たりし囉立王の一族にして、開化皇子日子坐王が四世の孫とす。品運部條參照。此の氏の住居せし地は、和名抄に備後國品治郡品治郷とある地に於て、後に一國を建設して、吉備品治國と云ふ。次條を見よ。

2 山城の品運君 神龜三年の出家郡計帳に品運君虫名實を載す。猶ほ次條を見よ。

3 備後の品運君 吉備地方にありし品運部の伴造にして、第一項の一族也。貞觀六年紀に「備後國品治郡人品治公宮雄」あり、次條を見よ。

品知 ホンチ 次條氏に同じ。

品治 ホンチ ホムチ 前條氏に同じ。

1 品治國造 前條第一項の族にして、品治國とは、後の備後國品治郡附近の地也。此の國は蓋し品治部の部民領の發達せしものにして、其の伴造なる吉備品治君が其の國造となりしもの如く、國造本紀に「吉備品(風)に作るは護」治國造。志賀高穴尊(成務)朝、多遲麻君若角城命が三世の孫大船足尼を國造と定め賜ふ」と見ゆ。若筒木命は帝王編年記にも見え、迦彌米雷王の別名也。よりて此の國造は「迦彌米雷王—息長宿禰王—息長日子王—大船足尼」の後と考へらる。息長日子王の吉備品運君の祖なる事は前條第一項に云へり。和名抄、品治郡に品治郷あり、蓋し此の國造治所のありし地か。又神田郷ありて吉備津宮・鎮座す、式外の社なれど、後

世一宮に列せらるゝを思へば、大社たりしを想像すべく、その祠官・古くより品治氏なるが故に、當國造の宗社たりしを窺ふに足らん。

2 品治公 前條第一項吉備品運部君に同じ。貞觀六年十一月紀に「備後の國品治郡人左史生從八位上品治公宮雄、本居を改めて、山城國葛野郡に貫す」と見ゆるは此の氏人也。以下第五項を見よ。

3 品治宿禰 姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。品治公の後なるべし。

4 品治朝臣 拾芥抄に見ゆ。

5 後世の品治氏 第二項の後にして、豐眞記、下巻の廿七に「白壁(光仁)天皇の世、實龜九年戊午冬十二月下旬、備後國鞆田郡大山里人品知牧人、正月の物を買ふ爲に、同國深津郡に向ひ、深津市に往く。中路にして日曉れ、鞆田郡鞆田竹原に次す云々」と載せたり。その他、仁和寺諸院家記、東寺長者補任卷一、元亨釋書等にも、此の國なる此の氏人見ゆ。又吉備津宮神主も品治氏にして、樂人許狀の奥書に「弘安八年十月二十六日、左近將監品治方」とあり、後に有名なる宮氏、樋山氏の如きも、皆此の族裔也。

各條、及び小野宮、有木等の條參照。

6 周防の品治氏 玖珂延喜八年月籍に「品治法師丸」等三人を載せたり。

7 阿波の品治氏 板野郡月籍に品知冬實など見ゆ。

8 雜載 その他、源平盛衰記に品治北男あり、眞御白丁と。

品運部 ホンチベ ホムチベ ホムツベ 御子代部の一にして、品治部とも譽津部とも、又凡治部に作る。垂仁天皇皇子譽津別命の爲に設けし部の民也。古事記垂仁段に「天皇、其の御子(本幸知和氣命)に因りて、鳥取部、鳥甘部、品運部、大湯坐、若湯坐を定め給ふ」と載せ、また「是の御子(本幸知和氣命)は八拳鬘・心前に至るまで、眞事とはず、云々。是に天皇、患ひ賜ひて御寝させし時、御夢に覺し給はく、我が宮を、天皇の御命の如く修理り給はし御子。必ず眞事とはむと。かく覺し給ふ時に、布斗摩羅に占へて、何の魂の御心ぞと求むるに、爾の祟は出雲大神の御心なりき。故れ其の御子をして、其の大御宮を拜ましめ遣り給はんとする時に、誰人を嗣はしめば、吉けんとなふに、禰立王・トにあへり故れ禰立王に轉せて、宇氣比自さしむるべし。

此の大神を拜むに因りて云々。爾に名を其の禰立王に賜ひて、倭者師木登美豐朝倉禰立王と賜ひき。禰立王、莫上王二王を其の御子に嗣へて遺す時に、那良月よりは鼓音に遇はん。大坂月よりは赤鼓音に遇はん。唯木戸ぞ是れ鼓月の吉戸とトへて、出で行かす時、到り坐す地毎に、品運部を定め給ふ也。故れ出雲に到りまして、大神を拜み給りて、還り上ります時に云々」と見ゆ。かくして品運部を作り、また此の緣故より禰立王の子孫は此の御名代部の伴造となりて、品運部君と云ふなれど、猶ほ其の御血統より見れば、禰立王と、品運別命とは外從兄弟の關係あり。書紀には垂仁帝卷二十三年條に「因りて、鳥取部、鳥養部、譽津部を定む」と載せたり。

1 大和の品治部 和名抄、葛下郡に品治部を收め、保無智と註す。又當國には當麻品運部あり。

2 伊賀の品運部 當國品治部君あり。

3 越前の品治部 天平十二年の山背縣計帳に「品治部衣麻品、品治部手波支」等を載せたり。

4 越前の品治部 越前國官舎納較交替記に「郡司禰立大領品治部禰立王貞觀六年」

5 備前の品治部 和名抄、因幡國邑美郡に品治部を載せたり。

6 出雲の品治部 出雲風土記に「仁多郡郡司主領外大初位下品治部」を載せ、また出雲國天平十一年大稅帳給歷名帳に「出雲縣朝妻里品治部伊佐禰」、外一人、及び「杵築郡因佐里品治部奈理」等を載せたり。

7 播磨の品運部 播磨風土記、賀毛郡條に「品運部村。右然か號くるは、品太天皇の御世、品運部等が遠祖前玉、此の地を賜はらんとす。故に品運部村と號く」と見ゆ。前玉の事は、下の當麻品運部君を見よ。

8 備後の品運部 當國に品治部ありて、和名抄に保幸知と註し、又郡内に品治部を收む。前條第一項、及び品運條を見よ。仁德紀に吉備品運部禰御あり。國造家の人なるべし。

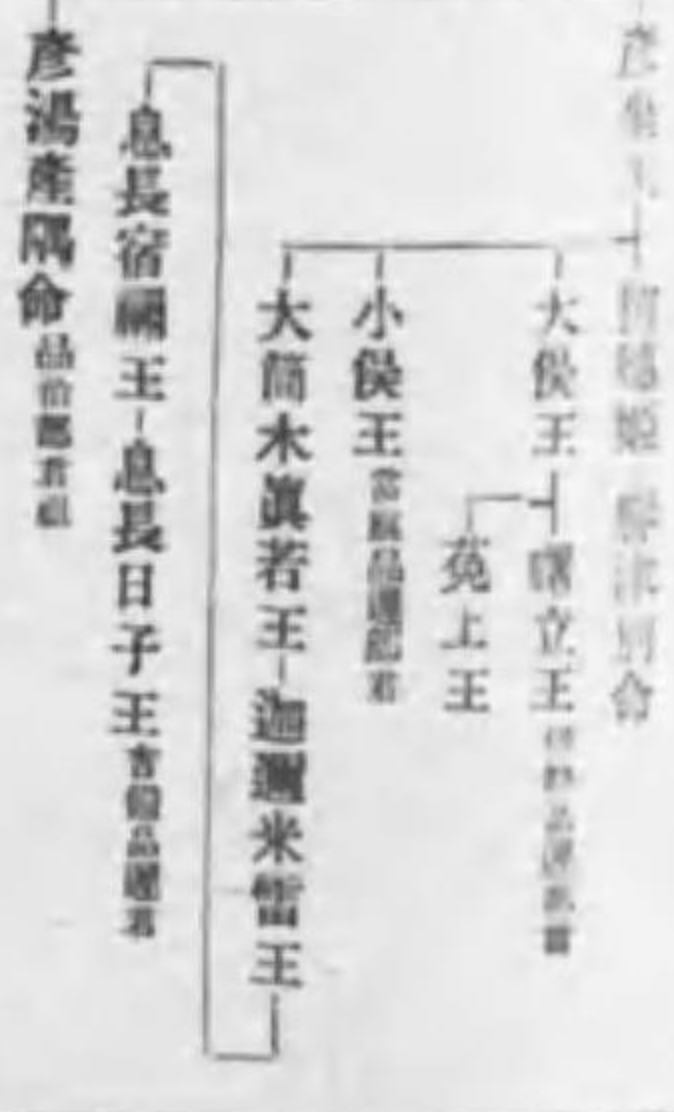
9 安藝の品治部 和名抄、當國山縣郡に品治部を收む。此の部民のありし地也。

10 當麻品運部君 丹波道主家の一族にして當麻にありし品運部の伴造家也。當麻

品運部は、和名抄、大和國葛下郡品治部(保無智)と載せたる地に住居せしなるべし。此の品運部君の出自は物に見えざれど、前條、及び以下の各項に云へる如く、此の君は、多く丹波道主家の一族より出でたれば、此も亦同族と推定せらる。殊に古事記開化段に「小俣王は當麻勾弓の祖」とあれば(小俣王は品運別命と共に、出雲に下り給ひし方にして、伊勢品運部君なる禰立王の叔父、日子坐王の子也)、恐らく此の氏は此の王の裔と考へらる。播磨風土記、賀毛郡條に「品太(應神)天皇御巡行の時、此の鴨・飛びたちて、條布の井の樹に居る。此の時、天皇・問ひ給はく、何鳥ぞやと。侍從當麻品運部君前玉・答へて申さく、川に住む鴨なり云々」と見ゆる前玉は此の氏人也。

12 品治部君 何地の品治部君なりしか詳かならず。日子坐王の御兄弟なる彦湯産隔命の後にして、天皇本紀、開化帝條に「彦湯産命(品治部君等の祖、彦湯産隔命)」と見ゆ。

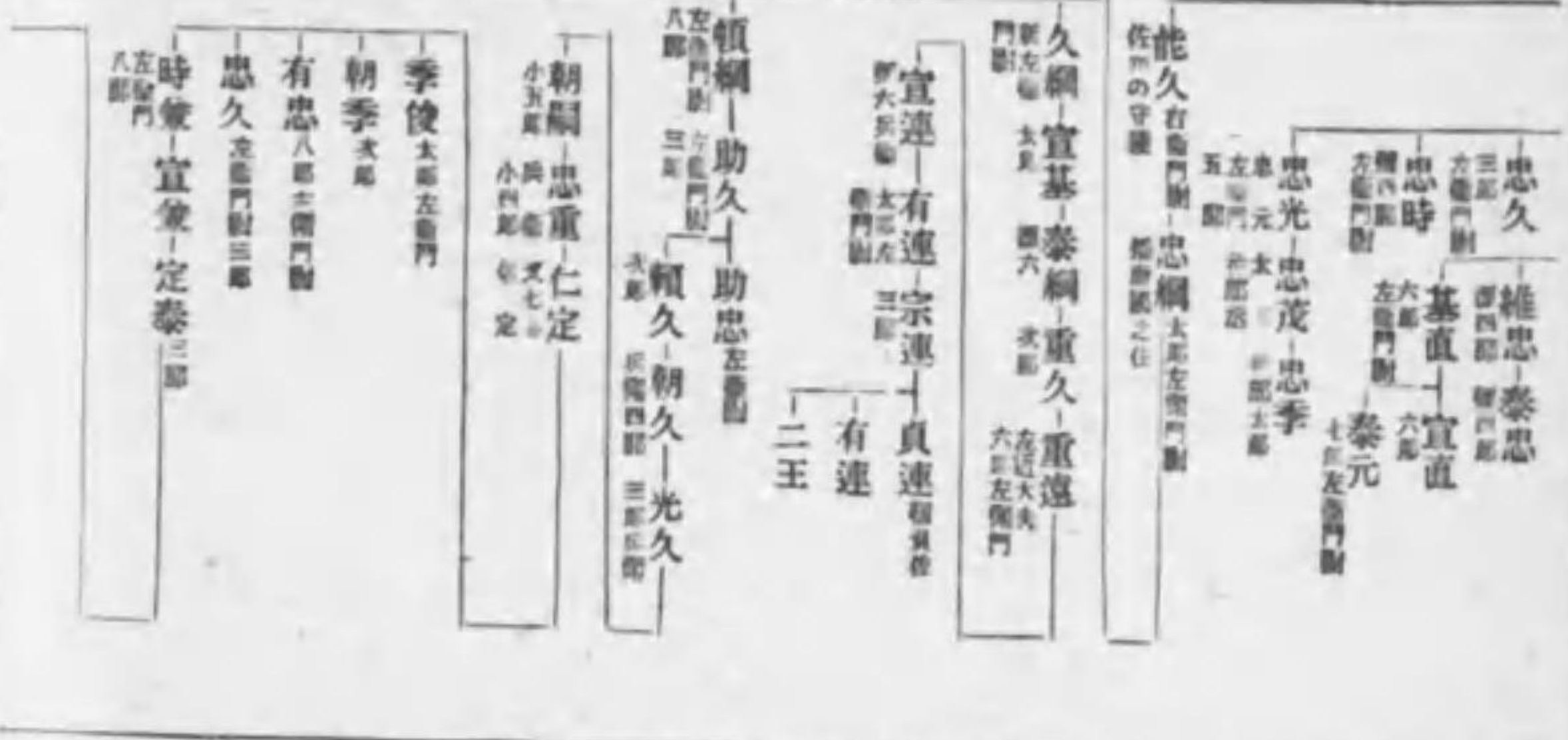
今開化天皇裔、丹波氏族なる此の氏の略系を作れば、次の如し。開化天皇



かく品運部君が多く此の族より出でたるは、禰立、莫上二王の事にもよれど、此の部を創設し給ひし譽津別命が、此の氏族より出で給ひし狭穗姫皇后の御腹なるに據る事、その大原因ならん。

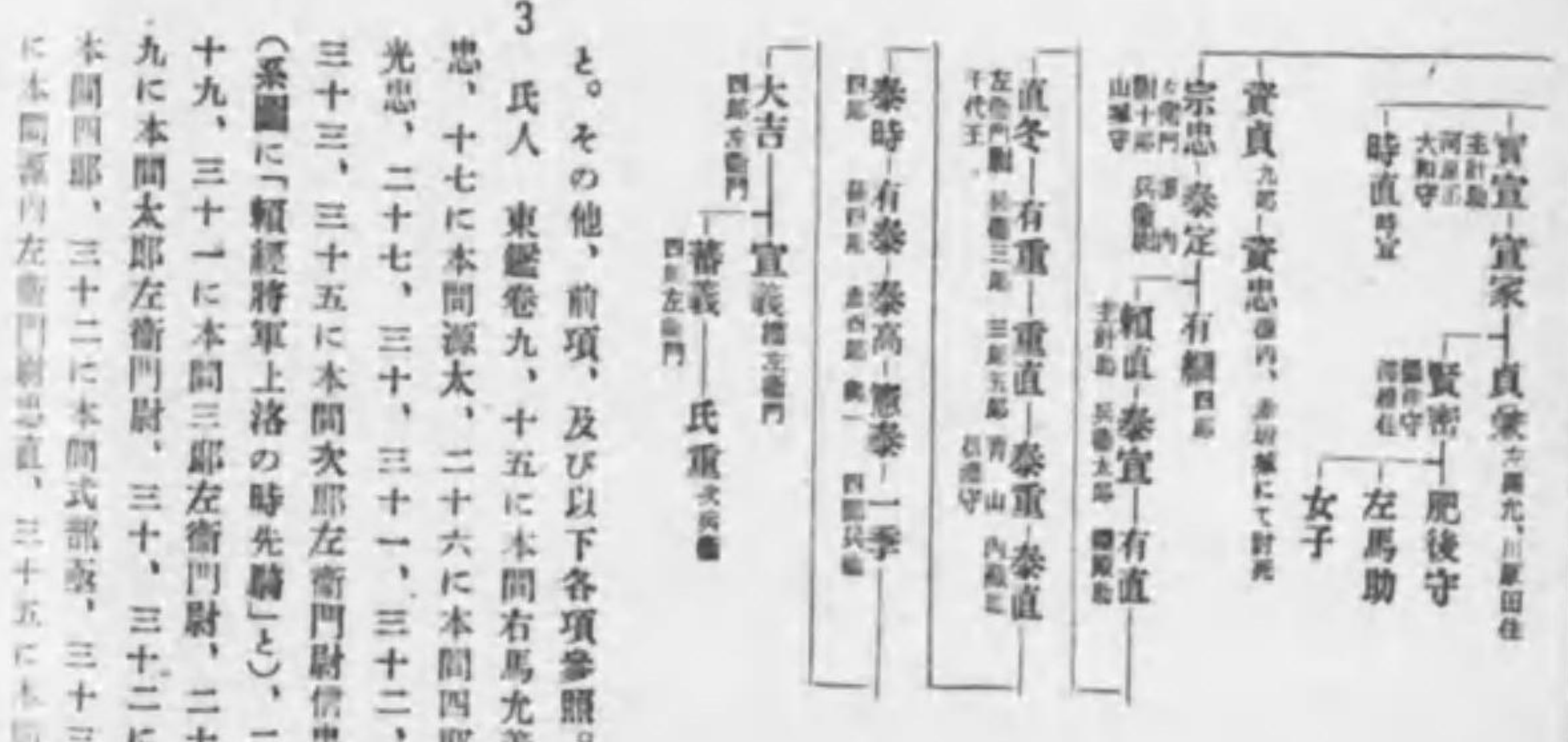
13 伊勢の品治部君 古事記、開化段に「禰立王は、伊勢の品運部君、伊勢の佐那造の祖」と見ゆ。禰立王は第一項に述べたるが如く、品運別命と共に出雲に下り給ひし方也。

14 越前の品治部公 越前方面なる品治部の伴造家にして、奈良朝時代に於いて、郡領家なるより推して、相當榮えし氏かと考へらる。氏は天平神護二年十月二十一日の越前國司解に「坂井郡故大領外正六位上品治部公廣耳」、また實龜十一年四月三日の越前國坂井郡司解(林康員



六に本間九郎資貞、人見傳を見し。又、相摸國の住人本間九郎資貞、生年三十七、本間が子息源内兵衛資忠」と、博多日記の本間九郎父子と云ふに當る。又「大將、則ち天王寺を打立つて馳向ひけるが、上宮太子の御前にて馬より下り、石の鳥居を見給へば、左の柱に云々、又右の柱を見れば『ましてしばし、子を思ふ間に迷ふらん、六の街の道しるべせん』と書て、『相摸國の住人本間九郎資貞嫡子、源内兵衛資忠生年十八歳、正慶二年仲春二日、父が死骸を枕にして、同じ戰場に命を止め畢んぬ』とぞ書たりける。父子の恩義、君臣の忠貞、此の歌に顯れて、骨は化して黄壤一堆の下に朽ぬれど、名は留つて青雲九天の上に高し。されば今に至るまで、石碑の上に消残れる三十一字を見る人感涙を流さぬは無りけり」と。

その他、卷十に「相摸國の勢本間云々」、本間山城左衛門、十三に「其の比、天下一の馬乗と聞えし本間孫四郎を召されて乗せらる」と載せ、又卷十六に「相摸國の住人本間孫四郎重氏・遠矢」の事あり。初め重氏に従ひしも、その叛するに及び、新田義貞に従ひて勤王す。大日本



三、その他、前項、及び以下各項参照。

氏人 東鑑卷九、十五に本間右馬允義忠、十七に本間源太、二十六に本間四郎光忠、二十七、三十、三十一、三十二、三十三、三十五に本間次郎左衛門尉信忠（系圖に「頼經將軍上洛の時先騎」と）、二十九、三十一に本間三郎左衛門尉、二十九に本間太郎左衛門尉、三十、三十二に本間四郎、三十二に本間式部丞、三十三に本間源内左衛門尉直、三十五に本間

資・源四郎忠孝に作る、資季の子也。左衛門尉、武義朝。又卷十七には「相摸國の住人、本間孫四郎資氏」とあり。又三十三に本間十郎、四十に本間左衛門太郎義景等多し。又梅松論に本間山城左衛門等見ゆ。官軍賊軍に分れ屬し、有名なる人甚だ多し。

下つて鎌倉大草紙に本間近江守、結城戰場物語に「相摸勢・本間」等見ゆ。以下各項を見よ。

又本間文書、元亨三年高時、沙彌行惠判書に「佐渡國十社神事間の事、本間兵衛太郎・相共に催さるべし云々、本間九郎入道殿」と。又貞和四年藤氏判書に「紀伊國内徒退治の事云々」、永徳元年義満判書に「佐渡國難太郎内長木二（一に三）分一、賀茂郡内長秋半分の事、右相傳當知行の旨に任せ、領掌すべし。本間左衛門四郎殿」と載せ、また應永二十九年義持判書に「佐渡國和泉保四分一（號總領方云々）云々、本間四郎左衛門尉末長・領掌」と。又永享七年義教判書に四郎左衛門尉賴長、同十年判書に「石田郷金丸半分、長字福半分、長池、關浦等の事、本間太郎左衛門尉季直・領掌」と。下つて

左衛門尉、三十六、三十七に本間三郎兵衛尉、三十六、三十九、四十、四十一に本間次郎兵衛尉、三十九、四十二に本間山城次郎兵衛尉、本間山城前司、五十に本間四郎左衛門尉忠時、五十一に本間對馬次郎兵衛尉等見ゆ。又承久記卷二に本間云々、卷三に本間兵衛尉、系圖に「忠直・承久兵亂の時、關東方、忠功あり」と。又博多日記（楠木合戦注文）に「二月二十二日、大將軍阿蘇遠江左近大夫將監殿、長野四郎左衛門尉、既に楠木の城に寄せらるゝの由・披露の間、本間一族、須山人々、猪俣・大將軍の前を懸け、楠木本城に押寄せ、敵々の合戦に及ぶ。就中本間又太郎、同合弟典三・先陣と爲り、一二三の木戸を打破つて、四の木戸口近くに押寄せ、既に太刀打に及ぶ處、又太郎は弓手の肩を射させ、典三はたかもを射通されて引き退き畢んぬ。其の後、本間九郎父子打死、同一族阿口典一、同兵衛四郎、都合四人打死、一門・計七十餘人手負ひ、若黨下部共百餘人打たれ畢んぬ」と。

又大平記卷二に「佐渡國守護本間山城入道、本間三郎」（日野城參照）と載せ、卷

天文十二年藤原成光判書に「源貞直、佐渡守に任ずべし」と見ゆ。

家紋は第二十九項を見よ。又長倉道記に「十六目結は本間四郎」と載せ、翁草に「三千町・相州の内、本間頼太郎信高」と。又紋譜に「片喰、本間右馬允義忠」と云ひ、中興系圖に「本間・村上源氏、紋十六目結、牡丹獅子」と見ゆ。

4 相摸の本間氏 前各項に云へり。又新編風土記に「依智郷には建久の頃、本間五郎資俊（曾我物語）、文永の頃、本間六郎左衛門尉重連（注書費）、正慶の頃、本間九郎資貞（或は資頼）性連・住し、その子源内兵衛資忠は、二年二月、赤坂城の討手に向つて父と共に戦死せり（太平記）。又建武、延元の頃は本間孫四郎重氏（或は資氏）住して精兵の聞えあり（同書）」と。

又「上依智の妙傳寺は日蓮宗、俗に星下り寺と稱す。相傳ふ、寺地はもと本間六郎左衛門尉重連の宅地なり。文永八年九月十三日、重連の弟三郎左衛門直重・宗胤日蓮を龍之口より當所に伴ひ参り、重連が邸中觀音堂に居らしむ。此の事、注書費にも見ゆ。但し直重を重連の弟等越

智氏と記せり。其の夜、日蓮・明月を向ひ、法樂をなせしに、堂前の梅樹に大星下りて化益を助く。此の事も同書に載せたり。十月十日、日蓮・此所を立つて、佐州の配所に赴けり。(地名辭書)と。

5 武藏の本間氏 埼玉郡山根城は太田道灌・築き、城主本間彌九郎と云ひ、又新編風土記に「橋樹郡井田陣屋は井田村の巽の方にて、川より南にあたる山崖にあり。今その跡と云ふ所は七百坪ばかりもあるべし。相傳ふ、此所は鎌倉將軍の時、本間五大夫某と云ふ人の陣屋となりとぞ。本間が事はその詳なることをしらず。今名主長右衛門が藏する所の伏せ鉦は、古へ本間が望にまかせて、かへ物にせしものなり」と云ふ。

又葛飾郡にありて、新編風土記に「本間氏は彦成村の名主を勤む。本姓は本間にて、今ま小櫃を氏とす。相傳ふ、祖先を本間孫四郎と云ふ。其の子孫六郎左衛門、鎌倉將軍家に仕へ、相模國依智と云ふ所に屋敷三ヶ所あり。僧日蓮、由井流危羅の後、六郎左衛門、是を護し、後に彼の宗門を崇信して三屋敷を捨て、寺とす。足立郡葛飾村安極寺開山も、また其の一

族なりと云ふ。六郎左衛門が子孫六郎左衛門、慶長中に始めて武州後谷村に土着し、田畑等を開發し、寛永四年四月十三日死す、法名兼玄と號す。養子勘解由より氏を小櫃に改む」と載せ、又富澤記録に丹の七家として、本間を收む。

6 房總の本間氏 千葉家臣に本間越後守。見え、また里見家臣に本間兵衛あり。遠江の本間氏 山名、周智、長下郡の豪族にして、南朝忠臣裔也。後世、久野宗能の親類にして、天正十一年淺間宮の棟札に「遠州周智郡山名庄不入斗之郷地頭本間源三郎重泰」と見え、これより前、建武二年五月十二日の文書に「高部郷地頭職内・本間山城兵衛五郎入道覺法」あり。此の流は、本間系圖に「忠茂(太郎、治部丞)―忠季(太郎、治部)―實季(右馬助、六波羅軍の時、尊氏の味方に屬す)―持季(本間孫四郎)―季信(兵衛四郎。弟に本間彦四郎あり、日本無雙の馬乗、尊氏の爲に誅せらる、太平記に入ると)―國季(兵衛五郎。法名覺法、弟に信久あり)―守季(山城守、康暦二年六月、義滿將軍本領を賜ふ)―範季(重名備大丸、左衛門尉、花五位下、應永十三年二月補任、

季―國大吉―權左衛門宣義、弟四郎左衛門善義―次兵衛氏直」と見ゆ。又本間略系圖に「能忠(本間右馬允)―能久(右衛門尉。後朱雀の御時、佐州守護、延久亡死)―忠綱(大治亡死)―頼綱(八郎左衛門、忍圓、院内石田住、弟宗忠(保安の初め入國、久安元死)―□□(頼太十郎左衛門、忍連)―久經(新左衛門、吉岡、法名忍壽、弟重連(左衛門尉、新應二年正月二日)―頼直(弘安九年九月五日)―有直(康永二年霜月二日)―直冬(千代王、左兵衛尉、延文五年二月十日)―有重(明德二年四月二日、源全)―直重(應永二十五年六月十二日、由充)―泰重(信濃守、文安四年十月十日、清山)―泰直(文明十三年三月六日、永岸)―泰時(永正十五年七月十日、長信)―有泰(天文二十一年八月十三日、太運)―泰高(天正十五年八月二日、廣山)―憲泰(法名宗固)」とあり。

る。又能忠の子右衛門能久、初めて當國の守護となると。其の子太郎左衛門忠綱、其の孫八郎左衛門頼綱等、子孫代々山城入道と云ひ、佐渡守と稱す。これ當國本間氏の嫡流にして、河原田城に據るが故に、又河原田の本間とも稱せらる。其の代々の名稱は詳かならず。頼綱十四代佐渡守山城入道高統に至り、天正十七年六月三日、上杉氏に攻められ、城中に自殺して亡ぶ。

9 佐州諸家 前項氏の庶流極めて多し、今有名なるを擧ぐれば次の如し。一、澤田殿 頼綱の弟十郎左衛門尉宗忠の

同三十二年三月五日任山城守)―久季(中務少輔。長祿三年八月遠州兵亂の時、高部慈恩寺にて、兵火の爲、代々の系圖、并に御教書悉く炎上、或は紛失の間、同姓の一族・佐渡國に之れ有るに依り、子息長季、并に關貞和尚を佐州に下向せしめ、幸じて之を寓し、今川殿の高覽に備へ、御教書列を申し讀みて家傳と爲す。千金莫傳、子相傳の所也)―宗季(源次郎、永正七年三月二十日、今川氏親の感狀有り)―長季(兵衛五郎、遠州久野氏に屬す。永祿三年八月三日、忠實に依りて今川氏眞より遠州山名郡石野郷を賜ふ)―政季(十右衛門尉、久野丹波守に附き、後に氏眞に附き、亦久野氏に復す。天正二年七月十日自、東照權現宮懸命の地を賜ふ、御朱印あり)と。

8 佐渡の本間氏 當國守護本間氏は海老名源八季定の子本間右馬允能忠(東鑑能忠)の後にして、文治二年、守護職に補せ

後裔にして、澤田(能大)城に據る。其の子兵衛泰定の十代信濃守高滋に至り、天正十七年六月、景勝に降る。二、羽茂殿 兵衛泰定の弟式部大輔重成の後裔にして、羽茂郡羽茂村に據る。天正中對馬守高貞に至つて、上杉氏に破られ亡ぶ。三、澤根殿 河原田本間の庶流也。天正中、攝津守水州に至り、上杉氏に降る。四、吉岡殿 宗忠の子新左衛門久綱の後裔にして、吉岡村に據る。天正中、遠江守(信濃守)正方に至り落城。其他、和泉、澁手、久知、湯上、新穂、赤泊等あり。以下、及び各條參照。

- 10 村々地頭領分の事
- 石高 領分 居所
 - 一、石餘 大村 河原田東福 本間佐渡守
 - 二、石餘 大村 城又獅子城 高統
 - 三、石餘 大村 澤根白山城 同攝津守水州
 - 四、石餘 大村 湯上村 湯上喜本齊秀高
 - 五、石餘 大村 和泉村 本間左京亮豐季
 - 六、石餘 大村 一ヶ村 土屋下總守照邦
 - 七、石餘 大村 吉井村 藍原大和守泰理
 - 八、石餘 大村 三ヶ村外雜太村 本間信濃守高滋
 - 九、石餘 大村 越後所禮風城 本間信濃守高滋
 - 一〇、石餘 大村 吉岡村 同 遠江守正方
 - 一〇〇、石餘 大村 北方村 同 六郎頼繁
 - 不明 一村 北方村 同 六郎頼繁

同 不明 同 重郎高納
 同 三村 加茂村 澁谷十郎左衛門
 同 一村 歌代村 直清 四郎左衛門
 同 六村 梅津村 同半右衛門直茂
 同 十村 羽黒村 澁谷三郎左衛門
 同 一十村 新堀村 本間備前守
 同 一十石 越後三所外 本間源三郎季休
 同 一十石 赤泊村 本間三河守高頼
 不知 一十村 城の櫻村 本間加賀守泰亮
 一石 一十村 澁手村 阿達兵庫義任
 不明 一十村 石花村 石龜將監
 同 一十村 爪生敷村 名古屋源四郎
 地頭合貳拾貳人 内城主七人
 本間十二 湯上一 神原一 阿達一
 名古屋一 土屋一 澁谷三 石花一
 11 河原田家 嫡流にして、石田の御子城に據る。カハラダ條第二項に詳か也。猶ほサド條(第三項)参照。又地理志料に「本間系圖・爲平親王支孫源頼綱、保安二年佐渡守護に任ぜられ、石田河原田の城に治す。貞和二年沙彌忍讓狀に佐渡國伊志太郎の内山城左衛門知行分、永享十年本間季直文書に石田源丸、長正、長

地、關浦と。今石田村あり」と。又山本善太郎氏云ふ、東福城(佐渡郡二宮村石田)・本間八郎左衛門尉頼綱。佐渡最初の守護本間右馬允能久が孫佐渡守忠綱の子で、播州より佐渡に移つて守護となる。是れ河原田本間の元祖である。後石田村の城に住して、眞光寺に卒した。頼綱が十四代佐渡守高統は羽茂城主本間播津守高貞と心を一にして、一度景勝の軍を破つたが(天正十二年)、同十七年に至り、本間永州・内通により、突然上杉勢の攻め渡るに及んで敗戦し、城陥り城中に自殺した。時に天正十七年六月三日、死體は禪宗河原田本興寺に葬るといふ(佐渡風土記)。本間滅亡の後は上杉の臣青柳半人・此の城にありて農政を分ち行ひ、一國治府のある所であつた(佐渡志)。徳川氏に對つて、地方の代官堀田彌右衛門、池田喜左衛門・居城した、然るに元和四戊午年七月、命あつて此の古城は壊され(佐渡元和年代記)、次で寛永二十癸未年、古城の材木は總べて相川に移され(佐渡寛永年代記)、こゝに全く廢城となり終つた。而して今その跡は中學校の所在地となつてゐる」と。

12 澤田家 雜太殿とも云ふ、頼綱の第十郎左衛門宗忠の後にして、檀風城に據る。澤田城第十二項を見よ。又山本氏云ふ、檀風城(又雜太城)(佐渡郡眞野村竹田)・本間山城入道。道野村竹田の縣道左傍にある。龍團即ち雜太城の舊址で、本間入道の居城である。孝子日野阿新が本間三郎を刺したのは此の城中であつた。其の檀風と稱するのは、日野資朝の諱まれた「秋たけし檀の梢、吹く風に、雜田の里はもみぢしにけり」の和歌に依る。資朝は正慶元年五月二十九日、鎌倉の命にて本間の一族三郎をして失ひまらせた。折しも子息阿新・尋ね来て城中にありしも違ふ事を許されず。然れども父の彌斬らるに違ひて、深く本間を怨み、是が怨みを返さんとしたが入道。在らざりし故、太刀取りしたる三郎を斬つて、せめてもの怨みを晴し、逃れて便を商船(舟)に頼んで越前に着き、さて歸京せしといふ(佐渡志)。天正中は本間信濃守高滋・居城し、上杉との戦にて、十七年丑年六月、景勝に降参し、一度越後に渡り、其の後落を得て歸國し、元の越前に住し卒した。禪宗竹田の大徳寺に葬るといふ。

阿新國光の事は日野條を見よ。又當時、嫡流本間氏は當城にありて、國務を執りしが如し。河原田に移りしは其の後か。

13 羽茂家 頼綱の五男重成の後也。羽茂條に詳か也。

14 澤根家 サハネ條を見よ。又山本氏云ふ「白山城(佐渡郡澤根村澤根)・創建者本間播津守永州・河原田本間の一族であつて、西濱一帶の舊地頭である。天正中永州は宗家佐渡守高統等と共に、上杉景虎を援けて居つたが、後に澤根曼茶寺の住職・景勝の旨を受けて、永州内通の儀を誘ふに當り、住僧は永州の舎弟でもあり、かつ永州の伯父齋藤勘解由左衛門の意見が景勝に傾きをるに心動き、遂に一旗を出し抜きて景虎の弟景勝と好を通じた。よつて天正十七年、景勝・永州と謀つて兵を率ゐる來り侵した時は、此の城を根據とし、以つて國中の諸城を攻陥し、遂に一國を平定したのであつたといふが、永州の末路は詳でない(佐渡風土記)」と。

15 舊澤根 古澤根に稱し、一に古澤根とも見え、佐渡眞野村古澤根に在り、本間遠江守正方の創立、越田の旗下といふ(本間系譜)。猶ほヨシツカ條を見よ。

16 和泉家 雜太郡和泉城(和泉村)に據り、五ヶ村を領す、天正頃、左京亮豐季あり。

17 澁手家 澁手城に據る。又澁手陣屋ともあり。シブテ條を見よ。

18 久知の本間氏、クナ條を見よ。

19 湯上の本間氏、カタカミ(一五二頁)條を見よ。

20 新堀の本間氏、ニヒホ條に詳か也。

21 赤泊の本間氏、アカドマリ、ハモ等の條を見よ。又山本氏云ふ、赤泊城(佐渡郡赤泊村)・本間三河守高頼。對島守高任の弟兄と同時に、景勝に亡ぼさる」と。

22 太田の本間氏 太田條七十三項を見よ。

23 北方の本間氏 加茂郡北方城(北方邑)は本間六郎滿繁の居城にして、北方一村の地頭也。

24 石花の本間氏、イシハナ條を見よ。

25 浮龜の本間氏、羽茂郡浮龜城(或は浮舟城、小木町城山)は、羽茂本間の屬城にして、本間對馬守高貞の築造也と云ふ。

26 眞野江の本間氏 越後國越前江崎郡野村(眞野江)は雜太家の屬城にして、本間信濃守高滋・作ると云ふ。

27 谷塚の本間氏 加茂郡谷塚城(木津村野浦)は本間十郎高綱の居城と云ふ。佐渡風土記に「谷塚に住居し、谷塚を領す」と見ゆ。

28 住吉の本間氏 佐渡郡住吉陣屋(河崎村大字住吉)は本間源三郎季秋の據りし地にして、久知の幕下といふ(本間系譜)。その他、木浦(小木町木浦)は本間氏が當國の守護職として居れる地にして、小木城(小木町小木)は、當時本間氏が城きしものかと云ふ。

29 家紋 見聞諸家紋に



30 滅亡 拙著越後佐渡に「永正七年夏、長尾爲景來りて、兵を羽茂本間氏に借る。六月爲景・羽茂の力によりて再び越後に赴き、上杉氏と戦ふ。天正五年七月、上杉輝虎麾下の將黒川備前、柴田因幡等をして、此の國の叛くものを討しむ、これより盡く上杉に服従す。天正六年三月、

上杉輝虎卒して、養子景勝、景虎・國を争ふ。此の時、柴田國輔・景虎に與みし、河原田の本間佐渡守と謀り、北佐渡の一旗新保、片山、五十里、澤根、吉井等を一味とす。羽茂の本間参河守は南佐渡の地頭遠手、吉岡、澤田、大野、羽黒、大田等を語らひて、景勝に屬す。同十二年六月二十三日、景勝・家臣藤田能登守信吉をして兵船を率ひ、反對者を討たしむ。信吉・小木の湊に着き、本間参河守を嚮導として、七月七日、佐渡守を河原田に攻む。其の後合戦屢々、九月故ありて越後に還る。同十六年、羽茂の本間佐渡守、會津の峯名盛高に與して越後に叛く。河原田本間佐渡守・頼て景勝に降り、渡海ありて一國を從へん事を請ふ。此の年五月、景勝の臣藤田能登守、安田上總介、須田左衛門尉等の兵船、澤根に着。同六月、景勝自ら渡海して南佐渡の兵と戦ふ。南佐渡の地頭、或は討れ、或は逃る、参河守兄弟も越後新潟にて處へられ、國府川に斬らる」と。

小給地方由緒書に「本間右衛門、寛永祖父伊右衛門・二百石」と載せ、寛政系譜に「伊右衛門正則—治右衛門正俊」等見ゆ。もと高見家氏、正則・外家の號を冒せし也。家紋右萬字、旌龍蹄。また田村一ノ關藩重臣、土浦土屋藩番頭、小諸牧野藩用人等もあり(武鑑)。

又秀康卿給帳に「二千四百石(内二千石與力、御番所) 本間勘解由、百五十石本間太郎兵衛」等を載せたり。又大村藩土系録に本間氏を載め、又伊豫吉田藩本間九江(九阜、遊清)は同學者として名あり。又有職故實に本間與一百里(梅軒)、本間流槍術の祖本間勘解由左衛門(卜傳門)、その子次郎兵衛(外記)、又柔術家に本間丈右衛門等皆名高し。

又安藝、備後、豊前、筑前、攝津矢田郡名族、また常陸潮來の俳人に本間松江、又駿河等にも存す。

本馬 ホンマ 前條氏に同じきか。

本丸 ホンマル

本明 ホンミヤウ モトアケ條を見よ。

本村 ホンムラ モトムラ條を見よ。

本目 ホンメ ホンモク

1 松平氏族 三河の豪族にして、大給松

藏の男快淨は學僧として名あり。

32 越後の本間氏 前述佐渡本間氏は當國にも領土あり。中魚沼郡琵琶懸城(川治村城之古)は一に羽川城とも曰ひ、又高山城と云ふも同地かと云ふ。仁安二年、本間義秀・平氏の命を受けて此處に築き、文治三年、源義經・奥州へ逃るに當り、之に與して城を燬かる。後元弘建武の頃、羽川刑部某之を修築す、正平二十一年長尾景廣・此に居る(田中良三君)と傳へらる。

又蒲原郡渡部、柳本、久田等の地は、佐渡本間氏の領土なり。岩船郡上關城(上關郡の山足丘)は本間左近の居所なりと。又幕末當國の士に本間精一郎純あり、至誠と稱す、勤王の士也。又五泉町吉澤に本間敬吉君あり。

33 出羽の本間氏 酒田の豪商、殊に宗善は拓殖、社會事業等に功多く、神として祀らる。

34 清和源氏 第七項氏に同じなれど、家譜には「攝政の流にして佐渡左衛門佐重時の四代山城守能廣の二男左衛門佐實義の時より本間を稱號とす」と云へり。家紋丸に十六日結、三巴、獅子頭、九枚、四内(三羽番、丸に本文字、竹に雷)。

平河末子平八郎長 對馬國下層敷庄の後也。其の子權十郎義正の時、此の氏を稱す。家紋五七の鬼桐、揚羽蝶、十六葉菊。寛政系譜に、その男「權十郎正重—權十郎正次—清右衛門正直」等見ゆ、二百石。また「大給の祖加賀守乘元三男準之助親正—同親繼—右兵衛親光—吉内正光、本目を稱す」ともあり。又親光の弟「準藏親貞—同親久」也。家紋丸に本文字、葛、五七桐。寛政系譜に「正光—助左衛門正久—權兵衛直信」等見ゆ。

2 源姓 中興系圖に「本目・清和源氏、紋桐」と載せ、三河上六名邑の士に本目庄左衛門・見ゆ。又本目權左衛門親信は本目流書道の祖、その男親辰も名あり。

3 佐伯姓 讃岐の豪族にして、全譜史に「本目城は本目村に在り。本目左衛門尉正利・居る、本姓佐伯。新目城は新目村に在り。新目彈正安光・之に居る。本姓佐伯氏。蓋し此の邑は則ち藤本命の邑、故に藤目邑と云ひ、後に訛して新目と曰ふ」と載せたり。



本目權兵衛

實義の男右馬允義忠、その六代の後裔山城兵衛五郎國季(覺法、遠江住、建武元年三月二十七日、遠江東方高部郷惣領職、延元二年新波家長より安房多多羅庄知行)―山城左衛門四郎守季(初め頼久、基氏より石野郷小野田村を返し賜ふ)―左衛門尉範季(弟に甲斐太郎範忠あり)―中務丞久季―源次郎宗季―兵衛五郎長季―十右衛門政季(徳川家康に屬す)―平兵衛季忠(忠三郎、一に二男)、弟權三郎範安―五郎左衛門季重―同義貞(七右衛門、千八百石)―善左衛門季豐―十右衛門季明(など寛政系譜に見ゆ、第七項を參照せよ。又中興系譜に「本間・清和源氏、善積末流・判官代景遠之を稱す」と見ゆ。

35 桓武平氏北條氏族 外家の号を冒せし也。此の氏の先は宮内承重時也と。丸に十六日結、むかひ獅子。

36 播磨の本間氏 第一項第二項の族にして、本間系圖に「能忠(住播磨)―忠家―忠直(淺羽本忠貞)―爲忠―貞直」と見え、小野系圖も之に同じ。淺羽本には「忠貞の弟忠光―忠茂―忠季―實季―持季―季信、弟實氏(本間彦四郎)」と載せたり。

37 雜載 續後鳥羽、源姓に此の氏あり、

4 雜載 武藏等に此の氏存す。

本門 ホンモン モトカド 武藏、駿河に本門寺あり。

千屋 ホンヤ 日用重寶記に此の訓見ゆ。チヤ條參照。

穂村 ホムラ 直江參續の老臣に穂村監物あり、大寶寺城々代たりき。

保村 ホムラ 石見に此の氏あり、ヤスムラ條參照。

本力 ホンリキ ホンキ

本留守 ホンルス ルス條に詳か也。

保母 ホモ

1 松平氏族 参河の豪族にして、深溝松平の族、定政の孫、忠政の男元勝を祖とす。

2 雜載 鳥原松平藩用人に此の氏見え、又武藏等に存す。

甫本 ホモト

保谷 ホヤ ホウヤ ヤスタニ 武藏國新座郡保谷邑より起り、新編風土記に「上保谷村は古來より畑なり。保谷氏の人・主として開墾せし故に、この名あり、村内に下田、岩崎、桃井、野口、中村を氏とせる民。五軒あり、是れ開發の事に與りし人々の子孫なる由。又瀧島氏あり、是も久しく此に

ありしと見ゆ。保谷氏以下六人この瀧島が家に會して、開發の事を謀りしと云ひ傳ふ。この村開墾の年代はたしかに傳へざれど、北條分限頼にも地名を載せざれば、永祿以後、御打入の前後なるべし。それを企てし保谷氏の名も聞へざれど、村内東祥寺の開基・保谷出雲守直政、元和七年卒すといへば、恐らく此の人領知せし頃の開發なるべし」と。なほヤスタニ條參照。

穂谷 ホヤ ホヤニ 河内國交野郡の名族にして、永祿二年の總侍連名頼に「穂谷村穂谷和泉守長經」見ゆ。

保柳 ホヤナギ

保屋野 ホヤノ

保良 ホラ 近江國滋賀郡に保良庄ありて、寶龜十一年實財頼に「滋賀郡保良庄福六卷」と。保良宮のありし地にして、輿地志略に「寺邊庄は元洞庄と云へる由載せたり。寺邊は今の石山村に當り、地理の狀亦古の別都にかなふに似たり。保良と洞とは同じ、蓋し舊宮を西大寺に附せられ、後國分寺と爲る(地名辭書)とぞ。

蕃良 ホラ ハラ

1 蕃良宿禰 承和四年十二月紀に「近江國入左衛門少志賀(定)當頼、左衛門少

志錦部村主栗麻呂、國中少目錦部忌寸人勝、大政官史生大友村主弟繼等に、姓を蕃良宿禰と賜ふ。當頼の先は後漢獻帝苗裔也」と見ゆ。一本には春良に作る、春良、志賀等の條參照。

2 蕃良朝臣 百濟族にして、葛井宿禰の後也。承和元年十月紀に「右京人陰陽寮允正六位上葛井宿禰石雄、兵部省少録正六位上同姓結川に、姓を蕃良朝臣と賜ふ」とある後也。後貞觀六年に菅野朝臣姓を賜ふ。本系は百濟國貴須より出づる也」と註せり。

洞 ホラ 前條參照。その他、山城、河内、駿河等に此の地名存す。

1 荒木田姓 伊勢外宮の祠官にして、又蓬萊氏と云ふ。蓬萊條を見よ。

2 筑前の洞氏 怡土郡洞村より起る。谷楯神社の祭祀を掌る。

洞内 ホラウチ 陸奥に此の地名あり。

洞尾 ホラヲ

洞上 ホラカミ

洞口 ホラクテ 武藏に此の氏存す。

洞外 ホラゲ 常陸に洞下の地あり。

洞澤 ホラサハ

洞庭 ホラニハ ホラバ

洞派 ホラマタ

堀 ホリ 攝津、相摸、丹波、周防等に此の地名存す、その他、至る所にあるべし。

1 大神姓 大和守陀那の豪族、赤垣氏系譜に「因幡守景安—軌則(堀大膳允)」と載せたり。

2 吉野の堀氏 大和吉野郡の豪族にして、殊に賀名生の堀氏は吉野八旗八庄司の一にして、賀名生村和田に據る。後醍醐帝加名生臨幸の際、藤太郎信増・館を以つて皇居と爲し奉る。その子孫小次郎・永祿年中此地に威を奮へり。吉野舊事記に「堀大膳大夫信増(在加名生牛郷)、人皇九十五代後醍醐帝・初めて加名生谷に臨幸の時、則ち和田村に孤山あり、三方は小河回帶して崖岸甚だ尖也。堀士・此の山を以つて行宮を營まん」とす。先づ堀藤太郎信増の館を以つて皇居と爲し奉り、宮成りて移り住み給ふ也。孫太郎を召し、勅して旗を賜ひ、亦從四位下大膳大夫に任ぜらる。帝の吉野山に遷幸し給ふや、孫太郎・遂に隨つて戦功あり。其の子孫小次郎、爰に人皇百七代正親町院の御宇永祿年中なり。其後天正年中、當國住人堀井藤隆・吉野へ亂入す、此の時

度々戦功あり、天正九年七月七日、鳥尾にて、高井の爲に戦死す。其の子孫、今に和田村に堀又右衛門某と云ふ者あり。小次郎より四代の孫也。即ち又左衛門の家は、加名生皇居の室地也。帝より拜領の御品。堀氏代々今に至るまで相傳す。加名生の行宮にて人々歌よみ侍る中に、冷泉入道前右大臣・わすれめや、御垣に近き丹生川の、流れにうきてくたる秋露」と。又吉野山志に「堀氏の宅、並に善藏院の故址は和田村にあり」と。皇居たりし善藏院故址に「鐘あり、徑一尺五寸五分、河内國高福寺、康永元年八月、勳進人祐實」と勅し、楠正成・河州より獻ずと傳ふ。又堀氏の家の旗、小次郎の甲冑等も藏せり(大和志料)。又云ふ「後村上帝皇居、附河野城・吉野山志に黒瀬村にあり、土俗黒木の御所と稱す。村中に帝・賜ふ處の錦の籠とて藏するものあり、亦堀氏を稱せり」と。二帝の行宮址につきては説多きも此には略す。

此の堀氏は國民郷土記に「河野平城・堀源兵衛」と載せ、又「河野堀源兵衛(加名生村云々)」と見ゆるものにして事跡詳からず(大和志料)と云ふ。

3 清和源氏頼光流 藤原分族に「堀光五世孫深田三郎光重—諸院頭頼重—堀三郎、皇居宮侍長—頼時(九條左府勾當)—時綱」と載せ、また「頼時の第三郎重胤—太郎重綱」と見ゆ。此の後裔と稱する者、江戸幕臣に一家あり。釘拔、瓜を家紋とす。又中興系圖に「堀・清和源氏、深栖三郎光重男三郎頼重・之を稱す」と云ふと、「堀・清和源氏、頼重末流三郎頼重・之を稱す」との二を載せ、寛政系譜に「又兵衛重清—堀七郎重信—源之助高政」等を擧ぐ。

4 攝津の堀氏 鳥下郡茨木町の古家に在り、その他にも多し。

5 河内の堀氏 長祿寛正記に「酒匂、堀、片岡、龍泉孫次郎」と、島山條參照。

6 鴨鶴主 下鴨社の社家也。神裔と稱す。

7 伊勢の堀氏 當國の豪族にして、源平盛衰記に「伊勢の國住人堀六郎貞保、同七郎貞俊」等見ゆ。又後世、朝明郡西野堡は堀氏居守」と(三國地志)。

8 近江の堀氏 當國の豪族にして、第二十三項堀氏の裔と云ひ、論は敢流あり。

9 佐々木系圖に「井源大家實—次郎家綱—長綱(堀源太)—範綱(源次郎)—範定(源二郎)、弟定繼(七郎)」と見ゆ。

10 同上六角流、これも近江の豪族にして、佐々木系圖に「堀部四郎氏綱—時綱(堀

越後守と號す。江州北堀の祖」と見ゆ。
第八項參照。

11 秀郷流藤原姓 泉氏の族にして、これ
も近江發祥と云ふ。泉大夫俊宗の子俊成・
堀藤太と稱す。其の裔也と。

12 近江菅姓 家紋・萬字、梅輪内、三龜
甲、丸に萬字、淺井郡堀村より出で、古
人の後胤堀政・堀監物と稱す。監物は堀
村の士なりと。但し疑あり。又審臣備左
衛門直好(丸に釘抜、梅)、三郎右衛門直
政(上總介忠輝家臣)等、皆此の族なり
とぞ。又蒲生郡史に「堀氏は野部村に住
す。北比都佐村三十坪、青木清水の上に
堀殿屋敷の名存す」と見ゆ。

13 新庄氏流 これも近江發祥にて、江戸
幕臣に在り。初め新庄と稱し、後に堀、
寛政系譜に「遠江守秀基(次郎)は坂田郡
北庄堀に居住、信長に仕ふ。後同郡蒲菜
城に住す。その男石見守存村―因幡守秀
信(實は新庄駿河守直頼三男、關ヶ原四
軍、後に千五百石)―甚五兵衛秀嵩―市
之丞秀景」と見ゆ。家紋左藤巴、龜甲。
14 利仁流藤原姓 齊藤氏の族にして、尊
皇分派に「利仁―叙用―加賀介吉備―同
系祖―郡中權守則高―能登介(守)―助忠

―權大夫則秀―季高(號堀權大夫)―資職
(使、左衛門尉)―能隆(弟資信(左兵衛)、
弟資家)と載せ、又中興系圖に「堀・藤
原、内藤苗、越中權守則高・之を稱す」
と。又美濃に「利仁將軍八代孫堀權大夫
季高」の裔と云ふあり。次項を見よ。

15 美濃の堀氏 久太郎秀政を出して有名
なるも、出自については種々の説あり。
一に菅原姓と稱す、これにつき新撰志は
「堀、前田などの家が、梅鉢の紋を付く
るも、齊藤が一家親族をりし故とぞ。然
るを此等の氏人を菅原姓とするは、後世
の誤也」と。

次に後世は、一般に前項の族と稱し、堀
權大夫季高の裔と云ひ、系圖に「掃部大
夫利秀―同利房(六介)―掃部大夫秀重
(太郎左衛門)―久太郎秀政(菊千代、秀
吉に仕、越前北庄十八萬八千石を領す)―
秀治(越後春日山四十五萬石を領す)―
忠俊(罪ありて領土沒收)と。家紋三龜
甲、抱淨瀧、抱裏荷。

秀政は豐盛に堀久太郎、太閤記、志津嶽
陣に「一番堀久太郎」と。また天正十一年
城主定に「江州佐和山城・羽柴久太郎(後
堀左衛門尉)と。また北庄村史(秀郷傳位)

など見え、多聞院日記に堀久太郎、秀吉
譜に堀秀政、居多神社寄進狀に堀久太郎
など見ゆ。又美濃厚見郡西郡城(西郡村)
は堀久太郎左衛門秀重の祖父、掃部大夫
住し、齊藤秀龍に屬すと云ふ。

その略歴は藩翰譜に「堀左衛門督藤原秀
治は、利仁將軍八代の孫、堀權大夫秀高
が末孫、故左衛門督秀政が男なり。初め
美濃國の住人堀掃部大夫某、齊藤山城入
道道三に屬し、西郡の地を領し、一方の
大將たり。其の子掃部大夫某、其の子太
郎左衛門尉秀重、これ秀政が父なりけり。
秀政初め久太郎と申して機田殿に仕ふ、
智謀勇才拔群なりしかば、近江國長濱の
城を賜ふ。近江坂田郡五千石を領し、越
前一向の徒叛きし時、秀政馳向ひ、伯父
掃部の子を以て本願寺の弟子となし、法
主の命を以て門徒に諭せしかば、門徒
忽に降服す。其の後、秀吉に隨ひ參らせ、
天正十一年、同國佐和山の城を賜ひ、又
羽柴の號を許され、左衛門督になさる。

同十三年、越前國を賜ひ、北庄に移る。
二十九萬八千五百石、此の内、秀政自ら
領する所は十八萬八千五百石なり。寄附
の大名は村上岡守義明、六萬六千石、溝

日伯守秀、萬石を賜ふ。其の
傳説して、天正十八年、關白、相摸の北
條を討れし時、一方の大將にて攻め下り
(遊軍の惣大將にて、多くの大名従ひし
なり)、忽に病して、五月二十七日早川
口にて卒す、年三十八、惜まぬ者こそな
かりけれ。柳生世馬守宗矩の物語に「此
の時、宗矩も細川支藩允興元の手につ
て攻め下る。秀政の卒せし時、高き人も
歎しき者も、をしき人といひき。世の人、
名人左衛門と名づく、天下の指南しても
越度あるまじき人なり」と。これ天下を
も知らせたき人なりといふ言葉なり、此
の人の弟を多賀出雲守といふ云々と。
秀政に男子三人あり、嫡男は左衛門督秀
治、二男美作守親良、三男を近藤信濃守
政成といふ。秀治・父に繼ぎて、四位の
侍従、兼左衛門督、慶長三年四月二日、
越後國を賜ひ、春日山の城に移り、四十
五萬石、此の内、村上・九萬石、溝口・
六萬石を給ひし也。

春日山は上杉條參照。又同郡福島城(有
田村福島)は慶長十二年堀左衛門督忠俊
(秀治の子)副封の始め、春日山の舊領
を繼ぎて更築したる所也。又同郡直峰城
に「堀左衛門守則高、後、又菅原資職
玉堂城は秀政二男親良、四萬石の居所、
又監物直政の次男直寄は、魚沼郡坂戸城
にて、秀吉より一萬石、秀治より四萬石
を賜ふ。又同郡高山城には、堀秀治入部
の時、其の族將監居る。越後一揆の際小
倉主膳に加勢し討死す。又監物直政は蒲
原郡三條城五萬石を賜ふ。又秀治伯父將
監は慶長三年、古志郡高山城を抜く。
慶長五年、上杉征伐の時、秀治・越後に
在りて上杉勢を防ぎ、同十一年、三十二
歳にして卒す。其男久太郎、十二歳にし
て家を繼ぎ、元服して越後守忠俊と名の
り、家康の外孫、本多美濃守忠政の姪を
妻とせしが、家人堀監物直清、丹後守直
寄の兄弟・相争ひ、直寄・兄がために讒
せられ、慶長十四年、關東に參り、駿河
に越きて愁訴す。よりに家康・慶長十五
年閏二月二日、直清、直寄を駿河に召し
罪を決するに、越後守忠俊・書を以つて、
直清が訟を助く。家康・直清を罪し、忠
俊も座して、奥州岩城に流され、鳥居左
京亮忠政に預けられ、直清は出羽最上出
羽守義光に預けらる。元和七年十二月、
忠俊年二十六にて死し、其の子七郎兵衛

秀俊は前田氏の仕ふ。
秀重の次男、秀政の弟宗助秀種は多賀氏
を繼ぎ、出雲守に任ぜられ、秀吉に仕へ
て大和宇陀郡二萬石を領せしも、關ヶ原
の役、西軍に黨して大津城を攻む。亂後
除封、後加賀に移る。
16 菅原姓 前項秀政の次男美作守菅原親
良(吉千代、彌太郎、秀家)は菅原姓を
稱す。初め越後の國藏王の城を領して、
四萬石、此の内一萬石は家人近藤織部重
勝・領せしと云ふ。慶長七年、兄秀治の
二男鶴千代を襲うて所領を譲り、都に上
り住みしが、鶴千代・程なく卒して所領
沒收さる。されど、同十一年、親良・下
野國真岡の地を賜ひ(一萬石、又一萬二
千石)、其の後また美濃の國にて五千石加
封、寛永四年、下野の國烏山城に移り、二
萬八千三百石餘。同十四年五月十三日に
卒、五十八歳。嫡男美作守親昌・家を繼
ぎ、弟等・所領を分つ(二男孫太郎親智
に三千石、三男三太郎親泰に二千石。延
寶元年七月十六日、六十八歳にて卒、其
の子周防守親良・繼ぐ。
寛政系譜、及び武鑑に「親良―鶴千世(實
は秀治二男、三萬石を領せしも嗣なく没

收(弟實は嫡子)美作守親昌(又七郎)——周防守親貞——美作守親常(實は近衛繼部長子)——石見守親賢(大和守)——若狹守親庸——第大和守親藏——大和守親長(右兵衛尉)——河内守親忠——第大和守親民——第大和守親賢——兵庫頭親義——石見守親廣——親篤と見ゆ。信濃飯田二萬石(後一萬五千石、明治一萬四千石)。現今子爵。



飯田 堀

此の流が菅原姓となりしは、母姓を冒すと云ふ。又親賢の室は津輕信政の女、經史に通じ、又節女として名あり。

17 土浦堀家 秀重の三男、秀政の弟利重は左馬助、伊賀守、東市正、八千石、慶長十九年家康に退けられしも、元和元年、常陸土浦一萬石を賜ひ、寛永十年四千石加封、十五年四月卒。その男一對馬守利長(越中守、利昌)——市正通周(彌太郎、實は天方主馬供通長男、常陸土浦、一萬二千石を領せしも嗣なく没收)——弟主俊

利雄(三千石)——民部利之——内藏助利躬——大學利記——主税長尙——にして、二千三百石、寄合衆也。

18 清和源氏新波氏族 尾張發祥にして、新波氏の族、民部少輔滿種が苗裔、奥田三右衛門の後と云ふ。寛永系圖に、その男「七郎五郎——三右衛門直政——監物直次(直清)——弟丹後守直寄」と。直寄・越後村上十萬石を領す。家紋釘抜。

寛政早譜には「新波治部大輔義將——修理大夫義種——民部少輔滿種(左衛門佐)——民部大輔持種、弟源三郎氏種(尾張中島郡奥田城住、奥田を稱す。文明十一年八月二日死、六十七、道仙)——源三郎氏英(或は氏春、永正元年十月七日死、六十二、道念)——民部直種(三右衛門、利種、永正十六年三月二十二日死、道權)——三右衛門秀種(初め三郎滿長、或は滿利、實は新波三郎政敏の男、即ち民部大輔持種の曾孫、左兵衛督義敏の孫。奥田に住し、後美濃國西郡に移り、近江にて戦功あり。弘治三年九月五日死、五十四、道有)——七郎五郎直純(利直、西郡のさ、屋敷に小城を構へ、五百貫文、元龜二年九月二十二日死、道有、是は通稱大大夫

女)——三右衛門直政(監物、秀政の從弟、その手に屬し、藤原氏となり、堀を稱す)と。

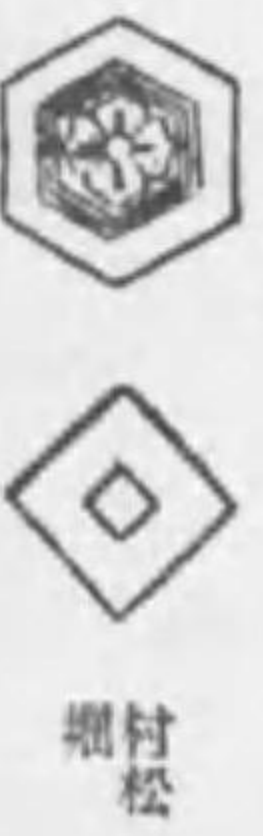
又藩翰譜に「丹後守藤原直寄は、監物直政が男なり。直政・尾張國の住人にて、織田殿に屬し、元の名は奥田とぞ申ける。堀久太郎秀政が從弟なれば(七郎五郎直純・堀掃部が女を妻として、直政を生む)、秀政が手に附けられ、度々の高名世に顯はる。或る説に、直政は新波民部少輔滿種の後、尾州奥田といふ所を領せしより、奥田とは名のりたり。其の後、美濃の國に移つて、西郡に住す。直政が祖奥田三右衛門某、父同七郎五郎某、當國鷺山の合戦に、無双の大力道家孫次郎を討つて、世には惡七郎五郎と名づく。直政・伊賀國龜田の城に先驅し、勢州峯の城にして、山岡道阿彌と槍を合す。其の餘、長篠、山崎、志津岳等、所々の高名、擧げて數ふるに暇あらずといふ。秀吉關白の時に至つて、越前の國を以つて秀政に賜ひ、直政をして堀と名のらす(此時源氏を改めて、藤原氏と稱すといふ)と見ゆ。又尾張志に「中島郡奥田村の土堀監物直政、もと奥田氏にして、三左衛門、奥田

七郎五郎直政(直寄)と云ふ、越後石船津寛永十二年轉札に「村上城主堀丹後太守源朝臣直寄」と見ゆ。直政は、秀政の子秀治・越後に移りし時、三條の城を守りて、五萬石を領し、秀政が女を賜ひて、雅樂助直清を設く、主人の外孫なれば世嗣とし、三十郎直寄は、兄なれど次男とす。直寄・幼より秀吉に仕へ、慶長三年、秀治の越後を給ひし時、丹後守に任せられ、かの國の目代になされ、坂戸の城を領し、秀吉より一萬石、秀治より一萬石を與へ、合せて二萬石を領す。同五年、關ヶ原の役、當國は元上杉が領せし國なれば、其の催促に従ひ、所々に賊徒起りて、下倉の城をせむ。直寄これを討ち、又四日市の賊を討つ。同十一年、秀治卒して越後守忠俊繼ぎ、十三年、直政死して、嫡男雅樂助直清・父に繼いで監物と名のりしが、直寄と兄弟の間睦じからず。父亡くなりて後、相論の事起り、十五年、幕府の裁決にて、直清・敗れ、直寄は信濃國飯山城二萬石を賜ふ。

明十六年、一萬石加封、大坂夏の役、道明寺の戦に敵を破り、明元和二年、越後

本庄城八萬石を領す、十萬石の役に服す。六十一歳にて、寛永十六年六月二十九日卒。嫡子兵部大輔直次、二十九歳にて寛永十五年七月十五日、父に先立ち、その子千之助直定・嫡孫を以つて、家を繼ぎしが、寛永十九年三月二日、七歳にして卒し、家絶ゆ。

19 村松堀家 前項直寄の二男丹後守直時。父が卒せし時、其の所領を分與され、越後村松地三萬石を領し、寛永十九年十二月叙爵、明二十年二月二十九日卒、二十七歳。一説には千之助直定卒して家絶えしかば、直時に三萬石を給ひしと云ふ。其の男丹後守直吉・家を繼ぎ、延寶四年十月二十五日、四十歳にて卒し、男左京亮直利つぐ。その後は「直利——左京亮直爲(直治、直長)——丹後守直義(丹波守)——(親負直泰、弟丹波守直教(左京亮)——左京亮直方(直泰の男)——丹後守直廣(直庸)——弟丹波守直央(丹後守)——丹波守直休——從弟左京亮直賢」——直弘にして、越後村松三萬石。



村松 堀

明言に至り、奥田氏に復し、現今子爵元統武鑑には「二重の十字形」を紋とし後万字となる。

20 須坂堀家 直政の二男淡路守直重は信濃の國須坂一萬石を賜ひ、其の子「淡路守直升——肥前守直朝——長門守直矩(直佑)——淡路守直英(同姓左京亮直良弟)——長門守長寛(八五郎)——淡路守直堅(圖書)——弟長門守直郷——内藏頭直皓(實は立出雲守種周弟)——淡路守直興——弟内藏守直格——長門守直武(中務少輔)——弟内藏頭直茂」——直明にして、信濃須坂、一萬石。奥田氏、現今子爵。



須坂 堀

21 椎谷堀家 直政の五男式部少輔直之(主計助)は大坂の戦に功あり、寛永の初め、始めて寺社奉行職となり、(堀市正利重と共に)、越後國村松の地一萬石を領す。其の男式部少輔直景は寛永八年九月町奉行職、寛永八年十月十日入道して宗三と號す。その男「飛騨守直良——式部少輔直宥(直虎、直勝)——飛騨守直央——弟近江守直恒(逸江守)——式部少輔直善(出羽守直

央男)一弟飛騨守直喜一犬勝亮直著(實は長門守直寛弟)一備前守直寛一弟式部少輔著朝一近江守直起(實は松平和泉守兼寛弟)一筑後守直温(實は松平上總介齊政弟)一近江守直哉(實は水野和泉守忠光二男)一出雲守之敏一右京亮之美(にして、鶴後権谷一萬石。奥田氏、現今子爵。



椎谷 堀

凡そ此の流、堀氏・寛政系譜に二十二家を収め、武鑑に「堀三左衛門直從(千五百石、家紋釘抜)、堀喜内、三六郎(千三百石家紋〇)、堀能登守、彈正(千三百石、家紋丸に釘抜)」等見ゆ。又伊豆守利堅の男織部正利源は箱館奉行となり、又外交の任に當りて功多し。

22 参河の堀氏 磐海郡の名族にして、二葉松等に「堀の内城・城主堀小三郎也。古屋敷・浅井六之介」など見ゆ。

21 伊豆の堀氏 當國の豪族にして、頼朝の幕府創立に功あり。平家物語に堀太郎親経を載せ、卷十一に「飛騨三郎左衛門親経が打つ太刀に、伊勢三郎親盛、あ

ぶなら見えけるを、隣の船より堀太郎親経。能引いて兵と放ち、三郎左衛門が疼む處に組で伏し、堀が郎等、首を取る」と。又源平盛衰記に「堀藤次親家(伊豆國)・堀太郎を収め、又堀太郎親弘又東鑑、治承四年八月十七日條に堀藤次親家、二十日條に「堀藤次親宗(家)、同平四郎助政」等見ゆ。その他、卷一、三、十、十一、十五、十七に堀藤次親家、一、十一に堀平四郎助政、四、五に堀太郎景光、五、十三に堀藤太、十、二十五に堀四郎等を載せ、その後、太平記卷三十一に堀兵衛助、見ゆ。

24 相摸の堀氏 翁草に鎌倉武士の所領として、「三千町・堀九郎近忠、千町(相州の内)・堀太郎經高、千町(相摸)・堀佐助經次」等を載せたりと、他に假置なし。又後世、小田原北條家臣に此の氏あり、第三十一項参照。

25 武蔵の堀氏 北條家臣に和泉あり、鉢形城士也。その他に多し。

26 桓武平氏千葉氏族 原氏の庶流にして、家紋九曜、左三巴、瓜に菊。津輕出羽守信満家臣左衛門堀氏、その男堀十郎氏格

(江戸幕臣)等、寛政系譜に見ゆ。

27 下野の堀氏 翁草に「一萬石(下野の内)・堀太郎正義」とあれど詳かならず。

28 能登の堀氏 三州志、鳳至郡甲山堡條に「又一跡の城か高と云ふには、堀伊賀守居たりと相傳ふ。伊賀・何人なりしやしらず」と。

29 越中の堀氏 佐々成政家臣に堀典八郎あり。

30 加賀の堀氏 第十五項参照。又前田家々臣に堀才之助あり、宇津呂條参照。又加賀藩給帳に「参百石(紋丸内遠慮羽)堀牛藏、五百石(紋同)堀緒作、参百石(紋同)堀忠左衛門、百五十石(紋同)堀與八郎、参百参拾石(紋三龜甲)堀爲平、百五十石(紋同)堀小左近、貳百石(紋丸内龜甲内花菱、外百石加増)堀牛左衛門、百五十石(紋三龜甲)堀義馬、四百五十石(紋龜甲内花菱)堀信左衛門、貳百石(紋五本櫓)堀六郎兵衛、拾人扶持(紋龜甲内花菱)堀周庵、百石(紋萬)堀續、拾五人扶持(紋五本櫓)堀新之丞、参拾五石(外七人扶持)堀忠左衛門、貳百貳拾石(紋花菱、外に八月五拾石加増)堀學之

31 日下部姓 越前の堀氏にして、天智天皇の後裔と稱す、朝倉氏と同族也。次項氏も此の流か。又後世、小田原北條氏に仕ふるものあり。その男山三郎勝政(九郎兵衛)は土井利勝に仕へて功多し、その男政之、その男正尚、その男子九兵衛政長(同藩藩生重長の次子)、皆名あり。その男九郎兵衛正禮は學深く、父に次いで大夫と爲り執政、その男山三郎政徳も亦文武に秀づ。

32 越前の堀氏 前項、及び第十四項参照。朝倉家重臣にて、浅井氏が織田信長と戦ひし時、朝倉家士堀基助は、久保田勘十郎、平泉寺兼徒玉泉坊と共に、浅井家の援兵として、浅井郡芝山城に籠籠りしといふ。又秀康編給帳に「二百五十石堀次郎右衛門」等見ゆ。

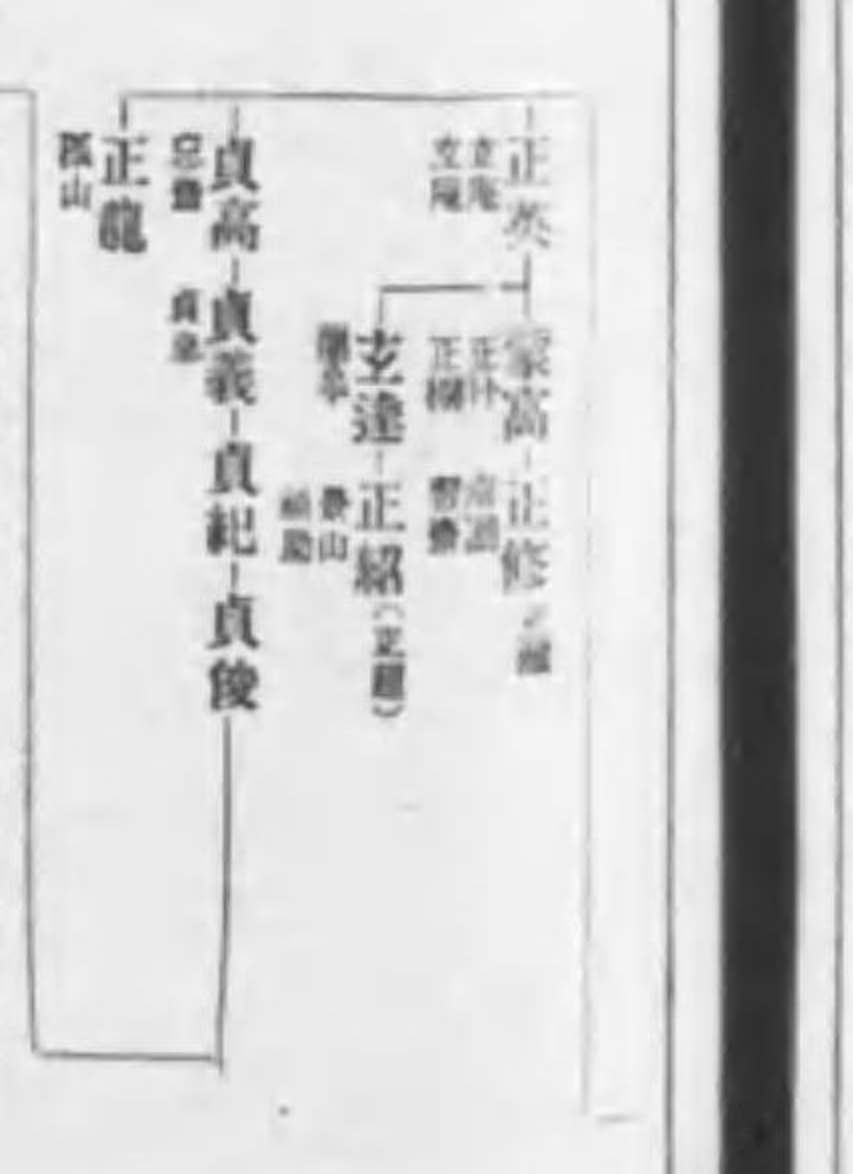
33 丹波の堀氏 天田郡の豪族にして、大内城(大内村)は堀氏の居城也と云ふ。この堀氏は先祖を堀左京亮貞政と云ひ、その二十九代堀上總進貞次は大永年中の人なりと。又大内村に堀右衛門あり、大串條參照。又冰上郡に在りて丹波志に「堀氏・太田村東と云ふ所に、古家也。安永三

年より三百九十七年以前、惠日寺開山入寺境内に谷川あり、是を穿ち替へ、東に河を付け、保美堀氏を賜ふと云ふ」と載せ、又「堀氏、子孫舉田村、先祖は佐野高見ヶ城に籠る、仁木氏の臣なり」と。34 播磨の堀氏 上月記、康正二年大和守智郡氏向ふ人數着到に堀兵庫助、見ゆ。又赤松家風條々の事に「當方御年寄・堀」を載せたり。

35 備前の堀氏 第三項頼時の裔と稱す。堀氏系圖に「堀三郎頼重二十世孫亦兵衛重清・紀伊に住し、寛文八年段」と。その男亦有衛門重政一堀七郎重信一源之助高政(武藏)一堀七郎義高一堀五郎義信一榮次郎重度一堀七郎重幸一由藏(出雲、大福氏)なりとぞ。由藏氏は寺院綜覽を編す。

35 美作の堀氏 東作志に「後鳥羽院御宇の銀治、建久年中の人、堀坂住と銘す。或は朝忠同人と云ふ、亦忠貞とも」と載せ、又眞庭郡垂水邑の名族に此の氏あり。

37 安藝の堀氏 浅野藩儒に堀正章(正意)あり、杏庵、杏隱等と號す、近江の人、醫師也。藤原俊高に學び四天王の稱あり。武家系圖を著はす。その後は「杏庵」



38 御神本氏族 石見の豪族、福屋氏の族にして、市木因幡守家宗の男小太郎重利、堀氏を稱す、櫻尾城主也。石見志に「邑智郡市木村櫻尾城主因幡入道家督・福屋家景二男家宗、その男堀小太郎重利・永藤二年重利・毛利の爲に市木三板に敗られ城中に死す」と。

39 土佐の堀氏 當國の名族也。天正十六年文書に堀與平、また香宗我部家臣に堀與平・見ゆ。

40 紀伊の堀氏 當國に多し。續風土記、那賀郡東野村舊家に「地土堀權之丞・明神の座の上頭なり。今屋敷の前に堀あり、古は城なりしといふ。大和國賀名生村の堀氏と由緒ありとぞ。おもふに彼地より

此地に移り来れるならむ。後醍醐天皇。此の家に臨幸ありなどいひ傳ふれども、何れの時とも舊記傳はらず。おもふに大和にての事を傳へたるならむ。今家に傳ふる所、古き旗拜吹散あり、菊の紋を付けたり。又津田監物の砲術の書五巻を藏む」と。

また湯之本村の地土に堀源左衛門、又神田村地土に堀源兵衛あり。

41 堀源氏 もと堀江氏なり。堀安藝守、伊豆守、勘解由等、皆立花家臣にして、越後入道東雲は道雪の家老第二座也。又「立花願之助名代堀真後守」など記録に見ゆ。ホリエ條参照。

42 少貳氏族 少貳系圖に「經實—真實(加茂左衛門尉)—經基(城又次郎)—經勢(堀三郎、延文四年大原に於いて討死)」とあり。

43 筑後の堀氏 正安中、青木堀主堀右京進あり。開基帳に「青木村老松宮、正安二年、領主堀右京進勳請」と見ゆ。又高良山永祿十二年文書に堀右京亮、筑後領主附に「門戸の士、堀氏」を収め、又町野系圖に「問註所三郎兵衛政連の妹(堀水原右衛門)」など見ゆ。

44 肥前の堀氏 有馬家重臣にして、貴澄花押文書に堀兵部少輔を載せ、又有馬世譜に足利直冬感状等、多くの文書を藏すとあり。

又大村藩にもありて、士系録に藤原姓とし、香取、河上、田時等の諸氏に分ると。

45 雜載 その他、甲州武田家臣に堀無手右衛門・武勇にて名高し、又信濃村上家臣に堀金大夫貞則(加藤氏)・兵法刀槍に秀づ。又徳川時代、延岡内藤藩年寄、新發田藩口藩家老、麻生新庄藩用人、福山阿部藩年寄、大垣戸田藩用人、鶴岡酒井藩重臣、大洲加藤藩用人、丸岡有馬藩重臣、高松松平藩重臣、津輕藩城代、尾崎松平藩重臣、岸和田岡部藩重臣、宇都宮戸田藩番頭、出石仙石藩年寄、龜山松平藩用人、肥後細川藩重臣等に此の氏見ゆ(武鑑)。殊に細川藩執政堀平太左衛門(勝名)完)は藩主重賢を助けて治績多く、又學深し。字を君紳と云ひ、寛政五年に歿す。

又田中藩知行制帳に「三百石堀小源太」を載せ、又増山正利事實に堀勘解由、正藏事實に堀準人、上總町村誌に「市原郡八幡宿飯香岡八幡神社に堀飛騨守米穀寄進云々」、又會津小川半右衛門文書に「堀

父堀氏」を載せ、嵯川古文書に「堀宗三母はじゆいんのあねの娘なり」と。又田原族譜に「泉越前守直定の弟秀信は堀石見守孝村養子」など見えたり。

又狩野派畫家に堀守保あり、兼道と號し、又佐州役人附に「藤原姓、堀園右衛門」を擧ぐ。又福岡藩堀伊内の養子六郎義則(大野喜右衛門の男)は勤王家として名あり、贈正五位。又長州の士堀綱四郎敬忠も勤王の志士、甲子の變に戦死す。又歸江藩堀隆太、堀其七等見えたり。又常陸茨城の人堀秀成(琴倉)は、幕末、明治時代、國學者として其の名甚だ高く、又書家に堀新右衛門、讃岐大川郡三本松に堀氏、その他、攝津、河内、山城、越後、豊前、豊後、甲斐、陸奥等に多く、又讃岐の士に堀源太左衛門あり、民谷條を見よ。

保利 ホリ 文安年中御番帳に保利帶刀左衛門尉を載せ、武藏にも存す。

堀合 ホリアヒ 堀井 ホリキ 佐々木氏族 京都北野社々家にして、御馬所兼御殿侍也。宇多帝皇子敦實親王十二代孫源實朝後裔と稱す。

2 大和の堀井氏 堀下郡の名義、堀井氏奥方に堀井支番・見ゆ。

3 備後の堀井氏 當國の豪族にして、藤藩通志に「堀井次郎右衛門宅址は宮内村にあり。墟壁の跡をも遺せり」と。

4 雜載 その他、堀尾山城守給帳に「貳百石堀井清兵衛」を載せ、又農學者に堀井好信、衣裳繪師に堀井軒あり。又近江膳所藩石山の人堀井胤吉は名工、皇室の御用を承はる。又鯖江藩に堀井清江、攝津、山城、石見、豊前、岩盤、武藏等に存す。

堀池 ホリイケ

1 清和源氏小笠原氏族 跡部重員の子中左衛門・堀池と稱す、其の裔なりとぞ。

2 近江の堀池氏 傳へ云ふ、佐々木定綱配下の將に堀池八郎定員ありたりと。

3 美濃の堀池氏 天正中、堀池備中守、其の子新之丞等ありて、惟斐郡梅斐城に據りしが、稻葉長道の攻むる所となりて、近江に奔る。新撰志、大野郡三輪村古城跡條に「堀池備中守・天正のはじめまで在城す。齋藤道三が時、越前の朝倉勢と北山杉原にて小合戦したり由、名細記に記しるせり。又堀池新之丞は天正の始頃、茲

に傳り。岩名を千代丸といふ。當村三輪明神天正五年の棟札に見ゆ。新之丞の妻は稻葉一鏡の末女にて雙なりしかども一鏡・此の城を攻め取りければ、堀池は近江國に退く。稻葉侍従貞通は、天正十一年の頃、父一鏡・秀吉公の不審を蒙り、安八郡曾根の城を退きし時、貞通は此の城に移り、後郡上郡八幡の城に移る。など載せたり。加納、稻葉等の條参照。

4 丹波の堀池氏 丹波志に「堀池氏・子孫歌谷村。古家三株の内、今孫右衛門一軒、古三株の内、一家は上藤氏・子孫無く、右の三家は平氏亂後、此所に住むと云ふ」とあり。

5 讃岐の堀池氏 當國の豪族にして、全譜史に「備前山城は備前村に在り、堀池利部少輔・之に居る」と。

6 伊豫の堀池氏 豫章記に堀池雅樂助を載せたり、南朝方の士也。

7 肥前の堀池氏 大村藩の舊臣に在りて、士系録に「正暦五年、直澄公・始めて大村に入る時、隨從七士の一也。蓋し采地を藤津郡内に賜ふて給士となる也」と載せ、又大村記に、堀池云々七人が大村家祖に從ひて入國したる事見ゆ。

堀家 ホリイヘ

堀内 ホリウチ ホリノウチ 遠江、駿河、伊豆、甲斐、相模、武藏、常陸、磐城、岩代、陸前、羽前、丹波、紀伊等に此の地名あり。もと城堡、巨宅の在りし地なれば、他にも多かるべし。

1 藤原姓熊野別當族 紀州熊野の豪族にして、初め佐野に住みしが、長祿の頃、今の新宮町字井野地の西、全龍寺の地に營を構ふ。同り五町餘、四方に濠を掘りて城となし、堀の東にも猶ほ其の屋敷跡ありて、東西一丁の外に岩あり。是の地に城構をなすに及び、人呼んで堀の内殿と云ひ、遂に氏となすと云ふ。

家傳に「左大臣實賴公の苗裔、實方中將の末葉教眞を堀内と稱す。後白河院の御宇に、はじめて熊野別當職に補せらる。教眞・源爲義の娘立田原姫を娶り、その後、爲義・教眞と對面の時、殊切といふ叙を教眞にあたふ。その後、治承年中に、教眞が嫡子別當堀増・この叙を判官義經にかへしあたふ。氏虎はその裔なり」(寛永系圖)と載せ、「氏虎—氏善(熊千代、安房、先祖より累代熊野新宮の別當職たり云々)、弟氏弘(若狭、慶長年録に

歸降して、新宮七上綱の内と稱し、本領を安堵す。關ヶ原の役に石田三成に與し、元和元年、肥後熊本にて加藤清正の御預となり死す」と載せ、洲藤氏は「氏善(氏吉)は氏虎の次子なり、幼名熊千代、久壽若丸と稱す。天文十八年新宮城に生る、弘治二年有馬河内守忠吉の養子となりしが、氏虎の嫡子宮内少輔氏高、天正二年家を繼ぎ、幾くもなく死し、子なき故、新宮に歸り堀内氏を繼ぐ。當時、新宮近邊を手に入れたれども、那智沙崎の坊、色川・未だ隙はず。よりて氏善・末子道慶を實方院へ婿入りさせ、天正二年二月より、邸の坊へ攻め掛けて度々合戦有り、色川と邸の坊とは互に加勢して防守せしが、同年四月晦日、濱の宮勝山城落城に及び、邸の坊重盛は討死す。されど色川一族は郷中七箇村に申すに及ばず、高田三箇村、小口組なる大山村、四村、東村、鎌塚村、畷畑村、北ノ川村、及び小河の組なる小案川、鳥ヶ野、赤木を切り従へ、威勢堂々たり。安房守氏善・進んで色川をも幕下に従へんと機を見て攻撃する事屢々なれども、色川の總大將上裏兵部盛直(清水氏)よく防ぎ、安房守の末子那智

實方院・安房守と一處になり、色川へ侵入しける時、色川勢之を鳴瀬城に防ぎ、その後も屢々堀内勢を破りて、終に堀内の麾下に屬せざりき。次に三鬼城は三木浦(南平裏郡)にありて、三鬼新八郎の居城なり。天正の初め、堀内氏・舟師を率ゐて攻む、互に一勝一敗あり。時に志州島羽城主九鬼大隅守・舟師を率ゐて新八郎を援け、木本莊司、井上村、河上等を討取る。これによりて堀内氏陣を退けしが、後新八郎・大隅守と不和となり、大隅守退陣せしにより、三鬼城守り難く、新八郎は和州北山に逃れ、三鬼氏亡びて後、堀内氏の居城となる。中世治亂記、三木城攻めの條に「今年の夏、勢州に合戦有りて國中騒動す。其の故を尋ぬるに、勢州度會郡に赤羽新之丞といふ富者あり、堀は武勇ある男にて、先年より北島信雄の味方に屬して度々忠勳を抽でけるが、天正四年六月に信雄へ申し、加藤甚五郎と心を合せて、熊野三木城に押寄せて火急にこそは賣たりける。此城は新宮堀内安房守が持城にて、番兵を入れ置きたりしかども、軍不意に起りければ城無き隙に落ちて行たれば、甚

五郎移り居たり。三木城の落人共、新宮に逃れ來りて然々と語る、安房守大に怒り兵を催し、三鬼城を取返さんと用意したり。新宮、九鬼、小和瀬、鬼ノ木など云ふ熊野侍ども渠に與力し、彼の輩觸れ遣しける程に、熊野侍共悉く蜂起して、其の勢既に二千餘人、頓に三鬼城へ押寄せ四方の嶮嶺を傳ひ、谷峯を登て、城中に忍入つて夜討にこそはしたりけれ、大將甚五郎・虎口に死を連れて長島城にぞ逃籠りけり」と。又「加藤甚五郎は堀内安房守の爲めに三木城を攻落され、虎口の死を連れ長島城にぞ籠りける。堀内申けるは、軍の利は勝に乗て過ぐるを追ふに如かずと、安房守大將として、新宮熊野衆相率いて、其の勢三千五百人、二手に分れ、山手船手よりぞ押寄せける。加藤甚五郎・大に敗れ、城兵終に落行けり。抑も今度新宮熊野の輩が謀反して、長島を賣め取る事は、新宮城主堀内安房守の所爲なりと、初めの程は披露ありしかども、實は堀内の心一の所業にあらず、前の國司中納言具敷の勤めとぞ聞ゆる」と。その後、天正五年二月、信長兵五千馮を

率ひ、討賢、越前を攻む。岩屋城高山貞政・熊野に逃る。毛利輝元・雜賀征伐を開き、書を堀内に贈り、雜賀に助力せん事を請む。隆景花押狀に「堀内人々御中」と。天正十三年秀吉公南征に及び、堀内安房守・兵を和歌山に發し、新宮城の嶮に據り居せざりしが、四月七日終に和を乞ひ、新宮二萬七千石を安堵せられ、天正十八年小田原城攻の時、軍忠あり。文祿元年高麗の役に、船手大將桑山小傳治・紀州和歌浦より出船、同船手大將堀内安房守・新宮の湊を發船す。和田勘之丞頼國、色川兵太夫盛秋、小山石見守、及び同介之進、小山助之丞隆重、曾根彈正新吉、世古傳左衛門、同慶十郎、同嘉兵衛、同作左衛門、仲新兵衛、高瓦帶刀家盛、三浦平六兵衛、尾呂志傳兵衛守仁、引士治左衛門、子向井治郎、小淵宗兵衛、同宗左衛門、濱田吉祥等、其の勢三千五百餘騎、文祿元年三月二十八日、加藤左馬介善明、甥同權七善雄と堀内の被官濱田吉祥坊と竹島に於て先陣を諍ふ。慶長五年九月、關ヶ原の役、氏善・四軍に與し、九鬼大隅守高隆は氏善の妻の父なるの緣故により、高隆を説て借に四軍に

置せしめ、自ら島羽城に入りて之を保つ。子息堀内若狭守を大將として、同右衛門兵衛、一族宇殿藤助、楠嘉兵衛、湊百太郎、桑地五郎左衛門、石垣將監、長田正政所、和田藏人、西岡之介、東太郎左衛門等、其の勢三百五十騎・新宮を進發し、關ヶ原に四軍の敗るゝや、家康・雜賀の桑山一晴、有田の石垣將監の兩人、及び參周見、安宅、三箇の小山、古座の小山、高川原、玉置、相川、色川等、熊野御朱印の衆・堀内征伐を仰付く。されど堀内は源家の舊家にて、代々神職の家なれば、死を許され、領地を沒收、加藤清正に縁者あれば肥後熊本城に預けられ、慶長二十乙卯年四月十日、熊本城に没す」と。氏善の被官(千石以上)、堀内右衛門兵衛(氏善の庶子、後に藤堂大學頭の嫡婿たるの緣故により藤堂家に仕へ、祿二千石を食む)、長田正政(家老、新宮權現の大宮司、後新宮城主淺野右近大夫に屬し、大阪の役泉州櫻井にて塙圍右衛門が首を捕る)、鶴殿藤助(堀内主水の一族、高倉帝の後胤千代丸の後なり。大阪落城の朝、主水と共に天壽院を守護し、其の功により鶴殿村千五百石朱印頂戴)、楠嘉兵衛良

清(補正成の後藤正秀四世の嫡流なり。後江戸に出で補不傳と稱し、兵學を教授す)、尾呂志傳兵衛守仁(藤堂大學頭にて知行八百石)、太地五郎左衛門長頼(朝比奈三郎美秀の裔、土井大炊頭に於て知行七百石)、中周防守(淺野家に屬し、尾鷲、矢の濱知行)、色川兵太夫盛秋(色川左兵衛佐盛定・藤綱に要害を構へ、代々居住す。盛秋は四代の裔なり。後水野に仕ふ)、小山助之進(小山秀朝の弟新左衛門實隆の後なり)、小山助之丞隆重(實隆の弟經幸の子孫、富田の莊に居る。八代石見守・後に式部大輔と改む、隆重は其の子)、永田主殿(永田治兵衛弟にて、淺野因幡守に仕へ五百石)、水田與左衛門(藤堂大學頭に仕へ五百石)、その他は百姓に成れりと云ふ。5 末裔 續風土記に「氏善の子を若狭守行朝といふ。淺野家に屬し五百石を領す、大坂の役に弟主膳と共に大坂に籠城し、落城の後浪人して熊野に歸り、又和州に盤居す。弟主水は柳營の士となり、主膳は安房守、有馬に歸り、封初・庫米を賜ひ、命ありて、有馬を堀内と改め、代々木

本浦に住せしむ。又氏善の庶子に右衛門と云ふあり、藤堂家に仕へ、二千石を領すと。氏善の被官に、尾呂志傳兵衛、永田次平、榮次郎左衛門、大地五郎左衛門等ありと。その他は新宮、有馬、輪殿、九鬼、洲脇等の條を見よ。主水の後は寛政系譜に「氏久(氏定、主人、五百石)―久大夫氏衛(九兵衛)―弟甚右衛門氏成」と見ゆ。

6 居城 新宮條を見よ。その他、横風土記に「佐野村和田森城蹟は村の午未の方であり、堀内安房守の營なり」と。尾鷲郷「林浦古城址は寛文記に、仲新八郎。此の山に城を構へ、堀内安房守の爲に父子討死す」と、詳細は仲條を見よ。又大野庄「大里村京城跡、慶長五年、堀内安房守・新宮より落ちて、暫く茲に住し、夫より肥後に行く」と。又「淺里村古城跡、或は堀内安房守の爲に落城す」といひ、川關村「蚤城跡は堀内安房守、社僧清水門善坊を責めし時の營なり」、「口有馬村古城跡・堀内安房守・築く處なり。修造全からざる内、關ヶ原の亂ありて事廢す」など見ゆ。

又井關村石倉山城は堀内安房守・門善坊を責めし時の營にして、田浦内村鎌ヶ原

城は天正年中、新宮堀内氏慶、色川郷を略す時、色川氏・此の城を築き、堀内安房守、其の子新十郎を破るなど多し。

7 北紀の堀内氏 伊都郡雷草村の地土に堀内與十郎あり。又日前國懸社青侍祝部に堀内氏、源姓と稱す。又天正十二年名草郡豪士衆列連書に「堀内與六、堀内左助」など見ゆ。

8 大和の堀内氏 吉野郡下市町龍王城に據る。吉野舊事記に「堀内某(堀内は羽林中將實方公の裔)」と見え、大和志に「龍王城・堀内大炊介の據る所」と載せたり。實方は熊野別當一族の祖なれば、若し此の氏・實方の裔なりとせば、熊野の堀内氏と同族なるべし。又北市次郎與力に堀内源内あり。

9 賀茂姓 上賀茂社の社家にして神裔と稱す。又下鴨社使部にも此の氏あり。

10 伊勢の堀内氏 鈴鹿郡原城に據りし豪族にして、三國地志に「峯氏家臣堀内帶刀居守」と載せ、名勝志に「原城址は原村畑ヶ田に在り。天正中、堀内帶刀居守、十一年瀬川儀大夫に與みして峯城に據る。同城陥るの後、本城又陥り、十二年同本下野守宗憲の與力となり、再び本城

に居りしも、後詳かならず」(木村舊記)と。

11 舟木氏族 これも伊勢の名族にて、舟木系圖に「兵部少輔光頼(孫九郎遺跡、本田氏)―堀内次郎左衛門光重(小名號舟木次郎四郎、永正年中、神戸具盛の與力に屬し、始めて堀内と號す)―女子(次郎右衛門妻)、次に堀内次郎右衛門尉光口(光重の兄舟木三郎左衛門光經の二男、光重の養子、神戸與力)―重光(父・岐草城を去るの後、織田信雄に奉ず)」と見ゆ。重光の姉は井上氏の妻、妹は市場某の妻也。

12 清和源氏武田氏族 甲斐の名族にして、遠見清光の男光長の子基義を祖とすと云ふ。上曾根村堀内より起る。巨摩郡大八田村深草城主に堀内下總守、其の次に主稅助、宮内左衛門等見ゆ。此の族か。又會津家臣に在りて、その文書に「甲州河東内二貫五百文事」云々と。

又久明親王裔と傳ふるあり、堀内氏云ふ「東山梨郡八幡村舊堀之内村に、堀内の苗氏を名乗る者、現今十斗有り。苗氏かけ所として、貴船神、又貴船觀音堂跡同所に有り。年々正月二十日を例祭とし

て馬有る家は馬を引いて警備す」と。又後屋敷に存し、八代郡にもあり。又堀内氏の壇形寺は等々力山萬福寺と云ひ、京都西本願寺別院にて有名なり。又傳説には堀之内村は昔し三百年前頃、洪水山崩れの爲、流地せりと言傳へたりと。

13 仁科氏族 僧叢の豪族にして、繪川親元記、寛正六年の條に「仁科方(御狀、野依主計・之を奉ず。御同名堀内七郎殿知行分、矢原庄池田堀堀内の事、彼の伯父若狭入道殿・押領に依り、既に流宰の由に候」と。仁科條參照。

14 清和源氏里見氏族 下野國足利郡堀内大御堂の所在地より起るか。里見系圖に「里見備後守家兼―時兼(號堀内)」と見え、寛政系譜に此の後裔と云ふ者、一家見ゆ。家紋丸に横三引。又諸家系圖纂に「家兼―利部少輔家基―義實、弟家氏(堀内兵部少輔、兄家實と共に房州に渡り、所々にて働き、白濱に居す」と載せ、又新田族譜に家基の弟「滿氏(本持家、二耶、兵部少輔、後に堀内と號す)」と擧げ、又義實の弟「又二耶家氏(堀内兵部少輔)」とあり。次項參照。

15 上總の堀内氏 里見家の重臣にして、

前項と同族か。眞實家臣(堀内藏人)見存あり、結城より安房に移る、サトミ條に詳か也。又義實家臣に堀内新左衛門・見え、又町村志に「有吉營址は古蹟邑に在り。里見氏の臣堀内藏人・之に居ると、其の興廢詳ならず」と。藏人は鴻の臺敗軍の際、義弘を迎へて久留里城に入りし人也。

16 桓武平氏相馬氏族 磐城國相馬郡(行方郡)堀内邑より起るか。地理志料に「千葉系圖を按ずるに、相馬重胤の次子光胤・行方郡小高に疊して堀内氏と稱す。延元中、北畠顯家の陥る所となる、遺跡尙ほ存す」と。子孫相馬藩三家老の一也。

17 丹波の堀内氏 氷上郡に存し、丹波志に「堀ノ内氏・子孫與戸村與戸、古家六軒の内、今長右衛門」と見ゆ。室町時代の戦記、記録等に丹波堀内の事を多く載せたり、此の氏の事か、或は中川氏の事か、ナカガハ條參照。

18 大村氏族 肥前大村氏の重臣にして、士系錄に「大村(堀内)・徳純の三男純方(兼女正)―純次(山城守、文明六年、純伊公の時、老臣に列す)―純淳(太郎左衛門尉、實は純伊の九男)―純種(參河守、

宮村城主、永祿十二年反す」と載せ、一族に山田、浦等あり。

19 美作の堀内氏 猪股主正後の嫡男修理介唯正の二男・孫次郎正次は、父方の伯母にして、秀吉に仕へ居たりし堀内局(後尼、妙泉)の養子となり、堀内孫次郎正次と號し、備前宇喜多直家に仕ふ。正次の子久次郎正利は昔北郡高倉庄の押へとして、天正年間、此の地に來住す。慶長五年、宇喜多氏の滅亡の際、歸農し、後巡察使回國の時、此の家に休泊す、よりに本陣と稱す。正利の孫三郎右衛門忠正。寛永二年、森侯の大里正となり、三代相承けて後、三郎衛門に至り、森侯國除、松平侯の入國となり、切掛御米上納の埋掛となりたる爲め、各大庄屋と共に松平侯に嘆願せしも許されず。然るに三郎右衛門等は強いて之を請願したる爲め、元祿十二年三月二十七日、弟中庄屋四郎右衛門と共に缺所となりたり(名聞集)と云ふ。

20 雜載 凡そ堀内は城濠より起りし名なれば、その地の舊城主と關係深し、注意すべし。その他、高槻永井藩重臣、篠山青山藩家老等に見え(武鑑)、又薩摩の記

録に「堀の内治之章」あり、近衛條參照。又堀内信子(能久親王御母)、茶道人に堀内仙鶴(長生庵、化苗齋)、その男宗信(不寂齋)、その門宗心等、皆名あり。實水美作代官に堀内六郎兵衛、能登の社家、堀江藩に堀内極治、浪花の名族、播磨、備前、備中、尾張、美濃、三河、武藏、土佐、岩鷲等に存す。

堀江 和名抄、越前國坂井郡に堀江郷、餘月郷を收め、保里江と註す。又武藏に堀江庄、堀江郷、若狹、越中、阿波に堀江庄、その他、攝津、遠江、下總、讃岐、伊豫等、此の地名多し。

1 利仁流藤原性、越前の豪族にして、河口庄司齋藤氏の裔也と云ふ(次項參照)。氏は朝倉始末記に堀江七郎景重・見え、朝倉敏景に服従することを載せ、又富樫記に「越前國堀江を始めて、上意に應ひ、政親に合方す。政親は加賀國高尾の城に籠る」など見え、又堀江中務丞景忠あり、第三項參照。永祿年中に至り、堀江の一旗・朝倉義景に擊殺せられ、其の家退轉す。蘆原村大字番田に其の館址あり。又堀江城は堀江景經・榮く一など見ゆ。2 清和源氏新田氏族、越前國坂井郡堀江

郷より起る。前項と同族か。星合系圖には「堀江左衛門大夫義藤は、新田義顯六世の孫也。義顯に二子あり、嫡子は越前堀江に居り、二男は同國本庄に居る。故に嫡子は堀江と號す。義藤の祖父義賢、初めて勢州に到り、大河内親郷に仕ふ。爾れより大河内家臣となる」と云ひ、中興系圖に「堀江・清和源氏、新田越後守義顯の末葉」とあり。

3 加賀の堀江氏、第一項の族人にて、三州志に「江沼郡熊坂堡・壽永二年、平氏の後軍備せし處なり。其の後弘治元年、朝倉宗滴・賀賊を撃つとき、越前堀江中務丞景忠、此の熊坂堡を燒きて、山路より大聖寺へ攻入りしことあり」と。又諸國廢城考に「永祿十年、堀江景忠謀叛せし時、杉浦壹岐に黨して、江沼郡松山城に據る」と。又相野城は永祿中、堀江景忠の據る處なりと云ふ。

又三州志、江沼郡津葉堡條に「天正三年、阿閉淡路守、堀江中務丞の二人に、江沼能美十萬石を賜はる時、堀江・津葉の城代の由、當經譜に見ゆ。五年上杉謙信・御幸塚に陣して津葉を攻めて、月次右近國死し、堡陷る」と。北國軍譜に見ゆ」と

4 源姓、應仁私記に「堀江又太郎(源信郷)を擧げたり、第二項氏と同族か。

5 越後の堀江氏、頸城郡鮫が尾城は斐太村に在りて、一に鮫井城、宮内古城とも云ふ。天正中、堀江玄蕃居守し、上杉三郎景忠、此の城に入りて敗死す。

6 房總の堀江氏、鴻ノ臺戦記に義明方堀江氏を載せ、又相州兵亂記に「小弓勢の先陣堀江」など見ゆ。

7 武藏の堀江氏、中野の名族に在りて、新編風土記に「先祖は小田原北條家に仕へて小代官の役を勤めたる由、北條没落の後、此の地に來り住せしと云ふ。されど舊記等も失ひたれば、其の來歴を知らず。北條家よりの文書二通、及び豊臣家よりの禁制書一通、都合三通を所持すれば、舊家なる事疑なし」と。又大宮氷上社の社人に堀江氏ありて、藤原姓と云ひ、又上谷保村の名族に見え、又總社誌に「神人堀江」あり。

8 藤原北家持明院流、遠江國數智郡(濱名郡)堀江邑より起る。雄川親元記、寛正六年條に堀江孫右衛門尉、又家長手記に「堀江下野守(持明院の流業)」など多

し、オニサハ(一六一頁)、オニサカフチ(一七〇頁)、木寺等の條を見よ。

9 藤原南家工藤氏族、大河原氏裔にして、内藏助成春(伊豫、重藤、家康に仕ふ)に至りて、此の氏を稱す。家紋丸に河骨、竹雀、釘抜。「成春一牛七郎成定」等寛政系譜に見ゆ。

10 井伊氏族、これも遠江發祥にして、家傳に「井伊備中大夫共保十六代の孫井伊堀左馬之助玄休の後裔にして、五郎大夫に至りて、此の氏を稱す」と。その男源之丞成應・江戸幕府に仕ふ。家紋茶買、三笹丸。

11 美濃の堀江氏、當國の名族にて、堀江掃部などあり、又堀江備中守は天文天正の頃、樺蓼郡三輪城に據ると。堀池か、同條參照。

12 丹後の堀江氏、與謝郡宿野山城(小田宿野)は小倉筑前守の居守せし城なるが、同所より左の方にも城跡あり、こは堀江伊豫守の居城にして、伊豫守も小倉の一族かと云ふ。共に一色氏の幕下にして、筑前は天正十年九月、細川に攻められて死す。

13 村上源氏北島氏族、第三項氏を曾せしにて、伊勢星合氏の族也。星合系圖に「教具一政郷一教賢(堀江治部大輔・元藤方。母は堀江左衛門大夫義藤女。實は星合具種の子也。嫡子の外は星合を稱せず、故に母方の氏を用ひ、堀江と號す)。弟藤忠(堀江次郎兵衛尉)、弟藤勝(同久右衛門尉、法名宗林)、藤光(同忠兵衛尉)」等と見ゆ。星合條參照。

14 伊勢の堀江氏、前項參照。又藤堂高吉家臣に堀江市兵衛政次あり。

15 嵯峨源氏、筑後國將士軍談に「其の先、嵯峨天皇皇孫、左大臣源融が五代孫、渡邊源次綱の末孫也。近江國堀江庄に住し、因つて氏とす。其の裔、西國に下り、後に立花家の臣となる。堀江安藝守、其の子伊豆守、其次男勘解由・家を續ぐ。勘解由に二男一女あり、長子安右衛門、次を兵衛と云ふ。越後入道東雲は、道雪の家老第二座也」と。

16 河内の堀江氏、戰國の頃、佐々木義實の臣筑造義賢、若江城を攻め降して、堀江河内守時秀を城主とす。その後堀江河内守實遠等ありしと云ふ、若江條を見よ。

17 保田氏族、紀伊の豪族にして保田家四

20 鎮西の堀江氏 鎮西引付に「二番堀江佐渡房」を載せ、又第十五項參照。又筑後久留米十軒屋敷に堀江五左衛門、田中禮知行割領に「千四百石堀江源兵衛、番頭堀江源兵衛」を擧げ、又有馬家重臣、又大村藩に在りて、士系録に「平戸より大村に来る」と見ゆ。

21 雜載 丸岡有馬藩用人、玉井有馬藩重臣、岸和田岡部藩重臣、懸川太田藩用人、今治松平藩用人、唐所本多藩番頭、小田原大久保藩年寄等に存す(武鑑)。又京極殿給帳に「六百石堀江九左衛門」を載せ、熊本藩にも存し、又京師の書家に逸風堀江治部卿直、畫家に友聲堀江右膳(香三郎)豐信あり。又津山分限帳に「百石堀江源藏、六石三人扶持堀江多喜治等見ゆ。又常陸久米村の名族に堀江氏あり、小澤氏と共に、明和五年、藩に請ひ、更に幕府の許を得て、錢座を建つ。役夫四千人、鑛鑛二種(寛永通寶)を鑄造す。又陸前宮城郡木下白山村(志波産社)騎射置會的司に、堀江氏ありて、世々此の事を掌ると云ふ(封内風土記)。又伊勢、志摩、岩磐、美濃、上野、下野、駿河、濃河、

備中等にもあり。又江戸の金工に堀江彌十郎興成(二枝軒英後)等見ゆ。

堀尾 堀尾 山城に堀尾庄あり。他にもあるべし。高階氏族 堀尾系圖に「高階春宮亮業遠(丹波守)―天賦成章―筑前守成佐―列官代成經―伊豫守泰伸―近江守重仲(中宮大進)―若狹守泰重―大藏卿泰經(河内守、攝津守)―内藏頭經仲(常陸介、石見守)―修理大夫經雅―左衛門尉泰定、弟修理大夫邦經(大藏治部卿、尾州丹羽郡供御所村領主)―丹波守泰繼(右兵衛佐、春宮亮、右衛門佐、治部卿、尾州供御所領主、弟に遠江守重經あり)―忠明(從四位下、右兵衛佐、貞治應安の比、尾州供御所領主、弟邦範は母美作守藤實の女と見ゆ)―忠繼(從五位下、左京大夫)―忠泰(從五位下、大膳大夫、義重武衛に仕へて忠功あり。始めて堀尾大膳大夫と號す)―泰國(一に泰邦、從五位下、民部少甫、美濃權守)―忠邦(從五位下、民部少甫)―泰吉(小太郎)―泰政(小字與太郎、堀尾中務大府、織田源正忠平信秀に仕ふ)―泰六(與太郎)―泰晴(一に泰時、

小字彌助、一に吉久に作る、堀尾中務卿。邦經より代々、尾州供御所の領主也。信長公・伊勢を征する時、泰時が一家の者三人・勢州に入り、一人は頓死、二人は行處を知らざれば、大いに驚き泰晴、弟修理亮方泰を便して、太神宮神職土屋大夫に懇りて、太神宮に祈り奉り、神免の圖を賜ひ、初めて參詣を遂げ、己降子孫・參宮を作す。泰晴は永正十三年丙子に生れ、慶長四年己亥濱松に卒す、歳八十三。弟方泰は堀尾修理亮と稱す)―吉晴(一に可晴、小字堀尾小太郎、茂介、帶刀先生、從四位下、秀吉公に事へ、一世の軍功・勝けて計略く、東照君に奉仕して、出雲隱岐の兩州を下し給ふ。慶長十五年庚戌六月十七日卒、法雲院殿前僧都松庭世相大居士と號す)―忠氏(小字堀尾彌助、信濃守、從四位下、出雲守。慶長九年甲辰八月四日卒、歳二十六、忠光寺殿前雲州太字天龍世球大居士と號す。弟堀尾金助は天正十八年庚寅、相州小田原にて戦死。妹は野々村河内守に嫁し、其の妹は石川主殿頭忠總、其の妹は堀尾因幡に嫁す)―忠晴(小字三介、堀尾山城守、侍從。母は前田德善院支法印の女。寛永十年

癸酉二月二十日卒、歳三十五、藤原實隆唯州太守高賢世有大居士と號す)―女子(石川源正少衛康勝に嫁す、母は典平美作守、忠昌の女)と。又吉晴の弟「氏光(堀尾掃部、弟は次郎介、其の妹は樽屋左衛門、其の妹は小島作右衛門、其の妹は生駒孫兵衛に嫁す)―氏信(堀尾修理)―氏朝(堀尾修理)、また氏信の弟氏安(堀尾丹下)―氏晴(堀尾外記)など見ゆ。寛政系譜には「泰政の時、堀尾を得す」と云ふ。吉晴は一に可晴に作る。秀吉に仕へて遠江濱松十二萬石を領し、中老の一人也。家紋抱負荷、注馬、六目結。藩始譜に「帶刀高階吉晴は武家補任には高階氏と記せり。或る人の云ふ、在原氏也と、いづれか實なる。尾張國上郡供御所の住人中務少輔吉久が男也」と。内藤氏云ふ「高階は誤る、在原氏を正し」とす。武家盛衰記には橋氏とす、亦誤る」と云へり。又藩始譜に「吉久・同人三十六人の内にして、上四郡の事を知行す。吉晴・童名は仁王丸、生年十六の春、夜軍のありし時、眞先かけて善き首一つ取てけり。人みな賢とも思はず。明る目岩倉の敵と

戦ふ。味方敵々に打ちあつて引返す。仁王丸一人、馬より下りて敵の方に向ひ立ち居たり。伯父修理亮これを見て大に驚き、など味方に後れぬらん、只とく引かへせと云ふ。されば若黨の山田がいまだ來らぬが怪しう候と答へて、遂に具して歸りしかば、さては昨夕の高名も疑ふ所もなかりけりと、人皆大に感じあへり。明れば十七歳の夏の頃、譽あげて茂助と名のり、秀吉朝臣の勤めに、織田殿に召され、頼て秀吉の手に屬せらる」と。太閤記に「羽黒の古城・御普請仰せ付けられ、堀尾茂助、山内猪右衛門尉、伊藤掃部助を安置かる」と。又安西軍策に堀尾茂助(茂介)など諸書に多く、又「丹羽郡御供所、堀尾吉晴」など見え、又尾張志に春日井郡「南外山城(南外山村)は里老堀尾孫助の居城也といふ。堀尾帶刀先生が同族なるべし」と。太閤記を著はせし小瀬甫庵は吉晴に仕へし人なれば、傳ふる所誤らず。又一に「吉晴童名仁王丸、小太郎と改めて秀吉朝臣に従ふ」と。吉晴は十六歳より軍して大小の戦に逢ふこと四十餘年が間、或は自ら先懸けし、

多くの敵を討ち、或は士卒を下知して、城を落し陣を破る。されども自ら其の功に誇る事を深く耻ぢて、子息にだにも定かには語らず。おのづから世に顯れたる高名二十二箇度、天正五年の秋、秀吉、播磨國を領せし時に、姫路の地一千五百石をわかち賜ふ。其の後丹波の國黒江の地に移り、三千五百石、同十一年五月、始めて若狹國高濱の城を賜ひ、一萬千石、又坂本の地に移り二萬石、同十三年七月、近江國佐和山城四萬石を賜ひ、同十八年秋、遠江國濱松の城に移り十二萬石を領し、秀吉薨去の年の七月、中老職となり、功多ければ、薨去後、慶長五年二月、豐臣家の仰として、越前の國府の城を賜ひ、六萬石の地を加へ、本領合せて十八萬石也。關原役、その子信濃守忠氏と共に功多ければ、戦後十一月、出雲隱岐兩國二十四萬石(一に二十三萬五千石餘)を領し、松江城を築く。忠氏・讓を受けて出雲守に任せられしが、同九年八月四日、二十七歳にて父に先立つて卒す。其の子小太郎・年わづかに六歳、父に繼ぐ。祖父吉晴・其の孫幼なれば、再び國務を沙汰

後には義貞の舎弟藤屋左衛門佐義助も住しけるとぞ。

後裔は新田族譜に「貞安(堀口三郎大夫、美濃國本巢郡奥村に住し、又金原に遷住)」

一三郎(掃部助、應永六年十一月十日、土岐詮直が隠謀の時、長森にて討死、三十四歳)一某(同次郎、兵部、弟貞治(同三郎左衛門、山岸滿頼に屬して、本巢郡奥谷に住す、長祿元年六月死、六十二歳)一某(兵部)一某(三郎右衛門)一貞興(孫三郎)弟某(將監、大野郡深根坂に住す、天文三年二月死、五十八歳)一貞正(同三郎、掃部助、齋藤道三に仕へ、弘治二年四月二十日、方縣郡鷺山にて戦死、五十一歳。弟を次郎左衛門と云ふ)一貞之(同三之丞、永祿十二年正月、山岸勘ヶ由左衛門尉貞秀の舉に依りて、明智光秀に仕へ、江州高島郡横谷にて二千五百石を領す。天正十年六月十三日山崎合戦討死、四十七歳)一貞通(同軍太、山崎合戦の時、年二十歳存命。弟甚八は中村式部少輔一氏に仕へ、慶長五年九月十四日、安八郡池尻にて討死、三十五歳)。

貞之弟貞春(三大夫、兄と同じく光秀に仕へ、江州高島郡古川にて千石を領す)。

して、宗義手記、大永六年三月三日(同日國の見附の國府堀越六郎守、先祖は伊豫守貞世、風雅玉葉作者、法名了俊の事)と見ゆ。直兼(堀越用山)に至つて、天文六年、今川義元の兵の爲に陥落し、同十五年より今川義元の領土となると云ふ。其の後、永祿十二年正月家康當城を奪ひ、新城を城の崎に築く。又三河物語、遠江衆に堀越氏を載せたり。

2 幕臣 前項の後に、寛政系譜に「佐渡守定久一伊豫守定吉一内匠定次(孫十郎)一市郎右衛門貞勝(定重)一同貞年」等を載せたり。家紋丸に引兩、五七花桐、丸に立波獅子島。

3 堀越公方 足利義教の子政知の後を云ふ。鎌倉大草紙に「京都より遠川殿・探題にて下向あり。武藏、相模の兵を集め、東の常陸・兩總州の兵共を下知しけれども、東國の兵共・猶ほ以つて成氏に背く者なし。いかさま京都公方の御子を一人、關東の主として御下向ありて、關東の公方と定め、彼の御下知にあらずば、關東治め難きよし諸家言上しける間、此の儀、尤もしかるべしとて、將軍家の御舎弟香殿院殿と申して、源僧にて天龍寺に御座

天正十年六月十四日、志賀郡坂本城にて、明智左馬助光俊の命に依り、濃州大野郡に歸り、深坂村に住す、文祿二年正月死、五十五歳)一某(次郎八)弟万作、其の第三郎右衛門(西尾豊後守光教に仕ふ)と見ゆ。

5 秀郷流藤原姓佐野氏族 船越六郎二道安の男左京元房・堀口と稱す。

6 越前の堀口氏 第三項に云へり。又亥山は延元の亂に新田氏の將堀口氏政の據れる所也。

7 加賀の堀口氏 江沼郡山代邑に堀口草也の第跡あり。

8 幸久氏族 又地理志料に「幸久系圖に佐分堀口四郎あり、太平記に堀口四郎行義なる者を載す。其の裔・今佐分利郷神時村に在り」と。

9 近江の堀口氏 第三項を見よ。太平記卷三十二に載せ、又堅田の泉福寺の舊記に「堀口掃部介の後胤、近江介は出家して明道僧都と號し、當山の住持たりし時、新田左中將の夫人勾當内侍、入水せしを以つて、土人と共に之を寺内に葬れり」と。

10 九州の堀口氏 太平記卷三十三に堀口

有けるを、長祿元年十二月十九日、二十三歳にて俗に返し申し、左馬頭政智と付け、上杉中務丞を上使と爲し、同治郡少輔政憲、南伊豫守、飯河内守、布施民部大夫、木戸三河守孝範等・御供にて、同月二十四日、伊豆國迄御下着有り、三島の大明神へ御參詣なり。彼の神前にをいて御元服有りけり」と見ゆ。

又一鎌倉には御所もなく、要害悉く敵地も近ければとて、伊豆の北條に堀越といふ所に、假に屋形をたて、伊豆國を知行せらる」とあり。

その滅亡は相州兵亂記に「伊勢新九郎入道は駿河の國司今川氏親へ仕へてけり。度々の戦功ありければ、今川殿・其の功を感じ、富士郡下方庄を給はりて、高國寺の城に在城す。長祿二年十月、菫山へ移りける。其の比、伊豆國は上杉の分國なりける。彼の高國寺より程近し、如何にもして伊豆の國を討ちとらばやと、宗瑞・常に思ひけるに、伊豆國に堀越の御所とて、公方をはします。此の御所は去る長祿二年、京公方義政の御弟政知の嫡・關東へ御下向あり、伊豆の國に御旗を立られたり。是を兼勝院殿と號す。

三郎を載せたり、第三項を見よ。これより前、鎮西要略に「建武元年、大友、菊池等、堀口の凶徒等を伐つ」と。又日向記に堀口彌左衛門尉を載せ、下つて田中藩知行割帳に「九十石堀口小平太」見ゆ。

11 雜載 多古松平藩側用人、西尾松平藩用人、高岡井上藩家老、米澤上杉藩附人等に見え(武鑑)、又杜若伊賀名所記に堀口彦左衛門、水戸家臣に堀口嘉内貞勝あり、涼天覺清流御法の祖也。又佐州役人附に「清和源氏堀口市大夫」を載せ、その他、攝津、伊勢、志摩、尾張等に存す。

堀越 ホリコシ 遠江、伊豆、下野、磐城、陸奥、越後等に此の地名存す。

1 清和源氏足利氏族 遠江國周智郡堀越邑より起る。尊卑分脈に「今川貞世一左京大夫貞臣一貞相一範將一六郎貞延(陸奥守)一貞基(堀越六郎)一六郎氏延」と載せ、今川記に「享祿五年、遠江國の横地、勝間田・峰起し、小夜中山口に合戦、一族堀越陸奥守・討死す」と見ゆ。

磐田郡堀城(磐田郡見附町)は御所道場と申川との中間にありて、南北二箇の郭を構ふ。堀人古城と云ふ。此の氏の居城に

其の御子、今の堀越の御所(成徳院殿と號す)是れ也。彼の御所の侍に外山豐前守、秋山新藏人と云へる忠功の士ありしを、倭人不敵の奸臣ら、彼が出頭をねたみ讒言しけるを、御所・御運の末にて御糺明もなく、二人の士を討ち給へば、家中の面々大きにさはぎ、各々心を置き合ひて、國中更に静かならず。

其の比、早雲・伊豆の國へ湯治して、此の有様を見聞きて、今や〜とたねらいしに、兩上杉の合戦・關東に際なかりしかば、伊豆は山内殿の分國なれば、國中の軍兵、并に御所侍ども、跡を拂つて關東へ發向す。殘る人々僅かなれば、早雲(宗瑞)大いに悦び、彼の七人の約束しける荒木、山中、大道寺以下六人の兵を招き、亦今川殿へも此の旨を申して、加勢を請ひ、則ち伊豆に發向す。御所方には俄の事なれば、たて籠るべき兵もなし。いかにと驚き玉ひ、則ち山林に引籠り玉ふ。

御所内の侍關戸播磨守と名乗つて、切て出で、しばし戦ひけるが、終に討死してけり。其の後堀越殿も叶はずして御自害ありしが、早雲・伊豆へ押し移りて北條に旗を立て菫山の城に在城し玉ふ」と

マ (ま)

マ	五五〇八	マア	五五〇八	マイ	五五〇八	マウ	五五〇八
マエ	(マエ)	マオ	(マオ)	マカ	五五〇八	マキ	五五〇八
マキ	五五〇三	マケ	五五〇三	マサ	五五〇七	マシ	五五〇七
マシ	五五〇五	マス	五五〇二	マセ	五五〇一	マチ	五五〇一
マチ	五五〇三	マツ	五五〇七	マテ	五五〇九	マニ	五五〇三
マニ	五五〇五	マヌ	五五〇三	マト	五五〇七	マヒ	五五〇五
マヒ	五五〇三	マフ	五五〇七	マネ	五五〇三	マビ	五五〇五
マビ	五五〇三	マム	(マン)	マヘ	五五〇八	マミ	五五〇三
マミ	五五〇三	マユ	五五〇三	マホ	五五〇九	マヤ	五五〇三
マヤ	五五〇三	マユ	五五〇三	マメ	五五〇三	マル	五五〇三
マル	五五〇三	マレ	五五〇三	マモ	五五〇三	マロ	五五〇三
				マリ	五五〇三	マワ	五五〇三

麻 マアサ條を見よ。

萬爲 マキ 清和源氏武田氏族 甲斐の豪族にして、尊卑分脈に「武田太郎信義—左兵尉有義—信義(萬爲二郎)—信宗(二郎太郎)—宗村(太郎)—又二郎行宗—二郎四郎宗景」と載せ、又信宗の弟に小二郎朝信、行宗の弟に六郎頼村、その男孫六行頼、頼村の第七郎定俊、その第十郎宗泰等を挙げ、又中興系圖に「萬爲・清和源氏、武田佐兵尉有義の男次郎信義・之を稱す」と云ひ、又一萬爲・清和、武田信義の男太郎信義・之を稱す」とあり。

萬井 マキ 信義に此の氏あり。

米澤 マイサハ ヨネサハ條を見よ。
眞石 マイシ マサゴ條を見よ。
眞板 マイタ 奥州津輕に此の地名あり、關係あるか。此の氏は中興系圖に「眞板・大中臣姓」と載せ、氏は東鑑卷三十五、三十七、四十一、四十二、四十三、四十五に眞板五郎次郎經朝、三十六に眞板次郎等見え、現今武蔵等に存す。
毎田 マイタ 太平記卷九に、毎田三郎あり、六波羅の士にして、近江番場に死す。蓮華寺通上幅三毎田三郎對弘、或とす。

米谷 マイタニ マイヤ ヨネタニ條を見よ。

眞泉 マイツミ 武藝に此の氏あり。

米原 マイハラ ヨネハラ、及びコメハラ條を見よ。

毎原 マイハラ 武蔵等に存す。

眞家 マイヘ 常陸國茨城郡(新治郡)眞家色より起る。藤原姓八田氏の旗本戸朝里の三子家里・此の地に在りて、眞家彦四郎と稱す。永徳三年五月、足利滿兼・之に眞壁源法寺郷を賜ふ。其の子朝雄・應永二十七年、佐々木鞍智入道性高の爲に、源法寺郷を收めらる。朝雄・鎌倉に訴へて、「亡父家里・小山の戦功を以つて、此の郷を賜りしより、今に喰んど四十年、罪なくして收めらるべきにあらず。還附を請ふ」と(眞家氏文書、系圖)。猶ほマヤ條を見よ。

毛甲 マウカフ 百濟族なり。姓氏録に毛甲姓加須流氣・見ゆ、小高條を見よ。

毛木 マウキ ケギ條を見よ。

望西 マウサイ 上總國望西郡望西より起る。望西は望多四郡の意也。この氏の事は馬來田、及び望東條を見よ。

望陀 マウタ 上總國に望陀郡ありて、末字大上註す。古代馬來田郷の地にして、中興

望東 望西の二郡となりし事あり。馬來田、及び望東、望西條を見よ。後世、日清役に望陀郡(大尉)あり、武蔵の人也。

望多 マウタ 和名抄、陸前國日理郡に望多郷あり。萬字多と註す。

大夫 マウチギミ 職名也、マヘツギミ條を見よ。

望東 マウトウ 上總國望東郡東部の意にして、望東郡の私稱あり。鎌倉圓覺寺應永二十六年の文書に「望東郡金田保」を載せ、又望東莊と見ゆ。頼朝・房總征服の際、當國の豪族に此の氏見え、源平盛衰記に「上總介廣常は、佐殿へ運參を恐れて、常國に井の北、井の南、鷹の北、鷹の南、マウ西、マウ東より始めて、國中の輩、背くをば打ち、隨ふをば相具して、一萬餘騎にて、下總國府に來る」と載せ、又長門本平家物語に「望西、望東、時藤、ホリクナ、ムサ、山べの者共、平家方人にして、強き輩をば、押寄せ押寄せ、是を討取る」云々とあり。

毛利 マウリ 相模國愛甲郡毛利庄より起る。この地は一に森に作り、東鑑、榮和元年正月十八日條に「相模國毛利庄住人印景を擧道となす。此の兩三年・南都に在り。彼の滅亡に依りて歸國云々」とあるを初め

とし、應永五年八月、將軍家、相模日岡山參詣條に「四幡前司(大江廣元)・下毛利庄に於いて、駄鶴を獻す」ともありて、大江廣元・此の庄を知りし、其の三子四郎將監季光に傳ふ。第三項を見よ。猶ほ之より前、平治物語に「陸奥六郎義隆は源義家の子にて、毛利冠者と稱したり」とも云ひ、又東鑑、治承四年八月に、毛利太郎景行、建保和田亂の時、毛利小太郎、同小次郎などを載せたり。

建久年中に至り、廣元・毛利庄を知りし、之を其の子四阿入道季光に譲り、季光・實治元年、三浦黨に與して自殺したれば、其の領庄の典奪も如何なりしか詳かならず。また五雜俎に此の庄の寺僧定心・四土へ渡り、宋朝嘉定八年に死せるを録し「相州行香縣上守郷元勝寺僧云々」とあり。下りて天正、慶長中の文書に多く森庄と云へり(新編相模風土記、地名辭書)と。

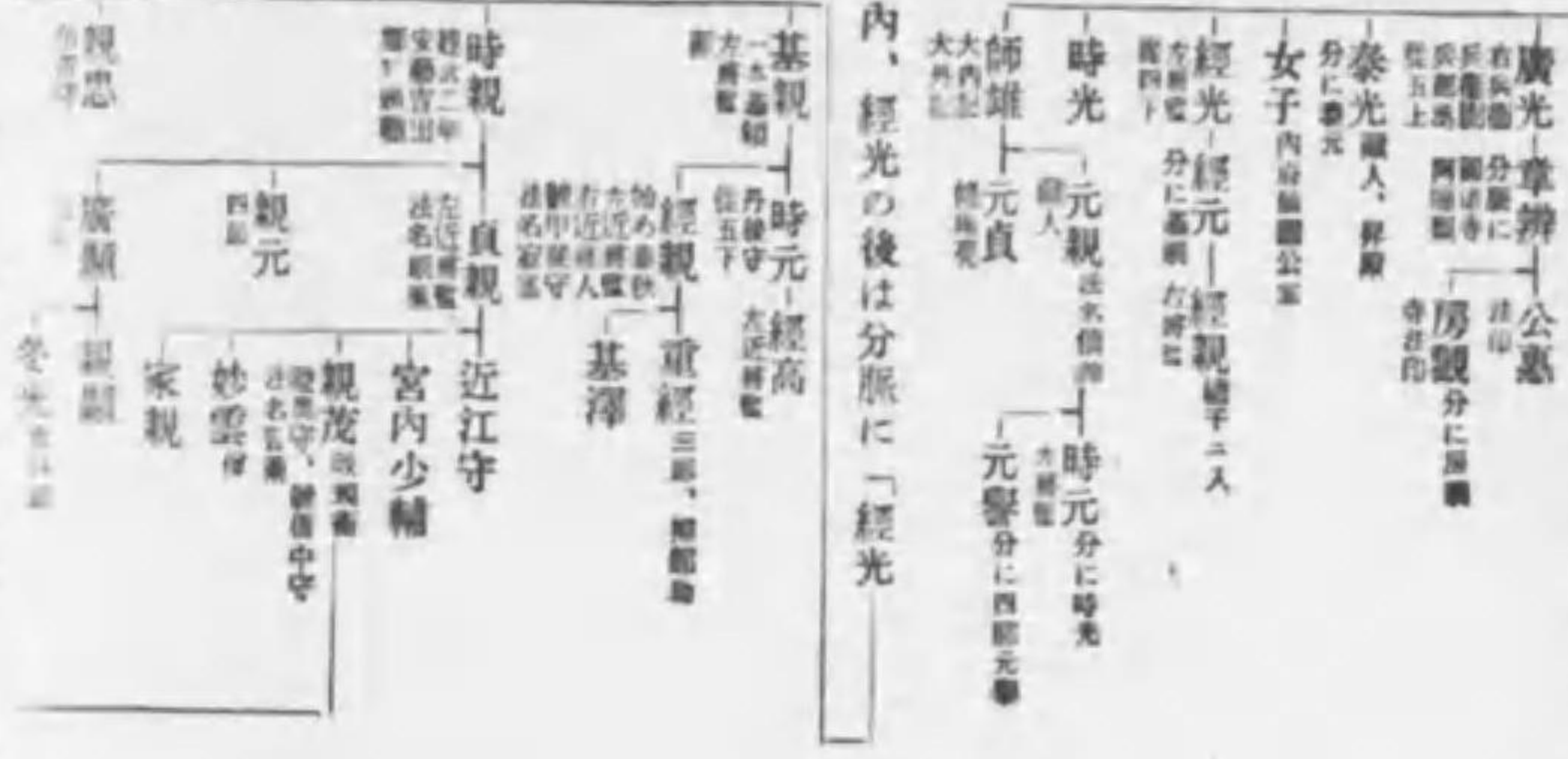
1 清和源氏義隆流 相模國毛利庄より起る。平治物語、卷三に「陸奥六郎義隆は相模の森を知りせられければ、森冠者と申しけり」と載せ、(卷二に討死の事あり)、一に毛利冠者に作り、東鑑卷四、元暦二年條に毛利冠者義隆、その子頼隆は

その子孫の稱號を見よ。又眞壁寺本毛利源六郎系圖に「義家(正四位下鎮守府將軍、八幡太郎と號す)、義高(義家第六男、近江國にて自害、毛利六郎と號す。清和天皇八代後胤)、義廣(毛利治部丞)、義昭(毛利越後守)、義輝(毛利左右衛門介)、義廣(毛利石見守、清和より第十二代)、廣繁(毛利左京進)、廣秀(毛利大明)、廣清(毛利源七郎)、廣明(毛利治部大夫)、廣範(毛利因幡守)、廣隆(毛利美濃守)、廣包(毛利甲斐守)、廣盛(毛利小三郎、清和より二十代)、毛利掃部介、毛利金右衛門」と載せ、中興系圖に源姓とあり。猶ほ第十一項を見よ。

2 平家黨 東鑑、治承四年八月條に「相模國住人毛利太郎景行云々以下、平家被官の輩、三千餘騎の精兵を率ゐて、石橋山邊に在り」と載せ、又卷二十一に「毛利人々、同小太郎、同小次郎、三十一に毛利太郎景行等見ゆ。後世、足柄郡久野村總世寺應永記録に大工毛利常吉あり。

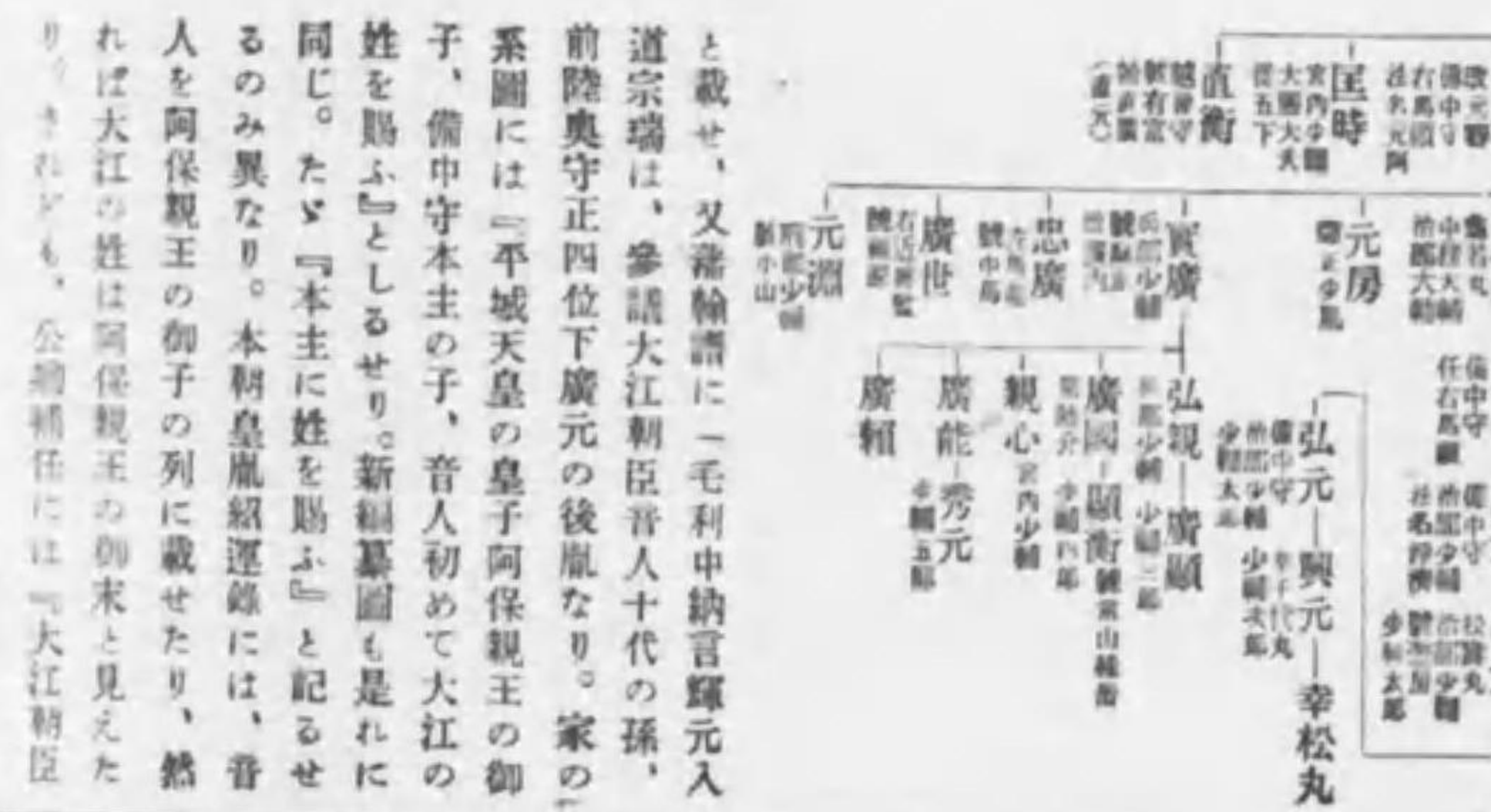
3 大江姓 相模國愛甲郡の毛利庄より起る。前に云へり。その系は大江氏系圖に「廣元—季光(毛利四郎、安木守、左近將

監。尊卑分脈には安藝介、法名四阿、號毛利入道、從五下、關東評定衆と。



内、經光の後は分脈に「經光

「親宗」了嚴正



と載せ、又藩論に「毛利中納言輝元入道宗瑞は、參謀大江朝臣晋人十代の孫、前陸奥守正四位下廣元の後胤なり。家の系圖には「平城天皇の皇子阿保親王の御子、備中守本主の子、晋人初めて大江の姓を賜ふ」としるせり。新編墓圖も是れに同じ。たゞ「本主に姓を賜ふ」と記せるのみ異なり。本朝皇胤紹運録には、晋人を阿保親王の御子の列に載せたり、然れば大江の姓は阿保親王の御末と見えたり。されども、公卿補任には「大江朝臣

晋人は備中介正六位上本主が男、先祖本姓は土師なり。延暦天子の外戚を以つて、改めて大枝となる。晋人に至つて、枝を改めて江となす。母は中臣氏、阿保親王の侍女云々」と。拾芥抄に「大江は右京の人土師の宿禰淨繼、大枝の朝臣の姓を賜ふ。貞觀八年三月二十二日、大江とす」と。此の二書に依れば、大江は、もと土師姓なり。新撰姓氏録に、土師は天穗日命十四世の孫、野見宿禰の後也とあり。されば大江の先は天穗日命より出で、平城天皇の御裔にはあらず。江談抄を見るに「管家は土師姓なれば子孫多けれども、官位至らず」とて、土師姓の事を語りては「事あり。江師・自ら土師の子孫たらんには、おのが先祖の事、かくはなどいひけん。公卿補任には「母は中臣氏、阿保親王の侍女」とあれば、もしくは晋人・實は親王の御子なるを、本主が子とせしにや、覺束なき事なり（大江條を見よ）。廣元・初め鎌倉右大將家の政所の別當となり、賴經の時に至つて、四代將軍の遺老、當代の有職にて、凡そ將軍家の例式、多くは此の人の猶み定めし所なり。廣元四男毛利左近將監季光（秀光）、始めて

安藝介に任ず。季光を安藝守とす。季元につくる。又毛利と名のる事、東鑑を按ずるに、廣元・相模國下毛利の庄を領せしと見ゆ、子息等初めて、かくは名のりしにや」と見ゆ。

又經光の男に左近大夫時光（因幡守、熱田大宮司）、政光、時親の子に眞繁あり。

4 氏人 承久記卷二に毛利の藏人入道、東鑑卷三十、三十一、三十二、三十四、三十七、三十八に毛利藏人大夫入道四阿、三十一に毛利左近藏人親光、三十二、三十三、三十四、三十五、三十七に毛利藏人經光、三十五、三十六、三十八に毛利兵衛大夫廣光、三十八に毛利吉祥丸、毛利文殊丸、毛利三郎藏人等見え、又毛利次郎藏人入道等あり。又淨土傳燈錄に「嘉祿の頃、毛利藏人大夫季光入道四阿（森入道四阿）あり、毛利庄飯山を領す」と。その他、大江、長井等の條參照。又太平記卷三に毛利丹後前司あり、その他は以下各項を見よ。

5 奥州の毛利氏 留守文書、徳治二年執權兼許狀に「毛利左近藏人親忠女子大江氏・留守家明代資有と陸奥國宮城郡岩切村を相論す」と、留守條を見よ。

6 武藏の毛利氏 第三項の族にして、三ツ星一の字を家紋とす。

7 越後の毛利氏 第三項季光の男經光・當國佐橋南庄を領す。分脈には「經光一時親（了禪、所謂越後國佐橋庄南條地頭職云々）一眞親一親茂一師親」と載せられたり。當國毛利氏は、時親の兄基親の子時元（丹波守）より出でたるが如し。其の子を經高と云ふ、左近將監なり。

北條村專稱寺過去帳には「元祖大業院殿慈阿彌院佛（元弘未二月十三日）、永和中、毛利宮内少輔入道沙彌道華（幸）、字是佛坊。二代蓮樂院知阿（永和元）、時元嫡子、丹後守治良、號左近大夫將監。三代唯心院圓阿（應永元）、治良嫡子、伊勢にて御當家味方討死、此の時石田小三郎、小俊紀四郎・始め討死す。四代普賢院覺阿（應永二十五）、丹後守長廣、續石大門輔、又平井殿と號す。五代祐元院朝阿（永享元）、芳洲東公。六代稱興院重阿（文明十一）、治部少輔廣榮。七代廣稱院其阿、丹後守重廣。八代淨泉院覺阿（文明十一）、丹後守廣榮。九代隨信院覺阿、安藝守輔廣。十代最勝院隨阿（大永四）、丹後守廣春。十一代東光院但阿（永正十）、

丹後守廣春。十一代東光院但阿（永正十）、

彌五郎廣廣、十二代文國院覺阿（天正七年二月二日）、大江景廣」と。

治良は經高と同人なるべし。また後に太萬之助あり、毛利丹後守に誘殺さる。又續石殿と云ひ、三島郡（刈羽郡）善根城（一に程平城、中續石村善根）に據りて、北條邑專稱寺を氏寺とす。柏崎領風土記に「此の寺、境内東西二百四十間、南北五十間。時宗にして北條山と云ひ、元弘元年、毛利丹後守大江時元の開基、時元十二代の孫景廣・萩田主馬に害せられ、毛利家廢絶に及んで後、衰微せしが、説賢と云ふ僧あり、享保二年再興す。

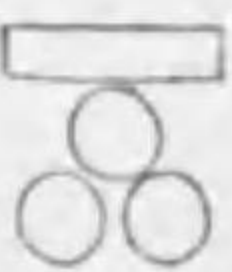
丹後守母儀は安藝守大膳太夫大江廣元の嫡女五條の局の嫡子なり（父は仔細有つて其の名を記さず）。彼の局に所領を譲り、因幡國一箇所、伊勢、備後、備前、播磨陰山庄、外に當國刈羽郡佐橋庄北條五箇村、此悉く局の御讓なり。毛利丹後前司守元と號す」と見ゆ。

又謙信配下城持大將衆に毛利上總守、また治亂記に「毛利安藝守が嫡子丹後守云々」と、北條條を見よ、又名寄に「善言の領主毛利太萬之助」云々、大井、及び平井條參照。

8 加賀の毛利氏 三州志、能美郡府崎堡條に「輕海堀二曲邑に在り。天正八年、勝家・毛利九郎兵衛を守將として、三戸田久次郎を副へ、兵三百七十餘を附與して、此の堡に置きけるに、九年賊起て堡を落し、毛利等之に死せしこと、北國太平記、機田記に見ゆ。蓋し別宮陷城と一時ならん」と。

9 信濃の毛利氏 一本大江系圖に「治部少輔豐元―少輔太郎弘元―信濃守豐忠(信濃國蘆澤庄を賜ふ)」と、アシサハ條を見よ。又伊那郡飯田城は機田家の臣毛利河内守・當城主となる。次に菅沼大膳亮、再度毛利河内守。文祿二年京極修理、小笠原兵部大夫元利、元年臨坂淡路守、寛文中堀美作守、堀氏相傳明治に至る(南信史料)と。此の毛利氏は第十三項を見よ

紋



一番 長井 番毛利
一番 竹藤 一番 萩

右の内、修理亮は第十八項毛利氏の族人也。又長倉追討記に「永井と那波は三星に一字にて、昔の因幡守廣元が末葉、毛利の一室にて、一品と云ふ字の表體也」と。その他、オホエ、ハギ等の條參照。

11 尾張源姓 此は前と異にして、第一項の族人也。中島郡石田村の名族にして、眞福寺文書に「永代賣渡し申す下地の事云々。延徳元年己酉十二月日、賣主石田郷毛利掃部助實忠」を載せ、又富士山大口鏡像銘に「願主富士山興法寺社之坊覺乘、尾州中島郡今崎郷に於いて此の尊を鑄奉る也。松本宥阿、禮那等毛利廣氏、並に明室等光大姉、稚稱野々村妙光、明應二年乙卯五月」など見ゆ。又鹽尻に「毛利掃部助、加賀井彌八郎兩人は中島大須庄北野村眞福寺の家老也。後秀吉に屬して朱印を賜ふ」と。此の毛利氏の系圖は第一項を見よ。又新撰美濃志に「毛利の家譜によれば、廣成は掃部令といひて、堀川親經の孫の女を娶と

し、元和二辰十二月十四日、八十四歳にて病死し、富林常翁居士と號す。其の子廣義は金右衛門といふ。是れ大須本の古系圖の終に金右衛門としたりたる人なり。廣義・難波實卵の御合戦に、御旗本に屬して、出陣す。元和のはじめ、名古屋に附屬し奉りて、世臣に列し、同五年十月十二日病死、四十五歳。その男掃部廣豐以下、代々八神の領主なり」と。石田より後に八神に移りし也。カガノキ條參照。

12 尾張源姓 尾張志に「中島郡花井方村の人伊勢守高政(藤原)は秀吉家人也。もと森氏勘八と云ふ、毛利輝元と兄弟の約をなし、毛利とす」と云ふ。第十五項を見よ。尾張志、また大須邑毛利氏をも載せたり。又これより前、信長家臣に毛利新八あり、桶狭間の役、今川義元を殺す。其他、アツタ、オホエ、ハギ等の條參照。13 新波氏族 これも尾張の毛利氏にして甲斐守毛利秀頼は一に新波三松の弟と云ふ。信長に仕へ、天正十年武田征伐の時、三月二十九日、信濃伊奈郡飯田城八萬石を賜ひしが、信長薨去によりて國に歸り、後秀吉に仕へて、天正十八年七月、再び伊那に封じられ、惣領と爲り、伊三傳

従上編で述べた計、文祿二年前卒、(一)に外孫京極修理大夫高知、遺跡を繼ぎ、十萬五千石を領す、京極條參照。14 美濃の毛利氏 第十一項參照。又山縣郡金山城(金山町)主に毛利左近あり、新撰志に「毛利左近・慶長五年まで住みしよし、名細記に見えたり」と。また毛利宮内等見ゆ。

15 佐々木氏族 一に藤原姓と云ふ。家傳に「佐々木六角大膳大夫滿綱の子備中守高久・三井出羽守藤原兼定の養子となり、近江愛智郡江庄に在りて、鮎江氏を稱號とし、六代の孫備前守定春・同庄内森邑に住して森氏と改め、伊勢守高政に至り毛利輝元の氏を冒して、毛利と云ふ」と。寛政系譜に「備中守高久(六郎)―備前守尚昌(初め高昌、左近將監)―出羽守義幾―相摸守爲定(三條大納言爲季男)―備前守定秀(又市郎)―備前守定春(助十郎)―第十郎左衛門政次(尾張菟安加住)―第九郎左衛門高次―民部大輔高政(伊勢守、勘八郎、豐後二萬石、友重)―攝津守高成(勘八郎)―伊勢守高直(市三郎、高尙)―安房守高重―駿河守高久(實は久留島信濃守通清男)―弟周防守高慶(高



佐伯 毛利

定、高知、一攝津守高直―周防守高直―和泉守高直(伊勢守)―美濃守高成(高明、岩之助)―出雲守高謙(榮之助)―安房守高泰―伊勢守高謙―高範にして、豐後佐伯二萬石を領す(明治一萬二千二百二十石)。現今子爵。家紋矢羽圖、鶴丸、五三桐。

16 伊勢の毛利氏 桑名郡の豪族にして、桑部城主也。三國地志に「桑部堡・按ずるに毛利次郎左衛門居守、後藤須賀氏居城となる」と。17 秦宿國姓 伏見稻荷社の社家、秦中家忌寸の後にして、上社禰宜也。森氏より別る、森條參照。18 因幡の毛利氏 鎌倉の初め大江廣元・當國の守護となりてより、子孫毛利を稱號として國內に威勢あり。下つて太平記卷三十二に毛利因幡守を載せ、又康正造内禮段錢引付に「拾貫文・毛利修理亮殿、

19 山崎の毛利氏 法美郡山崎城に據りし豪族にして、因幡志に「山崎村古城、元暦の初め因幡守たりし大江廣元の裔流にして、當國に十二代相續せり。其の支族みな毛利と號す。天文の比、毛利中將と云へるが、私部の一族毛利豐元の奸計に陥りて一朝に滅亡す。盛時は大草谷は勿論、邑美郡御山の邊までも、當家の領地たりき。當村百姓山崎氏は其の被官山崎勘解由左衛門、或は備後左衛門など云へる名ある人の末孫なり」と見ゆ。20 私部毛利家 八上郡(八東郡)私部郷市場城に據る。因幡志に「市場村古城・國侍毛利氏の草創にして、廣元の子孫、法美郡山崎の毛利氏と同流也。太平記、神南合戦山名師氏人數の内に、毛利因幡守とあるは、當家の先世か、山崎の毛利氏か。中古以來、山名氏の幕下に屬し、末に毛利豐後守(周防守)豐元(淨意)あり、私部の郷を領し、數代當城主たり。天文年中、毛利中將の領地を押領す。天正の初め、豐元・國の屋形(山名氏)と同じく藤州毛利に一味せり。よりて雲州浪人山

中鹿之助に攻め破られ、淨意入道・鳥取へつばみける。即ち當城には尼子源入り替りて之を守る。同三年、藝州より吉川元春・大軍にて押寄せ、尼子勢退散、私市も落城して、淨意入道も還住ありしが、同九年、羽柴秀吉の爲に没落し、毛利の一跡断絶せり」と。

又同郡北山村條に「鷹山城は丹比孫之丞と云へる武士の居城也。毛利氏系圖を考ふるに、元就は大江廣元より十二代治部少輔弘元の次男にて、幼名松壽丸と稱し丹比の家を繼ぐ。十五歳にて元服し、丹比治部少輔次郎と名乗つて、藝州多治比猿掛の城に居住せり。其の後、舍兄正則興元の家を相續し、毛利陸奥守大江元就と稱す。本朝通記後篇、第二十七卷に「毛利元就幼歲、父廣元(弘元か)の家督を襲ぎて僅に因州多治比郷七十貫の地を領す云々」丹比孫之丞とは弘元の後なるか。天正九年、秀吉に攻められ敗る」と見ゆ、丹比、及び長砂等條參照。

21

美作の毛利氏 第二十三項參照。又平福寺城は山手公文に在り、毛利左近、之に據ると云ふ。

22

備後之毛利氏 藝州通志、御調略卷に

「圓壽寺山は宇津戸村にあり。毛利秀包の所居、一に上原秀兼ともいふ」と載せ、又世羅郡卷に「田屋丸城は徳市村にあり、毛利山城の所守」と見えたり。

23

安藝の毛利氏 第三項の族にして、後世最も榮ゆ。分脈に「時親・建武二年、尊氏に従つて、安藝吉田郷地頭職、京の屋地二箇處を領す矣。建武三年六月晦日、山門合戦破るゝの間、了禪老體たり、在京無益の間、尊(氏・説か)越州に就き、其の子細を申入れ、御免を蒙り、藝州に下る刻、在京料となして、吉田郷山田村、京屋地二箇所、一處は北小路堀川、一處は北小路町を先行ひ給ひ畢んぬ。○了禪の所領、越後佐橋庄南條地頭職、安藝吉田庄地頭職、河内國加賀田郷地頭職、此等三箇處也。佐橋南條は二百貫、吉田庄は千貫、加賀田郷は二百貫の地也。了禪の時、吉田下向也」とある後也。

「中務大輔廣房(龜若丸)一備中守光房(右馬頭)一少輔太郎照元(備中守、照房)一松壽丸豐元(照房、治部少輔)一少輔太郎弘元(千代壽丸)一少輔次郎興元(幸千代丸)一某(幸松丸)一元就(實は興元の弟、弘元の二男也。大内、尼子等を滅し、安藝、周防、長門、備中、備後、因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見の十國を領し、安藝郡山城に住す)」と。

又諸家系圖纂に「季光(左近將監、從五下、法名四阿、號毛利入道)一經光(左近將監、從五位下)一時親(修理亮、法名了禪、尊氏に従ひ、安藝國吉田郷地頭職、京屋地二ヶ所を領し、又安藝、越後、加賀國の内、地頭職三ヶ所三千二百貫の地を領す)一貞親(左近將監)一親茂(陸奥守、親衛に改む、從五位下)一師親(備中守、從五位下、法名元阿、元春に改む。義詮公の時、軍忠を抽んず。父實乘、弟匡時、直衛等、宮方たり、元春、獨り將軍方と爲る。此の時、毛利家の安危、未だ決せず、元春の軍功を以つて安堵し畢ぬ)一廣房(中務大輔)一光房(備中守、右馬頭)一照元(備中守、義教に仕ふ)一豐元(治部少輔、義教に仕ふ、小名松壽、

照房に改む。弘元(治部少輔、備中守)一興元(少輔太郎、小名幸千代)一某(幸松丸、毛利家を繼ぐと雖、九歳にして早世故に叔父元就・之に代りて家督を繼ぐ)。興元の弟元就・陸奥守、右馬頭、將軍義輝の時、大膳大夫に任じ、且菊桐の紋を賜ふ。又後に錦の直垂を賜ひ、以つて相伴衆と爲る。元就・安藝に在る時、周防國主大内左京大夫義隆の家老陶尾張守晴賢、義隆を試して、其の國を領し、而して豊後國主大夫の末子を迎へて主と爲し大内八郎義長と號す。晴賢・朝髪して名を全姜と改め、國中の事を專にす。元就、嘗つて義隆に屬す、故に全姜叛逆の事を聞き、義隆の爲に仇を報ぜんと欲し、遂に兵を率ひて全姜と相戦ふこと連年、毎戦吉川元春、小早川隆景を先陣と爲し軍功あり。

を以つて進み戦ふ、隆景・自ら陣を持ちて、備中守を突き殺し、敵軍大に敗る。元就、山谷に入り餘黨を索め、十一日に至つて悉く平ぐ。同二年の間、元就・陶氏の餘黨を撃ち、長門周防に到る。大内八郎義長・長州長府長福寺に自殺し、内藤下野守隆世長府勝山に自殺、陶五郎は防州富田若山に自殺し、江良彈正忠、伊香賀左衛門大夫は防州須々磨に自殺す。是に於いて元就・安藝、周防、長門を領す。永祿五年、尼子氏を撃ち、出雲國富田城を圍む。尼子防戦七年を歴、而して同十一年其の城を抜き、尼子氏を滅し、而して撃ちて因幡、伯耆、石見、隱岐を平ぐ。其の後、元就・備中、備後の地を略す。凡べて所領、安藝、周防、長門、備中、備後、因幡、伯耆、出雲、隱岐、石見、十州太守と稱す。元龜二年六月辛、七十五歳、法名日輪、道號洞春。元就・類る讀書、又和歌を嗜み、其の詠歌を集めて元就の詠草と號す。

元就の弟元綱(少輔次郎)一元範(兵部丞、號數名)元綱の弟就勝(上總介)と。又陰徳記に「時親・建武二年六月、初めて藝州吉田庄に居る」と。又關ヶ原大全

叙せられ、目出度かりける事どもなり。かくて雲州退治として、元就は隆景、元春を引率して出陣ある。隆元は豊後の大友と取合ありて、周防の岩國の永興寺に在陣也」と。

24 氏人

時親の事は前に屢々云へり。その孫備中守親衛入道實乗、その子宮内少輔匡時、有富越後守直衛は南朝に屬して勤王し、元春(師親)は武家方に屬して、小太郎と云ふ。異本太平記に「毛利小太郎」、一に少輔太郎、森小太郎等に作り、雲州夜話に「御邊の先祖毛利小太郎元春」云々と、森、福原、高橋、佐波等の條を見よ。又分脈に「師親・貞治五年實醫院殿義隆の時、軍忠を抽んず」云々と。又實徳二年巖島社不知行地言上に「小山村、毛利治部少輔押領」と云ひ、また「小山・毛利備中守押領」など見え、又分脈に「隆元・普光院殿の時也。永享年内也、九州に於いて死去」と。下つて元就記に「毛利太郎弘元は男子三人まします。嫡子毛庄太郎興元と申す。二男を元就と申す。三男を弘成と申す。この太郎弘元の本領は藝州高田郡吉田にて、彼れ是れ總べて三千貫の處也。其は龍山也。弘元・死去

後、家督は嫡子庄太郎興元繼ぎたまふ。二男に多治比七十五貫の處を分け興へて、猿懸に在城なり。三男に如左の處を分け興へて、相合に在城也。然るに興元・若うして死去、興元の子を幸松丸と云ふ、是れ亦八歳にて死去なりければ、家老、請士・相評議する處に、元就を家督に繼がしめんと云ふもあり、又弘成を守り立てんと云ふもあり」と。

また安西軍策に「永正三年云々、毛利備中守興元、吉川駿河守經基、云々、因州に武田、毛利、吉岡」と載せ、又同十三年條に「毛利元就朝臣云々」を擧げ、その他、隆元朝臣の嫡子少輔太郎輝元、毛利右馬頭輝元朝臣、元就朝臣の二男元春朝臣元春の嫡子元長、毛利元康、同元秋、毛利興三、毛利幸松丸、毛利入道淨意等多し。また永祿六年諸役人附に「外標衆、大名在國衆、毛利隆興守元就(安藝國)、同少輔太郎輝元、小早川左衛門隆景、吉川駿河守」を載せ、又大内義隆記に毛利右馬頭、また「安藝の國には小早川又四郎隆景、毛利右馬頭、同備中守」など見ゆ。又中國治亂記に「永正十一年のころ、安藝國佐東の住人、武田吉岡少輔と、同國

吉田の住人毛利右馬と申懸しくして、常に合戦あり」と。又永正中に毛利秀元、豊繼に毛利氏大江輝元、毛利右馬頭輝元、卷三に毛利民部大輔等を擧げ、頼井家記に「爰に又安藝國の大將毛利右馬頭元就公と申すは、在五中將の末孫にて、世にかくれなき弓矢の達人なれば、藝州吉田の城よりをこりて周防の大内殿が遺跡の義長、并に陶尾張全委入道晴賢等を討滅し、段々に威勢さかなり」と。又見聞諸家紋に



安藝之毛利

又藩翰譜に「季光が子孫、安藝國高田郡吉田庄の地頭職に補せらる。季光十一代の孫、備中守弘元、當國高宮郡多治比郷に住し、四人の男子あり。嫡子備中守興元、二男少輔次郎元就、三男少輔三郎元綱、四男上總介就勝。興元早世し、其の子幸松丸八歳にて家を繼ぎ、十三歳にて死す(一説幸松丸九歳にて早世)。元就、就勝、興元が遺領を争ふ。出雲國守護尼子伊豫守經久・就勝に方入して、元就を打ち亡さんとす。元就・領がて吉田の城

に立懸つて、其の由を以つて義隆將軍に訴ふ。將軍より本領安堵の御書を、元就にこそ下し給ひけれ。元就また長門の國に使立て、大内左京大夫義興に屬す。毛利家傳には「此の頃、元就三百貫の地を領す」といふ。一説に「興元の遺領三千貫の地なりし」ともいふ。又是より先き元就・母の譲りを受けて、多治比七十五貫の地を領し、三百餘人を召集めて、猿掛山に要害を構へて住せしともいふなり。

初め永正十一年十月(永正十一年は諸本共に四年とす誤る。安西軍策には十四年とあり、されど元就明應六年生なれば、十八歳は十一年なり、因て改む)、當國の守護武田太郎左衛門尉元繁、吉川駿河守興經と戦ふ事ありしに(吉川は、當國山縣新庄を領す)、元就・生年十八歳、吉川を助けて、武田が勢を打破り、元繁と組んで首を斬る。興經、悦ぶこと限りなく、領がて其の姫を以つて、元就が妻となす。天文九年八月、尼子伊豫守經久、嫡男右衛門督晴久、父子六萬騎を従へ、吉田の城に向ふ。元就・僅かに八千人を引具し、一日の間戦ふこと三度に及び、手合の戦、

既に將軍したりけれど、敵もとり多勢なれば、陣堀二箇所に構へて、遠攻にこそしたりけれ。大内・此の由を聞て、陶尾張守晴賢に、一萬騎を附けて元就を助く。明れば天文十年正月七日の戦に、元就先陣して尼子が多勢を打破りぬ。

毛利・尼子と戦ふ事、年を経て、其の勢既に疲れぬと見てければ、武田利部少輔清重・父が仇を報ぜんとして、五千餘騎を率して、吉田の城に向ふ(清重は元繁が子)。元就また武田が勢を打破り、首七百三十餘を斬つて、同年の三月、清重が金山の城に押寄せ忽に攻落し、武田は終に亡びてけり。かゝる所に天文二十年九月朔日、大内左京大夫義隆、尾張守晴賢がために失はれぬ。元就・是を聞いて、速に晴賢を誅して、義隆の舊恩に酬いんとて、又晴賢と戦ふこと年を経て、弘治元年十月晦日の夜、晴賢が六萬餘騎・嚴島に陣したるに、元就が兵二萬人、兵船に取乗つて押渡り、夜に紛れて切懸る。陶が軍勢・一支も支へずして、さんざんに逃げ散るを、首四千七百十八きつて捨つ。晴賢逃れかねて、終に腹きつて死す。かくて晴賢が押領せし國々を従へて、備

前國をも攻めしかば、字義を直家降参す。嫡男隆元を、周防の國に留めて、豊後の大友を守らせ、我が身は二男元春、三男隆景を打連れ、出雲國に向ひ、尼子と戦ふ事、すべて七年。晴久死して其の子右衛門督義久繼ぎ、永祿九年に及びて、終に富田の城を攻落し、右衛門督義久降参す(藝州長田延命寺に住し、瑞閣と號す)。

元龜年中、尼子の一族孫四郎勝久・出雲國に打入り、因幡伯耆の國々・彼れに隨ひしも、遂に毛利がために打破られ、其の後、播磨の國佐用郡上月の城に立籠り、織田殿・四國に發向あらば先陣仕るべしと申せしかど、天正六年に毛利がために打負け、勝久、并に舍弟助四郎通久自害す。義久入道瑞閣が子孫は、毛利の家に在りて、今は佐々木と名のるといふ。かくて元就が領するところ、十箇國、自ら十州の大守と名のる。年既に老いぬれば、隆景元春を大將として、四國、四國に師を出し、また備前の宇喜多が叛きしをも、子息等に攻めさせて、我が身は安藝にぞ住しける。この人・弓馬の道に暗からざるのみにあらず、數島の道にも心

を寄せ、よめる歌、秀逸の作多く、三條四殿を判者として、詠草一卷をえらび、大江朝臣元就詠草(詠草二巻、春霞集と題す。上巻和歌七十餘首、三條實澄編の序あり。下巻は連歌發句にて、紹巴の奥書あり、共に元龜三年二月と記す)とて、世の人いままも傳へけり。されば文武の名譽、四海の内に遍ねかりき。中にも人皇百七代正親町院の御宇に當りて、弘治三年十一月二十七日御誂の事まし、けれども、五畿七道、一同に亂れ、三年を過ぐるまで、御即位の禮、行はるべきやうもなかりしに、元就これを聞きて彼の料を調達し(永祿三年正月二十七日、即位禮を行はる。元就・米一千石、金若干兩を獻じて其の費用に供し奉る)大禮既に成りしかば、其の勳賞として大膳大夫になされ、菊桐の御紋を下し賜ひ、又陸奥守になさる、是れは先祖廣元の先蹤を追はれけるとぞ聞えける。足利殿(義隆)も此の事を御感あつて、錦の御直垂を下し賜ひて、鎮西の守護職に補せられしは、あり難かりし事共なり。元就多くの男子あり、嫡男隆元(大膳大夫)、二男元春(吉川隆元)、三男隆景(小早川隆景)

門佐)、四男元秋(少輔十郎、尼子の家をつぐ)、五男元清(藤井田備中守、これ宰相秀元の父也)、六男元政(少輔六郎、系圖には七男)、七男元康(紀伊守)、八男元綱(後に久留米藤四郎秀包)とぞ申ける。嫡男大膳大夫隆元は、父に先立つて卒す、其の子中納言輝元なり」と。

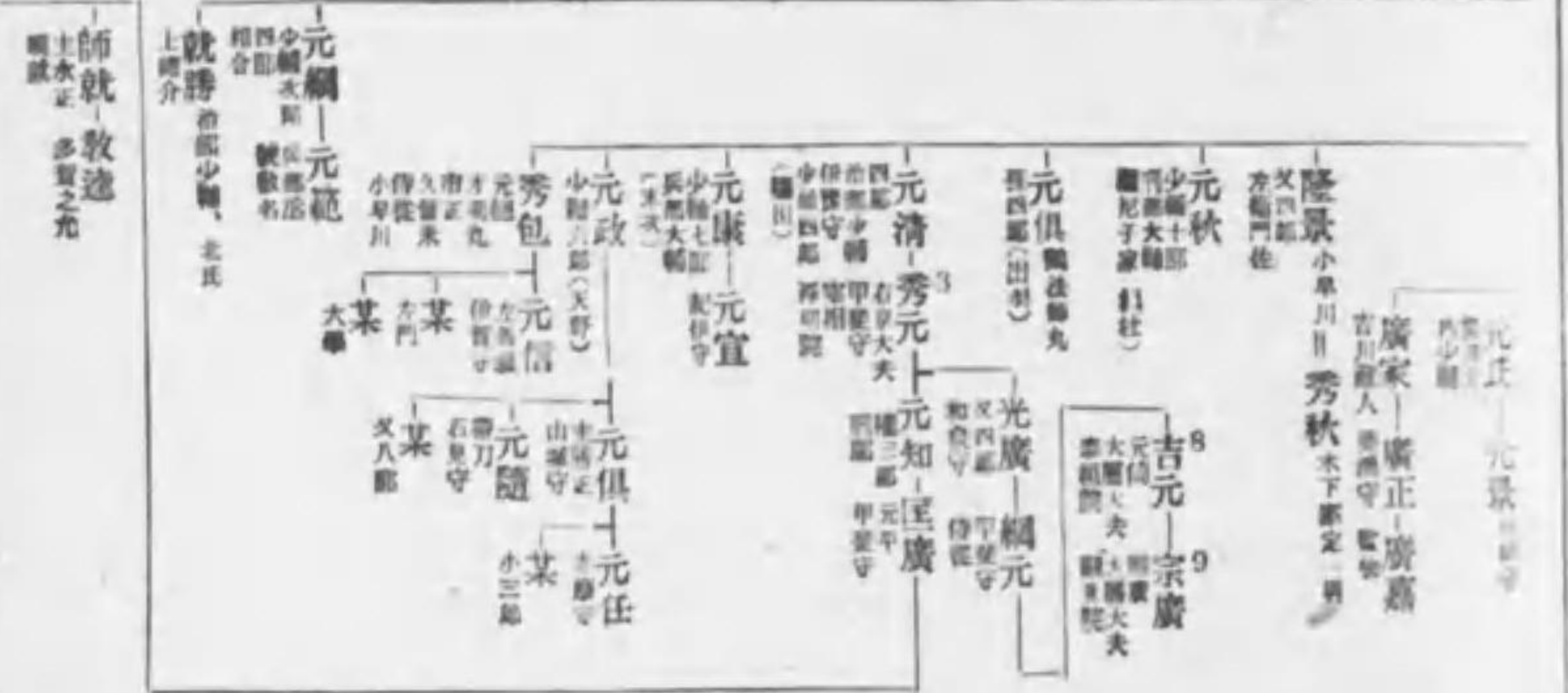
又將士軍談に「王代一覽に「長を隆元、二元春、三元清、四隆景」と、恐らくは非ならん。陰徳記に「小早川藤四郎秀包は、十三州太守贈三位前陸奥守大江元就が第十子也。阿保親王より元就まで二十六代也。長を隆元と云ひ、二は穴戸隆家の室、三は吉川元春、四は小早川隆景、五は上原元祐、六は杉森元秋、七は藤田元清、八は毛利元康、九は天野元政、十は藤四郎秀包。而して今其の代數を算すれば二十七代也」と。按ずるに又云ふ「元就は弘元の第五子也。母は藤原内藏大夫の女、明應六年丁巳生」云々と。之に據りて考ふるに、是れ興元を除いて數ふる者ならん。

西國太平記に「大膳大夫大江元就は癩疾年々に積り、元龜二年六月十四日、吉田郡山の城にて崩御せらる、春秋七十

五歳。幼名少次郎、三千貫の所領にて吉田の城に居り、城を攻めて拔かずと云ふ事なく、戦闘に贏たすと云ふことなし。終には但馬、因幡、伯耆、出雲、佐渡、石見、隱岐、播磨、美作、備前、備中、備後、安藝、周防、長門、都べて十五箇國を掌握せらる。」

人・是れを楚の壯王に比す、亦宜ならずや」と。明治に至り、聖上、正一位を贈り給ひ、周防國吉敷郡山口町に宮を立て、豐榮神社と稱し、官幣別格社に列し給ふ。偉と云ふべし。

25 元就以後の系圖 前後の各項参照。弘



26 居城 藝藩通志、城部の部、高田郡郡山城條に「吉田村にあり。建武二年、毛利時親地頭となり、初めて此に築く、今の貴布禰社の上なり。其の後、大永頃、元就に至り金山を城郭とし、西南は、岡本船山の邊、東は大濱を限り、郭郭の地にて、規模稍や大なり、今遺址・歴々猶ほ見るべし」と。

又同郡丸山は「下小原村にあり。毛利時親の所築。又上小原村に物見丸とよぶ地あり、城地ならんか」と。又同郡琴崎城は「小山村にあり。毛利右馬頭光房(元就五世の祖)の所居。或は元就の時の屬堡なりといふ。按ずるに、毛利時親より、既に郡居す。されば光房、別に此に山城くべからず。多くは、郡居山の附城なる

べし。兩時城、同じ村にあり」と。

又同郡廣掛山は「多治比村にあり。毛利弘元・七十五貫を領し、此に居住す。世々、毛利氏の所持にて、元就も此の城にて誕生せり」といひ、又一相合四郎就勝宅址は、相合村道場の前にあり。就勝は、元就の弟なり、故ありて殺さる」と。

次に廣島城は、天正十七年、毛利輝元の創築する所にして、當時、封土百二十萬石、備後、安藝、石見、隱岐、周防、長門に渉る。猶ほ備中に支族藤井田秀元、出雲伯耆に支族吉川廣家あり、本支合百六十萬石かと云ふ。而して宮家八幡宮はその氏神にして、初め相州宮崎庄毛利村より移し、後吉田より長州萩に遷座す。その側なる満願寺の鐘銘に「藝州郡山梵鐘一本の事。大禮那大江輝元朝臣、天正六年十一月」とあり。

27 萩藩 元龜二年(一に元年)六月、元就、吉田城に卒し、嫡孫右馬頭輝元・十九歳にて家を繼ぐ。叔父元春、隆景・家人等と相議して、軍國の事を裁斷す。天正元年、義昭將軍・信長のために、京都を逐はれ、毛利を頼みしかば、備後の鞆浦に迎へ、同五年の比より織田と戦ひ、秀吉・

大將となり、まづ播磨を打從へ、備前國より因幡伯耆の國人等を降し、同十年春、備中の國に攻入り、冠河屋等の城を落し、高松の城を攻む。輝元、元春、隆景・八萬餘騎を率ゐて打つて出づ。されど信長の軍勢もまた雲霞の如く攻め下ると聞えしかば、備中、備後、伯耆の三箇國を、信長にさげ、中直りすべしとて、秀吉に使たて、兩家のよしみを、結ぶべきよしを云ひ送ること、度々に及ぶ。かゝる所に、同六月二日、信長・明智が爲に失はれしかば、秀吉・之と和し、毛利方より福原越前守廣俊、秀吉陣に赴き、和睦の事を決す。六月六日、秀吉・備中を立ち、輝元・叔父藤四郎元綱に、桂民部大夫を添へ、鐵砲五百挺、弓百挺、旗三十流を以て援く。程なく明智亡び、天下遂に秀吉に歸して、關白に任ぜられ、輝元も從四位下より、次第に官位昇進、天正十六年四月十日、參議、文祿慶長には從三位權中納言に至り、一門多く納言侍從に任ぜられ、安藝、周防、長門、備後、隱岐、出雲、石見等を領し、百二十萬五千石といふ。又安藝、周防、長門、備後、出雲、隱岐、石見、備前中興、伯耆中興

と云ふ。關ヶ原の役、安國寺惠理・石田三成と謀して輝元を西軍の大將軍とし、大坂の城に迎へんとし、輝元は養子秀元を大將とし、吉川、安國寺をして、海道を攻め下らしめ、伊勢の國に向ひ、轉じて美濃國南宮山に陣せしが、吉川駿河守廣家、密かに家康に通ず。關ヶ原の役、西軍・敗れ、輝元は大坂城に據り一戦せんとせしが、家康に欺かれて、木津別業に移り其の機を逸す。事終つて後、周防長門を除き、其餘の國々悉く沒收せらる。慶長五年十月十二日家康列書に「安藝中納言殿、毛利藤七郎殿」と。此の後、輝元入道宗瑞・秀元に譲り、我が身は長門の國萩の城に住し、秀元は國府に住す。初め輝元・男子なかりしかば、叔父堀井田備中守元清が嫡子秀元を子とし、後二人の男子をまうく。兄は秀就、弟は就隆、秀就は童名松壽丸、其の後、藤七郎と改め慶長四年叙爵、長門守に任じ、同五年十月十一日に侍從、十三年六月、家康の孫女、三河守の姫・秀就の家に入る。寛永二年四月二十七日、輝元入道宗瑞、年七十三にて卒し、同三年八月十九日、秀就、

少將、八年十月五日參議秀元・秀就に家を譲る。秀就・國務を行ふ事、凡そ二十一年、五十七歳にして、慶安四年正月五日に卒す。子息大膳大夫綱廣・承應二年十二月十一日、元服、從四位に叙し、侍從に任ず。その後は、寛政系譜、及び武鑑に「綱廣―長門守吉就(侍從)―弟大膳大夫吉廣(初め就勝、侍從)―長門守吉元(實は侍從綱元の男、初め元倚、又四郎、侍從)―大膳大夫宗廣(初め維廣、侍從)―式部大輔重就(初め元房、匡敏、甲斐守、少將、實は元清―秀元―元知―匡廣―重就也)―大膳大輔治親(初め維元、治元、岩之允、侍從)―大膳大夫齊房(侍從、初め維房、義次郎)―弟大膳大夫齊照(侍從)―同齊元(二十五項參照、少將)―同齊廣(實は榮方弟、少將)―同慶親(後に敬親、宰相)―長門守定廣(後に參議元德、兵庫頭、廣鎮十男、廣封、侍從)―元略にして、長門萩三十六萬九千四百石、敬親に至り山口に移る。(明治二十三萬二千七百六十石)、實十萬石。現今公爵。家紋一文字に三星、澤瀉。敬親は明治に至り、正一位を贈らる。

28 長府藩

その祖參議兼甲斐守大江秀元は、元就の五男堀井田備中守元清の男(元清は備前中山の城にあり。秀元は清元の二男)初め宮松丸と云ふ、元就に似たり。後輝元の養子となる。秀吉よのつねの人にあらざと譽めしとぞ。文祿元年秋、秀吉・豐前の國大浦に離船の時、秀元・之を助く。同年正四位下、侍從に任じ、明年三月、朝鮮に渡り、六月廿九日、晋州城を攻落し、打取る首一萬餘と云ふ。又釜山浦の戦に、勳功を顯はし、勳賞に參議、從三位に昇る、毛利家傳記に見え、教書にも、宰相と見えたり。公卿補任には慶長九年に見ゆ。歸朝後、秀吉の養子となる。關ヶ原の役、秀元・輝元に勧め、君は秀頼の御供して、東國に攻め下り給ふべし。秀元・先陣仕らん。秀頼自ら向ひ給ふと聞えなば、内府に從ひて奥に下りし人々、



毛利

みな御時へぞ多らん仕らん。さらんに於ては、なか御方・將軍せでは候ふべき」と、言葉を書し勧めしも、用ゐられざりき。戦後、長門の國を秀元に譲り與ふべしとありしが、秀元・輝元が嫡子のあればとて、僅かに豐東豐西豐田三郡を領して、長門の國府に住し、寛永八年十月五日、秀就に家を譲り、自ら五萬石を領し、長府の城にあり。七十二歳、慶安三年閏十月三日に卒し、嫡子從四位下和泉守光廣・家を繼ぎ、承應二年七月二日、三十八歳にして卒し、其の子甲斐守綱元、繼ぎ、寛文四年十二月二十五日從四位下たり。その後は「綱元―右京大夫吉元(初め元倚、又四郎)―又四郎元朝―右京元矩(仁八郎、實は綱元の四男)―にして、元矩に嗣なくして所領は宗家に還附。その後、讃岐守匡廣・清末(次項參照)より移りて、此の遺跡を嗣ぎ、三萬八千石、後九千石加増、甲斐守と改む。寛政系譜、及び武鑑に「秀元三男利部少輔元知(一萬石)―甲斐守匡廣(元平)―主水正師就(親就)―弟甲斐守匡敏(後に本家を繼ぐ、大膳大夫重就也)―能登守匡滿―甲斐守

29 清末藩

その祖利部少輔元知は秀元の三男、父の所領一萬石を賜ひ、清末に住す。慶安四年八月十六日に叙爵す。男子二人、嫡男伊豫守元武、延寶元年十二月二十八日叙爵、二男堀三郎元平は後に甲斐守匡廣と云ふ。前項氏を繼ぐ。その後、匡廣の七男讃岐守政苗(一萬石)―讃岐守政美(匡邦、匡訓、清平、政時)―帶刀政明(實は増山彈正少弼正寧弟)―讃岐守元世(實は堀田攝津守正教四男)―出雲守元承(同姓元運弟)―讃岐守元純―元忠にして、長門清末一萬石(明治七千六百石)、現今子爵。



府中 毛利

30 徳山藩

その祖日向守就隆は輝元入道



清末 毛利

の二男、周防の國徳山を分ち讓られ、五萬石を領す。其の子日向守元賢、父卒して家を繼ぐ。その弟飛騨守元次、日向守元賢(元國、就清、就久)一弟山城守廣豐(廣房、但馬守、第山)一志摩守廣寛(豐長)一弟石見守就嗣(大和守)一弟大和守就壽(兵庫頭廣鎮、日向守)一淡路守廣萬(元蕃)一元功一元秀にして、周防徳山四萬石。現今子爵。



徳山 毛利

31 長藩雜載 武藏に「萩藩重臣完戸美濃、毛利内匠、毛利大藏、毛利筑後、毛利藤太郎、毛利伊賀、益田吉十郎、福原豊前、清水長左衛門、堅田宇右衛門、山内九郎兵衛、兒玉遠江、國司市正、益田清之助」、また慶應武鑑には「完戸備前、毛利筑前、同能登、同出雲、同豊之進、同豊岐、益田右衛門介、福原越後、根木毛馬、益田源兵衛、浦和貞、益田伊豆、完戸播磨、井原主計、清水美作、根來上總、國司信濃、清水清太郎、志道安房、内藤佐渡」等見ゆ。又吉川元春の次男宮内少輔元氏(實は周

春公元就の孫)は初め、周防仁保氏を嗣ぎ、後繁澤氏と云ふ。その男飛騨守元景に至り、慶長十八年毛利に復す。その男宮内就方、弟宇右衛門就喜、その男宮内就芝、その男宇右衛門廣規は讓者と號し、國老たり。

又元就の末男秀包は、一時大友の婿たりき。その後久留米侍従と云ふ。前に云へり。猶ほ小早川、久留米等の條參照。又府中城主毛利甲斐守元義は狂歌をよくし、梅之門眞門と稱す。又秦桓侯吉元の重臣執政毛利廣政は海北と號す。就直の男、同族就信の養子也。下つて長藩士毛利登人武(左門、小兵衛、五郎衛門)は勳玉志士にして、贈正四位たり。

又宗家元徳の五男毛利五郎、及び山口藩分家毛利祥久は共に明治時代男爵を賜ふ。32 豊前の毛利氏 毛利登岐守勝信は豊臣秀吉に仕へ、天正十五年七月、小倉城を賜ふ。太閤記に「七月朔日、秀吉・箱崎を御立なされ、宗像に御宿陣、三日小倉の城につかせ給ふて、豊前八郡の内、六郡・黒田勘解由に下され、二郡は毛利登岐守に下され、則ち小倉を居城に致し申すべき旨也」と載せたり。征韓の役功ありしも、關ヶ原役、西軍に屬せし爲、除封、土佐に配流。その男豊前守勝水、慶長元和の役、其の子勝家と共に大阪城に入り戦功多く、夏の陣、秀頼に従ひて自殺す。

33 豊後の毛利氏 關ヶ原に「佐伯庄堅田村六十町内十五町、領家毛利判官代、同彌三郎殿」と見ゆ。その後、大友家臣に毛利兵部少輔鎮實あり、天正中、筑前鞍手郡鷹取城を守る。又續風土記に「永祿の頃、大友家にて筑前諸郡所々に兵を入れ置きける時、嘉麻郡馬見城を鎮實に預け置きける」と。

34 筑後の毛利氏 毛利藤四郎秀包(治部大輔、筑後守、初め元徳)は、天正十五年、當國に封ぜられ、七萬五千石を領して、久留米城を築き、後に十三萬石(一に二十一萬石)を領す。久留米侍従(大内記)とは此の人にして征韓の役功多し。關ヶ原の役西軍に屬して除封、子孫宗家に仕ふ。クルメ條參照。

35 河内の毛利氏 第三項の族にして、當國加賀田郷を領す、前に云へり。

36 越智姓 中興系圖に「毛利・越智、モリ丸上羽織、矢羽形」と見ゆ。

37 雜載 征韓役に「二千人・毛利登岐守、三萬人羽柴安藝宰相、一萬人・同小早川侍従、千五百人・同久留米侍従、二千五百人・同柳川侍従、三百人・毛利兵部」等見え、又大和太納言秀長の女は毛利甲斐守室、又黒田長政家臣に毛利但馬、片桐且元方に毛利兵備あり。

又徳川時代、米澤上杉藩重臣、福岡黒田藩重臣、大聖寺前田藩重臣、水口加藤藩家老、長岡牧野藩中老、上野山松平藩用人等に見ゆ(武鑑)。又廣幡家侍、大村藩等にも見え、又植物學者に毛利梅園、儒者に扶搖毛利圖書家(公錦)あり、水藩重臣山野邊氏の養子となり、兵庫頭と稱すと云ふ。又漢華の儒者に毛利香之進瑚珀あり、貞齋と號す。

又加賀藩給帳に「四百石(笹リントウ)毛利主馬、百五拾石(丸内上羽織)毛利久左衛門、百石(同)毛利十郎左衛門、百五拾石(丸内十六菊)毛利判兵衛、百五拾石(同)、毛利伊之助、百貳拾石(同)毛利左兵衛、八拾石(丸内三星)毛利右兵衛、百貳拾石(三星)毛利牛四郎、百石(菊)毛利市郎左衛門、拾人扶持毛利與兵衛」等見ゆ。

又熊學堂數學書に毛利騎兵衛重隆あり、もと池田輝政の臣、後に秀吉に召されて明に遊び、更に出羽守に任ぜられて再遊し、曆學、算學を極む。又裝綴師に毛利嘉兵衛・名高し。又毛利忠三は現今男爵たり。山城、丹波、甲斐、信濃、武藏、備前、播磨、石見、出雲等にも多しとぞ。

38 萬里 マウリ 武藏に現存す。又後國球磨郡の萬江邑より起る。相良家重臣に萬江長右衛門長矩あり。

39 眞江 マエ 石見に此の氏あり。間江野 マエノ 紀伊國那珂郡の名族にして、續風土記に「北脇村地主間江野善太郎、莊の大庄屋職をなす。間江野善次郎」を載せたり。前野條參照。

の祖也。曲木に住す。安光(上野守、母は板橋氏の女、法號天岩良清)一信光(播磨守、母は河尻氏孫真木備中守の女、法名淨岩久清、秋田赤坂、初め源兵衛)一源四郎晴義(名は長命、母は佐竹一族赤坂下總守の女、石川宗敬中屋敷の伯母也。天正十八年、石川を去り、陸奥國志田郡松山に來り、慶長年中、伊具郡角田に移り、六年五月五日、忍太郎板谷陣にて戦死、年二十一、法機命一定、弟彌七は佐竹義宣に仕ふ。その妹は小平主殿宗次の室、貞次の母也)一安利(常陸源吾、九兵衛、修理、孫兵衛門、入道して定休、母は上總入道閑流の女、異父母妹一人あり、小平兵庫の室、一女五男略、母は石川泉對馬の女)一安速(又右衛門、典惣右衛門、母は四牧氏の女)にして、曲木館に據る。當館は合光・之を築き、傳へて五代曲木源次郎晴義に至り、天正十八年、石川氏の退去と共に廢館となる(上野玉三郎氏)。その他は、石川、小高、二階堂等の條参照。

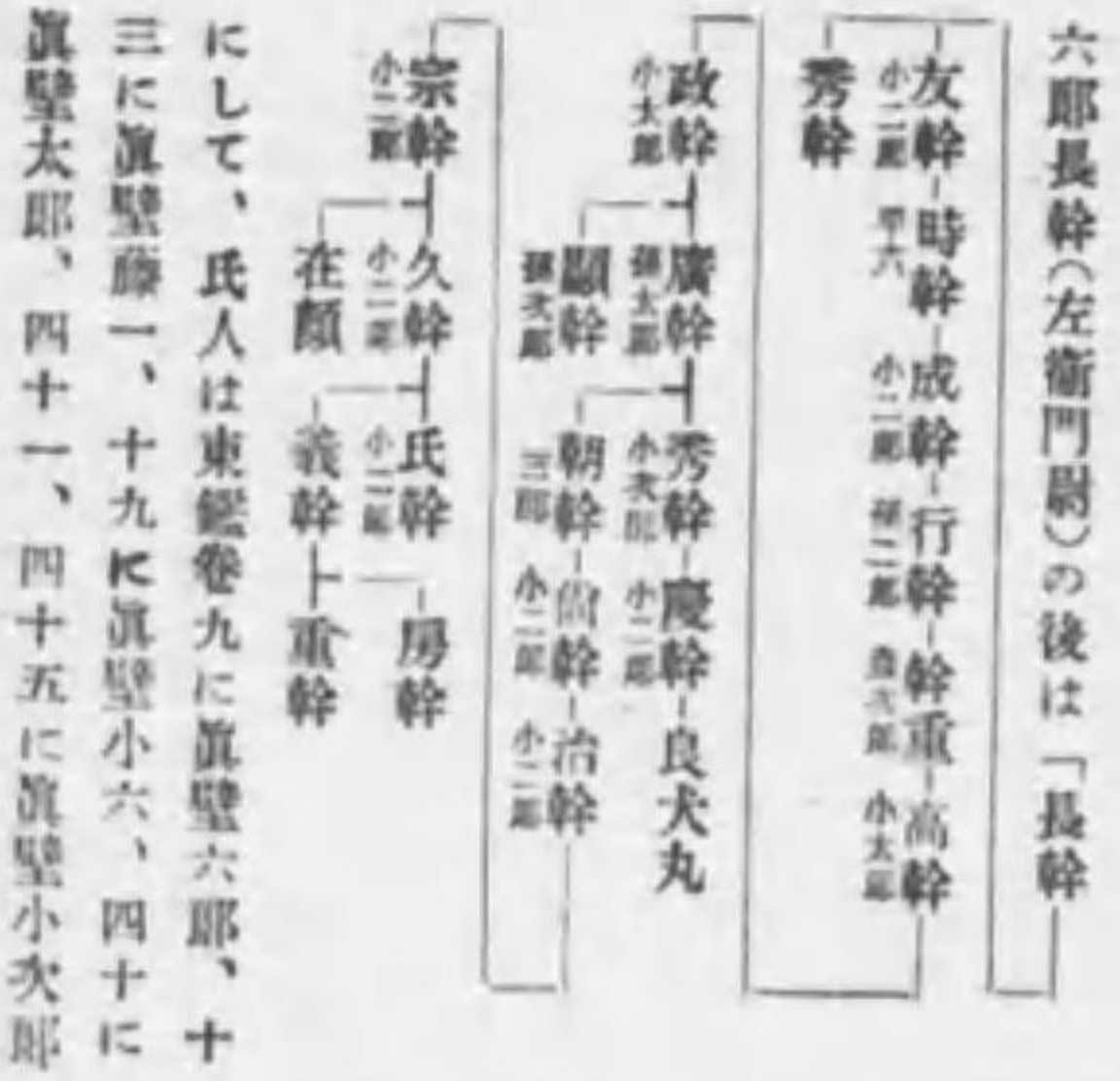


曲木又兵衛

又吉川源十郎先祖書に「從安女子・御馬預り曲木又左衛門正男妻」と。
曲垣 マガキ 前條氏に同じかるべし。讚岐高松生駒侯家臣に曲垣平九郎盛澄あり、馬術の達人、後に越前侯に仕へ、八百石を領す。
離 マガキ 諏訪上社神樂方に離大夫あり。馬掛 マカケ 常陸國信太郡馬掛邑より起り、東國戰記に、小田天庵の旗下、馬掛の城主馬掛治部を載せたり。
眞龍 マカゴ
眞崎 マガサキ 清和源氏佐竹氏の族也。マサキ條を見よ。
勾田 マガタ マガリタ 尾張の畫家に勾田空嶺(寛)あり。
眞方 マガタ 下總に麻賀多神社、岩代に間方の地あり。而して日向記に眞方孫助・見ゆ。
間片 マカタ 徳川時代、長島増山藩用人に此の氏あり。
曲田 マガタ マガリタ 信濃に存す。又鎌倉實業士岡田社平は後に岡田成と云ふ。

築地活版所長たりき。
眞形寺 マカタテラ シンキヤウジ 下總の名族にして、千葉家臣に眞形寺大膳あり。
滿賀野 マガノ 伊勢の名族にして紀朝臣姓、小泉氏の族也。
麻川 マカハ アサカハ條を見よ。
眞河 マカハ マカウ 應仁私記に眞河七郎(むねすけ)を載せたり。
眞川 マカハ 武藏に此の氏あり。又伯耆の歌人に眞川侍郎本雄あり、大阪生魂社祠官也。
馬飼 マカヒ ウマカヒ條を見よ。石見に此の氏あり。
馬飼野 マカヒノ 武藏に此の氏存す。
曲淵 マガフチ マガリフチ條を見よ。
眞髮部 マカベ マカミベ條を見よ。
眞壁 マカベ 眞髮部より起る。和名抄、駿河國有度郡に眞壁郷を收め、萬加倍と註し、常陸國に眞壁郡、和名抄に萬加倍と註じ、郡内に眞壁郷を收む。正和・文保の頃、眞壁莊と云ふ、鹿島文書に見ゆ。次に上野國勢多郡に眞壁郷、萬加倍と訓ず。次に下野國河内郡及び芳賀郡に眞壁郷、また備中國窪屋郡に眞壁郷あり、皆眞髮部のありし地也。この氏は眞壁郡の舊、及び此等の地

名を負かし也。なほ白髮眞壁等見。一 桓武平氏大孫氏眞 常陸國眞壁郡眞壁庄より起る。この地の事は鹿島文書に見え、又寛喜元年の眞壁文書に「眞壁郡眞壁四百七十七町半」などあり。出自については、大掾系圖に「爲幹—眞壁六郎」と(多氣太郎)—長幹(四男、眞壁六郎)と載せ、大掾傳記に「長幹令弟長幹・眞壁六郎也」と云ひ、諸家系圖纂も此れに同じく、長幹を眞壁祖とす。されど此等に、爲幹の兄弟爲賢にも「眞壁云々等祖」とあれば、初め爲賢の裔・此の地にありしか。



四十八に眞壁孫三郎等見。その後、關國中、其の裔幹重は北島親房に屬して勤王す。又鎌倉大草紙に眞壁兵部大輔(上杉一味)等あり。而して新編常陸國志に「眞壁・眞壁郡眞壁郷に起る。多氣重幹の四子長幹・眞壁六郎と稱す。眞壁郷に居る。因て氏とし、左衛門尉に任ず。大治五年、八田知家に從つて、藤原泰衡を陸奥に擊ち、建久元年、源頼朝の隨兵として京師に入る(東鑑、大掾系圖)。四世の孫時幹・平六と稱し、右京亮たり(系圖)。建長六年、鹿島大使たり(大使役記)。その子成幹・小二郎と稱し、利部大輔と曰ふ(系圖)。建長三年、正嘉二年、並に隨兵たり(東鑑)。子行幹・孫二郎と稱し、安藝守たり(系圖)。正安元年、那珂三郎左衛門尉と共に鎌倉の命を以つて、鹿島神領・大窪、讀濱二所を其の大福宜に還付す。是の歲、行幹・竹來郷百姓の名田を奪つて其の租税を輸さず。罪を以つて其の地頭職を罷はる。晩年癡癡して淨慶と稱す(鹿島文書)。子幹重・彦次郎と稱し、右衛門尉たり。法名法超(系圖)。嘉元元年、大使たり(大使役記)。關國中、北島親房に應じ、其の

城に據る。親守幹平(河内守たり(系圖)、正平八年、子政幹と共に、土御門氏(失名)を共戸山に攻む。土御門氏・轉じて兵を眞壁の郡界に出す。族長岡法昌・逆戦して、岡本勘解由兵衛尉を斬る(眞壁長岡文書)。子政幹・小太郎と稱し、安藝守たり。正平二十年、足利義詮の命を受け、大掾淨永と共に小高直幹をせめて、其の奪ふ所の鹿島神領地を督遣して、之を神官に付せしむ(鹿島文書)。二子廣幹・顯幹あり。
廣幹・孫太郎、兵庫助と稱す、子なし、弟顯幹・嗣ぐ、孫次郎、利部大輔と稱し、鎌倉して梁山と云ふ。應永十八年歿す(戸村本系圖、參翁寺位牌)。二子秀幹、朝幹あり、秀幹・小次郎と曰ふ(戸村本系圖)、子慶幹・安藝守と云ふ。應永二十八年、小栗滿重に黨し、其の城に據つて兵を擧ぐ(判鑑、神明鏡、大草紙)。足利持氏・兵を發し來り攻む。年を踰えて抜けず、三十年七月、持氏・自ら將として結城を次し、兵を分つて、眞壁、小栗の二城を攻む。八月、上杉憲實・鹿島、行方、東條の諸族をして、専ら眞壁を攻めしむ、城遂に

陷る(神明鏡、畑田文書、一本文書、鹿島文書)。

叔父朝幹・民部丞と稱す(稅所文書)、上杉輝秀の亂あるや、族を率ゐて足利持氏を助け(長岡文書)、後従子慶幹・逃るるに及んで家を繼ぐ。永享七年、持氏の命を受け、造鹿島宮奉行となる(稅所文書)。其の孫治幹・安藝守と稱す、足利成氏を助けて戦ひ、屢々功あり(宇都宮文書)。已にして之に叛す、成氏大に怒り、悉く其の食邑を以つて、那須資持に與ふ(那須文書)。然れども州郡分争、成氏の威令行はれず。故に其の地を失ふに至らざる也。文明十三年、小田成治・小幡を略し、江戸通長と戦ふ。治幹・之を援く(江戸軍記)。子宗幹・小二郎、右衛門佐(系圖)、法名參詣道具(參詣寺位牌)。嘗つて一寺を城西に創め、歿して其の寺中に葬る。因て參詣寺と號す(參詣寺縁起)。

二子久幹・薙髮して道興と更め、櫻藩軒と號す(系圖、芹澤文書)。二子氏幹・義幹あり。氏幹・右衛門佐と稱す、薙髮して道興と稱し、又晴夜軒開禮齋と號す(系圖、芹澤文書、大宮川文書)人となり勇

武越倫、力・數人を兼ね、戦ふ毎に、好んで櫓木枝を用ふ、長さ丈餘、圍八寸、六稜隆起す。鐵筋を嵌し、鐵乳を植え、揮置以つて人馬を縱撃す。向ふ所披靡せざるものなし。世に鬼眞壁と曰ふ(關東古戦録)。子房幹・柿岡城へ移る(金華筆記、系圖)と。後に佐竹家に從ひて秋田に移る。

又關城録に「賊黨眞壁高幹・兵を眞壁郡界に出し、眞壁族長岡法昌と戦ふ(長岡文書)と。道無の事は比企條參照。直胤は佐竹侯に仕へ、大夫に列せられ、祿千石を食む。鎌倉以來の文書數十通を藏し、眞壁文書と稱す。また眞壁城は鎌倉大草紙、一本文書、永慶軍記等に見ゆ、眞壁町の元古城村かと云ふ。

2 僧家 高田正統傳に「下野眞壁城主下野守國春」を載せ、二十四輩聯誼會等に「元仁二年云々、眞壁の郡司國春、また眞佛上人と申すは、大内國行の令弟眞壁國春の嫡男椎尾綱三郎春時、是なり。平國春(常陸大塚)の末孫なり」と。詳細は大内、專修寺、大部、椎尾、高田等の條參照。又眞壁平四郎入道法心(法身)あり、宋に入りて佛經翻譯に就き、歸朝して松島瑞

巖寺を開く。觀蹟聞老志に「法身は其の氏眞壁、其の名平四郎と云へり。北條相摸守時頼・之を修造す」と。後郷里眞壁に歸り、文永十年示寂。

3 岩磐の眞壁氏 田村家臣に見え、又岩瀬郡等に存す。
出羽の眞壁氏 仙北郷士に見え、天正文書に眞壁内膳正、又天正慶長に眞壁久左衛門あり。秋田藩なるは第一項に云へり。

5 上野の眞壁氏 勢多郡眞壁郷より起りしか。翁草、鎌倉時代武士の所領として「三千五百町、上野・眞壁與市是久」を舉ぐ。
6 駿河の眞壁氏 有度郡の眞壁郷より起る。古く大同類聚方に「有度郡眞壁萬人」を載せ、下りて富士山銀峰佛像銘に「檀那眞壁久朝、白川彈正少弼政朝在判、延徳二稔庚戌仲夏」日、安藝入道宗祥」と
7 和泉の眞壁氏 承應元年の頃、眞壁新左衛門あり、眞壁新田を開墾す、後眞上新田と改稱すとぞ。
8 丹波の眞壁氏 伴中條を見よ。
9 備中の眞壁氏 窪屋郡眞壁郷(後に庄)より起る。備中志には元朝中、源賴朝、

間録 マカマ 武藏(下總)葛飾郡に此の地名あり。

眞神 マカミ 眞髪部より起る。大和、美作に此の地名あり。
1 眞神宿禰 倭の漢氏の族にして、大和國十市郡眞神原より起る。姓氏錄、大和諸番に「眞神宿禰・漢の福徳王より出づる也」と載せたり。

眞上 マカミ 眞髪、眞神等と通ず。
1 眞上忌寸 前條氏の族なるべし。姓名錄抄、拾芥抄等に見ゆ。
2 攝津の眞上氏 和名抄、攝津國島上郡に眞上郷を收めて末加美と註す。當郷は石川朝臣年足の墓誌銘に、島上郡白髮郷と見ゆるが故に、もと白髮部の住居せし地なるを知るべし。長秋記、元永二年條には眞上莊とあり(今清水村大字に眞上存す)。而して東寺嘉祥元年文書に「眞上莊地頭眞上彦三郎」、文和三年文書に「芥川眞上左近將監」などあり。

又太平記卷九に眞上彦三郎、子息三郎見ゆ、六波羅の士にて近江番場に死す。同

地頭寺過去縁に「眞上彦三郎持直、同子息又三郎信直」と。

3 肥後の眞上氏 谷城郡淨水寺古碑に、「延暦二十年七月十四日、眞上□乙、肥君馬上、云々」と。
4 雜載 武藏、山城等にも存す。
眞髪美 マカミ 前後數條參照。
○ 眞髪美宿禰 大同類聚方に見ゆ。眞神氏に同じ。

眞髪 マカミ 前數條、及び眞髪部條參照。今昔物語二十三に「圓融院天皇の御代、相摸の京手眞髪の成村」なる者を載す。此の人、卷二十一には「陸奥國眞髪の成村」とあり。その子爲成なり。又長元中、眞髪高文は、源賴信の平忠常討伐に従ひ河を涉りて嚮導す。

眞神田 マカミダ マカミダ
1 大三輪眞神田君 三輪氏の族にして、天武紀五年條に、大三輪眞上田子人君あり。麻加半陀條參照。後に朝臣姓を賜ふ。
2 眞神田朝臣 前項氏の後にして、貞觀四年三月紀に「右京人左大史正六位上眞神田朝臣全雄に姓を大神朝臣と賜ふ。大三輪大田々根子命の後也」と載せ、後に

當庄を眞壁小太夫に賣ひ、關山城に居る」と。又備前國志に同様の傳を載せたり。下つて太平記、卷八に「備中國の住人・庄三郎、眞壁四郎」を載せ、また卷十四に眞壁十郎あり、勤王す。

又三十八に眞壁孫四郎など、その他、多く見ゆ。庄、陶山、成合、新見等の條參照下つて安西軍策に眞壁彦九郎、合弟次郎四郎等を載せたり。

10 秀郷流藤原氏 前項氏は一に藤姓と傳へられ、府志に「眞壁の領主藥師寺次郎右衛門公義は、田原藤太秀郷の裔にして太平記に備中の眞壁氏とあるは是れ也」と。又備中集成志に「眞壁城は眞壁村に在り。藥師寺公義の所築、天正中眞壁彦九郎・居る」と見ゆ。

要するに當國の此の氏は眞髪部の裔に外ならざるべし。マカミベ、及びシラガベ條を見よ。
11 雜載 六波羅の士に眞壁三郎あり、太平記卷九に見ゆ。近江番場に死し、蓮華寺過去帳に「眞壁三郎秀忠(三十三歳)」と。その他、攝津、山城、武藏、備前等に存す。

大神朝臣となりし事次項によりて察すべし。

3 大三輪真神田朝臣 前項氏と同じ。仁和三三年三月紀に「豊後介外從五位下大神朝臣良臣に從五位下を授く。是より先、良臣・官に向ひて披訴す。押御原(天武)天皇の壬申年、伊勢に入り給ひし時、良臣の高祖父三輪君子首・伊勢介と爲りて、軍に従ひて功あり云々。良臣は姓大神真神田朝臣也」と載せたり。大神條參照、子孫多し。

4 真髮田首 物部氏の族にして、姓氏録、大和神別に「真神田首・伊香我色乎命の後也」と載せたり。曾爾氏の族人にて、もと真神田曾爾連と云へり。

真髮田 マカミタ 前條氏と同じ。
真神田曾爾 マカミダノソネ ソネ條參照。

○ 真神田曾爾連 物部氏の族曾爾連の後にして、姓氏録、左京神別に「真神田曾爾連・神饒速日命六世の孫伊香我色乎命の男氣津別命の後也」と載せたり。

真髮部 マカミベ マカンベ マカベ 御名代部の一、白髮部の後にして、延暦四年紀に「白髮部を改めて、真髮部、爲」と

見ゆ。こは光仁帝の御諱の白髮を避け奉れる也。白髮部は清寧帝の御名代部也、シラガベ條を見よ。

1 山城の眞髮部 寶龜十一年四月紀に、「山背國愛宕郡人正六位上鴨瀨宜・眞髮部津守等一十人に、姓を賀茂縣主を賜ふ」と載せ、又大同類聚方卷四十九に「山城國愛宕郡人鴨瀨宜眞髮部津」とあるは此津守の事なるべし。その他、カモ條(一七九頁)參照。

2 皇別の眞髮部 吉備氏の後にて姓氏録右京諸蕃に「眞髮部・同命(稚武産) 男吉備武産命の後也」と載せたり。

3 攝津の眞髮部 和名抄、島上郡に眞上郷(末加美)を載せたり。

4 和泉の眞髮部 出雲氏族にて姓氏録、未定姓、和泉の部に「眞髮部・天福日命の後と云へり、見えず」とありて、泉州志に據れば、泉南郡に眞上村ありと。

5 駿河の眞髮部 有度郡に眞髮郷あり、和名抄に見ゆ。

6 下總の眞髮部 北葛飾郡(今武藏國)に間諫村あり。
7 常陸の眞髮部 常陸國戸籍に眞髮部酒刀白賣を載せ、和名抄に眞髮部眞髮部を

收む、マカベ條參照。

8 上野の眞髮部 和名抄、當國勢多郡に眞髮郷を收む。

9 下野の眞髮部 和名抄、當國河内郡、及び芳賀郡、共に眞髮郷を載せたり。此の部民の多かりしを知るに足らん。

10 石見の眞髮部 元慶五年三月紀に「石見國美濃郡都茂郷云々、銅工眞髮部眞世云々、史生從八位上眞髮部安雄」等を載せたり。

11 美作の眞加部 當國勝田郡に眞加部村あり。

12 備中の眞髮部 元慶五年十月紀に「備中國窪屋郡人眞髮部成道」なる者を載せ、又和名抄、窪屋郡に眞髮郷を收む。

13 周防の眞上部 玖珂郷戸籍に「眞上部持實、同廣子實」などを載せたり。

14 肥後の眞髮部 天長十年三月紀に「肥後國兼北郡白丁眞髮部福益、云々、出身を賜ふ焉。各々私物を輸して、飢民を濟ふを以つて也」と載せたり。

15 眞髮部造 白髮部の伴造なる白髮部造の後にして、姓氏録、山城神別に「眞髮部造・神饒速日命七世の孫大實布乃命の後也」と載せたり。

16 眞髮部造 仁明紀、外從五位下眞髮部造吉人なる者見ゆ。

17 眞髮部臣 備中に在り、白髮部臣の後也。

18 眞髮部首 備中に在り。白髮部首の後也。シラガベ、及びマカベ條參照。

19 眞髮部連 物部氏の族にして、白髮部連の後也。

20 眞髮部宿禰 除目大成抄に眞後權介眞髮部宿禰守忠を載せ、其の他、姓名錄抄、拾芥抄等にも見ゆ。

麻加牟田 マカムダ マカンド 眞神田條參照。

○ 神麻加牟田君 三輪氏の族にして、眞神田氏と同じ。大寶元年紀に神麻加牟田君見首・見ゆ。

麻柄 マガラ ヲガラ條を見よ。

間柄 マガラ 次條氏と同じ。

眞柄 マガラ 誠前國今立郡眞柄邑より起る。朝倉義景家臣に眞柄十郎左衛門直元(一に直隆)、弟同十郎三郎直澄など曰へる勇士のありしこと、諸書に見ゆ。その他、美濃、武藏等にも存す。

望理 マガリ モリ 和名抄、三河國寶飯郡に望理郷あり、モリ條を見よ。又播磨國

勾 マガリ 大和、豊前に勾の地あり、又近江國栗本郡に鉤庄ありて、輿地志略に「土俗鉤郷と云ふ、上鉤、下鉤あり。寺内、蓮臺寺、鎌田井を云ふ。相傳ふ、足利將軍義尚公御在陣の時、土人圍餅を獻せしに、殊に悦喜あつて「鉤にも山ありとまきく鉤山」の一句あり。故に鉤郷と書してまかりと讀むといへり」と。

1 勾君 丹波氏族の一にして、勾部の伴造家也。古事記、開化段に「小俊王は、當麻勾君の祖」と載せたり。當麻、勾部等の條參照。

2 播磨の勾君 播磨風土記、揖保郡條に「越部里(舊名皇子代里)、皇子代と名づくる所以は、勾宮(安閑)天皇の御世、龍人但馬君小津・龍を蒙りて姓を皇子代君を賜ひ、而して三宅を此の村に造りて之に仕へ奉らしむ、故に皇子代村と曰ふ」と見ゆ。皇子代とは御子代にして、小津が此の天皇の御子代部なる勾部の長となり、因りて皇子代君と云ふ也。故に此の場合にて、皇子代君と云ふは、即ち勾君に外ならざる也。而して但馬君は開化皇

子孫曾孫の後にて、丹波氏族の伴造の氏は要するに前項當麻勾君と同族なるを知るべし。

3 飛騨の勾氏 勾部の裔か。正倉院天平寶字六年八月二十七日文書に「木工散位察散位從八位下勾猪万呂(斐太□)」なる者見ゆ。

4 尾張の勾氏 今昔物語卷三十一の第十に「尾張國上勾の經方と云ふ者有りき」とある句は、勾にて勾部の後か。

5 駿河の勾氏 日本惣國風土記なる駿河風土記に勾大兄廣國を載せたり。天皇か。

6 藤原性豐後の勾氏 豐後國園田郷に、「勾保四十六町一段三百歩、地頭職・勾兵衛次郎惟益、同藤左衛門尉尚泰」と載せ、又字佐大鏡に「勾別符は字勾六郎藤原貞平の所領也」と見ゆ。

7 雜載 その他、東鑑に耶等勾當八なる者見ゆ。

勾金 マカリガネ 丹後、豊前に此の地名存し、又駿河、武藏に曲金の地あり。

勾坂 マガリサカ サギサカ條を見よ。

勾苔作 マガリノコケツクリ ハコツクリ條を見ゆ。

勾舍人部 マガリノトネリベ 御名代部

の一種にして、安閑紀二年條に「勾舍人部、勾鞞部を置く」と見ゆ。安閑天皇の舍人、及び舍人部の後裔也。

勾鞞部 マカリノユケヒベ 安閑天皇の御名代部の一種にして、天皇の親部たりし者の後也。

曲淵 マガリフチ マガフチ 甲斐、信濃、岩代、筑前等に此の地名あり。

1 清和源氏頼朝流 甲斐國中巨摩郡曲淵邑より起る。朝日左衛門尉(分脈に三郎)頼時の後胤、陸奥助頼定を祖とす。其の子若狭吉高、其の子勝左衛門吉景入道玄長(武田家臣)なり。家紋丸に横木瓜、披象、三本傘、石持に横木瓜。寛政系譜、武田支流に十二家を載せたり。青木尾張守信親の五男若右衛門信次・吉景の養子となりしが故也。

武田家の勇士に曲淵庄左衛門あり、同流ならん。國志に武河衆の一に收む。吉景の後は「吉景—勝左衛門正吉(宗榮)—同正次—惣兵衛正後—庄藏正房—勝次郎景衡—主計景福、弟甲斐守景源—甲斐守景露(二千石)也。その他、市大夫(千五百石)等、武鑑に見ゆ。



曲淵甲斐守景露

2 信濃の曲淵氏 伊那郡に在り、天龍川の沿岸横川の落合にて、河身屈曲深淵をなす、よりに曲淵と云ふと傳へらる。天文中、庄左衛門、武田氏に仕ふ。その館跡は朝日村平出西南にあり。天正十年主家と共に没落す(伊那郡記)と。庄左衛門吉景の事は、前項、及び尾喜條參照。

3 清和源氏多田氏族 秀房の男景秀を祖とすと云ふ。

4 雜載 その他、能登國の名族、一宮氣多大社神子座職に此の氏あり。

勾部 マガリフチ

此の天皇の都(勾金橋宮)なる勾を名に負へる也。勾宮は大和國高市郡に其の遺跡あり。又此の御名代部には舍人部、親部の二種類存す、前に云へり。

1 大和の勾部 前に云へり。

2 近江の勾部 栗太郡に勾村あり。マガリ條參照。

3 播磨の勾部 和名抄、當國置古郡に置郷を收む。勾部に類して此の部民あり

リしを知るべし。曲舞 マガリマヒ 正訓不明、日向記に曲舞大夫を載せたり。

曲谷 マガリヤ マガリタニ 武藏に此の氏存す。

曲山 マガリヤマ 磐城の豪族にして、寛喜三年石川都々古和氣縁起に「石川氏の家老曲山但馬守正次」を載せ、今泉村に曲山氏多し、其の子孫なりと(上野玉三郎氏)。

馬城 マキ 和名抄、因幡國巨濃郡に馬城郷あり、度木と註す。萬木の誤かと云ふ。

眞城 マキ シンジャウ 前後數條參照。1 眞城史 新羅族にして、寶龜六年七月紀に「山背國紀伊郡人從八位下金城史山守等十四人に、姓を眞城史と賜ふ」と見ゆる後にして、姓氏錄は山城諸蕃に收め「眞城史・新羅國人金氏尊より出づる也」と載せたり。

2 雜載 奥州田村郡、武藏等にも存す。

牧 マキ モク 近江國栗本郡に牧庄、伊豆田方郡に牧郷あり、東鑑文曆二年條に「加藤七郎左衛門尉景義・兄判官景朝と狩野庄内牧郷を争ふ」と。その他、駿河、近江、美濃、陸前、加賀、肥後等に此の地名存す。類は多かるべし。

定) 助右衛門長勝—同長重—三郎兵衛勝秋)と載せ、武鑑に千二百石。又長重の二男「下野守長高—七郎左衛門長富」と。



牧助右衛門

4 橘姓 尾張の豪族にして、前項新波氏の族ならぬ者は此の流也。

5 藤原姓 戸田氏族 戸田氏輝の子氏吉、牧を稱す。

6 三河の牧氏 幡豆郡志古屋村の士に牧吉藏あり。又實飯郡茂松城主に牧主計等見え(二葉松等)、又碧海郡中島村神明社、小園村神明社、播豆郡吉良庄熊子村稻荷明神等の神主に此の氏ありて、内稻荷社家には牧善大夫、牧佐次兵衛、牧市之進等の名見ゆ。猶ほ眞木條參照。

7 上野の牧氏 大室城は長尾家臣牧彈正の成る所と見え、傳説雜記には牧を木工に作る。又加澤記に「天正十年六月下旬、長尾領分・津久田、蒲口要害には、長尾一井齋の家臣牧和泉守、樽の要害には子息彌六郎・楯籠りければ、沼田の矢澤頼綱・下知有りて押寄せたりしも敗北して、南雲の澤邊につたひ落ちたり」と

1 勝原南家工藤氏族 勝原伊豆國牧郷より起り、工藤維景の男維貞(牧大夫)を祖とす。日向記に「維景四男牧大夫維貞・牧、工藤、原田氏、是より傳ふ」と載せたり。

2 大岡氏族 駿河國駿河郡大岡牧より起る。北條時政の後妻牧の方は此の地の人にして、大舍人允宗親の女、大岡判官時親の妹也。愚管抄に載せたり、大岡(一〇七頁)條を見よ、又北條、平賀、島山等の條參照。又中興系圖に「牧、清和、北條時政の父武者所、之を稱す」と見ゆ。

氏人は東鑑卷二、五に牧三郎宗親、九に牧六郎政親、十五に牧武者所、二十に牧小太郎、四十七に牧左衛門二郎等、多くは此の流ならん。

3 清和源氏新波氏族 尾張の豪族にして、新波義統の弟津川下野守義長の男與三右衛門長清、此の氏を冒して牧氏と云ふ。其の妻は信秀の娘、信長の妹也。又云ふ津川彌太郎義長の二男牧善右衛門長治、その子牧右衛門四郎長正、其の子牧助右衛門長勝(はじめ又七郎長次)也。而して家譜に「新波高經の後裔彌太郎義

長(津川氏)の二男若右衛門長治、寛永系圖には正勝)・外家の氏を冒すと云ふ。家紋葉、枝橘。春日井郡川村の古城(川村)に據る。鹽尻の牧氏系圖には「新波義統の弟津川彌太郎義長の男牧下野守長義の母は牧左近の女也。尾州愛智郡川村の城主」と見えたり、愛智郡とは誤にて當地の事也(尾張志)。

又尾張志に「愛智郡島田城(島田村)・城主は牧虎藏也と、府志にいへる如し。此處に住める三家ともに牧氏のうち、善右衛門は虎藏の正統の裔也といへり。善右衛門よりつき、追々に分流して、牧氏惣計十七家となれり。國村地藏寺の縁起に、牧右近大夫義次、其の子右近義汎といふ士あり、義次は當國守新波右兵衛善義廉の四男にて、天文十年三月、當寺を修造す。その後永祿三年五月、兵火に焼亡したるを右近義汎再造す」と。また、前津小林城(前津小林村)二あり、一は名古屋清淨寺界内にあり、牧與三右衛門・之に居る。一は小林村民家にあり、城主不明)と見ゆ。又寛政系譜に「正勝—右衛門四郎長正(長

木藤助、先祖の者。家康に仕ふ」と。
馬來 マキ 武藏に此の氏存す。
馬木 マキ 出雲に此の地名あり。
眞吉 マキ 伊豫土居氏家臣に眞吉水也あり、清良記を著す、土居條參照。その弟を眞吉甚左衛門と云ふ。

牧井 マキキ
牧位 マキキ 武藏に此の氏存す。
牧石 マキイシ 淡路に牧石庄見え、又備前等にも此の地名あり。而して信濃等に此の氏見ゆ。

蔭内 マキウチ
牧内 マキウチ 三河國の豪族にして、碧海郡牧内城(牧内村)は二葉松に「一色左京、牧内左京進忠高(高忠)、異出松平」と見ゆ。又信濃、武藏に存す。

牧浦 マキウラ
牧江 マキエ
蔭繪師 マキエシ 奈良に蔭繪師源三郎あり。
横尾 マキヲ マキノヲ條を見よ。
牧川 マキカハ

牧草 マキクサ 筑後の名族にして、延享三年、伊福治右衛門常正(小瀬村庄屋)筆記に「牧草河内守へ賜ふ御書に曰く、牧神河

内守宗常え任せ候。其の意を得べく候。大友公書判。其の節、問註所より下橋田村庄園十五町を増あり。問註所没落、宗常左京、其の子四郎右衛門・蔭繪して牧草名にあり。時に柳川城主より小瀬、新川、田龍の三村の庄屋役を四郎右衛門に命ぜらる」と。夫より相繼いで十代、小瀬村の庄屋役たり(將士軍談)。

牧口 マキクチ
巻口 マキクチ
牧子 マキコ
牧坂 マキサカ
横崎 マキサキ 膳所本多藩中老に此の氏あり。

牧澤 マキザハ 周防、長門地方に此の氏あり。
牧下 マキシタ 越後に此の地名ありて、武藏等に此の氏存す。

巻島 マキシマ 以下の諸條參照。武藏等に存す。
眞木島 マキシマ 横島條を見よ。
牧島 マキシマ マキノシマ 信濃國更級郡牧島邑より起る。清和源氏村上氏の庶流にして、牧野島城(又牧島の城、牧野村大字牧野島)に據る。

横島 マキシマ マキノシマ 前後各條參照。
1 藤原姓 山城國久世郡横島邑より起り、常徳院江州勳座着到に「四番衆(雍州)眞木島六郎藤原光通」を載せ、永祿六年諸役人附に「四番・眞木島」を擧ぐ。横島城は永正軍記に弘中兵部と云ふ者、此に居城すと見え、織田軍記、信長記等に横島昭光・此に居ると云ふ。

2 和泉の横島氏 大島郡の名族にして、謁尾堡(謁尾城)は此の氏の居城也。
3 雜載 享保頃の國學者に横島彦八照武(部)あり、關八州古戦録を著す。又關所藩士横島喜三郎の榮子横島錠之助は勤王の士にして、正五位を贈らる。實は出羽天童藩士長谷部肇の次男也。また武藏、攝津等に存す。

牧瀬 マキセ 武藏等に此の氏存す。
牧園 マキノノ 大隅等に此の地名ありて九州に此の氏多し。その一、筑後の名族にして備前に牧園進士齋あり、茅山と號す。また筑前國志摩郡今津四所社神官に牧園氏あり。

蔭田 マキタ マイタ 武藏、相摸、美濃(蔭田庄)、伊勢等に此の地名あり。

1 清和源氏吉良氏系 武藏國久良岐郡蔭田邑より起り、吉良系圖に「義氏・泰氏(左衛門佐、宮内少輔、蔭田祖)、弟義繼(始め吉良東條に居る、云々。今に於いては蔭田と號す)」と、吉良條第十項に全文あり。
又吉良治部大輔治家が五代孫左兵衛佐成高より其の子孫左兵衛佐頼康、左兵衛佐氏朝、共に武州世田谷、相州蔭田を領すと。又一説に「左兵衛佐頼康の室崎姫は北條氏綱の女にして、頼康と俱に暫く久良岐郡蔭田村に住し、是を蔭田殿と稱す」と。蔭田系圖には「義繼—經氏—經家—貞家云々」とあり、吉良條第九項を見よ。又蔭田吉良系譜には「修理大夫貞家(左京大夫)—三郎治氏(中務大輔)—治家(龜岡治部大輔)—頼治(兵部大輔)—頼氏(左京大夫)—頼高(右京大夫)—政正(同)—成高(左兵衛佐、世田谷吉良と稱す)—頼康(正四位下、左兵衛佐、左兵衛督、蔭田の吉良と稱す)—氏朝(初め頼貞、左兵衛佐)—頼久(源六郎、左兵衛督、號蔭田)—義繼(源六郎、左兵衛)—義成(源六郎、右近、左衛門)—義俊(左兵衛)—義所(義衛、式部)—義豐(左京大夫)—義房(式部)」と

見ゆ。詳述は吉良條第九項を見よ。又中興系圖に「蔭田・清和、モン五七稱、本國武藏在厚郡、吉良中務大輔治氏八代左兵衛佐頼康・之を稱す」とあり。家紋十六葉菊、五三桐、丸に二引。
2 上總の蔭田氏 カツミ條(一五二頁)を見よ。又房總記に「勝見の御所、左兵衛佐蔭田正業」と載せ、また「蔭田氏は新田義貞の裔孫也。小田原城陥るの後、正業・勝見の蘇氏に寓し、遂に姓を吉良氏と改め、徳川氏に仕へ、祿一千石を食む」と傳へらる。
3 關東の蔭田氏 前二項參照。その他、岩松家老臣に蔭田氏見え、又鉢形城士に蔭田彦五郎あり。
4 藤原南家 尾張の豪族にして、家譜に「爲憲五世孫維兼の裔・蔭田民部少輔維昌の後胤にして、維昌陸奥國蔭田城にありしにより、此の氏を稱す」と云ふ。其の裔「相摸守廣光・織田信長、次に秀吉に仕へ、文祿四年二月死す、法名宗古。その男主水正政勝(初め助之丞、廣政、慶長十二年四月、大坂死、子孫久世大和守家臣)、弟左衛門權佐廣政(秀吉に仕へ)一萬石、關ヶ原役四軍に屬し、高野山に登

り、後家康に仕へ、再び一萬石餘の地を賜ふ」と。豊饗卷三に蔭田相摸守、蔭田主水正とあるは、廣光と政勝也。
廣定の後は、その男・主善頭定正(成定、八千三百石、弟數馬助長廣三千石)—權佐定行(久太郎廣則、七千七百石)—備中守定矩(備中賀陽郡、實は月田權兵衛忠長二男)—權介定英(河内守定安(伊勢守)—主善頭定靜(備中守、攝津守、實は松平出羽守宗新三男)—權佐定祥(近平、實は松平主膳正近形二男)—權介定邦(實は伊達遠江守村壽四男)—榮之助定庸(實は蔭田采女廣道長男)—左衛門廣運(定詢、實は松平宮内大輔直寬四男)—相摸守廣孝(實は蔭田八郎左衛門廣胖長男、文久三年に至り諸侯に列せらる)。備中賀陽郡淺尾一萬石、明治四千四百四十石。家紋八嚙、下り藤、現今子爵。
蔭田權佐定祥
寛政系圖には八嚙子將筋。
5 伊勢の蔭田氏 朝明郡の豪族にして、文治三年後白河院の御領・富田、蔭田諸村の守護代に、蔭田相摸守宗勝なる人あ

り、富田館に住すと傳へ、後に親鸞の弟子となりて祐善坊と稱し、承久三年三月卒、その墓三光寺に在りて、後裔世々僧たりと(五鈴遺響、參宮名所圖繪、勢國見聞集、名勝志、寺記)。

又伊勢神宮祠官に此の氏見え、又書家に藤田龜六器(必器)あり、暢齋と號す。

6 土師姓 河内より起る。肥前大村藩に在りて、木戸氏とも云ふ。

7 雜載 八月南部藩藩役に此の氏見え(武鑑)、又大村藩に存し。又越前福井の士に藤田亮(高柳村代官)あり、書畫を善くし、雲處と號す。その女翠錦は梁川紅蘭の門、書畫及び琴を善くす。又茶人に藤田權助、又信濃、武藏、攝津、山城等にも存す。

牧田 マキタ 但馬に牧田位田あり。又美濃等に此の地名存す。

1 秀郷流藤原姓 河村系圖に「荒川小太郎景秀の子秀綱(牧田二郎)と載せ、その男に又太郎秀經、彦次郎秀宗、小太郎秀久、胤秀を擧ぐ。

2 但馬の牧田氏 太田文に「牧田綱・四拾三町八反給歩、地頭牧田又太郎光盛、除方々備門領定」史料本には此の定の字

5 上野の牧野氏 多胡郡川内壘は牧野丹後守重元の居所と見え、又牧野英一の據る地などあり。

6 下總の牧野氏 香取郡に牧野の地ありて、木下城舊記に「左原領内牧野郷の長者庄司の娘に小室相あり、平將門の寵愛を受く云々」と。又後世、小金本土寺過去帳に牧野小四良を擧げたり。

7 清和源氏 甲斐の牧野氏にして、都留郡牧野村より起る。同地に牧野明神あり。又巨摩郡に真衣郷(真木野)・和名抄に見ゆ。源姓にして、牧野將監は牛奥色に住し、曾根氏の裔善次を婿とすとぞ、田草川、曾根等の條參照。

8 藤原姓 江戸幕臣にして、家紋丸に三柏、三段階子。寛政系譜に「直元(平野氏、升明)―直光(牧野に復す、升允)―直貞(升朝)と載せ、幕府藝者の書附に「二百俵外科平野升作、今以つて同高小普請牧野升朝」とあり。

9 田口姓 三河の豪族にして、蘇我氏の一族田口臣の裔田内教能の後と稱し、系圖に「阿波民部大夫重能(一)に成義、成

なし)と見ゆ。岡村條參照。

3 雜載 その他、徳川時代、山形水野藩年寄、懸川太田藩用人、古河土屋藩用人等により(武鑑)。又攝津、河内、山城、石見、信濃、武藏等に存す。

眞喜田 マキタ 林田建部藩物頭用人に此の氏あり。

眞北 マキタ 津山藩分限帳に「五石三人扶持眞北條四郎」と云ふ人見ゆ。

卷田 マキタ 石川流茶人に、卷田監物あり。その他前各條參照。

牧戸 マキド 石見、出雲地方に存す。

卷鳥井 マキトリキ 正訓不明。

蔣苗 マキナヘ 津輕に此の氏あり。

牧西 マキニシ 1 兒玉黨 武藏發祥の豪族にして、七黨系圖に「庄弘高の子四方田四郎弘季、又號牧西」と見え、その男に三郎義季、五郎弘次、七郎季重を收め、中興系圖に「牧西・藤姓、四郎廣末、之を稱す」とあり。

2 宇都宮氏族 關谷朝業の裔、家遠の子廣末を祖とす云ふ、前項と同一ならん。

能、重義)―田内左衛門教能(成直、則義、又傳内左衛門尉)の後裔田口左衛門尉成保、その子田口左衛門尉成清(後に田三左衛門)まで讀岐にあり。其の子田三左衛門尉成富(賴成)に至り、應永年中、細川氏に從ひて三河に移り、寶飯郡牧野村に住し、此の氏を稱す。其の男田三左衛門尉成時(一)に田藏、古白と號す。―田三波傳藏左衛門尉成三(傳左衛門、成方)―田三信成(傳藏)―田三成繼―田三成里(伊豫守)と見ゆ。

又藩翰譜に「世に傳ふる所、三河國の牧野は昔し平家の侍、讀岐國の住人、阿波民部重能が嫡男田内左衛門尉教能が後胤たり。平家亡び、本領の地を失ひ、其の子孫・當國に來り住せしを、牧野と申せしといふなり。此の説の如くならんには、牧野もと田口姓なり、如何なる故に因つて、此の流には源氏と稱しぬらん、詳なる事を知らず。また三河物語に「享祿の初に、二郎三郎(家康の父)殿、吉田の城を攻められしに、牧野傳藏、傳次、新藏、新次の兄弟四人戰死して、城を取られし」といふ事あり。康成の家・代々其の初名を新次郎といひしかば、傳藏が子の後たる

馬被 マギヌ 武藏國橋本郡に、馬絹邑あり。

眞衣 マキノ 和名抄、甲斐國巨摩郡に眞衣郷を收め、萬木乃、國にては眞木野の字を用ふ」と註し、高山寺本には「末支乃、國にては眞木野の三字を用ふ」とあり。

牧野 マキノ 大和、攝津(豐島郡)に牧野庄見え、又三河、遠江、甲斐、下總、近江、上野、越中等に此の地名存す。

1 上代の牧野氏 正倉院天平七年文書に見ゆ。

2 藤原北家道隆流 經行の孫行廣の子行能(牧野五郎)を祖とすと云ふ。

3 奥州の牧野氏 伊達郡靈山寺明應九年檉札に「伊達總領向宗、並に家臣牧野安壽守頼仲、同子息彈正右衛門尉宗仲」と載せ、又牧野彈正忠久仲は伊達晴宗の時、守護代たりし事、諸書に見ゆ。然るにその後、輝宗の代、久仲・中野常陸介宗時と共に叛して、元龜元年五月、出羽長井庄小松城に據りしが、敗れて亡ぶ。又永祿五年、伊達總領輝宗の家臣に牧野彈正忠宗仲、正宗家臣に牧野大藏等あり。

4 郡領氏族 郡領系圖に「政資―次郎資胤―某(號牧野)と見え、又下野國志に

にや有らん。されど傳藏の後、いふ所の如きには、新三、新二の事詳ならず。吉田の城に戰死せし者共の事、傳左衛門尉父子三人、並に新二新三とするせしものあれば、新二新三二人は傳左衛門尉が子とは見えぬといふなり。思ふに、これら只其の一族にして、正しき兄弟なりといふには、あらざるべし。

また創業記に據るに、初め牧野古柏入道。今橋の城にありて、田原の戸田と心よからず。今川治部大輔氏親、戸田を助けて、今橋の城を攻む。永正三年十一月、城破れて、牧野入道腹切て死す。城をば戸田ぞ取たりける。古柏が子傳藏成人の程、再び城を攻め取て、移り住み、東三河の地を併す。享祿五年五月、傳三傳二兄弟、二郎三郎殿の爲に戰死して、城また陥る。

是は牧野が族傳兵衛尉某、正岡の城にありて、岡崎表に心を合せしが故なりしかば、頓て傳兵衛尉して、其城を守らしめらる。其の後天文六年、戸田また傳兵衛尉が家人戸田新二郎、同宗兵衛尉と心を合せて、今橋の城を取る。同じき十年、今川また其の城を攻め取て、小原肥前守をして守らしむ。永祿中、牛窪の牧野新

二郡を始めて、東三河の衆と、徳川殿の御方に屬して、八年三月、終に今橋の城を攻め取られぬ。今橋をば後に吉田の城といふなり。慶長中、傳三が孫傳藏成里、御家人に召されて、叙爵し伊豫守に任ず。此の流の如きは、則ち田口を以て姓とす」と。
 又二葉松等に據るに、「牧野城は豊川町牧野の内、市場字横町に在り。應永四年、櫻岡助成遠・讃岐國より牟呂港に着船、夫より當城を築き牧野を稱すと云ふ。今川氏に屬し、東三河四郡を領す、その子右衛門成時・永正二年、今橋に移る」と見ゆ。
 又一に「春興に至り參州牛窪城に居る。その男左衛門佐成時、入道して古白と云ひ、今橋城に居る。その男田藏成三（傳右衛門）、その男傳三成命（信成）、弟傳次、成命男傳藏成繼、その男傳藏成里・瀧川一益、長谷川秀一、關白秀次等に仕へ、關原役、西軍に屬せしが、後秀忠に仕へ、三千石、伊豫守に補せらる」と見ゆ。
 されど實飯郡は古代國造の在りし地にして、その國造は田口氏と同族にして、武内宿禰の裔孫なれば、此の氏も其の族

にて、其の武内宿禰の裔なるより、同じく宿禰の裔にして、源平時代に有名なる櫻岡氏より系をひきしか。論は考ふべし。ホ、ホイ等の條參照。
 10 藤原姓説 猶ほ牛窪密談記に「牧野御先祖を傳へ聞くに、花園院關白の公達左大臣某は御心あくまで不敵に渡らせ力業を好み玉へば、御世をつがせ給ふ事叶はず、依りて文保二戊午年、讃岐國へ左遷。應永年中、參州大亂に依りて筋目正しき將を招くとて讃岐渡海、彼の左大臣の末業にや、田内左衛門尉成清（また重清）の後胤田内傳藏成富を願請ひて、三州牟呂の津に着船、八幡左衛門天王神主所に暫く休息し、同國中條の郷牧野の里に來給ふ。屋敷を構へ（後には城と成る）、程なく逝去、嫡男田内左衛門尉成時・家督世俗沙汰にや、三河の牧野は古代の名也」と云々と。
 11 氏人 仲條新草社延寶九年棟札に「嘉吉三年云々、牧野右馬頭御建立」と云ふを初見とすれど、傳説なれば、實否詳かならず。次に三河開書、文明三卯年、八名郡和田村八幡宮棟札に牧野駿河守・見え、同四年十一月十五日、財寶寺建立棟

札に「大旦那牧野修理進利業、同左京守成、飯田兵庫助近長」を擧げ、明應四年七月十日の財寶寺興院建立棟札に「大檀那牧野古白」を載せたり。（又財寶寺鎮守八所社文明三年十二月十一日棟札に願主牧野古白と見ゆ）。
 その後、「永正二年、今川氏親・東三河に出馬し、牧野古白をして今橋城を築かしめ、七月繩張云々」と（宮崎傳記、牛窪密談記）。翌年十一月戸田憲光・牧野古白を破り、今橋城を奪ふ。古白・此の時死すと系圖に在り。又同十四年久保村氏神造立棟札に「霜月二十四日、御地頭牧野平次」と見ゆ。（又同年四月八日牛窪八幡棟札に城主牧野左衛門尉成時あり）。
 大永二年に至り、牧野傳藏信成（一に成信）は、戸田金七郎を追ひて再び今橋に入り、今橋を改めて吉田と號し、傳藏の文字を田三と改む。その頃、牧野民部丞成勝は一色城を改めて牛窪城と號すと傳へ、同五年六月二十一日には、牧野田三平信成が八幡宮に二十貫文を寄進する事見ゆ。又宗長手記、大永二年七月條に「八幡ちかき所、牧野四郎左衛門尉所本野が原云々」と。又四年六月條に「十日に

今橋、今吉田也。田口武藏也、牧野田三「一宿」とあり。
 又享祿元年の長山村若一王子遺體禮札に「大願主牧野民部丞成勝」を載せ、又同二年、牧野出羽守保成・牛久保城を築き、一色城には同名民部丞成勝住すとあり。又同三年頃、市田に牧野四郎左衛門、伊奈に牧野平三郎ありと。宗長手記、大永六年三月條に「參河國今橋牧野田三、彼の父、おぼちより知人にて、國の境いわづらはしきに、人多く物の具などして迎にとて事々しくぞ覺えし、此所一日熊谷越後守來り、物語夜更侍りし、田三同名、猪名といふ處一宿」と。又大永七年四月條に「井奈といふ牧野平三郎家城一日逗留、云々、今橋牧野三田宿所一日興行」などあり。本多條參照。

尾崎右衛門居住とも云ふ。次に久保村屋鋪は牧野平次郎にて、永正年中の棟札あり。
 次に一色城は初め一色氏據りしが、文明九年、波多野全慶・之を奪ふ、一色、波多野等條を見よ。その後、明應二年十二月に至り、牧野左衛門成時（古白）・灰塚野に戰つて全慶を誅し、當城を奪ふ。これより牧野氏代々の居城となる。永正二年、古白、今橋城に移り、右馬允成勝・當城主となる。天文元年成勝・松平清康と戦ひしも、敗れて和睦す。其の後、成守、成定（康成）等、當城主たりしと云ひ（系圖）また櫻井將右衛門（牧野家臣）住すと云ふ（堤）。なほ城址地理誌に據れば、往昔荒川氏當城に據ると云ふ。

に際し、康成上州大郡に移さる。次に湖木城は牛久保町湖木に在り、明應二年、牧野成時（古白）之を築く、次いで二男新次郎居住す。次に三橋城（豊川町三谷原字郷中）は鎌倉北條時代、飯尾因幡入道住す、證文あり。後牧野勘五郎居城す。領地一紙田村助五郎方に制札残りりと云ふ。

12 居城 牧野村古屋敷は牧野右衛門成時（古白）住居す。古白は田内左衛門尉頼成の二男也と傳ふ。次に正岡村古屋敷は牛久保町正岡字南田に在り、牧野傳兵衛成敏居住すと云ひ、市田城（八幡村市田）は牧野四郎左衛門尉の據りし地、一説に笹

次に牛久保城（牛久保字城跡）は享祿二年、牧野出羽守保成・長山の岸に當城を築く。息田三郎成元、同右馬允成守居住す。後右馬允成定あり、今川氏に屬し、永祿四年吉良義昭の命にて、四尾城を守りしが、敗れて當城に歸る。同七年徳川氏に降り、同九年卒。其の子新次郎康成關ぐ。天正三年長篠の役、織田信長當城に入る。天正十八年八月家康江戸に移る

五月二十八日、松平清康當城を陥る。信成、成高等兄弟戦死。松平氏は牧野傳兵衛を城代とす。天文六年戸田金七郎・傳兵衛を追うて當城を奪ふ。同十五年十月今川義元・天野安藝守をして當城を攻めしむ、戸田金七郎敗北、十一月二十四日陥落す。これより今川領となり、専ら吉田城と呼ばれる。天野安藝守、朝比奈筑前守輝勝、伊東左近將監、小原肥前守鐵實

等相次いで城代たり。永祿四年今川氏眞、鑑實に命じ、三河反將十三人の質たりし妻子を殺す。永祿七年徳川家康富城を攻め、六月小原氏を走らす。

13

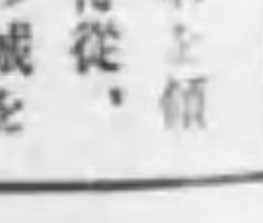
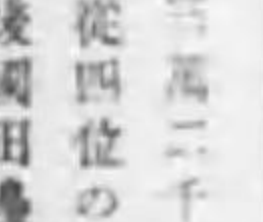
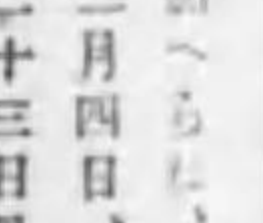
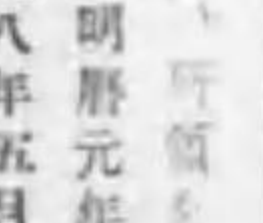
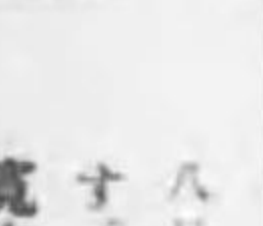
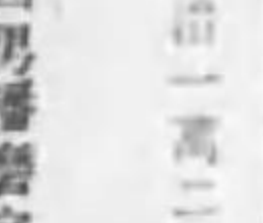
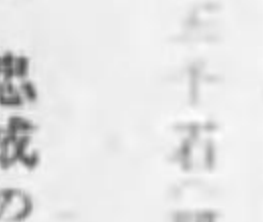
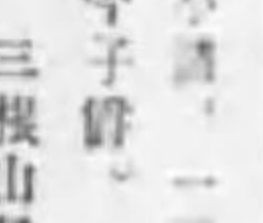
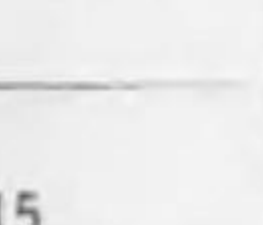
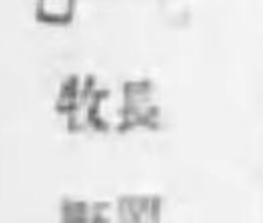
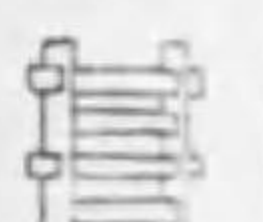
長岡侯 前述牛窪城に據りし牧野氏にして、一に右馬允貞成、その男新二郎成定(右馬允)の後と云ひ、藩翰譜に「牧野右馬允源康成(初名新次郎)は故右馬允成定の子なり。初め成定・三河國牛窪城に在り。永祿の初、吉良義昭が爲めに四尾の城を守り、酒井雅樂助正親と戦ふ事、時を経て成定終に怪へずして、四尾を去つて、牛窪に歸る、永祿四年の事なり。其の後また今川の方人して、徳川殿と戦ふ事、度々に及び、(小坂井赤坂等に戦ひしなり)、同八年に至つて、終に徳川殿に降る。其の族出羽守某と所領の地争ふ事に依つて、九年五月、水野殿に仰せて、出羽守を追却せられ、成定して、本領を安堵せしめらる。此の年十月二十三日、成定年四十二にして死す、其子新次郎、いまだ幼なし、一族家人等に任せて、父が後を繼せらる。

新次郎、既に成人の後、御諱の字を賜うて、右馬允康成と申す、天正三年、(時に二十三歳か)、長篠合戦の時、酒井左衛門尉忠次と共に、菅原の要害を攻落す。今年遠江國諏訪原の城落つ、牧野の城と名を替へて、康成に賜ふ。同七年九月十八日、松平甚太郎家忠と共に、望宗の城をせむ。十年三月三日、康成仰を承けて、牧野の城を出で、駿河國に至り、興國寺の城を守り、同七月、久野三郎左衛門宗能と共に、伊豆國柵戸の要害を守る。十一年十月、駿河國牛窪の城を賜ひて移り、十六年四月、從五位下、右馬允に任ず。十八年の夏、小田原を攻られしに、徳川殿に從ひ、此の年、上野國大胡の城を賜ふ、二萬石也。慶長五年の秋、康成子息新二郎忠成父子、山道をのぼり、八月七日、眞田昌幸が兵・上田の城より出て御方散々に打なされる。新二郎忠成、生年十八歳、手勢引具して先に進み、追來る敵を打破り、つゞく御方の軍勢と同じく、城に追ひ詰めて、既に城を破らんとせしが、筋氣を蒙り、郎等を引具して、遂に逐電す(郎等性掃部)。父の康成は上野國吾妻に歸す。同九年康成父子、朝免を

蒙り、本領を安堵す。同十四年十二月十二日康成卒す、五十五歳なり。子息駿河守忠成(新二郎)元和四年、越後國長岡の城に移る、七萬四千石也。寛永十一年七月二十二日、從四位下、年七十四歳にて、承應三年十二月十六日卒す。嫡子大和守光成、早世しければ、嫡孫飛騨守忠成を世嗣とす。忠成祖父につぎて、延寶二年五月二十七日四十歳にて卒し、其の子駿河守忠辰(つぐ)と。

その後は寛政系譜、及び武鑑に「忠成—駿河守忠辰(忠郷)—駿河守忠壽(阿波守、實は本多隆成守康慶の六男)—民部少輔忠周(土佐守忠軌)—駿河守忠敬(實は牧野備後守貞通長男)—弟駿河守忠利—弟駿河守忠寛—備前守忠精—備前守忠雅(侍從)—備前守忠泰(實は松平和泉守乘寛三男)—支番頭忠訓(實は松平伯耆守宗秀次男)」と見ゆ。

忠恭—忠毅—忠篤にして、越後長岡七萬四千石、幕末二萬四千石、明治一萬五百石にして、現今子爵。家紋丸に三葉柏、九曜、登橋、十六葉菊、五七の桐。(維新の際、佐幕黨の首領也。藩老河井繼之助秋義、名あり五月十九日降落)



新編武藏風土記、足立郡川田谷陣屋(川田谷村)條に(御入國以來、牧野讚岐守康成、及び其の子内匠頭信成、孫佐渡守親成等住せし陣屋なりしが、慶安三年、親成が弟太郎左衛門永成に分地せしより、今も其の子孫大和守の陣屋となせり。構の内に鎮守として、太神宮八幡の合社、稻荷辨天の合社あり」と。又越後長峰城(吉川村長峰)は「牧野右馬允忠成人部の始め、此城に居る。三年の後長岡へ移れり」と。

小讀、一萬五千石(明治一萬二千石、現今子爵)。
15 三根山侯 忠成の四男播磨成定(直成、六千石)一弟半右衛門忠清一伊豫守忠貴(忠英)—播磨守忠列(伊勢守、伊豫守、實は秋月式部種封三男)—讃岐守忠知(伊豫守)—播磨守忠義—半右衛門忠教—讃岐守忠衛(實は松平和泉守乘寛二男)—筑後守忠直(實は奥平半左衛門昌高四男)—半右衛門中興(實は松平中務少輔乘美三男)—伊勢守忠泰(實は五島左衛門盛成男)—忠良にして、忠泰・文久三年、越後三根山一萬一千石(明治五千四百石)、現今子爵。

八月、所領を加へらる、三萬二千石を領す。明暦元年二月四日、從四位の侍從、寛文八年五月二十三日丹後國田邊の城を給ふ(三萬五千石)。延寶元年九月二十九日致仕、同五年九月二十三日卒す、七十一歳。舍弟因幡守富成・家を嗣ぐ。

その後は寛政系譜、及び武鑑に「富成—河内守英成(侍從、號曉覺、實は村越伊豫守直成男)—因幡守明成—豐前守惟成—佐渡守宣成—豐前守以成—河内守節成(實は以成弟如水允成の子)—豐前守誠成—彌成—一成にして、丹後田邊三萬五千石、後丹後舞鶴二萬石、明治九千四百四十石。現今子爵。

14

小讀侯 駿河守忠成が二男内膳正武成(康成)は越後國奥板一萬石を分ち領し、其の子「遠江守康通—周防守康重(實は本庄因幡守宗資四男、信濃國小諸に移り、一萬五千石を領す)—内膳正康周—遠江守康滿—周防守康陸(内膳正)—内膳正康備—宮内少輔康長—弟内膳正康明—遠江守康命(實は同姓備前守忠精六男)—遠江守康哉(實は同姓越中守貞一弟、屬精治を圖る、名君の稱あり)—遠江守康濟」と見ゆ。康哉—康民—康強にして、信濃

16

田邊侯 讚岐守康成の男内匠頭信成の後にして、父子家康に仕ふ。康成の父も讚岐守といひ、正成と名のると云ふ。諸記に見ゆる事少く、家忠日記に、家康・初めて上洛の時、供せし由ばかりを載す。關東に移封の後、武藏國石戸の地を領し(五千石)、信成は秀忠に仕へて、元和二年二月大番頭、正保元年正月十一日、下總の國關宿の城を賜ふ、二萬二千石なり。慶安三年四月十一日、七十二歳にして卒し、嫡男九右衛門・世を早うし、二男佐渡守親成を世嗣とす。親成・承應三年

17

笠間侯 康成の三男「越中守(美濃守)儀成(成儀、館林綱吉家臣)—備後守成貞(關宿七萬三千石)—備前守成春(大戸半彌吉房男、三河吉田八萬石)—備後守成央(日向延岡)—備後守(越中守)貞通(實は成貞三男、常陸笠間)—同上貞長—兵部少輔(備中守、日向守)貞喜(越中守)—越中守貞幹—同貞一—弟角五郎貞

18

八月、所領を加へらる、三萬二千石を領す。明暦元年二月四日、從四位の侍從、寛文八年五月二十三日丹後國田邊の城を給ふ(三萬五千石)。延寶元年九月二十九日致仕、同五年九月二十三日卒す、七十一歳。舍弟因幡守富成・家を嗣ぐ。

辨一鶴中守貞久一岡貞明(實は布施孫兵衛二男)と載す。貞久一貞直一貞寧にして、常陸笠岡八萬石、(明治二萬五千八百十石)、現今子爵。



長岡家
笠岡家
野野

18 三河牧野雜載 二葉松に幡豆郡西條城(四尾城)は「吉良義虎まで代々居住、次に牧野右馬允・之に居る」と、吉良、酒井等の條參照。又武鑑に「牧野播磨守(男中右衛門、六千石)、牧野傳藏(男若狭守成著、三千石)、同大隅守(男大學、二千三百石)、同式部(千五百石)、同大和守成備(内匠男、千五百石)、同將監(五百石)等を載せたり。

又徳川時代、播豆郡羽豆神社々家に在りて、月河里左膳の式内神名帳に「羽利大明神・神主寺部村牧野宮内」、本多光臣順拜記に「羽豆寺部村牧野宮内」など見ゆ。

19 尾張の牧野氏 尾張志等に「知多郡大高村に牧野傳三成重居す」と。又愛知郡にも見ゆ。

20 清和源氏宇野氏族 大和の豪族にして、宇野郡牧野氏より起り、上村城に據る。

又一に横野に作る。至徳元年の大和武士交名に牧野とあるも此の族か。名牧鑑蕃軌圖に「滿中三男頼親云々、其の孫横野等也」と、牧野入道は南朝の忠臣也、横野條に詳か也。

21 紀伊の牧野氏 伊都郡官符莊の地土に牧野藤左衛門あり。

22 美作の牧野氏 大庭郡湯本の城主に牧野氏あり、舊跡録に見ゆ、湯山城主牧氏と云ふと同一なるべし。牧條參照。又苦田郡の牧野氏は「本性源氏、出羽の人牧野彌太郎成氏・浪人して當國齋藤玄蕃に頼り、四屋城に戦死し、その男四郎右衛門正滿・亦當城にありしが、天正十年落城、奥津邑に遷る、その男三郎左衛門政家なり」と。

又植月系圖に森家臣牧野市郎大夫成尚・見ゆ。

23 雜載 東鑑卷五十一に牧野太郎兵衛尉を載せ、下つて徳川時代、芝村織田藩用人、柳倉小笠原藩中老、懸川太田藩用人、四尾松平藩用人等に存し、又幕末、備前池田家の重臣牧野權六郎成憲は王事に盡す所多く、正四位を贈らる。又秀康繪給儀に「二十四百石領主牧野

主殿、七百石牧野右衛門太郎、二百石牧野傳兵衛」等を載せ、又關長門守侍帳に「百五十石牧野加兵衛」、田中藩知行割帳に「一千石牧野右衛門」、また大隅國大隅郡佐多郡十三所大明神永祿十三年棟札に牧野四郎兵衛、大村藩にも存し、長興氏より分るとぞ。又本多條に牧野宗二郎あり。

又佐州役人附に「清和源氏・牧野甚兵衛」を載せ、又徳田館臣牧野孫市正成は源家にして、田口教能の裔と云ふ。喜八郎正忠に至り御家人となる。家紋三柏、九曜。又備前、播磨、攝津、伊勢、志摩、美濃、信濃、甲斐、武蔵、越後、岩盤、津輕等に多しとぞ。又現今牧野伸顯伯あり、大久保利通侯の次男にして、國事に功多く、令名甚高し。

横野 マキノノ前條、及びマキノ條を參照せよ。

1 清和源氏宇野氏族 大和國宇野郡牧野邑より起る、牧野條參照。名所圖會に「横野城址は牧野村大字上村に在り、横野氏の居館也」と。太平記卷九に「勢三千餘騎にて、大塔の宮の御迎に參る。横野上野房聖賢が持たる横野の城へ御入り」と見ゆるもの、これにして、又十八に眞木定親、二十一に眞木實珠丸等を載せ、南山巡狩録に「南朝興年略記が佐々木系圖

を引いて、大和國宇野郡水越に於いて、三輪入道西阿、眞木野入道定親の男實珠丸、長谷寺、淡峰の衆徒を離し合はせ、師直と合戦に及ぶ。佐々木佐渡四郎左衛門尉秀宗・師直が命をうけ、接戦して終に討死す云々」と云へり。

2 河内の横野氏 八尾城守將に眞木野信行あり、酒邊條を見よ。前項氏の族にして、南朝の忠臣也。

3 肥後の横野氏 山鹿郡の豪族にして、横野駿河守秀盛に至り伊勢に移る、三宅條を見よ。

4 雜載 その他、攝津、石見等に存す。眞木野 マキノノ前條氏に同じ。又近江香場蓮華寺過去帳に「眞木野藤左衛門尉朝安(三十八歳)」を載せたり。

横尾 マキノヲ マキヲ 山城、和泉、伊勢等に此の地名あり。

牧之瀬 マキノセ 薩隅の名族なりと。牧野原 マキノハラ 遠江、甲斐に此の地名あり。

牧原 マキノハラ マキハラ 1 清和源氏武田氏族 甲州の豪族にして、北巨摩郡牧原より起る。武田系圖に「(武川)甲斐守時信一八郎貞家(牧原の祖)」

と載せ、又牧野原とも見ゆ。

2 雜載 遠江國橋原郡諏訪原城は一に牧野原城とも云ふ、金谷町牧野原に在り。武田氏の屬城にして天正元年秋築く。馬場美濃守の繩張也。今福丹波守、諸賢、小泉等守る。同三年徳川氏に攻められ、八月二十三日、今福、諸賢・城をすて、小山城に走る。よつて徳川氏の將松井左近將監忠次、牧野右馬允之を守る。これより牧原城と號す。廢毀の年代詳かならず。小山、駿河久能、三枚橋と共に名城に數へらる。又此の氏、武蔵、備前等に存す。

牧場 マキバ 巻幡 マキハタ 横原 マキハラ 1 備後の横原氏 藝藩通志に「狐城は下布野村にあり。横原藤五左衛門といふ者、居守せしといふ。同三洲村茶釜谷合戦に『下布野村姫が岳城主横原』と傳ふれど、當村にひめが岳なし、蓋し此の山をいふにや」と。下布野姫岳城主横原某あり、左登條を見よ。

2 雜載 その他、攝津、武蔵、信濃等に存す。牧原 マキハラ マキノハラ條を見よ。

眞備 マキビ マビ條を見よ。

卷淵 マキフチ 武蔵に此の氏存す。

横見 マキミ 箭草、鎌倉時代、武士の所領を擧げて、「三千町、武蔵・横見兵内氏助」と載す。

纏向 マキムク 大和の名邑にして、珠城宮(垂仁天皇)跡、日代宮(景行天皇)跡等の所在地也。又巻向坐若御魂神社(大、月次、新嘗)・延喜式等に見ゆ。

○ 纏向神主 前述大和城上郡纏向神社の神主家なるべし。神代本紀に「振魂尊の子天忍立命は纏向神主等の祖」と載せたり。

牧村 マキムラ 三河、近江、美濃等に此の地名存す。

1 近江の牧村氏 栗太郡牧村より起る。輿地志略に「牧村兵部大輔利貞は栗太郡牧村の人也。初の名牛之助、齋藤義龍の武者奉行也。伊賀岩手の城主となる」と。次項參照。又甲賀五十三騎の一に此の氏見ゆ。

2 美濃の牧村氏 安八郡牧村より起る。もと當地の地頭に牧村土佐守あり、天文二十年、參州大河内氏の族大河内源次郎政忠・土佐守を亡ぼして此の地を領し、